

ファカルティレポート

—神戸大学大学院法学研究科・法学部 自己評価報告書—

研究・教育の現状と課題
研究・教育活動報告

11

(2014. 4～2016. 3)
下巻

神戸大学大学院法学研究科

目次

教授（五十音順。以下同じ）

青木 哲（民事手続法・教授）	1
浅野 博宣（憲法・教授）	4
飯田 文雄（政治学・教授）	6
池田 公博（刑事手続法・教授）	15
池田 千鶴（経済法・教授）	19
井上 典之（憲法・教授）	25
上寫 一高（刑法・教授）	30
宇藤 崇（刑事手続法・教授）	34
浦野 由紀子（民法・教授）	38
大内 伸哉（労働法・教授）	41
大口 奈良恵（法曹実務・教授）	48
大西 裕（行政学・教授）	51
小田 直樹（刑法・教授）	56
檜村 志郎（法社会学・教授）	58
角松 生史（行政法・教授）	63
川島 富士雄（国際経済法・教授）	70
窪田 充見（民法・教授）	73
栗栖 薫子（国際関係論・教授）	78
齋藤 彰（国際取引法・教授）	83
榊 素寛（商法・教授）	88
櫻庭 涼子（労働法・教授）	92
志谷 匡史（商法・教授）	96
品田 裕（政治過程論・教授）	101

渋谷 謙次郎（ロシア法・教授）	106
島並 良（知的財産法・教授）	110
島村 健（環境法・教授）	114
嶋矢 貴之（刑事法・教授）	117
関根 由紀（社会保障法・教授）	121
泉水 文雄（経済法・教授）	126
高橋 裕（法社会学・教授）	135
瀧澤 栄治（ローマ法・教授）	140
多湖 淳（対外政策論・教授）	142
玉田 大（国際法・教授）	146
手嶋 豊（民法、医事法・教授）	160
中川 丈久（行政法・教授）	164
中西 正（民事手続法・教授）	169
中野 俊一郎（国際私法・教授）	172
八田 卓也（民事手続法・教授）	176
馬場 健一（法社会学・教授）	179
淵 圭吾（租税法・教授）	183
増島 建（国際関係論・教授）	186
丸山 英二（英米法、医事法・教授）	189
簗原 俊洋（日米関係史・教授）	196
安井 宏樹（西洋政治史・教授）	206
山田 誠一（民法・教授）	209
山本 顯治（民法・教授）	213
山本 弘（民事手続法・教授）	216
行澤 一人（商法・教授）	218
米丸 恒治（行政法・教授）	223

Ronni Alexander (国際関係論・教授)	227
----------------------------------	-----

准教授

安藤 馨 (法哲学・准教授)	231
飯田 秀総 (商法・准教授)	235
興津 征雄 (行政法・准教授)	240
小野 博司 (日本法史・准教授)	246
木下 昌彦 (憲法・准教授)	250
瀬戸口 祐基 (民法・准教授)	254
田中 洋 (民法・准教授)	255
藤村 直史 (議会研究、日本政治・准教授)	259
前田 健 (知的財産法・准教授)	261
米倉 暢大 (民法・准教授)	266

助教

大原 誠 (助教)	267
中尾 祐人 (行政法・助教)	270
堀澤 明生 (行政法・助教)	271
政所 大輔 (国際関係論・助教)	272

特命教授

Keith Carpenter (国際金融法、英米法・特命教授)	274
James Claxton (国際仲裁、国際投資法・特命教授)	276

特命講師

Michela Riminucci (労働法、EU法、比較法・特命講師)	279
--	-----

特命助教

板持 研吾（特命助教・英米法）	283
-----------------------	-----

平成 27 年度末までに退職した教員

近藤 光男（商法・教授）	284
曾我 謙悟（行政学・教授）	286
蜂須賀 三紀雄（法曹実務・教授）	288
神山 弘行（租税法・准教授）	289
梶原 晶（政治過程論・専任講師）	292
奥野 哲也（民法・助教）	295
海道 俊明（行政法・助教）	296
Steve David Pickering（国際関係論・特命講師）	297
矢内 勇生（政治経済学・特命講師）	300
Cheong Wei Sun（専攻・特命助教）	303

教授

青木 哲（民事手続法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究活動について。今期は、民事執行法改正の準備ための研究会である「民事執行手続に関する研究会」に参加し、財産開示制度や子の引渡しの強制執行などのあり方について、法務省・裁判所の担当者、弁護士、研究者らと意見交換をし、理解を深めた。そのほか、民事執行法・民事保全法分野では、下記Ⅱの④の辞典のいくつかの項目を執筆した。民事訴訟法分野では、抗告について②のコンメンタールを執筆した。給付訴訟における権利能力のない団体の当事者適格に関して、⑨の論文と、⑩の判例紹介を執筆した。倒産法分野では、破産債権者・再生債権者の手続参加について、①および③のコンメンタールを執筆した。国際民事手続法分野では、執行判決請求訴訟に関して⑤および⑬の判例評釈を執筆した。今後は、民事訴訟法分野における当事者および判決効と、民事執行法分野における財産開示制度および子の引渡しの強制執行を中心に研究を進めていきたい。

教育活動について。対象期間は、学部の「民事訴訟法」および「法解釈基礎」、法科大学院の「民事執行・保全法」などを担当した。今後も、これらの授業において、学生にとってわかりにくいところを中心に理解を促すような事例・設例を示すように心掛けたい。

Ⅱ 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
①新基本法コンメンタール破産法（103条～108条）	分担執筆 （山本克己ほか編）	日本評論社	2014年9月
②注釈民事訴訟法第5巻（328条～330条、336条、337条）	分担執筆 （高田裕成ほか編）	日本評論社	2015年9月
③新基本法コンメンタール民事再生法（86条～88条）	分担執筆 （山本克己ほか編）	日本評論社	2015年9月
④法律学小辞典（第5版）	分担執筆 （高橋和之ほか編）	有斐閣	2016年3月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
⑤執行判決訴訟における訴訟上の相殺の主張が専属的管轄合意および重複起訴禁止に反しないとされた事例	単著	JCA ジャーナル 683号	683号 28-35 頁	2014年5月
⑥権利承継——権利譲渡人からの引受申立て	単著	中島弘雅ほか編 『民事訴訟法判例 インデックス』（商 事法務）	446-447頁	2015年1月

⑦類似必要的共同訴訟— —住民訴訟事案	単著	中島弘雅ほか編 『民事訴訟法判例 インデックス』（商 事法務）	390-391 頁	2015 年 1 月
⑧類似必要的共同訴訟— —株主代表訴訟事案	単著	中島弘雅ほか編 『民事訴訟法判例 インデックス』（商 事法務）	392-393 頁	2015 年 1 月
⑨給付訴訟における権利 能力のない社団の当事者 適格と本案の問題につ いて	単著	高橋宏志ほか編 『民事手続の現代 的使命・伊藤眞先 生古稀祝賀論文 集』（有斐閣）	3-26 頁	2015 年 2 月
⑩権利能力のない社団の 代表者個人名義への不動 産登記請求訴訟における 社団の原告適格	単著	判例セレクト 2014 II（法学教室別 冊）	27 頁	2015 年 2 月
⑪不利益変更の禁止 (1)—相殺の抗弁	単著	民事訴訟法判例百 選[第 5 版]（別冊 ジュリスト）	226 号	2015 年 11 月
⑫離婚に基づく財産給付 行為と否認	単著	Q&A 破産法の実 務（新日本法規出 版）	37・38 号 1100 頁	2015 年 12 月
⑬執行判決請求訴訟が起 訴命令に対する「本案の 訴え」に該当するとされ た事例	単著	JCA ジャーナル	63 巻 1 号 19- 26 頁	2016 年 1 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
給付訴訟における権利能 力のない社団の当事者適 格と本案の問題について	単独	関西民事訴訟法研 究会	大阪大学中之 島センター	2014 年 9 月
判例評釈（最一小決平成 25 年 11 月 21 日民集 67 巻 8 号 1686 頁）	単独	東京大学民事法判 例研究会	東京大学	2014 年 10 月
請求の目的物の所有者に 対する判決効について	単独	財産管理制度科研 研究会	神戸大学	2015 年 3 月
請求の目的物の所有者に 対する判決効について	単独	日本民事訴訟法学 会関西支部研究会	島根ビル（大 阪市北区）	2015 年 7 月
夫婦の財産管理に関する 手続法上の 2 つの問題 —①夫婦居住家屋の明 渡執行，②離婚給付と義 務者の破産	単独	財産管理制度科研 研究会	神戸大学	2015 年 9 月

執行判決請求訴訟が起訴命令に対する「本案の訴え」に該当するとされた事例	単独	国際民事執行・保全法研究会	キャンパスプラザ京都	2015年12月
-------------------------------------	----	---------------	------------	----------

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

科研基盤 (B)「複数人による、または、複数人のための財産管理制度のあり方」(山田誠一教授代表) および若手研究 (B)「民事執行手続への責任財産性の反映のあり方に関する研究」による成果として、上記①⑨⑩がある。

2015年度

科研基盤 (B)「複数人による、または、複数人のための財産管理制度のあり方」(山田誠一教授代表) による研究成果として、上記③⑫がある。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	民事執行・保全法	2
	対話型演習民事法総合	0.27
	1L 法解釈演習 前期	0.53
学部	民事訴訟法	4
	法解釈基礎	2
	社会問題自主研究	1

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	民事執行・保全法	2
	対話型演習民事法総合	0.4
	対話型演習民事訴訟法	0.67
学部	民事訴訟法	4
	一年次演習	2
	法解釈基礎	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

授業参観、ランチョン・スタッフ・セミナー、教育改善意見交換会に参加した。

〔教育活動の自己評価〕

授業アンケートへのコメントに基づき、典型事例・限界事例についての練習問題を増やし、練習問題についての学生からの質問を通じて、学生の理解を確認した。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本民事訴訟法学会、日本私法学会、日本公証法学会
研究会活動	日本民事訴訟法学会関西支部研究会、関西民事訴訟法研究会、関西金融法務懇談会、国際民事執行・保全法研究会、神戸大学民法判例研究会、東京大学民事訴訟法研究会、東京大学民事法判例研究会

2015 年度

所属学会	日本民事訴訟法学会、日本私法学会、日本公証法学会
研究会活動	日本民事訴訟法学会関西支部研究会、関西民事訴訟法研究会、関西金融法務懇談会、国際民事執行・保全法研究会

〔社会における活動〕

2015 年度

各種審議会委員等	「民事執行手続に関する研究会」（金融財政事情研究会）委員
----------	------------------------------

〔社会貢献活動の自己評価〕

「民事執行手続に関する研究会」においては、2011 年に実施したドイツ法の調査の成果（青木哲「ドイツ法から見た金銭執行の実効性確保」三木浩一編『金銭執行の実務と課題』173 頁以下を参照）が活かされた。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

浅野 博宣（憲法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

学部教務委員長の任期が 2014 年度をもって終了し本当にほっとした。2013-14 の二年間、教務係の方々には本当にお世話になりました。この場を借りて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

2015 年度には、初めて司法試験の採点業務に関わるようになった。戸惑うことも多く、また、責任の重大さも痛感し、ストレスは相当に強いものがあった。

いまさらながら憲法を研究することの、難しさと広がりを感じている。法科大学院の影響もあって視野が狭くなりがちであったが、今後はより広い視野で憲法の研究を進めていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
法律学小辞典（第5版）	共著	有斐閣	2016年3月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
国籍留保制度と平等	単著	法学教室	判例セレクト 2015[1]6頁	2016年2月

*論文名下線は査読あり

〔研究活動の自己評価〕

この2年間に発表できたものは非常にわずかなので、次期にはできるだけ公表できるようにしていきたい。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	憲法問題特殊講義	2
LS	憲法基礎	4
学部	憲法Ⅱ	4
	応用憲法	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	憲法基礎	4
学部	憲法Ⅱ	4
	応用憲法	2
	憲法Ⅰ	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

FDセミナーへの出席など。

〔教育活動の自己評価〕

久しぶりに学部の憲法ⅠとⅡの両方の講義を担当したので、理解不足などあらためていろいろ感じるがあった。今季だけではそれらを解消できなかったのもので、今後は研究を深めて、できるだけわかりやすい講義を目指していきたい。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	公法学会、全国憲法研究会
------	--------------

2015 年度

所属学会	公法学会、全国憲法研究会
------	--------------

〔社会における活動〕

2015 年度

各種審議会委員等	法務省 平成 27 年司法試験考査委員
----------	---------------------

〔社会貢献活動の自己評価〕

司法試験考査に携わった経験は、色々な意味で、考えさせられることが多かった。今後の教育・経験に活かしていきたい。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

飯田 文雄（政治学・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

リベラリズムを中心とした現代政治理論・政治哲学の基礎的・応用的研究という研究・教育活動の内容に大きな変化はないが、各方面で一定の成果を上げることができた。研究面では、国際化、及び査読の広がりという時代の流れの中で、多くの英語論文や英語報告等を、査読付きの媒体で行うことができ、その結果競争的研究資金の獲得にも一定の成果を上げることができた。教育面では、ゼミ等において受講希望者の継続的な増加が見られ、教育の活性化につなげることができた。社会貢献活動面では、国内外の大学・研究機関との研究交流活動と、学会等の役員活動等を通じて相当程度の活動を行うことができたが、特に 2015 年の 9 ヶ月間フルブライト研究員としてハーバード大学に滞在し、多くの学会報告や招待講演を行うことができたことは特筆すべき事項と考えられる、貴重な経験を得ることができた。

今後もリベラリズムを中心とした現代政治理論・政治哲学の基礎的・応用的研究、とくに多文化主義を中心とする諸問題について、国際的な媒体を中心とした研究を継続し、それらを基礎とした教育・社会貢献活動にも積極的な関与を継続したい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
-----	------------	-------	------

<u>Basic Income in Japan: Prospects for a Radical Idea in a Transforming Welfare State.</u>	Yannick Vanderborght, Toru Yamamori らとの共著	Palgrave Macmillan	2014年4月
西洋政治思想資料集	川崎修・杉田敦らとの共著	法政大学出版局	2014年4月
岩波講座 政治哲学 第6巻	川崎修・田村哲樹らとの共著	岩波書店	2014年6月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
自由論題 分科会2	司会・討論者	政治思想学会	関西大学	2014年5月
"The Future of Liberal Multiculturalism: A Japanese perspective"	Paper-giver	Major International Issues in the 21st Century :From Perspective of Japan and Europe	Institute of International Politics and Economics, Belgrade, Serbia	2014年9月
<u>Can Exit Right Save Vulnerable Children?</u>	Paper-giver	Manchester Center for Political Theory Workshop	University of Manchester, UK	2014年9月
Basic Income and/or Basic Welfare?	Organizer and chair	科学研究費「少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究」国際シンポジウム	Kobe University, Japan	2014年10月
Regulating access to expensive new medicines amidst complexity and uncertainty: NICE's pursuit of legitimacy and the influence of 'ageism' ; Ageing in Denmark from a patients' rights perspective	Organizer	科学研究費「少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究」国際研究会	Kobe University, Japan	2014年10月
<u>Liberalism and the Possibility of Legalization.</u>	Paper giver	New England Political Science Association Annual Meeting	New Haven, USA	2015年4月
Liberalism and the Possibility of Legalization,	Paper giver (招待講演)	Theory Workshop	University of North Carolina at Chapel Hill USA	2015年8月

Liberalism and the Possibility of Legalization,	Paper giver (招待講演)	Political Theory Colloquium	Indiana University Bloomington USA	2015年9月
Liberalism and the Possibility of Legalization	Paper giver (招待講演)	Staff Seminar	Dartmouth College USA	2015年9月
<u>Can Exit Right Respond to the Diversity within Household</u>	Paper giver	American Political Science Association Annual Meeting	San Francisco, USA	2015年9月
Liberalism and the Politics of Legalizing Unauthorized Migrants	Poster presenter	American Political Science Association Annual Meeting	San Francisco, USA	2015年9月
“A Response to Yannick Vanderborght’s ‘The Separation of Church and State: Public Funding of Religion and its Relevance in a Multi-Cultural Democracy.’ ”	Organizer and chair	Kobe & Saint-Louis Joint Conference on Political Theory	Kobe University	2015年12月
神戸大学政治理論研究会・科学研究費基盤A「多文化共生社会の変容と新しい労働政策・宗教政策・司法政策に関する国際比較研究」合同若手研究者シンポジウム	オルガナイザー・司会	神戸大学政治理論研究会	神戸大学	2016年3月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

本期間における研究成果には、いくつかの特筆すべき特色を挙げることができる。

第一に、著書のうち『西洋政治思想資料集』に関しては、初版刊行以来数ヶ月の間に類例を見ない売り上げがあり、即座に重版が刊行されることとなった。また、**Basic Income in Japan: Prospects for a Radical Idea in a Transforming Welfare State**は、同志社大学での招待講演が高い評価を得たことから、それに加筆修正を加え、英米の有名出版社である **Palgrave Macmillan** から出版されたものであり、こうした有力出版社からの出版は、言語障壁の高い思想・哲学分野では日本人では過去に例が極めて少ない。更に、『岩波講座 政治哲学』は、近年の政治哲学研究の到達点として高く評価され、同書を元に大規模なシンポジウムが2014年12月に開催されるなど、多方面から高い評価を得ることが出来た。加えて、上記業績欄にはないが2012年に刊行された共著『現代政治理論』は本年も年間2回増刷され、広く受け入れられていることを付記しておきたい。

第二に、研究報告のうち、**Can Exit Right Save Vulnerable Children?**は査読付き報告であり、その内容が高く評価された結果、欧米の有力出版社から刊行される論集に掲載される予定であり、現在加筆修正中である。このことは、私自身の専門分野が、特に言語障壁の高

い政治哲学・政治思想史部門であることを考えると、非常に大きな成果と考えられる。また、上記報告以外にも、過去に行った英語での研究報告を加筆修正する作業が進み、査読誌等に投稿可能な状態近くに仕上げられたことも、特筆すべき成果であると考えられる。

第三に、以上ほとんどの研究成果は、この間に給付を受けた科学研究費基盤 B 海外「グローバル・シティーの変容と「新しい公共空間」の形成に関する国際的比較研究」、基盤 A 「多文化共生社会の変容と新しい労働政策・宗教政策・司法政策に関する国際比較研究」の研究成果の一部として公表された。そして、これらの研究成果が一定の評価を受けた結果、アメリカ政府の運営する最も権威ある奨学金とされるフルブライト奨学金に 2014 年度の研究者として採用され、2015 年 1 月から 9 月まで、ハーバード大学政治学部客員研究者として在外研究を継続中である。ここでは、多文化共生政策としての言語の役割について総合的な考察を行うと同時に、近年書きためた多文化共生政策に関する日本語・英語の論文を修正し、有力出版社から単行書として刊行する計画で、その準備作業を行っている。またその過程では、野村財団より 2015 年度の国際交流助成を受けることも出来た。以上の多様な競争的資金の採択は、近年研究資金採択が極めて困難になりつつある状況を考える時、特筆すべき成果と考えられる。

2015 年度

本期間における研究成果には、いくつかの特筆すべき特色を挙げることができる。

第一に、本研究期間の大半である 2015 年 1 月から 9 月まで、フルブライト奨学金研究者およびハーバード大学政治学部客員研究者として、多文化共生政策としての言語の役割を主たる研究テーマとして在外研究を行った。このうち特にフルブライト奨学金については、アメリカ政府の運営する最も権威ある奨学金とされており、狭義の政治学的な研究はもとより、活発な交流プログラムを通じて世界各国の多様な研究者と交流を深めることができた。ここでの研究成果は、既に多くの研究報告を通じて一定程度公表済みであるが、更にいくつかの日本語・英語の論文や、日本語の共著論文集、日本語の翻訳書の刊行、日本語の単行書などを刊行する計画で、その相当部分は完成したが、なお若干の準備作業を行っている。このような在外研究に際しては、政治学系スタッフを中心として、研究科内の多数の同僚にご迷惑をおかけしたが、そうした同僚のご理解とご協力に心から感謝申し上げます。

第二に、この間には多くの国際学会における査読つき研究報告や、招待講演を行うことができた。これら報告のうち、New England Political Science Association, American Political Science Association におけるものは査読付き報告であり、特に後者は採択率 10 パーセント台とも言われている世界最難関の学会報告である。また、University of North Carolina, Dartmouth College, Indiana University におけるものは招待講演であるが、これらはいずれもアメリカにおける主要な政治学研究拠点の一つであり、これらの大学のうち一つをとっても、そこにおいて過去招待講演を行った日本人の政治学研究者は極めて希である。このことは、私自身の専門分野が、特に言語障壁の高い政治哲学・政治思想史部門であることを考えると、非常に大きな成果と考えられる。また、上記報告以外にも、過去に行った英語での研究報告を加筆修正する作業が進み、査読誌等に投稿可能な状態近くに仕上げられたことも、特筆すべき成果であると考えられる。

第三に、出版関係では、上記業績欄にはないが 2012 年に刊行された共著『現代政治理論』は本年も年間 2 回増刷され、広く受け入れられていることを付記しておきたい。

最後に、以上ほとんどの研究成果は、この間に給付を受けた科学研究費基盤 B 海外「グローバル・シティーの変容と「新しい公共空間」の形成に関する国際的比較研究」、基盤 A 「多文化共生社会の変容と新しい労働政策・宗教政策・司法政策に関する国際比較研究」の研究成果の一部として公表された。またその過程では、野村財団より 2015 年度の国際交流助成を受けることも出来た。以上の多様な競争的資金の採択は、近年研究資金採択が極めて困難になりつつある状況を考える時、特筆すべき成果と考えられる。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	政治学特殊講義	2
学部	政治学	4
	政治理論応用研究	2
	3・4年ゼミ	4
	社会問題自主研究	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	政治学特殊講義	2
学部	政治学	4
	政治学演習	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	2

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

学内外の FD 関係企画、とくに国内外の学会で行われた教育方法論関係のパネル等に参加すると同時に、他大学の研究者と教育方法上の工夫に関する情報交換を定期的に行っている。

2015 年度

学内外の FD 関係企画、とくに国内外の学会で行われた教育方法論関係のパネル等に参加すると同時に、他大学の研究者と教育方法上の工夫に関する情報交換を定期的に行っている。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

学部教育においては、第一に、学部講義において学生の理解を促進する方法として、中間テストを実施し、学生の実答例をプリントして配布の上、それらを素材として実際の採点を公開することにより、学内試験勉強のポイント、さらには公務員試験等における勉強のポイントを伝授する試みを例年行い学生から好評を得ており、本年も実施した。また、講義においては、授業アンケートの結果を受けて板書の際の項目番号・見出しの見直しを行ったり、アンケートや試験結果・学生からの質問等の分析を踏まえて、学生が誤解しやすい箇所によ

り多くの時間を振り当てて説明を行うなど、学生の理解度に合わせた授業の改善を毎年行っている。その結果、学生の試験成績も近年次第に向上しているなど、一定の好評を得て成果を挙げている。

第二に、ゼミにおいては、近年履修者が増加しているため、メンバー間のコミュニケーション不足が生じやすいことや、通常の授業ではカバーできない基礎的・本格的な大部の著作を輪読することを目的として、一泊二日で合宿を実施しており、本年度は学生の意向投票により、政治学の最も古典的な基本書であるアリストテレス『ニコマコス倫理学』を講読した。また、ゼミ生の就職対策の観点から、卒業生とのネットワーク作りには特に意を用いており、ゼミ OB・OG 会の開催や、各学生の希望職種にいる卒業生の紹介などを積極的に行っている。その結果、本年も、おけるゼミ生の大半が希望する職種への就職内定を得られたことは大きな成果と考えられ、ゼミ応募者も増加が続いている。更に、ゼミ活動の周知のために、ゼミのホームページ作成を行っているが、本学部でゼミのホームページがあるのは飯田ゼミだけであることを特記しておきたい。

第三に、大学院においては、近年指導学生が大幅に増加しているため、各人毎の最低月一回の個別面談に加えて、指導学生全員が参加して行う、課外の最新英語論文購読勉強会を週一回開催するなどの方法を組み合わせつつ、体系的・組織的な指導を行っている。更に、論文執筆中の院生に対しては、隔週での個別面談や論文の詳細な添削指導を行うことで、質の高い論文を短時間で効率的に書くことができるよう特に配慮しており、本年度も全ての論文執筆者が質の高い論文を完成させることができた。

2015 年度

学部教育においては、第一に、学部講義において学生の理解を促進する方法として、中間テストを実施し、学生の答案例をプリントして配布の上、それらを素材として実際の採点を公開することにより、学内試験勉強のポイント、さらには公務員試験等における勉強のポイントを伝授する試みを例年行い学生から好評を得ており、本年も実施した。また、講義においては、授業アンケートの結果を受けて板書の際の見直しを行ったり、アンケートや試験結果・学生からの質問等の分析を踏まえて、学生が誤解しやすい箇所により多くの時間を振り当てて説明を行うなど、学生の理解度に合わせた授業の改善を毎年行っている。その結果、学生の試験成績も近年次第に向上しているなど、一定の好評を得て成果を挙げている。

第二に、ゼミにおいては、近年履修者が増加しているため、メンバー間のコミュニケーション不足が生じやすいことや、通常の授業ではカバーできない基礎的・本格的な大部の著作を輪読することを目的として、一泊二日で合宿を実施している。本年度は開講が半期になったこと、また学部 STP から資金のご援助が頂けたことなどを承けて、合宿の規模を二泊三日に拡大し、仙台を中心とする東北地方に出かけ、東北大学法学研究科副研究科長、犬塚元教授のご協力も得ながら、震災復興と政治学の役割に関する総合的研究を行う合宿を行った。その際は、現地の公共放送機関に勤務する OB も合流し、震災報道に関する実態を知ることができ、キャリア教育の側面を含め、大きな学習効果を挙げることができた。また、ゼミ生の就職対策の観点から、卒業生とのネットワーク作りには特に意を用いており、ゼミ OB・OG 会の開催や、各学生の希望職種にいる卒業生の紹介などを積極的に行っている。その結果、本年も、おけるゼミ生の大半が希望する職種への就職内定を得られたことは大きな成果と考えられ、ゼミ応募者も増加が続いている。更に、ゼミ活動の周知のために、ゼミのホームページ作成を行っているが、本学部でゼミのホームページがあるのは飯田ゼミだけであることを特記しておきたい。

第三に、大学院においては、近年多くの学生を並行的に指導することが多いため、各人毎の最低月一回の個別面談に加えて、指導学生全員が参加して行う、課外の最新英語論文購読勉強会を週一回開催するなどの方法を組み合わせつつ、体系的・組織的な指導を行っており、本年度は指導学生が一人であったが、スカイプを用いて週一回の購読指導を実行した。更に、学期当初には各人が個人学習の際に購読する予定のブックリストを提出さ

せ、学期末にはそれに関する報告レポートの提出を求めることで、質の高い論文を短時間で効率的に書くことができるよう特に配慮しており、本年度も指導学生の修士論文執筆準備を順調に進めることができた。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本政治学会、政治思想学会、アメリカ学会、American Political Science Association、The American Society for Legal and Political Philosophy、Asian Consortium for Political Research
学会等役員・編集委員	政治思想学会 理事、アメリカ学会 評議員、Asian Consortium for Political Research, Executive Committee、北海道大学アイヌ先住民研究センター 客員研究員、2014 年度フルブライト奨学金研究員、ハーバード大学政治学部客員研究員
研究会活動	神戸大学政治理論研究会主催、東京大学政治学研究会・政治理論研究会所属
シンポジウム等の主催等	科学研究費「少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究」国際シンポジウム、国際研究会オルガナイザー

2015 年度

所属学会	日本政治学会、政治思想学会、アメリカ学会、American Political Science Association、The American Society for Legal and Political Philosophy、Asian Consortium for Political Research
学会等役員・編集委員	政治思想学会理事、アメリカ学会評議員、Asian Consortium for Political Research, Executive Committee、北海道大学アイヌ先住民研究センター 客員研究員、フルブライト客員研究員プログラム研究員（2015 年 1 月-2015 年 9 月）、ハーバード大学政治学部客員研究員（2015 年 1 月-2015 年 9 月）
研究会活動	神戸大学政治理論研究会主催、東京大学政治学研究会・政治理論研究会所属
シンポジウム等の主催等	神戸大学政治理論研究会・科学研究費基盤 A「多文化共生社会の変容と新しい労働政策・宗教政策・司法政策に関する国際比較研究」合同若手研究者シンポジウム・オーガナイザー、"Yannick Vanderborght's 'The Separation of Church and State: Public Funding of Religion and its Relevance in a Multi-Cultural Democracy,'" Kobe & Saint-Louis Joint Conference on Political Theory, Co-Organizer

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	甲南大学法学部 非常勤講師 甲南大学共通教育センター 非常勤講師
--------	-------------------------------------

招待講演	自由論題 分科会 2 (司会・討論者) 政治思想学会、"The Future of Liberal Multiculturalism: A Japanese perspective" Major International Issues in the 21st Century :From Perspective of Japan and Europe Institute of International Politics and Economics, Belgrade, Serbia
------	--

2015 年度

学外教育活動	甲南大学法学部 非常勤講師 甲南大学共通教育センター 非常勤講師
招待講演	Political Theory Colloquium, Indiana University Bloomington USA、Staff Seminar, Dartmouth College USA、Theory Workshop, University of North Carolina at Chapel Hill USA
各種審議会委員等	独立行政法人日本学術振興会 科学研究費委員会専門委員

〔国際交流活動〕

2014 年度

国際学会での報告は、Manchester Center for Political Theory Workshop、Major International Issues in the 21st Century :From Perspective of Japan and Europe、少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究」国際シンポジウム・国際研究会において行った。この中で特に Manchester Center for Political Theory Workshop はイギリスの有力な査読付き学会であり、そこでの公表論文が単行書論集として刊行されるなど、国際交流上極めて大きな意義があったと考えられる。また、科学研究費「少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究」国際シンポジウム、国際研究会は、ヨーロッパの有力な政治学者・法学者を招聘した大規模な国際研究集会であり、その日本側オルガナイザーを務めることで国際交流活動に一定の貢献をすることができたのではないかと考えている。また 2015 年 1 月以降は、フルブライト研究員、ハーバード大学政治学部客員研究員として在外研究を行っており、アメリカ及び各国から集まった研究者と多様な交流活動を行っている。

外国出張としては、アメリカ合衆国 3 回、ヨーロッパ 1 回の出張を行った。

2015 年度

国際学会での報告は、New England Political Science Association, American Political Science Association において行い、招待講演は、University of North Carolina, Dartmouth College, Indiana University で行った。これらが研究評価上重要な意義をもちうることは前述したとおりである。また、科学研究費「少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究」国際シンポジウム、国際研究会は、ヨーロッパの有力な政治学者・法学者を招聘した大規模な国際研究集会であり、その日本側オルガナイザーを務めることで国際交流活動に一定の貢献をすることができたのではないかと考えている。最後に、2015 年 1 月-9 月には、フルブライト研究員、ハーバード大学政治学部客員研究員として在外研究を行っており、アメリカ及び各国から集まった研究者と多様な交流活動を行った。

外国出張としては、アメリカ合衆国 3 回、ヨーロッパ 1 回、香港 1 回の出張を行った。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

社会貢献活動に関しては、私自身の研究内容が政治学の基礎概念に関する思想的分析という、いわば基礎科学的な学問分野であることから、中央政府の審議会や民間団体での活動は少なく、もっぱら国内外の大学・研究機関との研究交流活動と、学会等の役員、他大学で

の非常勤講師がおもな活動となっている。

その中で、この何年か、北海道大学アイヌ先住民研究センターの客員研究員を拝命し、シンポジウムの企画等を行っているが、こうした活動を通じて先住民擁護運動を展開する一般市民の方々と交流をすることができたことは、極めて貴重な機会であり、今後もより積極的に参加したいと考えている。

加えて、私自身は、こうした様々な大学・学会等で、過去の留学・在外研究経験や、外国語での研究成果公表実績を踏まえて、国際交流活動への参画を要請される機会が近年急速に増加しているが、国際交流は近年日本の大学では最大の課題であり、今後も積極的に協力したいと考えている。その中で、フルブライト研究員としての活動は、同奨学金の長い歴史を考える時、非常に重要な活動と考えられる。同奨学金では、帰国後も国際的ネットワークの維持のために多様なプログラムや活動が用意されており、今後はそうしたネットワークを活用しながら国際交流に一段と大きな貢献をしたいと考えている。

最後に、近年、研究資金配分機関の審査委員や論文査読など、研究評価活動への協力を要請される機会も増えているが、そうした活動は国内外学会の将来の発展に大きく貢献する活動であり、今後も積極的に協力したいと考えている。

2015年度

社会貢献活動に関しては、私自身の研究内容が政治学の基礎概念に関する思想的分析という、いわば基礎科学的な学問分野であることから、中央政府の審議会や民間団体での活動は少なく、もっぱら国内外の大学・研究機関との研究交流活動と、学会等の役員、他大学での非常勤講師がおもな活動となっている。

その中で、この期間第一にまず特筆すべき事項として、16年3月の政治思想学会理事会において推挙され、5月末より2年間同学会代表理事を拝命することとなった。そのため、本研究期間の相当部分が、事務局の立ち上げや次期理事会・委員会の構成等の作業に費やされることとなった。私自身2010-12年には既に事務局をつとめており、比較的短期間に再度学会事務に携わることはやや異例であり、研究活動の阻害要因になることも懸念したが、500名を超える会員を擁する学術会議公認団体の理事会より御推挙頂いた以上、学会の発展のために微力ながら貢献したいと考えている。

第二に、様々な大学・学会等で、過去の留学・在外研究経験や、外国語での研究成果公表実績を踏まえて、国際交流活動への参画を要請される機会が近年急速に増加しているが、国際交流は近年日本の大学では最大の課題であり、今後も積極的に協力したいと考えている。その中で、フルブライト研究員としての活動は、同奨学金の長い歴史を考える時、非常に重要な活動と考えられる。同奨学金では、帰国後も国際的ネットワークの維持のために多様なプログラムや活動が用意されており、既にそうしたネットワークを通じて本学部へのアメリカ人フルブライト留学生受け入れの窓口となったが、今後もそうしたネットワークを活用しながら国際交流に一段と大きな貢献をしたいと考えている。

第三に、近年、研究資金配分機関の審査委員や論文査読など、研究評価活動への協力を要請される機会も増えており、本年度は科学研究費二段階審査委員という重要な役割を拝命した。そうした活動は国内外学会の将来の発展に大きく貢献する活動であり、今後も積極的に協力したいと考えている。

最後に、この何年か、北海道大学アイヌ先住民研究センターの客員研究員を拝命し、シンポジウムの企画等を行っているが、こうした活動を通じて先住民擁護運動を展開する一般市民の方々と交流をすることができたことは、極めて貴重な機会であり、今後もより積極的に参加したいと考えている。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

池田 公博（刑事手続法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究面では、1年にわたる雑誌上の演習の連載、学会の共同研究における報告（2件）、国際共著論文の刊行など、これまでになかった活動を行う機会があったという意味において、節目となる期間であった。

学内では、法科大学院の教務委員長という責任ある職務を拝命した。準備期間が短いものであったが、実務法律専攻長や教務委員会メンバー、また教務係のみなさんのご助力を得て、大きな問題を生じさせることなく任期前半を終えることができたものと考えている。

学外においては、2012年から就任していた文部科学省学術調査官の任期が2014年に終了する一方、2015年には司法試験考査委員および法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会幹事を委嘱された。いずれも、これまでに経験のない職務であるが、これまでに蓄積してきた教育面、研究面での経験ないし成果を、実地に生かす機会を得ることができた。

総じてこの期間は、あらゆる点で、これまでの活動からの大きな転換が生じ、その結果、それぞれの活動の量が増えるとともに、求められる責任も高まることとなった。いずれの面でも着実に成果を挙げることができるよう、それぞれについて十分な準備を行うことが必要であることから、研究活動とそれ以外の活動との間の時間配分の適切さに、これまで以上に配意して臨む必要があると考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
Cybercrime im Rechtsvergleich : Beiträge zum deutsch-japanisch-koreanischen Strafrechtssymposium	国際共著（Arndt Sinn編）	V&R unipress	2015年9月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
裁判員制度の運用状況	単著	法律のひろば	67巻4号4-11頁	2014年4月
控訴審による職権調査の範囲	単著	ジュリスト 平成25年度重要判例解説	1466号198-199頁	2014年4月
演習 刑事訴訟法(1)	単著	法学教室	403号160-161頁	2014年4月
演習 刑事訴訟法(2)	単著	法学教室	404号136-137頁	2014年5月

演習 刑事訴訟法(3)	単著	法学教室	405号 148-149頁	2014年6月
演習 刑事訴訟法(4)	単著	法学教室	406号 152-153頁	2014年7月
演習 刑事訴訟法(5)	単著	法学教室	407号 146-147頁	2014年8月
演習 刑事訴訟法(6)	単著	法学教室	408号 160-161頁	2014年9月
演習 刑事訴訟法(7)	単著	法学教室	409号 154-155頁	2014年10月
演習 刑事訴訟法(8)	単著	法学教室	410号 180-181頁	2014年11月
演習 刑事訴訟法(9)	単著	法学教室	411号 162-163頁	2014年12月
演習 刑事訴訟法(10)	単著	法学教室	412号 176-177頁	2015年1月
証拠の真正性を担保する 方策	単著	論究ジュリスト	12号 96-103頁	2015年2月
演習 刑事訴訟法(11)	単著	法学教室	413号 146-147頁	2015年2月
刑事裁判における取材源 の秘匿	単著	憲法の規範力とメディア法（講座・憲法の規範力第4巻）	135-153頁	2015年3月
演習 刑事訴訟法(12)	単著	法学教室	414号 152-153頁	2015年3月
Regelungen zu Cybercrime im Strafprozessrecht in Japan	単著	Cybercrime im Rechtsvergleich : Beiträge zum deutsch-japanisch-koreanischen Strafrechtssymposium	113-121頁	2015年9月
「司法取引」(IV「司法取引・免責」—法案の内容と課題・展望)	単著	名城法学	65巻4号 85-100頁	2016年3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
死刑確定者と再審請求弁護人との秘密面会の利益	単独	神戸大学判例刑法研究会	神戸大学	2014年9月
分科会Ⅱ「監視型捜査とその規律」	共同発表	日本刑法学会第93回大会	専修大学	2015年5月

ワークショップ「司法取引」	共同発表	日本刑法学会第93回大会	専修大学	2015年5月
---------------	------	--------------	------	---------

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

今期は、期間を通じて法学教室誌における演習を連載により執筆したほか、これと並行して数本の評釈・論文を執筆した。また、後半部においては平成27年5月に開催された刑法学会における報告(2つのテーマについて1本ずつ)の準備も並行して行った。特に連載および学会報告の依頼があったことは、専門領域における一定の評価を反映したものと見える。

連載は、いわゆる典型論点について解説を加えるものであり、学問的に新たな展開をもたらすものというよりは、これまでの研究・教育活動の実践の積み重ねを総括するものと位置付けられる。他方で、執筆論文や学会報告準備は、新たに生じつつある状況への対応の在り方を論じるものであり、今期以降の研究の展開の方向性に小さくない影響を与えるものとなった。

2015年度

日本刑法学会大会におけるワークショップ「司法取引」への参加は、2015年度が最終年度であった科研費基盤研究(C)「刑事手続における供述証拠の獲得・利用に対する法的規律」(研究代表者・池田公博)の成果である。報告の内容は、上記名城法学掲載の論文として公刊した。また、その後の議論の推移に対応して行った検討の結果も、科研費による研究成果とのとりまとめとして、2016年4月発行の法律時報誌において公刊している。

日本刑法学会大会における分科会Ⅱ「監視型捜査とその規律」への参加は、その内容において、2016年度からの科研費基盤研究(C)「刑事手続におけるデータ分析の利活用と法的規律」(研究代表者・池田公博)の採択につながったものである。

「Regelungen zu Cybercrime im Strafprozessrecht in Japan」は、2013年9月に実施された国際シンポジウムでの講演原稿を、国際共著論文(書籍)の一部として公刊したものである(ドイツ語)。内容において、2016年から科研費基盤研究(C)「刑事手続におけるデータ分析の利活用と法的規律」(研究代表者・池田公博)と重なり合いがあり、その採択にもつながったものと見える。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	ヨーロッパ法	0.4
	対話型演習刑事手続法	4
学部	刑事訴訟法	4
	法解釈基礎	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	ヨーロッパ法	0.4
	対話型演習刑事手続法	4

学部	刑事訴訟法	4
	法解釈基礎	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

2014 年度および 2015 年度

学部および法科大学院において授業参観を行った。

法科大学院教育改善意見交換会に参加した。

スタッフ・ランチョンセミナーに参加した。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

学部「刑事訴訟法」の進行について、アンケートの内容を踏まえ、情報量を厳選して授業内容を大幅に削減し、基本事項についての理解の定着を図ることとした。

2015 年度

学部「法解釈基礎」は、毎年、授業アンケートとは別に、成績評価用のレポートに授業の改善提案を記載させて、それを次年度の授業内容の改善に役立ててきた。たとえば、グループワークで法律問題を自作させる授業においては、そのテーマ設定の内容や教員の関与のあり方について様々な意見があり、当初は完全に学生の関心にゆだねていたところを、学生が関心を持てる内容の問題とすること、同時に教員が一定の方向性を示すこと、とするよう改めた。

学部「刑事訴訟法」は、昨年度の方針を推し進め、さらにペースを落として授業を実施したところ、授業アンケートでの苦情は減少した（授業を参観した同僚からの指摘には、非常にゆっくり話しており、自分の授業を反省した、との記述があった）。また、答案の書き方がわからないという指摘も多かったので、授業末尾の 5 回分を問題演習に当てて、添削例を示すなどの工夫を行った。行ってしまえばそのような授業であるのは当然であると思われるということか、アンケートでは特段の反応はなかった。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本刑法学会
研究会活動	神戸大学判例刑事法研究会、東京大学刑事判例研究会、同志社大学刑事手続法研究会、大阪地裁刑事実務研究会

2015 年度

所属学会	日本刑法学会
研究会活動	神戸大学判例刑事法研究会、東京大学刑事判例研究会、同志社大学刑事手続法研究会、大阪地裁刑事実務研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

各種審議会委員等	文部科学省研究振興局学術調査官（2014 年 7 月まで）
----------	-------------------------------

2015 年度

招待講演	河合塾法学特別講座（2014/7/27, 2015/8/1）
各種審議会委員等	法務省平成 27 年司法試験考査委員、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会幹事

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

2014 年 7 月まで、文部科学省研究振興局学術調査官として、科学研究費補助金の審査やその制度の在り方等についての検討を行うことにより、我が国における学術研究の振興に関与する機会を得た。他方で、これらの活動を通じて得られた知見は、差支えのない限度で本学ないし本研究科に還元したいと考えている。

2015 年度

日本刑法学会では、2015 年開催の大会において、分科会、ワークショップの双方でパネリストを務めた。それぞれの内容は、科研費の内容や採択に関連するものとなっている（上掲参照）うえ、学会における研究水準の向上に貢献するものであったと考えている。

また、司法試験考査委員や法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会幹事に就任する機会を得ることにより、試験実施の適正確保や、時代の要請に応える法整備という、いずれも社会的に大きな意義ないし影響のある職務に関与することができた。

河合塾法学特別講座における講演は、予備校に通う高校生の進学先の選定に資する情報を大学教員から提供するというものである。法学部への進学について確たるイメージを持ってないであろう受講者に対し、法学を学ぶことの意義を、高校生にもわかってもらえるような内容で伝えるよう努めている。その際、法解釈基礎の授業を通じて法律学習に行き詰まりを感じる学生に多数接してきた経験が役立っている。そして、実施後のアンケートによれば、講演により大学に進学して法学部で何を学ぶのかが明確になった、などのポジティブな反応を得た。

V 管理運営活動等の内容

池田 千鶴（経済法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

社会貢献活動の範囲が情報通信分野からエネルギー分野にも拡大し、さらにデジタル化、インターネットの普及に伴う、プラットフォームビジネスの特性を踏まえた企業結合規制の在り方を考える競争政策研究センター（公正取引委員会）の共同研究に参画することができた。

社会貢献活動を通じて得た知見を活かして自己の研究を深めていく良い循環を構築していきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態 (共著者等)	出版機関名	発行年月
『論点解析 経済法』	共同執筆 (川濱昇、武田邦宣、和久井理子 (以上、編著者)、池田千鶴、河谷清文、中川晶比兒、中川寛子、西村暢史、林秀弥)	商事法務	2014年10月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
間接的な隣接市場からの競争圧力と、垂直型市場閉鎖に対する問題解消措置を前提に容認された株式取得事例 (公取委審査結果平成 25・1・24)	単著	新・判例解説 Watch Web 版	経済法 No.47 pp.1-4	2015年3月
Book Reviews: Kokusai Keizaiho Koza I [International Economic Law I: Trade, Investment and Competition], edited by Japanese Association of International Economic Law as represented by Shinya Murase. Tokyo: Horitsu Bunka Sha, 2012. pp.520.	共著	Japanese Yearbook of International Law	58号 8-13頁	2015年9月
電気通信分野における寡占化・グループ化・連携サービスへの対応と規律	単著	日本経済法学会年報	58号 55-72頁	2015年10月
再販売価格維持行為、差別対価、抱合せ販売、取引拒絶、優越的地位の濫用	共著	『法律学小辞典』 (第5版)		2016年3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
「プラットフォームビジネスの特性の分析と合併審査上の課題」の研究計画	共同発表	競争政策研究センター	公正取引委員会	2014年5月
双方向市場 (two-sided markets) における企業結合規制	招待講演	大阪弁護士会独禁法実務研究会	大阪弁護士会	2014年7月

「プラットフォームビジネスの特性の分析と合併審査上の課題」の中間報告	共同発表	競争政策研究センター	公正取引委員会	2014年10月
ネットワーク産業における規制改革～情報通信分野における規制改革から学ぶこと～	招待講演	公益事業学会関西部会	関西電力(株)本店ビル	2015年1月
「プラットフォームビジネスの特性の分析と合併審査上の課題」の最終報告	共同発表	競争政策研究センター	公正取引委員会	2015年5月
電気通信分野における寡占化・グループ化・連携サービスへの対応と規律	単独発表	東京経済法研究会	立教大学	2015年7月
流通・取引慣行ガイドラインの改正について	単独発表	ビジネスローフォーラム	関西生産性本部	2015年9月
Discussion of merger regulation through hypothetical example cases	単独発表	JICA/JFTC 途上国研修「競争法・政策研修」	JICA 関西	2015年9月
電気通信分野における寡占化・グループ化・連携サービスへの対応と規律	単独発表	関西経済法研究会	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所	2015年10月
電気通信分野における寡占化・グループ化・連携サービスへの対応と規律	単独発表	日本経済法学会	白鷗大学	2015年10月
不当な取引制限の成立について	単独発表	公正取引委員会職員研修	公正取引委員会	2015年11月
電力・ガスの小売全面自由化について	単独発表	高大連携授業(長田高校)	長田高校	2015年11月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

これらの研究活動は、いずれも「イノベーションが重要な市場における企業結合規制のあり方に関する総合的研究」(研究代表者:池田千鶴、科学研究費補助金・若手研究(B))、「ネットワーク産業の改革の経済効果と競争政策上の課題」(研究代表者:柳川隆教授(神戸大学)、科学研究費補助金・基盤研究(B))、「市場に対する経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究」(研究代表者:泉水文雄教授(神戸大学)、科学研究費補助金・基盤研究(A))、「集团的利益または集会的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」(研究代表者:窪田充見教授(神戸大学)、科学研究費補助金・基盤研究(A))における研究成果が活かされている。

また、これらの研究活動は、平成26年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業(連携型)」の平成26年度連携型共同研究PI(共同研究責任者)として選ばれることにつながった(共同研究テーマ:ネットワーク産業における規制改革～公

正競争確保とイノベーション促進のための望ましい規律のあり方に関する研究～)。

2015 年度

日本経済法学会において、「ネットワーク産業の規制改革の展開と課題」というテーマでシンポジウム開催され（座長は、岸井大太郎法政大学教授）、電気通信分野の報告者として選ばれ、「電気通信分野における寡占化・グループ化・連携サービスへの対応と規律」というタイトルで日本経済法学会の学会誌に論文を執筆し、また学会において報告を行った。

公正取引委員会の職員研修講師として選ばれ、「不当な取引制限の成立について」というタイトルで講義を行い、グループ討論、発表等について、指導・講評を行った。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	ヨーロッパ法	0.53
	R&W ゼミ経済法	2
学部	一年次演習	2
	Japanese Legal System II	0.13
	経済法	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	競争政策法特殊講義	2
LS	ヨーロッパ法	0.53
	R&W ゼミ経済法	2
	ワークショップ企業内法務	
学部	Japanese Legal System II	0.13
	特別講義法経総合概論	0.27
	経済法	2
	経済法演習	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

教育改善・教員意見交換会は、平成 26 年度には 2 回開催され、そのいずれにも参加した。未修者教育の改革や、2013 年度カリキュラム改正の実施状況と課題について、実務家教員を交えた意見交換を行った。学習支援ワーキングチームとして取り組んできた、学修支援制度としての「チューター制度（自主ゼミ支援制度）」や「添削補助者制度」の導入の効果について、情報提供と意見交換を行った。

スタッフランチョンセミナーについては、第 1 回と第 4 回の会合に参加した。第 1 回では、「平成 27 年度科研費申請における留意点」について、第 4 回では、「株式会社の機関の変遷：平成 26 年会社法改正の評価」について、それぞれ新たな知見を得た。

2015 年度

2015 年 9 月 2 日に司法研修所で開催された法科大学院協会教員研修(民事系)に参加し、司法研修の様子を視察するとともに、司法研修所の教官、他の法科大学院からの参加者ともに、法科大学院における民事法教育のあり方、とりわけ導入修習に関連して意見交換を行った。

2015 年 10 月 14 日と 2016 年 3 月 16 日に開催された、法科大学院教育改善意見交換会に参加して、2L 面談制度、中間アンケート、法科大学院公的支援見直し加算プログラムについて意見交換を行った。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

法科大学院では、ヨーロッパ法と R&W ゼミ経済法を担当した。ヨーロッパ法では、EU 機能条約や垂直的制限的協定の一括適用免除規則などを英文のものを配布して、読み解き方の訓練を行い、理解を深める工夫をした。R&W ゼミ経済法では、担当の学生に、授業の冒頭に事案の概要と独占禁止法上の分析のポイントを簡潔に述べさせて、書面だけでなく、口頭でも分かり易く相手に伝える力の養成を心がけた。

学部では、一年次演習、Japanese Legal System II、経済法を担当した。一年次演習では、一年次前期に配当されることに鑑み、図書館や資料室の使い方を実地見学しながら説明するとともに、独占禁止法に関係にする身近なテーマについて、グループで報告させ、クラス全員による討議を心がけた。Japanese Legal System II は、英語による授業であり、市場経済における競争の意義について、独占禁止法の目的や公正取引委員会の役割の観点から、受講生とともに英語で討議した。経済法では、レジュメを配布し、具体的な事例を挙げつつ、独占禁止法の基本的な理解を深める工夫をした。

2015 年度

R&W ゼミ経済法では、具体的な審判決事例をモデルにした事例問題について取り組むことで、経済法の分野における分析方法、事実の評価の仕方について、身につけさせるように工夫した。学部の経済法演習を初めて受け持つことになった。経済法の審判決事例についてグループで報告させることにした。質疑応答が教員と学生との間に終始しがちであったため、学生間での活発なディスカッションが可能となるようなさらなる工夫が必要であるよう思われる。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本経済法学会、日本国際経済法学会
研究会活動	独禁法研究会、関西経済法研究会、独占禁止法判例研究会、独禁法審判決研究会、経済法理論研究会、経済法教育研究会

2015 年度

所属学会	日本経済法学会、日本国際経済法学会
学会等役員・編集委員	日本経済法学会運営委員
研究会活動	独禁法研究会、関西経済法研究会、独占禁止法判例研究会、経済法理論研究会、経済法教育研究会、ガス事業研究会、メディア融合時代における通信産業研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	龍谷大学法科大学院 非常勤講師（経済法） 大阪市立大学 非常勤講師（経済法）
招待講演	公益事業学会関西支部、大阪弁護士会独禁法実務研究会
各種審議会委員等	総務省 情報通信審議会専門委員（電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会構成員、同接続政策委員会構成員） 総務省 情報通信行政・郵政行政審議会専門委員（電気通信事業部会電気通信番号委員会構成員、同接続委員会構成員） 平成 26 年度公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員 神戸市特定調達調査委員会委員 兵庫県入札監視委員会委員 大阪市水道局公募型プロポーザル方式審査会議委員 一般社団法人都市エネルギー協会ガス事業研究会

2015 年度

学外教育活動	龍谷大学法科大学院 非常勤講師
招待講演	「流通・取引慣行ガイドラインの改正について」（単独発表） ビジネスローフォーラム（関西生産性本部）（2015 年 9 月） 「不当な取引制限の成立について」（単独発表）公正取引委員会職員研修（2015 年 11 月）
各種審議会委員等	総務省 情報通信審議会専門委員（接続政策委員会、電気通信番号政策委員会） 総務省 情報通信行政・郵政行政審議会専門委員（接続委員会、電気通信番号委員会） 株式会社情報通信総合研究所 メディア融合時代の通信産業研究会委員 経済産業省資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会臨時委員（ガスシステム改革小委員会 委員） 兵庫県入札監視委員会委員 神戸市特定調達等調査委員会委員

〔国際交流活動〕

2014 年度

「ネットワーク産業の改革の経済効果と競争政策上の課題」（研究代表者：柳川隆教授（神戸大学）、科学研究費補助金・基盤研究（B））に基づく海外調査として、平成 26 年 11 月 2 日～同月 9 日の日程で、米国の各地（ボストン、フィラデルフィア、ワシントンDC、ヒューストン）を訪問し、PJM や FERC など訪問し、米国における電力卸売市場の監視に関する調査及び日系エネルギー企業の米国進出に関する調査を行った。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

総務省の情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会において、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の算定の在り方」について、検討が始められた。平成 26 年度公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員として、「プラットフォームビジネスの特性の分析と合併審査上の課題」の研究を行った。一般社団法人都市エネルギー協会のガス事業研究会に参加することとなった。

これらの社会貢献活動は、いずれも「イノベーションが重要な市場における企業結合規制

のあり方に関する総合的研究」(研究代表者:池田千鶴、科学研究費補助金・若手研究(B))、「ネットワーク産業の改革の経済効果と競争政策上の課題」(研究代表者:柳川隆教授(神戸大学)、科学研究費補助金・基盤研究(B))、「市場に対する経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究」(研究代表者:泉水文雄教授(神戸大学)、科学研究費補助金・基盤研究(A))、「集团的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」(研究代表者:窪田充見教授(神戸大学)、科学研究費補助金・基盤研究(A))における研究成果が活かされている。

また、これらの社会貢献活動は、平成26年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業(連携型)」の平成26年度連携型共同研究PI(共同研究責任者)として選ばれることにつながった(共同研究テーマ:ネットワーク産業における規制改革～公正競争確保とイノベーション促進のための望ましい規律のあり方に関する研究～)。

2015年度

総務省の情報通信審議会専門委員として、接続政策委員会においては、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」の報告書の取りまとめにかかわり、電気通信番号委員会においては、「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」の報告書の取りまとめに関与した。

経済産業省資源エネルギー庁の総合資源エネルギー調査会臨時委員として、ガスシステム改革小委員会におけるガスの小売全面自由化にかかる詳細制度設計について、競争法の専門家として議論に関与した。

いずれも規制と競争にかかわる研究が活かされた社会貢献活動である。

V 管理運営活動等の内容

[学内各種委員等]

井上 典之 (憲法・教授)

I 今期の活動の総括と今後の展望

2014年度および2015年度は、2013年度より就いている理事・副学長職のため、法学研究科の教員としての活動にはほとんど従事できていない。研究面でも教育面でも、相対的にエフォートの低下を認識している。どちらの面でも最低限のレベルにとどまり反省するところであるが、2016年度以降もその役職から逃れられず、もうしばらくこの状態が続く。但し、あくまでも研究者であることの自覚は常に失わないように、この後は、可能な限りで研究面の時間を確保しようと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

[研究成果]

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
人権の性格と限界(11)	単著	法学教室	405号17頁	2014年6月

条・12条・13条				
EUの持続可能な発展のための活動	単著	書齋の窓	635号19頁	2014年9月
EU市民法とプロ・サッカー	単著	書齋の窓	636号14頁	2014年11月
2014年学界回顧（憲法）	共著	法律時報	86巻13号4頁	2014年12月
EUの価値観の実現に向けて	単著	書齋の窓	637号26頁	2015年1月
平等保障による憲法規範の変容	単著	阪本昌成先生古稀記念論文集『自由の法理』（成文堂）	665-689頁	2015年10月
書評・明治憲法の起草過程	単著	法制史研究	65号169-175頁	2016年3月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
The Situations and Features of Migration and the Legal Framework of Refugee Recognition in Japan	単独報告	EESC/JOINT SEMINAR WITH THE EU-KANSAI INSTITUTE	EESC—Meeting room JDE 63 – rue Belliard/Belliardstraat 99	9 March 2016
Japan's Commercial Innovation under the Japanese Constitution and the Competition Law	単独報告	Innovation and competition – France and Japan	Aix-Marseille Université: Conference venue: Greqam, Centre de La Vieille-Charité Ground floor-Cinéma Le Miroir 2 rue de la Charité, Marseille	10 March 2016

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

2014年度は、理事・副学長職の2年目ということで研究活動にはほとんど従事できていない。2013年度からの連載の論稿執筆と、憲法の基本的人権総論についての条文解説だけで終わってしまった。ただ、その中でも学界解雇を執筆したことから、2014年度公刊された憲法の文献には目を通しておくことができた程度である。

2015年度

2015年度は、外部からの依頼に基づく原稿のみの執筆となっている。テーマは、これま

で行ってきた平等原則に関する日独比較の問題を取り上げているが、その他として、日本の立憲主義に関する歴史的書籍の書評も執筆した。英語での2件の国際シンポジウムでの報告も行ったが、相対的に役職の関係で、2014年度に続き、研究活動は停滞している。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	憲法特殊講義	2
LS	ヨーロッパ法	0.93
学部	憲法演習	4
全学	EU基礎論	0.13

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	憲法特殊講義	2
LS	ヨーロッパ法	1.73
学部	憲法演習	4

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	2

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程後期課程	4

〔FD活動への参加〕

部局の同僚の先生方には誠に申し訳ないが、本部役職のために、法学研究科のFD活動には全く参加できていない。

〔教育活動の自己評価〕

2014年度

いわゆる憲法の専門科目の講義を担当できないような状態にあり、同僚には申し訳ない思いである。また、従来通り、法科大学院ではヨーロッパ法を、大学院では指導学生の増加から憲法特殊講義を担当している。その中で、学部の憲法演習では特に後期において韓国・釜山大学校との共同ゼミ（2014年12月22日：韓国・釜山）を実施するために、履修者に英語でのプレゼンテーションの準備とその報告を指導し、学生に対して、グローバル化に向けた一定の成果を得ることができた。

2015年度

2015年度も同じように、法科大学院のヨーロッパ法、大学院の憲法特殊講義を担当する

と同時に、2014年度から引き続き、後期の憲法演習において、その研究成果を国立台湾大学（2016年1月7日：台北）および韓国・釜山大学校（2016年2月13日）との共同ゼミで参加学生に報告させた。2015年度は台湾との交流も増やし、学生のグローバル化に少しは貢献できているのではないかと考えている。なお、2015年度は、指導学生の1人に博士学位を取得させることができたと同時に、専任教員としての就職をさせることができたのは、教育活動における一定の成果ではないかと考えている。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	日本公法学会、国際人権法学会、全国憲法研究会
学会等役員・編集委員	日本公法学会理事、国際人権法学会企画委員、全国憲法研究会運営委員
研究会活動	ドイツ憲法判例研究会

2014年度は、特に学界報告等は行っておらず、ただ、国際人権法学会の企画委員として2014年度総会の企画立案作業に参加した。

2015年度

所属学会	日本公法学会、国際人権法学会、全国憲法研究会
学会等役員・編集委員	日本公法学会理事、国際人権法学会運営委員、全国憲法研究会運営委員
研究会活動	ドイツ憲法判例研究会

2015年度は、日本公法学会理事としてだけではなく、その企画委員として、同年秋の総会報告のテーマ等の決定に参加し、その運営に多少なりとも関わられたと思う。

〔社会における活動〕

2014年度

学外教育活動	Japanese legal culture in comparison with one in EU (2014年春学期・ポーランド・ヤゲヴォ大学、3時間) Japanese Constitutional Law (2014年サマーセミナー・台湾国立政治大学、15時間)
招待講演	リスボン条約とスポーツ法 (2014年12月4日 阪神シニアカレッジ) Einfluss des deutschen Rechtssystems auf das japanische (2014年12月11日ドイツ・ハンブルク大学日本学センター100周年記念式典)
各種審議会委員等	外務省専門職試験委員（憲法）、司法試験考査委員（憲法）、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会第2部会会長、ひょうご震災記念21世紀協会研究機構・HUMAP運営委員、兵庫県国際交流協会評議員、神戸市外国人連絡会議委員、高砂市情報公開・個人情報審査会会長、川西市個人情報保護審議会会長、豊中市個人情報保護審議会会長

2014年度は、学外教育活動として海外の大学での講義（どちらも英語）を行い、同時に、海外大学での式典での招待講演（ドイツ語）を行うことができた。なお、2014年度まで司法試験委員考査委員（憲法）として採点に、また外務省専門職試験委員（憲法）として出題・採点に携わった。その他の点では、従来からの自治体での情報公開・個人情報保護関

係の院を務め、大学役職のあて職となる委員会に参加している。

2015 年度

学外教育活動	Japanese legal culture in comparison with one in EU (2015 年 6 月 15 日ポーランド・ヤゲヴォ大学、3 時間) Problems and Perspective on Sports Law (2015 年 6 月 16 日ポーランド・ヤゲヴォ大学、3 時間) The Freedom of Contract as a General Rule under the Japanese Constitution (2016 年 2 月 18 日ハンガリー・ ELTE 大学、3 時間) での講義を行う。
招待講演	「憲法改正とは：憲法保障と憲法変動の調和？」と題する講 演 (2016 年 2 月 25 日東京六甲クラブ)
各種審議会委員等	外務省専門職員採用試験委員、兵庫県情報公開・個人情報保 護審議会委員、関西広域連合情報公開・個人情報保護審議会 委員、ひょうご震災記念 21 世紀協会研究機構・HUMAP 運営 委員、兵庫県国際交流協会評議員、神戸市外国人市民会議委 員、関西経済連合会国際委員会委員、高砂市情報公開・個人 情報保護審議会委員、川西市個人情報保護審議会委員、豊中 市情報公開・個人情報保護運営委員会委員

2015 年度も 3 回の海外大学の講義を行うとともに、神戸大学の同窓会により運営されて
いる東京六甲クラブで、昨今問題になっている憲法改正に関する講演を行った。委員会に
ついては従前と変わらない。

〔国際交流活動〕

2014 年度

上記の海外大学での講義のほか、様々な活動を行った（役職上のもの）。
法学研究科関係では、2014 年 6 月 24 日～7 月 2 日にかけて、ドイツ・ベルリン経済法科
大学、オスナブリュック大学、ベルギー・欧州委員会への訪問、2014 年 11 月 8 日の台湾
国立政治大学での『第 1 回政治大学と神戸大学の法学分野における高度研究・教育連携推
進ワークショップ』において「スポーツ法学の課題と展望」とのテーマで報告を行った。

2015 年度

4 月 6 日～11 日ベトナム・ハノイ貿易大学、ハノイ国家大学、ハノイ国家経済大学
5 月 31 日～6 月 6 日ドイツ・トリア大学、デュッセルドルフ大学
6 月 14 日～18 日ポーランド・ヤゲヴォ大学
6 月 24 日～27 日台湾・国立台湾大学、中央研究院
9 月 6 日～8 日ベトナム・ハノイ貿易大学
9 月 30 日～10 月 9 日ドイツ・ベルリン経済法科大学、キール大学、在フランクフルト日
本総領事館
10 月 18 日～25 日ブリュッセル・オフィス、ポーランド・ヤゲヴォ大学、ドイツ・ハンブ
ルク大学
11 月 19 日～22 日タイ・チュラロンコン大学、ラオス・教育省
12 月 3 日～5 日台湾・国立台湾大学

2016 年

1 月 5 日～8 日台湾・国立台湾大学
2 月 17 日～24 日ハンガリー・ELTE 大学、国際交流基金、ロンドン・国際交流基金
3 月 7 日～16 日ブリュッセル・欧州社会評議会、フランス・エクス・マルセイユ大学

〔社会貢献活動の自己評価〕

この点でも、研究者としての活動の割合が相対的に低下し、役職との関係での仕事が増えているが、その中で特に、役職上知り合った海外大学での講義・後援の依頼をうけ、それをこなすことで、大学全体の評価につながるものと考えている。その意味で、ここでは一定の意義ある活動を行ったと考えている。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

2014年度

理事・副学長（国際・入試担当）

本部役職に就いているため、法学研究科には全く貢献できていない。

2015年度

理事・副学長（国際・内部統制担当）

2015年度も上記と同じである。

上 上 一 高（刑法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

教育活動については、法科大学院における刑法および経済刑法、大学院における特殊講義、さらに、法学部科目と全学共通教育科目の授業を行った。

研究活動については、刑法総論の分野については、過失犯を中心に、議論の検討を行った。また、財産犯罪の基本的な問題について検討を加えるとともに、他大学の刑法研究者および裁判官とともに共同研究を主宰し、財産犯・経済犯罪分野の近年の重要な問題について詳細な検討を加えた。経済犯罪関係においては、制裁のあり方についての検討の成果を公にするとともに、持続可能な経済社会という観点から今後の研究の方向性を探ることを試み、有益であった。刑法全般については、最近の公判裁判例の動向を明らかにするなどのことを行った。

社会活動に関しては、司法試験審査委員（刑法）を今期もつとめるなどした。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
法律学小辞典〔第5版〕	共著	有斐閣	2016年3月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
刑法判例の動き	単著	ジュリスト	1466号155-160頁	2014年4月

監督過失	単著	刑法判例百選Ⅰ総論〔第7版〕	118-119頁	2014年8月
窃盗罪の保護法益	単著	刑法判例百選Ⅱ各論〔第7版〕	54-55頁	2014年8月
財産犯の理論と課題	単著	刑法雑誌	54巻2号 129-132頁	2015年2月
刑法判例の動き	単著	ジュリスト	1479号149- 154頁	2015年4月
開示制度に関する金商法のエンフォース手段のあり方	単著	会社法罰則の検証	71-86頁	2015年5月
横領罪	単著	リーディングス刑法	451-466頁	2015年9月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
財産犯の理論と課題	共同研究	日本刑法学会第92回大会	同志社大学	2014年5月
暴力団関係者によるゴルフ場の施設利用と詐欺罪	個別報告	判例刑事法研究会	神戸大学	2014年6月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

2014年度

日本刑法学会全国大会(第92回大会)において、オーガナイザーとして共同研究を主宰し、分科会Ⅰにおける研究報告を、成瀬(東北大学)、橋爪(東京大学)、杉本(早稲田大学)各教授に加えて、最高裁判所調査官を務めた宮崎裁判官(大阪地裁)を迎えて、行った。近年の財産犯・経済犯罪の分野に関して、詐欺罪の保護領域、窃盗罪における窃取の意義、預金をめぐる財産犯と権利行使という近年の重要な問題を、取り上げ、理論的な検討を行うとともに、実務の観点からの検討を加えて、今後の議論のための課題を示すことを企図したものである。

2015年度

平成27年度科学研究費早期支援(ステップアップ型)を得て、「経済刑法の総合的研究——市場と競争をめぐる実体法的・手続法的検討」という研究を行った。今後のあるべき経済社会との関係性を軸とした、新しい経済刑法理論の構築のための準備となる作業である。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義	2
LS	刑事実体法Ⅰ	4

	経済刑法	2
学部	刑事法演習	2
全学共通	社会生活と法	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義	2
LS	対話型演習刑事実体法Ⅱ（2クラス）	4
	経済刑法	2
学部	刑事法演習	2
	実定法入門	0.53

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

2014年度

相互授業参観に参加し、他の教員の授業運営、執行の方法等の参考とした。

教育改善意見交換会（法科大学院）に参加し、実務家を含めた教員と意見交換を行った。

スタッフランチョンセミナーに参加し、研究・教育の最新の動向、専門および他分野の学問的状況について知見を得た。

2015年度

相互授業参観に参加し、他の教員の授業運営、執行の方法等の参考とした。

教育改善意見交換会（法科大学院）に参加し、実務家を含めた教員と意見交換を行った。

スタッフランチョンセミナーに参加し、研究・教育の最新の動向、専門および他分野の学問的状況について知見を得た。

〔教育活動の自己評価〕

2014年度

2014年に法科大学院で担当した刑事実体法Ⅰの受講者全員について、6月に中間的なカウンセリングを、上寫1人で実施した。22名全員について、個別に1対1で、同月10日から24日にかけて、4日間（計約9時間）行った（1Lスタートアッププログラムに内包された）。法科大学院入学後の自身の法律の学修についての小括を聞き、質問に対して回答するという形で、行うようにした。

長時間を要したが、各学生の個性や関心とともに、その抱える疑問等を知る機会としては有益であった。その後の学習にとって等、有益であったとの報告がなされた。

刑事実体法Ⅰは、受講者の関心も高く、30回の授業のほぼ毎回において、授業後、非常に長時間の質問を受け、または、授業内容を前提とした議論に応じることとなった。ただ、学生においては、刑法において学修すべき点についての理解が深まり、関心が高まったことが、アンケートにおいて確認することができた。

授業の担当者として、授業内容に加えて、上記のような授業時間外での質疑等が、全体として、学生の刑法について興味を深め、刑法の学習の継続について長期間好影響を与えることを切に期待している。

また、社会生活と法については、最新の研究成果をふまえつつ、日常の社会生活における問題となりやすい事象を素材としながら、刑事法の基礎となるべき考え方を講じた。

2015年度

対話型演習刑事実体法Ⅱは、3L対象の選択必修科目であるが、3L生のほぼ全員が履修した。2015年度から新たに開講した授業科目であり、その全体の構成、内容の構築に苦心した。その結果、以下のように行った。

毎回、基本的な論点について解説、確認し、また、重要な、あるいは、新しい判例について詳細な検討を行うとともに、課題とする事例問題について、あらかじめ指定した、各回6ないし7名程度の受講者から起案文書の提出を受け、授業において、その課題について、検討、解説した後、各文書について、コメントを加えた。毎回の授業において扱う内容が多かったため、授業の際に時間的に非常に厳しかった。また、各授業の内容の確定とは別に、毎週上記文書の検討をあらかじめ個別に行う必要があったため、授業の準備においても、予想以上に多くの時間を必要とした。また、15回×2クラスの各授業のほぼ毎回において、授業後、受講学生から、長時間、授業や関連事項について質問を受け、または、授業内容を前提とした発展的事項について学生と議論を行うこととなった。

ただ、以上のような過程を通して、各学生の関心、理解度を一定程度は把握することが可能となったことは、有益であった。

また、授業参観等の経験をふまえ、時間中の学生とのやりとりについて、各問題の重要性に応じて、時間的なメリハリをつけるよう心がけた。

2クラス同時開講であり、さらに今後も受講者が増えることが予想されるが、学生との対話や文書提出を受けることを通して、3L段階において学生にとって必要で、有意義な授業のあり方を探っていきたいと考えている。

実定法入門においては、法学部の1年生に対して、刑事法の基礎について講義を行った。これからの刑法・刑事訴訟法等の学修に有益であると思われる見取り図を提供するとともに、基本的で重要な問題については、具体的に踏み込んで講義をし、学生に刑事法学修についての興味と意欲を抱かせるようつとめた。

2014・2015両年度

法学部においては、刑事法演習を担当した。

最近の刑法についての重要な判例・裁判例についての研究を行った。学生において判例原文と判例解説・評釈をあらかじめ読み、報告者および解説者を中心として、判例の意義・射程、問題点について理解を深めることができるよう配慮して行った。各回について、解説者が作成した文書を全員で読み、自由に相互にコメントを付すということを通じて、文書作成について意識を高めることができるようにつとめた。また、新たに、事例課題を一部の回において取り扱った。参加学生はいずれも熱心であり、毎回、長時間に及ぶ議論にも耐え、とりわけこの両年度は、学生が一体となって共同して演習の議論に取り組む姿勢をうかがうことができた。参加学生において、的確に問題点を把握し、自ら刑法の解釈・適用を明らかにしようとする意欲を一層高めることに寄与したように思われる。

大学院においては、実定法特殊講義（刑事法）を担当した。参加者の関心に応じて、刑事法の重要問題について、判例にも留意しつつ、理論的検討を加えた。

法科大学院においては、前掲科目のほか、経済刑法を担当した。

事前に、最新の重要判例を中心として編集した教材を配布し、授業の中でできるかぎり、具体的な判例の検討を行うように心がけ、抽象的でなじみの少ない法文に具体的な認識を与えるよう努めた。経済刑法は、広い範囲の経済関係法規を対象とするだけでなく、日々変化するさまざまな経済取引やその問題点を射程に置くものであり、参加学生それぞれの知識に差があることから、検討の前提となる基本的な事項については、各法分野についての基本的な情報を提供し、このような差をうめるように努めた。可能なかぎり、受講者との対話を重視して授業を行い、通常の刑法の範囲を超えた問題の広がり、深まりを感じてさせるように配慮した。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本刑法学会
研究会活動	判例刑事法研究会、刑事判例研究会、京都刑事法研究会、大阪刑事実務研究会

2015 年度

所属学会	日本刑法学会
研究会活動	判例刑事法研究会、刑事判例研究会、京都刑事法研究会、大阪刑事実務研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

各種審議会委員等	司法試験考査委員（刑法）
----------	--------------

2015 年度

各種審議会委員等	公益財団法人大学基準協会 平成 27 年度大学評価委員会大学評価分科会第 22 群委員 日本学術振興会 平成 27 年度科学研究費助成事業第 1 段審査（書面審査）委員 法務省 平成 27 年度司法試験考査委員
----------	---

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

本年度も、司法試験考査委員（刑法）を務めた。

2015 年度

平成 27 年度も司法試験考査委員を務めた。

公益財団法人大学基準協会の平成 27 年度大学評価委員会大学評価分科会第 22 群委員をつとめた。自己のこれまでの教育・研究活動を前提としつつ、他大学かつ他分野の研究者らとともに、大学全体の教育の改善に対して、評価という形で貢献できたことは有益であった。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

2014 年度

学内共同利用施設等評価専門委員会委員を務めた。

宇藤 崇（刑事手続法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

3年にわたった法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会が2014年に終了し、その成果として関係法整備案の骨子を得ることができた(2014年7月、2016年、改正法として成立した)。このような状況を受けて、部会における検討に際し、幹事として(準備的に)考察した刑事訴訟法上の諸論点をあらためて整理するとともに、今後を展望することに今報告期間中の研究活動の中心をおいた。教育活動については、前報告期間に引き続き、法科大学院のほか、学部・法科大学院以外の大学院において刑事訴訟法に関連する各種科目を担当した。

II 研究活動の内容と自己評価

[研究成果]

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
判例の動き－刑訴訟	単著	法学教室別冊付録・判例セレクト	2014 [II] 37-38 頁	2015年3月
証拠開示制度の拡充	単著	刑事法ジャーナル	44号 32-40 頁	2015年5月
過失犯の訴因における「罪となるべき事実」の記載－訴因の明示・特定をめぐる議論の一断面－	単著	法曹時報	67巻6号 1-33 頁	2015年6月
即決裁判手続と事実認定における「証拠の量」	単著	研修	810号 3-16 頁	2015年12月
判例の動き－刑訴訟法	単著	法学教室別冊付録・判例セレクト	2015 [II] 37-38 頁	2016年3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
過失犯の訴因について	単独発表	現行刑事法研究会	早稲田大学	2014年9月
新時代の刑事司法制度について	単独発表	刑事訴訟法研究会	同志社大学	2014年12月
「新時代の刑事司法制度」についての一考察	単独発表	大阪地裁・刑事部 新任判事補講演	大阪地方裁判所	2015年6月
訴因変更の要否をめぐっての考察	単独発表	刑事手続法研究会	同志社大学	2015年12月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

今報告期間中の研究活動は、(1) 刑事実体法と刑事手続法との関係をどのようなものとして構築すべきか、(2) 刑事手続全般につき、どのような制度改革が望ましいか、といったところの検討が中心であった。

(1) については、科研費・基盤研究Cとして採択された「刑事過失の認定における実体法と手続法の『連結』の探究」(2012-2014年)の一環として、刑事実体法研究者(小田直樹(神戸大学))とともに、刑事過失論にめぐる諸問題を題材として共同研究を進め、

刑事訴訟法との関係では主に訴因論につき一定の成果を上げることができた。その上で、後継研究として「刑事過失の認定における実体法と手続法の『連結』の実践的応用」を科研費・基盤研究Cとして申請し採択された（2015年－2017年）。この研究も、上述研究と同様、刑事実体法研究者（小田直樹）との共同研究であり、更なる展開を目指す。

(2)については、2011年から幹事として参加してきた法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会の議論につき、いくつかの論点を整理し、今後の展望について考察した。さしあたり、証拠開示制度と即決裁判手続につき論文にまとめ公表した。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義	2
LS	裁判行政の基本構造	0.53
	応用刑事手続法	4
	刑事手続法	4
学部	応用刑事訴訟法	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義	2
LS	応用刑事手続法	4
	刑事手続法	4
学部	応用刑事訴訟法	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	1

〔FD活動への参加〕

教育に関する教員懇談会（法科大学院教育改善・教員意見交換会等、各学期に1回程度）への参加。

〔教育活動の自己評価〕

(1) 法科大学院（LS）での教育活動：前報告期間に引き続き、法科大学院が職業的弁護士の養成課程であることを踏まえ、必要とされる知見・思考力の育成方法を一層充実させるよう努めた。とりわけ、2015年度からは神戸大学がウェブ上に用意する教育用システ

ム (Basic Environment for Educational Frontier=BEEF) を利用した点で、それまでとは異なる。従来も、各科目の受講者を対象とした授業用サイトをウェブ上に開設し、授業時間外での予習・復習を効率的にできるよう配慮してきたが、今期は先のシステムを利用することにより、効率性が高まったと考える。

(2) 学部・法科大学院以外の大学院での教育活動: 学部では、3・4年次生を対象とする応用刑事訴訟法を担当した。本授業の対象は、法科大学院への進学を希望する学生に限定されているわけではないが、結果として、かかる進路を希望する学生が主たる履修者となった。そのため、授業内容も、法科大学院・既修者コースへの進学を念頭におき、進学後の授業に対応できるような知見・学習方法を修得させることを目標としており、法科大学院での教育活動と同様に BEEF を利用した効率的な運営を心掛けた。

法科大学院以外の大学院では、受講者個々人が有している基本的知見、理論的関心、修了後の進路観等にかかなりの相違があるため、現在のところ、ほぼ学生各人につき個別の教育方針をたて、必要に応じて授業も個別に実施している。今後、受講者が増加した場合、別の方針・授業方法もあり得るであろうが、現時点では他に現実的な対処方法はなく、同様の方針のもとに授業内容の改善を図るつもりである。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本刑法学会
研究会活動	判例刑事法研究会 (神戸大学)、刑事手続法研究会 (同志社大学)、大阪刑事実務研究会 (大阪高裁・地裁)

2015 年度

所属学会	日本刑法学会
学会等役員・編集委員	日本刑法学会理事
研究会活動	判例刑事法研究会 (神戸大学)、刑事手続法研究会 (同志社大学)、大阪刑事実務研究会 (大阪高裁・地裁)

〔社会における活動〕

2014 年度

各種審議会委員等	司法試験考査委員会・委員、司法試験予備試験考査委員会・委員、法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会・幹事
----------	---

2015 年度

各種審議会委員等	司法試験考査委員 (刑事訴訟法)
----------	------------------

〔社会貢献活動の自己評価〕

・司法試験考査委員 (刑事訴訟法) / 司法試験予備試験考査委員 (刑事訴訟法) は 2012 年から。それ以前は、旧司法試験考査委員 (刑事訴訟法) (2004 年～2006 年)、新司法試験考査委員 (2007 年～2011 年) を担当していた。

・法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会幹事は 2011 年から。2014 年 7 月、当特別部会において答申案が採択された。

V 管理運営活動等の内容

浦野 由紀子（民法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2014年度は、研究・教育とも、一応の成果をおさめることができた。とくに、ドイツ相続法に関する調査依頼を受け、ドイツ相続法の各制度について調査分析する機会を得たことから、ドイツ相続法の構造について知見を深めることができた。また、以前からの研究テーマである遺言制度についても、判例評釈等の作業を通じて、遺言法をめぐる判例の動向や現代的課題を検討する機会を得た。2015年度は学部教務関係の業務を担当したこともあり、研究業績はあまりあげられなかった。しかし、教務関係の業務を通じて、今後の教育活動のあり方について示唆を得ることもあり、全般的には有意義な活動ができたものと考えている。

今後も、従来からの研究テーマである親族・相続法（とくに遺言法）の研究を継続・進展させるとともに、研究成果をもとに、教育・社会貢献活動にも積極的に関与したいと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
各国の相続法制に関する調査研究 業務報告書	分担執筆	商事法務研究会	2014年10月
Legal Quest 民法VI（第3版）	共著（前田陽一、本山敦、浦野由紀子）	有斐閣	2015年4月
新基本法コンメンタール 親族 （※民770条および771条を担当。 95～108頁を執筆）	分担執筆（松川正毅・窪田充見編、共著者20名）	日本評論社	2015年12月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
うつ病・認知症に罹患した高齢男性を遺言者とする公正証書遺言の効力	単著	私法判例リマークス	49号70-73頁	2014年7月
遺言の解釈	単著	民法判例百選Ⅲ親族・相続	168-169頁	2015年2月
特別受益者への贈与と遺留分減殺の対象	単著	民法判例百選Ⅲ親族・相続	188-189頁	2015年2月
相続分の全部譲渡と遺産確認の訴えの当事者適格	単著	法学教室・判例セレクト2014 I	413号23頁	2015年2月

認知訴訟と認知調停	単著	法律時報	87 卷 11 号 56-62 頁	2015 年 10 月
高齢者の自筆証書遺言	単著	Law Practice 民法 Ⅲ 親族・相続編	290-296 頁	2015 年 10 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
判例評釈「夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできないとされた事例（最判平成 26 年 7 月 17 日 裁判所 HP）」	単独・口頭	神戸大学民事判例研究会	神戸大学	2014 年 9 月
BGB1319 条、1320 条について	文書による発表	ドイツ家族法研究会	同志社大学	2015 年 1 月

[研究活動の自己評価]

2014 年度

昨年度に出版された「18 歳からはじめる民法（第 2 版）」（法律文化社、2014 年 2 月）が、2014 年度初めに重版された。

2015 年度

潮見佳男ほか編「18 歳からはじめる民法〔第 2 版〕」（浦野は第 15 講（86-91 頁）を担当）が、重版された。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義	2

LS	民法基礎 I	4
	対話型演習家族法	4
	対話型演習民事法総合	1.06

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義	2
LS	対話型演習物権・責任財産法	4
	対話型演習家族法	2
学部	民法Ⅱ	4

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

- ・相互授業参観への参加
- ・スタッフ・ランチョンセミナーへの参加
- ・法科大学院の教育改善に関する意見交換会への参加

2015 年度

- ・相互授業参観への参加
- ・スタッフランチョンセミナーへの参加

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

授業アンケート (LS) で、対話型演習の授業の進め方 (質疑応答の方法) に関して、予習不十分な学生に対する質疑に時間がかかりすぎるとして改善を要望する記述等があったため、2014 年度は、この要望をふまえて質疑応答をよりスムーズに進められるようにし、あわせて、授業のなかで学生の基本的知識をより効率的に確認できるように、作成教材の質問項目等を見直した。

2015 年度

授業アンケートでは、いずれの科目も好評価を得た。2014 年度の授業アンケートでの学生からの要望をふまえ、2015 年度からは、授業資料 (パワーポイント教材) につき、PDF データと PPT データの両データ形式で、BEEF を用いて学生に配布するようになった。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本私法学会、日本家族＜社会と法＞学会
研究会活動	神戸大学民事判例研究会、ドイツ家族法研究会

2015 年度

所属学会	日本私法学会、日本家族＜社会と法＞学会
研究会活動	神戸大学民事判例研究会、ドイツ家族法研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	高大連携講座・講師（兵庫県立長田高等学校、2014 年 11 月 21 日）
--------	--

2015 年度

学外教育活動	「加古川市人権学習専門講座」の授業を 2 回担当した。
--------	-----------------------------

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

高大連携講座では、「親子をめぐる法律問題」というテーマで授業をおこなった。学部新入生向け書籍の執筆経験を活かして、高校生に理解しやすいように授業を工夫することができた。

2015 年度

加古川市の人権学習専門講座では、「家族と人権—現代社会における「夫婦」—」と「家族と人権—離婚と子ども—」というテーマで、2 回授業をおこなった。とくに後者のテーマでは、過去の研究活動と成果を活用して授業をすることができた。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

2014 年度

全学共通教育部教務専門委員会委員

2015 年度

高大連携・接続検討 WG 委員

大内 伸哉（労働法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

教育面では、約 10 年ぶりに労働法の教科書『労働法実務講義』を改訂したことが大き

い。また同じく教育用の教材でもある『最新重要判例 200 労働法』や『ケースブック労働法』の改訂も順調に進めることができた。

研究成果の発表という点では、労働法に対する社会的ニーズに応えるような啓蒙的著書を複数刊行できたことも今期の特徴である。

今後は、人工知能や情報通信技術などの先端技術のインパクトという大きな視点での研究を進め、教育の質の向上や社会への発信につなげていきたいと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
ケースブック労働法（第8版）	菅野和夫監修，土田道夫，山川隆一，野川忍，川田琢之と共編	弘文堂	2014年4月
雇用改革の真実	単著	日本経済新聞出版社	2014年5月
最新重要判例 200 労働法（第3版）	単著	弘文堂	2014年7月
就業規則の最低基準効とは，どのような効力なのか	山田省三・青野覚・鎌田耕一・浜村彰・石井保雄編『毛塚勝利先生古稀記念 労働法理論変革への模索』113-132頁	信山社	2015年2月
労働時間制度改革－ホワイトカラー・エグゼンプションはなぜ必要か	単著	中央経済社	2015年2月
労働法実務講義（第3版）	単著	日本法令	2015年4月
労働法で人事に新風を	単著	商事法務	2016年1月
勤労は美德か？－幸福に働き，生きるヒント	単著	光文社	2016年3月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
労働法なう。第2回 弁護士は労働者か？	単著	ジュリスト	1467号 50-57頁	2014年4月
これからの労働法はどうあるべきか	単著	法律のひろば	67巻 5号 4-12頁	2014年5月
労働法なう。第5回 派遣から正社員に？	単著	ジュリスト	1470号 40-48頁	2014年8月
基礎から学ぶ不当労働行為法と労働委員会 第1回 なぜ労働委員会が不当労働行為事件を扱うの	単著	中央労働時報	1182号 16-21頁	2014年10月

かーその権限と責任ー				
労働法なう。第8回 ユニオンがやってくる	単著	ジュリスト	1473号 64-72頁	2014年 11月
基礎から学ぶ不当労働行為法と労働委員会 第2回 労働委員会は、不当労働行為の成否をどのように判断すべきか	単著	中央労働時報	1184号 24-28頁	2014年 12月
労働法は、『成長戦略』にどのように向き合うべきか	単著	季刊労働法	247号 28-46頁	2014年 12月
文献研究労働法学（第14回）外国法研究編（イタリア）	単著	季刊労働法	247号 181-190頁	2014年 12月
大阪西公共職業安定所長事件	単著	判例時報	2235号 168頁	2014年 12月
労働法なう。第11回 大学教授の辞めさせ方	単著	ジュリスト	1476号 56-64頁	2015年 2月
基礎から学ぶ不当労働行為法と労働委員会 第3回 どのような労働組合が、不当労働行為救済制度を利用できるのか	単著	中央労働時報	1186号 32-36頁	2015年 2月
憲法の沈黙と労働組合像	単著	法学教室	416号 27-34頁	2015年 4月
ロックアウト	単著	ビジネスガイド	802号 88-97頁	2015年 4月
基礎から学ぶ不当労働行為法と労働委員会 第4回 個人事業主が結成した労働組合は、不当労働行為救済手続を利用できるか	単著	中央労働時報	1190号 12-16頁	2015年 4月
セクハラ発言	単著	ビジネスガイド	804号 92-102頁	2015年 5月
基礎から学ぶ不当労働行為法と労働委員会 第5回 不当労働行為が禁止される使用者とは、誰を指すのか	単著	中央労働時報	1192号 26-30頁	2015年 6月
会社解散と解雇	単著	ビジネスガイド	806号 86-96頁	2015年 6月
任期付きの大学助教に対する研究業績不足を理由とする雇止めの有効性-	単著	ジュリスト	1482号 4-5頁	2015年 7月

医科歯科大学事件-				
特定有期雇用労働者	単著	ビジネスガイド	807号 92-102 頁	2015年7月
雇用変動時代における真の問題は何か-新しい働き方と経営者の課題-	単著	オムニ・マネジメント	2015年8月 号 6-11 頁	2015年8月
基礎から学ぶ不当労働行為法と労働委員会 第6回「不利益取扱い」の不当労働行為とは?	単著	中央労働時報	1194号 13-17 頁	2015年8月
自動退職	単著	ビジネスガイド	808号 92-102 頁	2015年8月
勤務間インターバル	単著	ビジネスガイド	810号 92-102 頁	2015年9月
労働委員会の救済命令の裁量と私法規範との整合性-平成タクシー事件-	単著	ジュリスト	1485号 4-5 頁	2015年10月
基礎から学ぶ不当労働行為法と労働委員会 第7回団交拒否の不当労働行為とは?	単著	中央労働時報	1196号 14-18 頁	2015年10月
ITからの挑戦-技術革新に労働法はどう立ち向かうべきか-	単著	日本労働研究雑誌	663号 79-88 頁	2015年10月
キーワードからみた労働法 第99回テレワーク	単著	ビジネスガイド	811号 105- 114 頁	2015年10月
キーワードからみた労働法 第100回労働法	単著	ビジネスガイド	812号 90-100 頁	2015年11月
文献研究労働法学(第17回)採用・試用・採用内定(1)	単著	季刊労働法	251号 173- 188 頁	2015年12月
基礎から学ぶ不当労働行為法と労働委員会 第8回支配介入の不当労働行為とは?	単著	中央労働時報	1198号 21-25 頁	2015年12月
賃金減額を伴う職種変更の同意の有効性-西日本鉄道事件-	単著	ジュリスト	1488号 4-5 頁	2015年12月
キーワードからみた労働法 第101回不利益取扱いの禁止	単著	ビジネスガイド	814号 93-102 頁	2015年12月
キーワードからみた労働法 第102回取締役の損害賠償責任	単著	ビジネスガイド	815号 90-100 頁	2016年1月

キーワードからみた労働法 第103回若者雇用促進法	単著	ビジネスガイド	817号 84-93頁	2016年2月
文献研究労働法学(第18回)採用・試用・採用内定(2)	単著	季刊労働法	252号 133-147頁	2016年3月
労働委員会制度に未来はあるか?	単著	季刊労働法	252号 54-66頁	2016年3月
キーワードからみた労働法 第103回デロゲーション	単著	ビジネスガイド	818号 84-94頁	2016年3月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
「雇用法制の法と経済学：限定正社員を考える」	パネリスト	法と経済学会	駒沢大学	2014年7月
労働時間制度改革について	単独発表	神戸労働法研究会	神戸大学	2014年10月
戦後70年を考える。労働組合法	単独発表	神戸労働法研究会	神戸大学	2015年2月
労働委員会の将来はどうあるべきか	単独発表	神戸労働法研究会	神戸大学	2015年12月
イタリアの労働者派遣制度	単独発表	神戸労働法研究会	神戸大学	2016年1月
LA DISCIPLINA DEL LICENZIAMENTO TRA DIRITTO DEL LAVORO ED ECONOMIA UNA COMPARAZIONE TRA IL GIAPPONE ED I PAESI DELL'UNIONE EUROPEA-Giappone-	単独発表	国際比較法会議	Università degli studi di Milano	2016年2月
DISMISSAL REGULATION BETWEEN LABOUR LAW AND ECONOMICS: JAPAN VERSUS EUROPEAN UNION. A COMPARATIVE PERSPECTIVE	単独発表	比較法セミナー	Università Commerciale Luigi Bocconi	2016年2月

*報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

2014年度

イタリア労働法の比較法研究の歴史を総括できたことは、貴重な貢献であると考えている。また、労働時間に関する政策提言を含む研究書を発表できたことが、今日の政策論争に一石を投じる貢献ができたと考えている。

2015 年度

今年は発表した論文以外に、IT（情報通信技術）やAI（人工知能）の雇用問題に及ぼす研究を開始し、研究の範囲が大幅に広がり、今後の研究テーマの方向性が定まった。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	労働法 I	2
	R&W ゼミ労働法	2
学部	法経総合概論	0.27
	基礎法政論	2
	労働法演習	4

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	労働法 II	4
学部	労働法	4
	労働法演習	4

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程後期課程	2

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

ランチョンセミナーに 2 度参加した。

2015 年度

ランチョンセミナーに参加した。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

『最新重要判例 200 労働法』の第 3 版を刊行し、LS での教育における判例教材のブラッシュアップを試みた。

2015 年度

学部教育について、なお試行錯誤が続いているが、今年度は教科書を改訂したこともあり、自らの教科書に則した講義形式を採用することができ、講義で説明できなかつた部分は教科書を読むように指定することができるなど、学生の予習や復習の便宜を図りやすくなった。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本労働学会、日本労使関係研究協会
学会等役員・編集委員	日本労働学会理事、日本労使関係研究協会理事
研究会活動	神戸労働法研究会
シンポジウム等の主催等	神戸大学大学院法学研究科・経済学研究科の連携プロジェクト「経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討」との共催シンポジウム：「妊娠差別を考える—平成 26 年 10 月 23 日最高裁判決を素材として—」

2015 年度

所属学会	日本労働学会、日本労使関係研究協会
学会等役員・編集委員	日本労働学会理事、日本労使関係研究協会理事
研究会活動	神戸労働法研究会
シンポジウム等の主催等	国際シンポジウムの主催「解雇の規制手法のあり方についての国際比較—解雇の金銭解決を中心に—」

〔社会における活動〕

2014 年度

招待講演	2015 年賃金交渉セミナーのパネルディスカッション「脱・年功賃金は広がるのか」、奈良県社会保険労務士会主催のセミナー「雇用制度改革の行方」、関西生産性本部「労使政策研究会」
各種審議会委員等	兵庫県地方労働審議会会長代理、兵庫県労働委員会公益委員、日本経済団体連合会・経営労働政策委員会アドバイザー

2015 年度

学外教育活動	中央労働委員会公益委員研修
招待講演	京都府社労士会教育研修委員会、富山県社会保険労務士会、全国社会保険労務士連合会、産労総合研究所「平成 26 年賃金交渉セミナー 労使で取り組みたい働き方改革」（東京、大阪）
各種審議会委員等	第 44 期兵庫県労働委員会公益委員、兵庫労働局兵庫地方労働審議会会長、公益財団法人総合研究開発機構客員研究員、厚生労働省「働き方の未来 2035」懇談会構成員、経団連経済労

〔国際交流活動〕

2014年度

EU府におけるイタリアでの提携校との協力関係の深化および新規開拓のために、ミラノ国立大学、ボッコーニ大学（ミラノ）、モデナ・レッジョ・エミリア大学に訪問して、意見交換を行った。

2015年度

2015年10月に神戸大学で国際セミナーを主催した。2016年2月にミラノで開催された二つのセミナーで招待されて研究報告をした。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014年度

兵庫県労働委員会における公益委員として、不当労働行為をめぐる紛争の解決や労働争議調整に積極的に携わった。

2015年度

厚生労働省系の仕事など、政府関係の仕事が増えて、これまでの研究の蓄積を、政策に直結させる機会が増えてきた。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

大口 奈良恵（法曹実務・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2015年4月より法務省から本学に派遣され、派遣検察官教員として、法科大学院における刑事実務科目の授業を担当し、2L前期ないし3L後期の各段階に応じて、捜査から公判に至るまでの刑事手続（実務）の理解習得、各種事案の処理を通じての事実認定及び法令適用の実践、法律文書作成等の実践等の実務教育に従事した。対話式の講義や授業内外での質問対応等を経て、学生のレベルや理解度を把握しつつ、学生において理解しづらいと思われた分野について、具体的な事例に即しつつ具体的に教示するべく授業内容を工夫することに努めた。また、実務家の視点から見て学生に不足していると思われた点を手厚く補うことを心がけた。実務家教員として何を学生に教示すべきか、いかなる点に留意すべきかにつき、本学における刑事系科目全般における各講義の位置づけを自分なりに考察し、授業内容に反映させた。なお不十分な点は少なくないと思われるが、実務法曹を目指す法科大学院生にとって、刑事手続の実務をイメージしつつ、具体的な事案に則し、事案分析・処理をする能力の向上に当たり、一定の効果はあったのではないかと考えている。

研究活動に関しては、判例刑事法研究会に参加し、自らも研究報告を行う機会を得た。

II 研究活動の内容と自己評価 (研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
税関職員が犯則事件の調査において作成した書面について、検証の結果を記載した書面と性質が同じであると認められる限り、刑訴法 321 条 3 項所定の書面に含まれるとされた事例	単著	判例刑事法研究会 (神戸大学)	神戸大学	2016 年 2 月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

2015 年度

上記研究報告に際し、これまで集積されてきた判例・裁判例を改めて整理し、当該論点に関する解釈のあり方及び具体的事案における適用ないし準用のあり方等につき、研究者及び実務家との間で意見交換を行った。

その他、判例刑事法研究会に複数回にわたり参加し、刑事実体法及び刑事手続法における諸論点に関し、研究者及び実務家との間での意見交換等を行った。

研究活動はこれまであまり縁がなく、研究報告等は不十分なものであったと実感しているが、一つの論点に関し、過去の判例や学説を整理し、自己なりに考察するという貴重な経験を得たとともに、研究活動と実務との関連を改めて実感する機会を得たと感じた。

[法曹実務経験の概要と自己評価]

1997 年の検事任官後、大阪、京都、神戸の各検察庁（本庁・支部を含む。）において、各種事件の捜査（一般刑事事件・財政経済事件等）及び各種事件の公判（裁判員裁判を含む。）に従事したほか、預金保険機構にての勤務、法務総合研究所教官として教育・研究活動に従事した。

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習刑事手続実務	2 (×2)
	実務刑事法総合	2 (×2)
	R&W ゼミ刑事実務	2
	対話型演習法曹倫理	0.13 (×2)

[FD 活動への参加]

2015 年度

授業相互参観に参加し、授業見学により参考となった点等につき意見を提出し、自らの授業の参考とした。教育改善・教員意見交換会に参加して意見交換を行った。

また、学外の活動であるが、他の法科大学院に派遣されている派遣検察官との間で定期的に意見交換する機会を持ち、教育の質の向上を図っている。

[教育活動の自己評価]

2015 年度

2015 年度につき、前期は、2L 生対象の「対話型演習刑事手続実務」（必修）を、後期は、3L 生対象の「実務刑事法総合」及び「R&W ゼミ刑事実務」を担当した。

「対話型演習刑事手続実務」は、未修からの進級直後及び既修からの入学直後の 2L 生を対象として、捜査から公判に至るまでの刑事手続（実務）の流れを理解・習得させることを目的とし、具体的な事例を題材とした記録教材を用いて、手続の流れを確認しながら、その中で生じる問題点の抽出及び問題点検討のあり方につき、受講生に主体的に検討させる内容の授業を行った。授業アンケートにおいて、刑訴法の知識や論点につき実務と結びつくことで理解が深まった旨、各論点が手続のどの段階で生じてくるのかが理解できた旨、事実の捉え方や評価の仕方を学ぶことができる点が有用である旨の意見等が見られ、実務家が本授業を担当することの意味や本授業の位置付けについて気付きを得る機会となり、以後、それらの点をより意識して授業を行った。

「実務刑事法総合」は、刑事実体法及び手続法について一通りの学修を終えた 3L 生を対象とし、具体的事例における事実認定及び法令適用を実践していく能力の向上を図ることを目的として、事案の特質や証拠関係の異なる様々な事件を題材に用い、受講生に、実務法曹の立場から、犯人性の検討、罪責（擬律判断）の検討、手続法上の問題点の検討等を行わせた。3L 後期という法科大学院における最終段階にあることを踏まえ、司法修習に円滑に移行させることも意識して、修習・実務において大きなウェイトを占める事実認定の検討にも相応の時間を費やした。また、具体的事例を題材とする利点を活かすべく、争点の捉え方や争点を踏まえた事実・証拠の位置づけを具体的に検討することを意識した。研究者教員の協力を得て、刑事実体法分野の事例に関し、研究者の視点からの教示を得る機会ももうけた。授業アンケートにおいては、実務を理解する機会を得た旨、終局決定に至る思考方法が参考になった旨、うろ覚えや使えなかった知識が事例を通して使えるようになった旨等の意見を得たが、今後、学生に効果的と認められた点により留意して授業を実施することとしたい。

「R&W ゼミ刑事実務」は、刑事実体法・刑事手続法上の様々な問題点を含む事例（判例を素材とするものを含む。）につき、担当の受講生が、判例・学説等の調査を行い、自己の検討結果等をまとめた文書を起案・提出した上で、授業で口頭報告を行い、教員及び受講生全員で討議を行う、というゼミ方式の授業であり、実務で求められる事案処理能力、法的論証能力、法律文書起案能力及び口頭報告能力等を向上させることを目的としている。刑事実務への関心が高い受講生が中心の少人数ゼミであること、論点や判例を正しく理解するとともに、具体的事例における事実抽出・事実評価・法適用のあり方を修得する最終段階であると考えたことから、扱う事例を選別し、受講生間で多くの意見交換を行わせる方針としたが、受講生は意欲的に参加していたと感じられた。

以上のほか、「対話型演習法曹倫理」の授業を 1 回担当し、検察権行使の際に生じる様々な問題の検討を通じて検察官の倫理を受講生に検討させたほか、「経済刑法」の授業にも 1 回参加し、具体的な経済事犯を題材に、実務的処理の検討をさせるとともに、実務的処理の検討の中で経済事犯における各種論点や法解釈の在り方がどのように活用されるかを紹介した。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2015 年度

研究会活動	判例刑事法研究会（神戸大学）
-------	----------------

〔社会における活動〕

2015 年度

学外教育活動	大阪大学法科大学院特任教授（派遣検察官）として、「刑事法律文書作成Ⅰ」及び「刑事法律文書作成Ⅱ」の授業を担当したほか、研究者教員、裁判官教員及び弁護士教員と共に「刑事模擬裁判」及び「裁判実務基礎（刑事）」の各授業を行った。
--------	---

V 管理運営活動等の内容
〔学内各種委員等〕

大西 裕（行政学・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

この2年間は、選挙管理と韓国の政治経済体制について調査・分析してきた。選挙管理については基盤研究(A)「選挙ガバナンスの比較研究」「積極的投票権保障の展開と効果に関する研究」の研究代表者として調査研究を総括し、論文、学会報告など様々なレベルで研究成果を公表してきており、2016年に『選挙ガバナンスの実態 世界編』『選挙ガバナンスの実態 日本編』としてミネルヴァ書房より刊行予定である。韓国の政治経済体制については、その軸となるのは、従前からおこなっている利益集団・市民社会調査、政党組織調査、社会保障・通商政策の調査である。これらの調査の成果の一部は既に論文として公表し、『先進国・韓国の憂鬱：少子高齢化、経済格差、グローバル化』として公刊し、サントリー学芸賞、樫山純三賞を受賞した。今後2年間は、これまでの調査・分析を続けるとともに、選挙管理については政治学会年報特集号として公表するほか、単著の公刊を目指す。

教育については、学部において比較政治学、行政学演習、現代政治入門を担当した。行政の活動や政治過程は、学生に身近なテーマではないので、県庁などの現役公務員や地方議員に対するインタビューをおこなうなど教育上の工夫をしており、さらに展開していく予定である。大学院では、行政学特殊講義・政治学リサーチデザイン特殊講義を担当した。今後は、学部については学生のプレゼンテーション能力の向上に加え、政策判断能力育成を図るべく演習を工夫し、大学院ではコースワークの充実と学位の円滑な取得支援を行いたい。

II 研究活動の内容と自己評価
〔研究成果〕
(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
先進国・韓国の憂鬱：少子高齢化、経済格差、グローバル化	単著	中央公論新社	2014年4月
先進国 韓国の憂鬱（韓国語）	単著	図書出版イェムン	2015年5月
日韓関係史 1965-2015 政治	分担執筆	一般財団法人 東京大学出版	2015年6月

		会	
日韓関係史 1965-2015 政治 (韓国語)	分担執筆	歴史空間	2015年12月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
国政反映しなかった韓国統一地方選 辛勝した朴政権の評価は先延ばし	単著	エコノミスト	92巻3号76-77頁	2014年7月
「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告(1)	共著	選挙時報	63巻10号	2014年10月
萎縮した社会民主主義：韓国福祉国家の市民社会的基盤	単著	東洋文化研究	17号	2015年3月
<u>Cooperating the Local Governments between Korea and Japan: The Strategy of Sister City Partnership</u>	単著	KOREA & WORLD POLITICS	Vol.31,No.1,p.p.151-182	2015年3月
東日本大震災における関西広域連合の支援について	単著	季刊 消防科学と情報	120号(2015年春季号)10-13頁	2015年4月
官僚たたきは正しかったのか—政官関係のもう一つの見方—	単著	アステイオン (ニューズウィーク日本版)	82号	2015年5月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
福祉政策を通じてみる韓国政治の変容	単独発表	現代韓国研究センター 定例セミナー (招待講演)	慶應義塾大学	2014年7月18日
選挙管理委員会と積極的投票権保障 -全国市区町村選挙管理委員会事務局調査より-	単独発表	日本選挙学会 2014年度研究会 (招待講演)	早稲田大学	2014年5月17日
社会保障をめぐる韓国政治の変容	単独発表	関西政治史研究会	神戸大学	2014年9月20日
新しい政官関係モデルの検討—選挙管理委員会を素材にして—	単独発表	関西公共政策研究会	京都大学	2015年1月10日
地方分権化の逆説? -規制行政機関としての選挙管理委員会	単独発表	先端行政学研究会	東京大学	2014年10月24日

国際的都市間連携の研究 — 日韓姉妹都市協定を題材に	単独発表	現代韓国朝鮮学会 研究大会	神田外国語大 学	2015年11月
姉妹都市提携の日韓比較 研究	単独発表	アジア太平洋研究 所所内研究会	アジア太平洋 研究所	2015年11月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

この2年間の研究成果は、主として選挙管理と韓国政治に関するものである。うち、選挙管理に関するものは、筆者が研究代表である基盤研究(A)「選挙ガバナンスの比較研究」「積極的投票権保障の展開と効果に関する研究」の成果である。選挙管理の研究は政治学分野ではほとんどなされていなかったが、本研究課題に先行する拙編著『選挙管理の政治学』以降、注目されるようになり、2014年度の選挙学会で選挙管理に関する分科会が設けられている。なお、本研究プロジェクトの成果の一部は『選挙ガバナンスの実態 世界編』『選挙ガバナンスの実態 日本編』として2017年にミネルヴァ書房より出版の予定である。

韓国政治については、基盤研究(A)「現代民主政治と政党組織の変容に関する研究」(代表: 建林正彦京大教授)の成果である「韓国における市場志向的政党組織改革のゆくえ」を日本学術会議の依頼を受けて比較政治学会で報告し、その後公表された『政党組織の政治学』に所収された上、2014年には日本公共政策学会より論説賞を受賞することにつながった。同じく日本学術会議の依頼を受けて日本政治学会でおこなった報告「萎縮した社会民主主義—韓国福祉国家の市民社会的基盤」を基礎に2014年に刊行した著書『先進国・韓国の憂鬱』(中公新書)が高く評価され、サントリー学芸賞・樫山純三賞を受賞し、韓国語版も出版された。この他、姉妹都市提携に関する研究を進めており、一部成果が日本語および韓国語で公表された。

今後は、現在進行中の科研プロジェクトにあわせて、選挙管理、政治経済学等に関する調査・研究を進めていきたいと考える。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	行政学特殊講義	2
学部	比較政治学	4
	現代政治入門	0.67
	行政学演習	4
	社会問題自主研究	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	政治学リサーチデザイン	2
	行政学特殊講義	2
学部	比較政治学	4
	現代政治入門	0.67
	行政学演習	2

	社会問題自主研究	0
	行政学演習	2
	社会問題自主研究	1

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	7
博士課程後期課程	2

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	11
博士課程後期課程	6

〔FD活動への参加〕

ランチョンセミナーへの参加

〔教育活動の自己評価〕

学部の講義にあたっては、自作の講義資料によりつつ、受講者に適宜質問などをして、講義が単調・一方的にならないように心がけている。講義の内容や形式についてはおおむね好評のようであるが、授業アンケートの指摘を受けて授業に関連する読書案内を配布するようにしている。

学部の少人数教育に関しては、パワーポイントを用いたディベート形式を取り入れ、さらに北海道大学、早稲田大学などとの合同ゼミを実施するなどして、プレゼンテーション能力の向上に心がけてきた。授業アンケートから判断していずれも学生から好評を得ており、実際に能力向上が顕著であったので今後とも続けていきたい。学期終了時に作成している論文集についても学生の要望を取り入れ論文指導を充実させた。

大学院においては、行政学を体系的に理解できるよう文献選択を工夫し、コースワーク型の授業を展開している。加えて、学期中に週1回ランチョンセミナーを開催し、大学院学生の研究状況に対しピアレビューと指導を組み合わせている。この成果として、後期課程学生の学会での報告が急増し、論文の質向上につながっている。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	日本政治学会、日本行政学会、比較政治学会、公共政策学会、アジア政経学会、現代韓国朝鮮学会、日本選挙学会
学会等役員・編集委員	現代韓国朝鮮学会理事（2004年11月～）、同副会長（2014年11月～）、比較政治学会理事（2006年6月～）・同副会長（2014年6月～2016年6月）、日本政治学会理事（2010年10月～）同研究交流委員長（2012年10月～2014年9月）、同企画委員長（2014年10月～2015年10月）、政治学雑誌『レヴァイアサン』編集委員（2009年4月～）

研究会活動	関西行政学研究会、関西政治経済学研究会、朝鮮半島フォーラム
-------	-------------------------------

2015 年度

所属学会	日本政治学会、日本行政学会、比較政治学会、公共政策学会、アジア政経学会、現代韓国朝鮮学会、日本選挙学会
学会等役員・編集委員	現代韓国朝鮮学会理事（2004年11月～）、同副会長（2014年11月～）、比較政治学会理事（2006年6月～）・同副会長（2014年6月～2016年6月）、日本政治学会理事（2010年10月～）・同企画委員長（2014年10月～2015年10月）、アジア政経学会理事（2015年12月～）政治学雑誌『レヴアイアサン』編集委員（2009年4月～）
研究会活動	関西行政学研究会、関西政治経済学研究会、朝鮮半島フォーラム
シンポジウム等の主催等	2015年日本政治学会大会企画

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	阪神シニアカレッジでの講演、大阪大学招へい教授
各種審議会委員等	公益法人ひょうご震災記念21世紀研究機構政策コーディネーター、「関西圏域の展望研究会」委員、日本学術振興会科学研究費委員会専門委員

2015 年度

学外教育活動	阪神シニアカレッジでの講演、大阪大学法学研究科 招へい教授
招待講演	外国選挙制度研究会（総務省選挙部）にて10月29日に講演
各種審議会委員等	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構政策コーディネーター、平成27年度研究調査助成審査助成審査委員会委員、アジア太平洋フォーラム・淡路会議企画部会委員、一般財団法人アジア太平洋研究所上席研究員、独立行政法人日本学術振興会 国際科学研究費委員会専門委員、関西広域連合「関西創生有識者会議」委員

〔国際交流活動〕

日韓修好50周年を記念した論文集に二本論文を寄稿したほか、50周年記念シンポジウムに出席。

科研費現地調査で韓国、台湾を訪問。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

阪神シニアカレッジでの講演内容は、著書『先進国・韓国の憂鬱』をベースにしたものである。各種審議会委員等での活動はいずれも行政学の成果を踏まえたものである。

2015 年度

総務省での講演は科学研究費基盤研究（A）「積極的投票権保障の展開と効果に関する研究」の成果を生かしたものである。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

- ・上巻に記載のほか、キャンパスアジア運営委員会委員（2012年度～）

小田 直樹（刑法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2L 必修科目と学部の総論を担当した他、教養科目・1年次演習など（後半は学生委員という立場での対応もあったので）様々な層の学生を相手にして、教育活動（特に内容面の更新作業）が多忙であった。もう1年は同様な傾向が続くであろう。研究活動は、緊急行為論について若干の追跡作業を行った他、ここ数年の間テーマとしている、過失犯を中心とした「実体と認定」に関する研究を進めて、研究会での報告までは行ったものの、未だに総括はできていない。科研の継続企画が認められたので、成果を発信する作業に着手したい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
避難行為の相当性	単著	『刑法判例百選 I 総論[第7版]』	64-65 頁	2014 年 8 月
窃盗か占有離脱物横領か	単著	『刑法判例百選 II 各論[第7版]』	58-59 頁	2014 年 8 月
過失犯における危険性と注意義務	単著	『川端博先生古稀祝賀記念論文集[上巻]』成文堂	335-365 頁	2014 年 10 月
平成 23 年度司法試験－刑事系科目第 1 問	単著	刑法実践演習	200-209 頁	2015 年 10 月
犯人の死亡と犯人隠避罪	単著	刑法実践演習	139-144 頁	2015 年 10 月
過剰防衛の成否	単著	刑法実践演習	27-32 頁	2015 年 10 月

* 論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
鈴木茂嗣先生の「二元的犯罪論」に対するコメント	単独発表	刑法読書会講演会	立命館大学朱雀キャンパス	2014 年 6 月
「明石砂浜陥没事件第二次上告審決定」に関する	単独発表	判例刑事法研究会	神戸大学	2015 年 6 月

研究				
製造物責任と刑法上の対応	単独発表	京都刑事法研究会	京都大学	2016年1月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

緊急避難の限界を扱う判例を素材として、その「相当性」を正当防衛論との対比で整理した。論文(川端古稀)と研究報告は、「刑事過失の認定」をめぐる研究の成果として、「過失」の論じ方と、実体法学から見た「認定」の位置づけ方について考察した。

2015年度

「一連行為」論の活用場面である「量的過剰」の判例を解説しつつ、過剰防衛規定の使い方に実体法学の枠を超える観点が影響しうる可能性を指摘した。研究報告2本は、平成26年度まで科研費・基盤(C)で採択され、宇藤崇教授(神戸大学)と進めてきた「刑事過失の認定」をめぐる研究の成果であり、更に平成27年度からも科研費・基盤研究(C)として「刑事過失の認定における実体法と手続法の『連結』の実践的応用」が採択された。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対演刑事実体法 I	4
学部	刑法総論	4
	刑事法演習	2
全学	国家と法	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習刑事実体法 I	4
	実務刑事法総合	0.133
学部	刑法 I	4
	刑事法演習	2
	1年次演習	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

スタッフ・ランチョンセミナー及び教育改善意見交換会に参加した。

〔教育活動の自己評価〕

学部1年からLS3年生まで、様々な学年の学生に対応した2年間であった。シラバスの計画を実現することに追われ、理解度に応じた内容面の調整がうまくできず、自学自習をできない学生も増えたため、受講生を置去りにした印象がある。全体としては反省すべき点が多い。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本刑法学会、中四国法政学会
研究会活動	判例刑事法研究会（神戸大学）、京都刑事法研究会（京都大学）、瀬戸内刑事法研究会（広島大学ほか）

2015 年度

所属学会	日本刑法学会、中四国法政学会
研究会活動	判例刑事法研究会（神戸大学）、京都刑事法研究会（京都大学）、瀬戸内刑事法研究会（広島大学ほか）

〔社会貢献活動の自己評価〕

学内での活動に徹しており、社会貢献として特記すべきものはない。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

檜村 志郎（法社会学・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究分野の主たる成果としては、法律相談の会話分析研究の成果を 2 編公表し、法社会学の対象と質的方法論に関する研究成果を 2 編公表し、弁護士と顧客の紛争に関する共同研究の成果を学会で発表することができた。今後も研究を深化するべく努める。教育分野においては、法社会学の初歩的および体系的教育、法社会学理論に関わる大学院生向けの教育、法律相談に関する実務志向的教育を行った。今後もこの活動を継続する。社会貢献分野では、2014 年 5 月まで日本法社会学会理事長を務めたほか各種委員として活動し、高等学校の教育研究にも協力した。今後も任務に応じてこの活動を継続する。管理運営分野では、引き続き、神戸大学情報基盤センター長として情報基盤の整備強化に寄与するべく活動した。この活動は同センター長の任期終了（2016 年 6 月）まで継続する。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
『法の観察—法と社会の批判的再構築にむけて』	共編著（和田仁孝・阿部昌樹・船越資晶）	法律文化社	2014 年 7 月

ける法への言及—その明示的および黙示的諸方法—」	単著部分 159-183 頁		
Law at Work: Studies in Legal Ethnomethods. "Hearing Client's Talk as Lawyer's Work: The Case of Public Legal Consultation Conference"	国際共著 (Boudouin Dupret, Tim Berard, Michael E Lynch) 単著部分 87-113 頁	Oxford University Press	2015 年 7 月
『和田仁孝教授還暦記念論文集・振る舞いとしての法』「アカウントの社会学的解釈—Florian Znaniecki の社会学方法論を手掛かりにして—」	共著 (山本顯治、西田英一他) 単著部分 3-25 頁	法律文化社	2016 年 2 月
『新入生のためのリーガルトピックス 50』「子猫をめぐって」、「沈黙の声—クリスとディヴィッド」	共著 (阿部昌樹、和田仁孝) 単著部分 126-129 頁、146-149 頁	法律文化社	2016 年 3 月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
法社会学とその理論 (巻頭言)	単著	日本法社会学会会報	98 号 1 頁	2014 年 9 月
ボランティアは被災避難者にいかに共感できるか—書評、西阪仰・早野薫・須永将史・黒嶋智美・岩田夏穂著、『共感の技法—福島県における足湯ボランティアの会話分析』	単著	現代社会学理論研究	9 号 121-129 頁	2015 年 3 月
法社会学の対象と理論—エスノメソドロジーの社会学的形成の観点から—	単著	法と社会研究	(創刊) 1 号 3-29 頁	2015 年 12 月
法学部・法科大学院における社会学教育はいかにあるべきか?	単著	現象と秩序	4 号 57-65 頁	2016 年 3 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
エスノメソドロジー・会話分析はいかに法をとりあげるのか—Harold Garfinkel の初期の研究を手がかりにして—	口頭報告	日本法社会学会 2014 年学術大会	大阪大学	2014 年 5 月
行為か行為者か —『ポーランド農民』から『エ	口頭報告	日本法社会学会 2014 年学術大会	大阪大学	2014 年 5 月

『スノメソドロロジー研究』 までの質的方法論				
法社会学の対象と方法	記念公園	還暦記念研究会	神戸大学	2014年10月
「相互反映性の原則」の 学説的起源 — 1920年 ～40年代の質的方法論 とエスノメソドロロジーの 原構想	口頭報告とペ ーパー	日本マーケティング 学会・マーケテ ィングカンファレ ンス 2014	早稲田大学	2014年11月
「相互反映性の原則」の 学説史的起源 — 1920 年～40年代の質的方法 論とエスノメソドロジ ーの原構想	招待講演	日本エスノメソド ロジー・会話分析 研究会	関西大学	2015年3月
弁護士懲戒処分・決定の 質的分析	口頭報告	日本法社会学会 2015年学術大会	首都大学東京	2015年5月
法学部・法科大学院にお ける社会学教育はいかに あるべきか？	口頭報告	日本社会学会	早稲田大学戸 山キャンパス	2015年9月
社会的世界はいかに把握 されうるか？—エスノメ ソドロロジーの失われた原 問題をめぐって—	招待講演	北海道大学法理論 研究会定例研究科	北海道大学	2016年3月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年の共著と2015年の共著は、法律相談の会話分析研究のまとめを含んでいる。この研究は、日本社会学会で行った教育論的報告の基礎にもなっている。2014年度前半の学会報告2編は、法社会学の対象と方法に関する一連の研究の成果であり、2013年に発表したいくつかの仕事の発展である。2014年度後半の報告と2015年初までに発表した作品等は、さらにこの延長上で、従来から継続してきた公開研究会の成果を付加したものである。この成果は、2015年前半の学会発表につながっている。

次の点はすぐれた達成と自己評価している。

- ・Oxford University Pressは学術出版機関としての高い評価を受けている。寄稿論文は依頼に基づくが編者らによる査読を経ており、内容が本書にふさわしいとのコメントも得ている。

- ・『法と社会研究』に発表した論文は、創刊号巻頭論文として依頼されたものであり、高い質を要求される。

- ・法社会学の対象と質的方法論に関する研究、および懲戒処分に関する質的分析は、日本学術振興会科学研究費助成金（基盤A・代表者）の成果である。

- ・研究上の同僚・後輩と過去に指導した学生が、2014年10月11日還暦記念研究会と祝賀会を開催してくれた。この中で、米田憲市教授（鹿児島大学）、菅野昌史教授（いわき明星大学）、仁木恒夫教授（大阪大学）、樫田美雄教授（神戸市立看護大学）による報告とディスカッションが行われた。この会合には先輩研究者を含む多くの方々が参加してくれた。このような会を開催してもらえたことは喜ばしいことである。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	法社会学特殊講義	4
	現代法社会学特殊講義	2
LS	R&W ゼミ法社会学	2
学部	プログラム講義 Japanese Legal System	0.27

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	法社会学特殊講義	2
LS	R&W ゼミ法社会学	2
学部	一年次演習	2
	法社会学入門	2
	Japanese Legal System	0.27

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	1

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	2

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

つぎの点で工夫をこらした。いずれも学生評価は高かった。法社会学特殊講義は、継続してエスノメソドロジーの基礎的論文を体系的に読んでおり、大阪、京都の若手研究者も参加し学会的活動の場としても機能している。現代法社会学講義は、予想される受講者の興味と程度に応じて、入門書を素材に法社会学の基礎的（だが重要な）問題をとりあげ討論という双方向的形式で実施した。R&W ゼミは受講者が 10 名と激増した。やはり予想される受講者の興味関心に応じて、法律相談と裁判におけるコミュニケーション現象を体系的にとりあげた。参加者からは口頭では実践的でよかったとの反応を得た。これらの講義では、神戸大学授業支援システム BEEF を活用している。プログラム講義 Japanese Legal System（2 回分担当）では、日本の法律家の現状についてまとめつつ、質疑応答も交えて実施した。

2015 年度

引き続きつぎの点で工夫をこらした。いずれも学生評価は高かった。1 年次演習、法社会学入門は入門者むけに法社会的分析の基礎を講義した。法社会学特殊講義は、継続してエスノメソドロジーの基礎的論文を体系的に読んでおり、大阪、京都の若手研究者も参加し学

会的活動の場としても機能している。R&W ゼミは、法律相談と裁判におけるコミュニケーション現象を体系的にとりあげたが、受講者の興味関心に応えていると思われる。受講者は13名である。この講義の経験は、日本社会学会の社会学の実践教育応用をめぐる企画シンポジウムで報告した（他の報告者は、医療、地域などの分野）。これらの講義では、神戸大学授業支援システム BEEF を活用している。プログラム講義 Japanese Legal System（2回分担当）では、日本の法律家の現状についてまとめつつ、質疑応答も交えて実施した。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2015 年度

所属学会	日本法社会学会、犯罪社会学会、社会学理論学会、日本エスノメソドロジー・会話分析研究会
学会等役員・編集委員	日本法社会学会理事長（2011年5月より2014年5月まで）、同理事、同学会奨励賞選考委員長
研究会活動	公開研究会「EMCA セミナー」を定期的開催。英文資料サイト Formative Steps of Ethnomethodology を作成公開している（2012年3月～）。

2015 年度

所属学会	日本法社会学会、犯罪社会学会、社会学理論学会、EMCA 研究会、日本社会学会、American Sociological Association、Law and Society Association
学会等役員・編集委員	日本法社会学会理事（1995年～現在）、同学会奨励賞審査委員会、American Sociological Association Section of Ethnomethodology and Conversation Analysis Melvin Pollner Award Committee member
研究会活動	公開研究会「EMCA セミナー」を定期的開催。英文資料サイト Formative Steps of Ethnomethodology を作成公開している（2012年3月～）。

〔社会における活動〕

2015 年度

学外教育活動	須磨東高等学校「中・高校生の社会参画に係る実践力育成のための調査研究」有識者会議委員
各種審議会委員等	須磨東高等学校「中・高校生の社会参画に係る実践力育成のための調査研究」有識者会議委員

2015 年度

学外教育活動	須磨東高等学校「中・高校生の社会参画に係る実践力育成のための調査研究」有識者会議委員
各種審議会委員等	須磨東高等学校「中・高校生の社会参画に係る実践力育成のための調査研究」有識者会議委員

〔国際交流活動〕

2014 年度、2015 年度

神戸大学情報基盤センター長・神戸大学 CIO 補佐として、アメリカに本部を置く ICT の

教育応用に関する協議会 EDUCAUSE 総会に参加し、交流するとともに、知見を得た。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

（学会活動）2011 年 5 月から 2014 年 5 月まで日本法社会学会の理事長をつとめた。この期間に、学会の財政を健全化するため、機関誌の年報化、学生会費の導入を含む会費制度の改革、学会報のネット配信などを含む学会活動の改革を行い、成果をおさめた。2014 年 5 月から、同学会の理事・学会奨励賞選考委員長をつとめた。

（社会における活動）須磨東高等学校長から依頼を受け、文部科学省「課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業」のもとで行われている、「リーガルマインド」学習をめざす上記事業に、有識者として意見を述べるなどして寄与した。この寄与にはこれまでの法社会学研究の成果を生かした部分が含まれている。

2015 年度

（学会活動）2014 年度から引き続き、日本法社会学会の理事・学会奨励賞選考委員長をつとめ、2015 年学会賞・機関誌最優秀論文賞の選考を行い、2015 年 5 月の大会で授与した。また、同委員長として委員会を代表し学会ホームページに過去の学会賞の記録などを集めた学会賞記録ページを作成公開した。これらは、学会の運営の改善に役立つものと思う。

（社会における活動）引き続き、須磨東高等学校の文部科学省「課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業」に協力し助言等をしている。

（国際研究交流活動）社会学の分野で世界的に評価されている学会である American Sociological Association のエスノメソドロジー・会話分析部会が選考・授与する優秀論文賞の選考委員を委嘱され選考した。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

2014 年度

・神戸大学情報基盤センター長（2012 年 7 月～）とこれに付随する各種委員等（神戸大学 CIO 補佐、同情報企画委員会委員長、同情報委員会委員、同情報セキュリティ委員会委員、同情報システム管理部会委員、情報基盤センター運営委員長等）、これに関連する各種 WG メンバー等（神戸大学 LMS 導入 WG、全学一括ソフトウェア契約更新 WG、Kaiser 更新 WG 等）。

2015 年度

・神戸大学情報基盤センター長（2012 年 7 月～）とこれに付随する各種委員等（神戸大学 CIO 補佐、同情報企画委員会委員長、同情報委員会委員、同情報セキュリティ委員会委員、同情報システム管理部会委員、情報基盤センター運営委員長）、これに関連する各種 WG メンバー等（神戸大学 LMS 導入 WG、全学一括ソフトウェア契約更新 WG、Kaiser 更新 WG 等）。

角松 生史（行政法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究活動面では、従来から専門分野としている都市・土地法に関する論文に加えて、参加論関係や予防原則、裁量統制と比例原則などの分野にも研究を広げた。また、英語での口頭報告・論文執筆にも積極的に取り組んでいる。他方で、どの論文も十分な準備を経たものとは言えず、比較法的知見が乏しいことが課題である。教育活動面では、行政法関係の講義・演習に加えて、法経連携専門教育プログラム及び Japanese Legal System II のコーディネートを担当している。管理運営活動・社会貢献活動も含めたバランスをとりつつ、本務である研究教育の実績を上げていくことが課題と考えている。

〔研究成果〕 (著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
恐怖の法則：予防原則を超えて (キャス・サンスティーン 著)	共同監訳（内野美穂） 神戸大学 ELS プログラム訳	勁草書房	2015年2月
現代国家と市民社会の構造転換と法—学際的アプローチ	共編著（角松生史／山本顕治／小田中直樹）	日本評論社	2016年1月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
日本行政法における比例原則の機能に関する覚え書き：裁量統制との関係を中心に	単著	見上崇洋教授退任記念論文集（政策科学）	21巻4号 191-200頁	2014年3月
板垣勝彦著『保障行政の法理論』（書評）	単著	季刊行政管理研究	145号 52-57頁	2014年3月
臨時特例企業税条例の適法性（最一判 2013年3月21日民集67巻3号438頁）	単著	ジュリスト1466号（平成25年度重要判例解説）	55-57頁	2014年4月
行政事務事業の民営化	単著	ジュリスト増刊『行政法の争点』（有斐閣）	184-187頁	2014年9月
学界展望 行政法	単著	公法研究	76号 265-296頁	2014年10月
「BOOK REVIEW: 実例解説行政関係事件訴訟—最新重要行政関係事件実務研究③」93頁	単著	自由と正義65巻12号	93頁	2014年12月
行政過程における参加と責任	単著	法律時報	87巻1号 14-21頁	2015年1月
「監訳者あとがき」	共著（内野美穂）	キャス・サンスティーン『恐怖の法則』（勁草書房）	319-326頁	2015年2月
「行政活動の民営化と行政法学」	単著	行政法研究（上記『行政法の争点』）	8号 107-122頁	2015年5月

		所収論文に加筆修正を加えたもの)		
「翻訳：アレキサンダー・ポイケルト『パブリック・ドメインの法理』」	共著（島並良/角松生史）	神戸法學雑誌 64 卷 3・4 号	189-226 頁	2015 年 5 月
「2つの景観訴訟における2つの景観利益—国立市マンション訴訟と鞆の浦世界遺産訴訟」	単著	都市住宅学	91 号 23-28 頁	2015 年 10 月
「『固有の資格』と『対等性』—辺野古新基地をめぐる工事停止指示と審査請求について」	単著	法律時報	87 卷 12 号 39-45 頁	2015 年 11 月
「コモンズとしての景観の特質と景観法・景観利益」	単著	論究ジュリスト	15 号 26-33 頁	2015 年 11 月
「広域計画の役割—基礎自治体が『よく判断』するために」	単著	法政研究	82 卷 2-3 号 433-445 頁	2015 年 12 月
「意思決定戦略としての予防原則—開くものと閉じるもの」	単著	国民経済雑誌	213 卷 1 号 49-62 頁	2016 年 1 月
「序章」	単著	角松生史/山本顕治/小田中直樹編『現代国家と市民社会の構造転換と法』（上記「著書」欄に記載）	21-44 頁	2016 年 1 月
「都市空間の法的ガバナンスと司法の役割」	単著	角松生史/山本顕治/小田中直樹編『現代国家と市民社会の構造転換と法』（上記「著書」欄に記載）	21-44 頁	2016 年 1 月
「ドイツにおける空き家問題の諸相」	単著	土地総研メールマガジン	37 号（頁無し）	2016 年 1 月
「空き家問題」	単著	法学教室	427 号 14-18 頁	2016 年 3 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
“Taking “Regulatory Court” Seriously - A Case of Land Use Law	口頭報告	2014 Administrative Law Discussion	台湾中央研究院, 台北 (台湾)	2014 年 6 月

in Japan””		Forum		
“Legal Governance of Urban Space and the Role of Judiciary”,	口頭報告	Kobe University Global-Link Forum in Kuala Lumpur,	Kuala Lumpur Convention Centre, クアラルンプール (マレーシア)	2014年12月
“Legal Management of Landscape as Commons in Japan”	口頭報告	Legal and Administrative Management of Civil Society in Korea and Japan	全北大学校、全州 (韓国)	2015年1月
「都市空間の法的構成と司法権の役割	口頭報告	Econo-Legal Studies Workshop	上海交通大学 凱原法学院、上海 (中国)	2015年3月
「話題提供－監訳者の立場から」	口頭報告	第44回 エコノ・リーガル・スタディーズ (ELS) ワークショップ	神戸大学	2015年3月
Prospects of Interdisciplinary Research of Economics and Law A View from Law – Landscape as Commons	口頭報告	The 6th Kobe University Brussels European Centre Symposium	Thon Hotel EU.Belgium	2015年10月
A Productive Diversion or Misinterpretation?- The Rise and Fall of “Relationship of Reciprocal Interchangeability” Concept and on the Possibility of Reception of Legal Interpretation	口頭報告	2015 Administrative Law Discussion Forum	Luxembourg University Faculty of Law, Luxembourg	2015年7月
Special Zone Legislations in Japan	口頭報告	Legal Issues and Political Solution for Establishment of Local Autonomy and Regulatory Reform	City Hall of Ulsan, Korea	2016年2月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

共同監訳『恐怖の法則 : 予防原則を超えて』は、神戸大学法経連携専門教育 (ELS) プログラムの授業の一環として学生たちと翻訳したものをベースにした、同教育プログラムの成果である。共編著『現代国家と市民社会の構造転換と法—学際的アプローチ』は、角松が研究代表者を務めた JSPS 科研費基盤 (B) (課題番号 21330006 及び課題番号 24330011)

の成果であり、科研費研究成果公開促進費（課題番号 15HP5124）の交付を受けて刊行された。また、「行政活動の民営化と行政法学」は、中国語に翻訳・公表された（周実訳「行政活動的民営化和行政法学」：中国政法大学<<行政法研究>>2015年第3期 62-71頁）。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	行政法政策論特殊講義	2
	Japanese Legal System II	1.4
LS	対話型演習行政法Ⅱ	2
	裁判・行政の基本構造	0.93
学部	行政法演習	4
	社会問題自主研究	1
	修了研究	1
	実定法入門	0.4

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	行政法政策論特殊講義	2
	Japanese Legal System II	1.4
LS	対話型演習行政法Ⅰ	2
学部	問題解決実践研究	1
	行政法演習	2
	社会問題自主研究	0.5
	実定法入門	0.53
	行政法演習	2
	修了研究（3年）	0.5
	修了研究（4年）	0.5
	行政法Ⅰ	4

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	5

2015年

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	2

博士課程後期課程	4
----------	---

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

ランチョンセミナー・法科大学院教育改善意見交換会に参加した。また、これまで担当してきた授業「行政法演習」の内容について、『競技』と『教育』の間で一演習におけるディベート導入の試み」凌霜(神戸大学凌霜会) 401 号 25-27 頁という小文を公表した。

2015 年度

ランチョンセミナー・法科大学院教育改善意見交換会に参加した。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

授業アンケートで指摘された補充レジユメの位置付けの仕方、予習課題の配布時期についての指摘、サインポスティングの充実などについて改善に努力している。

2015 年度

対演行政法 I の授業アンケートでは、要点を絞ったレジユメの配布が好評だった一方、「(例年の事ながら) 早口すぎる」という指摘があったため、重要な部分を繰り返しゆっくり話すなどの工夫を行っている。行政法 I についても同様の点を心がけた。法経連携専門教育プログラム、行政法演習(後期)等における少人数教育における論文指導、行政法演習(前期)におけるディベート指導、実定法入門における入門的授業など、スキルの・入門的な内容を含む教育の技法も引き続き改善していきたい。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本公法学会、日本不動産学会、日独法学会
学会等役員・編集委員	日独法学会理事、日本ディベート協会理事
研究会活動	SC 研究会代表
シンポジウム等の主催等	国際シンポジウム Legal and Administrative Management of Civil Society in Korea and Japan (2015 年 1 月、全州大学校)、IISS ワークショップ「現実世界における意思決定とディベート」(2014 年 8 月、神戸大学)、第 44 回 エコノ・リーガル・スタディーズ (ELS) ワークショップ (IISS ワークショップと共催)「キャス・サンスティーン『恐怖の法則』をめぐって」(2015 年 3 月)を主催し、Econo-Legal Studies Workshop (2015 年 2 月、上海交通大学)の企画に参加した

2015 年度

所属学会	日本公法学会、日本不動産学会、日独法学会
学会等役員・編集委員	日独法学会理事、東アジア行政法学会理事、法科大学院協会常務委員
研究会活動	SC 研究会代表、日本ディベート協会関西地区担当理事
シンポジウム等の主催等	以下のシンポジウム等を主催またはその運営に関与した。 ・STP ワークショップ(「法律実務とディベート」2015 年 8

	<p>月 1 日、神戸大学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法経連携科研第 47 回ワークショップ (「ユーバー時代のタクシー規制」(2015 年 1 月 8 日、神戸大学) ・法経連携科研国際シンポジウム (Promise and Management of Interdisciplinary Research of Economics and Law、2016 年 1 月 25 日、神戸大学) ・公開研究会 (「ケアの倫理」2016 年 3 月 22 日、同志社大学)
--	--

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・立命館大学 Kyoto Seminar において、Government and Law の講義を担当 (Leon Wolff 教授と共同開講、2015 年 2 月) ・九州大学において、Japanese Constitutional and Administrative Law に関するセミナー講師を担当 (2014 年 12 月、2015 年 1 月) ・法科大学院協会主催「法科大学院がわかる会」阪神会場の開催に協力 (2015 年 12 月)
各種審議会委員等	<p>尼崎市都市計画審議会委員、神戸市都市景観審議会委員、西宮市都市計画審議会委員、神戸市すまい審議会委員、西宮市情報公開・個人情報保護審査会委員、明石市市民参画推進会議委員(委員長)、神戸市公園緑地審議会委員、伊丹市都市景観審議会委員、大阪府個人情報保護審査会委員(会長)、社会福祉法人一羊会苦情解決第三者委員、三田市まちづくり基本条例監査のあり方等委員会委員 (委員長)、明石市住民投票条例検討委員会委員 (会長)、土地総合研究所「今後の土地問題を考える研究会」委員、国土交通省近畿地方整備局入札監視委員会委員、兵庫県「自転車の安全な利用等に関する検討委員会」委員、神戸市開発審査会委員</p>

2015 年度

学外教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・立命館大学 Kyoto Seminar において、Government and Law の講義を担当 (Leon Wolff 教授と共同開講、2016 年 2 月) ・九州大学において、Japanese Constitutional and Administrative Law に関するセミナー講師を担当 (2016 年 1 月) ・法科大学院協会主催「法科大学院がわかる会」阪神会場の開催に協力 (2016 年 9 月)
各種審議会委員等	<p>国土交通省「土地利用に関する計画」のあり方についての研究会委員 社会福祉法人一羊会 苦情解決第三者委員 神戸市すまい審議会委員 (住環境部会長) 尼崎市都市計画審議会委員 西宮市情報公開・個人情報保護審査会委員 神戸市公園緑地審議会委員 神戸市都市景観審議会委員 伊丹市都市景観審議会委員</p>

	大阪府個人情報保護審査会委員(会長) 近畿地方整備局 ① (港湾空港関係) 談合情報の対応についての意見聴取に係る外部有識者 ②入札監視委員会委員 (第2部会長) 神戸市開発審査会委員 神戸市空家等対策計画の作成に関する協議会委員
--	---

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014年度、2015年度共に、主たる研究テーマである都市法・土地法に関係するものを中心に、地方公共団体の審議会委員等に就任している。また、法科大学院協会の常務委員として、理事会・総会の運営協力及び「法科大学院がわかる会」阪神会場の企画運営に参加している。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

上巻に記載のほか、全学では大学教育推進委員会から選出されるWG（外国語教育検討WG、ボランティア活動に参加する学生の公欠制度検討WG）に2015年度に参加しています。

川島 富士雄（国際経済法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

今期は、2015年10月に本研究科所属になってから半年間の研究活動、教育活動、社会貢献活動等が評価対象となった。この間、研究活動としては、国際経済法に関する研究、日本独占禁止法に関する研究、中国独占禁止法に関する研究等に従事し、論文を発表し、研究報告をしたほか、関連テーマで招待講演等を行い、社会貢献に努めた。その成果を土台に、2015年11月、科学研究費補助金を申請したところ、幸運にも基盤研究(B)「国際経済法上の競争中立性規律に関する研究」が採択されたため、今後も国際経済法と競争法の交錯領域に関する研究に引き続き取り組みたい。教育活動としては、学部の講義・演習、大学院の講義を担当し、WTOの具体的紛争事例を教材としていかに活用するか意識した講義に努めた。引き続き講義の改善に努めたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
WTO パネル・上級委員会報告書解説⑩】中国ーレアアース等の輸出に関する措置 (DS431,	単著	RIETI Policy Discussion Paper Series	16-P3 号 1-49 頁	2016年2月

DS432, DS433) - 輸出規制に対する規律に関する解釈の展開 -				
中国における共同研究開発及び同政府支援と法制度	単著	『平成 27 年度主要国の企業間共同研究・政府支援の実態調査 報告書』	56-70 頁	2016 年 3 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
自由市場国と国家資本主義国の衝突と貿易摩擦	単独発表	日本国際経済学会	専修大学	2015 年 11 月
中国独占禁止法の運用動向—カルテル規制を中心に—	単独発表	独禁法審判決研究会	神戸大学	2016 年 2 月
テレビ用ブラウン管国際価格カルテル事件東京高裁判決	単独発表	独占禁止法判例研究会	法政大学	2016 年 3 月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

日本国際経済学会での発表は、会員として所属していない同学会から、このテーマについて専門的知見を有するものとして、特に要請があり行ったものである。本年度の成果はいずれも村田学術振興財団から研究助成を受けた研究の成果である。

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義 (国際経済法)	2
学部	国際経済法	2
	国際経済法演習	2

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

[FD 活動への参加]

2015 年度

スタッフランチョンセミナー (2016.1.26) 講師

[教育活動の自己評価]

2015 年度

学部の講義・演習、大学院の講義を担当し、いずれについても WTO の具体的紛争事例を教材としていかに活用するか意識した講義に努めた。学部の講義のアンケート結果によると、知的興味を引くものであった、新しい知識や物事の見方が得られたとの高評価が得られたが、一部の学生から理解度について低い回答が見られた。授業の改善方法については必ず

しも具体的な意見が得られなかったため、手探りとなるが、板書方法や配布資料について、今後も改善に努めたい。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2015 年度

所属学会	日本経済法学会、日本国際経済法学会、国際法学会、日本国際政治学会、Academic Society for Competition Law
学会等役員・編集委員	日本経済法学会理事・運営委員、日本国際経済法学会理事・編集副主任
研究会活動	独占禁止法判例研究会、関西経済法研究会、東京経済法研究会
シンポジウム等の主催等	国際シンポジウム「独占禁止法と知的財産法の交錯—日中比較の観点から—」(2016.2.1、神戸大学) (企画担当)

〔社会における活動〕

2015 年度

学外教育活動	名古屋大学国際開発研究科非常勤講師
招待講演	競争法研究協会講演「中国競争政策の動向と課題」講師 (2015.10.9) 東アジア国際法秩序研究協議会講演「中国による WTO 紛争解決手続の活用と違反判定事案での勧告実施状況」講師 (2015.11.30) 公正取引委員会競争政策研究センター公開セミナー「中国における独占禁止法と知的財産権の関係について」コメンテーター (2016.1.29) 国立台湾大学主催国際シンポジウム「標準、標準必須特許と競争法」コメンテーター (2016.3.4) 公正取引協会新興国競争法講座「中国独占禁止法」講師 (2016.3.11) 復旦大学法学院講演「在 TPP 的国际经济法規制发展—国有企业规则的背景与意义—」講師 (2016.3.24)
各種審議会委員等	独立行政法人経済産業研究所 現代国際通商・投資システムの総合的研究 (Ⅲ期) 研究会委員 一般財団法人国際投資研究所 主要国の企業間共同研究・政府支援の実態研究会委員 経済産業省我が国貿易救済措置の整備に関する勉強会委員

〔国際交流活動〕

2016 年 1 月 30 日~2 月 2 日

国際シンポジウム「独占禁止法と知的財産法の交錯—日中比較の観点から—」(2016.2.1、神戸大学) への中国人研究者受入

2016 年 3 月 3 日~3 月 6 日

台湾・台北：国立台湾大学主催国際シンポジウム「標準、標準必須特許と競争法」参加

2016 年 3 月 20 日~3 月 25 日

中国・北京、上海：対外経済貿易大学、復旦大学訪問 (講演、研究打ち合わせ)

〔社会貢献活動の自己評価〕

2015年度

研究成果の対外発信のため、下記個人ブログにおいて中国独占禁止法の動向について、タイムリーに情報提供しているほか、上記の招待講演等で講師を務めている。

<https://fujiokawashima.wordpress.com/>

国際シンポジウム「独占禁止法と知的財産法の交錯—日中比較の観点から—」及び公正取引委員会競争政策研究センター公開セミナー（2016.1.29）では、コメンテーターを務めたほか、企画（講師・テーマの選択等）を担当し、研究成果が活かされた。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

窪田 充見（民法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

この間については、研究面では、不法行為法、親族法、相続法の領域について、積極的に研究成果を公表することができた。ただし、理論的により掘り下げた研究をしたいと思いつつ、その点については、なお課題が残る状況である。いずれの領域についても、基礎理論についての研究課題が残っていることを感じており、それらについては今後の課題としたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
高田裕成編『家事事件手続法——理論・解釈・運用』	共編著（高田 裕成・金子 修・畑 瑞穂・古谷 恭一郎・増田 勝久・山本 克己）	有斐閣	2014年12月
中田裕康・窪田充見編『民法判例百選II 債権（第7版）』	共編著（中田 裕康）	有斐閣	2015年1月
財産管理の理論と実務	共同編集（共編者：水野紀子）	日本加除出版	2015年6月
新基本法コンメンタール—親族	共同編集（共編者：松川正毅）	日本評論社	2015年12月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
金銭債務と金銭債権の共	単著	論究ジュリスト	10号119-125	2014年8月

同相続			頁	
福島原発事故賠償の研究 (5) 原子力発電所の事故と居住目的の不動産に生じた損害	単著	法律時報	86 卷 9 号 110-117 頁	2014 年 9 月
法における親子の意味： 最高裁平成 26 年 7 月 17 日判決を契機に	単著	ジュリスト	1471 号 66-72 頁	2014 年 9 月
不法行為法における法の 実現	単著	佐伯仁志編『岩波 講座 現代法の動態 2 法の実現手法』 (岩波書店)	77-109 頁	2014 年 11 月
不法行為法の将来像	単著	Buisiness Law Jounal	2015 年 2 月 号 11 頁	2015 年 1 月
夫と通じた者に対する妻 の慰謝料請求権 (最判平 成 8 年 3 月 26 日民集 50 卷 4 号 993 頁)	単著	大村敦志・水野紀 子編『民法判例百 選Ⅲ 親族・相 続』(有斐閣)	22-23 頁	2015 年 2 月
原子力発電所の事故と居 住目的の不動産に生じた 損害—物的損害の損害額 算定に関する一考察	単著	淡路剛久・吉村良 一・除本理史編 『福島原発事故賠 償の研究』	140-156 頁	2015 年 5 月
成年後見人等の責任—要 保護者の不法行為に伴う 成年後見人等の責任の検 討を中心に—	単著	水野紀子・窪田充 見編『財産管理の 理論と実務』	87-125 頁	2015 年 6 月
集团的・集合的利益の保 護と知的財産権法—知的 財産の保護をめぐる知的 財産権法と一般不法行為 法—	単著	民商法雑誌	150 卷 4・5 号 507-532 頁	2015 年 6 月
家族〈社会と法〉学会 シンポジウム「無縁社会 と家族法」の総括	単著	家族〈社会と法〉	31 号 114-115 頁	2015 年 7 月
特集「親子法の現在と未 来—社会の動きに民法は どのように向かい合うの か」座談会「親子法のあ り方を求めて」(司会)	単著	法律時報	87 号 11 卷 4・ 23	2015 年 9 月
責任能力と監督義務者の 責任—現行法制度の抱え る問題と制度設計のあり 方	単著	現代不法行為法研 究会編『不法行為 法の立法的課題』	71-96 頁	2015 年 10 月
寄与分と遺留分	単著	棚村政行＝水野紀 子＝潮見佳男編 『Law Practice 民	332-339 頁	2015 年 10 月

		法Ⅲ 親族・相続編』		
民法 791 条 (子の氏の変更)	単著	窪田充見・松川正毅編『新基本法コンメンタールー親族』	150-154 頁	2015 年 12 月
民法 790 条 (子の氏)	単著	窪田充見・松川正毅編『新基本法コンメンタールー親族』	148-150 頁	2015 年 12 月
民法 750 条 (夫婦の氏)	単著	窪田充見・松川正毅編『新基本法コンメンタールー親族』	51-55 頁	2015 年 12 月
不法行為制度のあり方を考える 特集にあたってー「不法行為法学の混迷」と「不法行為法の動態的性格」	単著	論究ジュリスト	16 号 4-7 頁	2016 年 2 月
金銭債務と金銭債権の共同相続	単著	水野紀子編著『相続法の立法的課題』	151-168 頁	2016 年 2 月
サッカーボール事件ー未成年の責任無能力者をめぐる問題の検討の素材として	単著	論究ジュリスト	16 号 8-16 頁	2016 年 2 月
人身損害賠償における相続構成についてー相続という視点からの検討	単著	立命館法学 2015 年 5・6 号 (田中恒好教授・薬師寺公夫教授・吉村良一教授退職記念論文集)	166-190 頁	2016 年 3 月
時論 最判平成 28 年 3 月 1 日ーJR 東海事件上告審判決が投げかけるわが国の制度の問題ー	単著	ジュリスト	1491 号 62-68 頁	2016 年 3 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
物的損害についての賠償額の算定ー全損と評価される住宅に関して生じた損害を中心に	研究会における単独発表	原発事故賠償問題研究会	明治大学	2014 年 4 月
金銭債務・金銭債権の共同相続	シンポジウムにおける単独	日本私法学会	中央大学	2014 年 10 月

	発表			
責任能力と法定監督義務者の責任	ワークショップにおける単独発表	日本私法学会	立命館大学	2015年10月
相続法改正の動向－相続人の貢献をめぐる問題を中心に	シンポジウムにおける単独発表	日本家族（社会と法）学会	大阪大学	2015年11月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度・2015年度

この期間については、ある程度、積極的に研究活動の成果を公表することができたと考えている。対象となる分野は、主として、不法行為法と家族法にまたがるものであるが、研究に関連する最高裁判決が、両分野において立て続けに下されたこともあり、そうした判決の評釈も含めて、あまり時間をおかずに、研究者としての立場からの評価を公表することができた。特に、JR 東海事件に代表される責任無能力者の不法行為をめぐる問題については、ひとつの先行研究として、多くの文献に引用もなされて、一定の評価を得ているものと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義	2
LS	民法基礎Ⅲ	5
学部	民法Ⅱ	4
	民法演習	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	民法基礎Ⅰ	4
学部	民法演習	2
	一年次演習	2
	民法Ⅲ	4
	民法Ⅴ	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	2
博士課程後期課程	1

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	3
博士課程後期課程	3

〔FD 活動への参加〕

2014 年度・2015 年度とも、教育改善意見交換会等に可能な限り出席した。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度・2015 年度とも、学部・法科大学院の授業を担当するとともに、特に、2015 年度からは、かなり多数の大学院博士課程の学生の指導を担当した。大学院生については、それぞれ扱っているテーマも異なるため、個別に、定期的に時間を設定し、論文の執筆等に向けた指導に当たった。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本私法学会、日本交通法学会、日本家族〈社会と法〉学会、日独法学会
学会等役員・編集委員	日本交通法学会理事、日本家族〈社会と法〉学会理事、日独法学会理事、法律時報編集委員、商事法務賞選考委員
研究会活動	神戸大学民法判例研究会、民法学のあゆみ研究会、現代相続法の課題研究会、現代不法行為法研究会等
シンポジウム等の主催等	「シンポジウム 利益の多様性と私人による法の実現」（科研基盤研究（A）「集团的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」（研究代表者・窪田充見））、「シンポジウム 現代相続法の課題」（日本私法学会）

2015 年度

所属学会	日本私法学会、日本交通法学会、日本家族〈社会と法〉学会、日独法学会
学会等役員・編集委員	日本交通法学会理事、日本家族〈社会と法〉学会理事、日独法学会理事、全南大（韓国）法学論叢編集委員（学外委員）、法律時報（日本評論社）編集委員会委員、商事法務研究会賞選考委員
研究会活動	民法改正委員会家族法部会、神戸大学民法判例研究会、不動産賃貸借の現代的課題研究会、民法学のあゆみ、現代相続法の課題研究会、現代不法行為法研究会等

〔自己評価〕

2014 年度は、研究代表者をつとめた科研基盤研究（A）「集团的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」の最終年度であり、その成果としてのシンポジウムを開催した。なお、このシンポジウムのテーマは、上記基盤研究の総括であると同時に、新たに科研費を申請する共同研究につながるものであった。こうした成果をふまえて、2015 年度から 5 年間にわたり、科研費基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現—法目的の複層的手法の理論化と制度設計の提案」（研究代表者・窪田充見）が採択された。

また、2014年度日本私法学会の「シンポジウム 現代相続法の課題」については、その準備作業に携わるとともに、「金銭債務・金銭債権の共同相続」の報告を行った。

〔社会における活動〕

2014年度

招待講演	「債権法改正の意義」(京都女子大学), 「原子力発電所の事故と居住目的の不動産に生じた損害」(早稲田大学), 「現代社会における親子」(六甲台公開講座), 「不法行為における精神的損害賠償と懲罰的損害賠償」(東アジア民事法学会シンポジウム「東アジアにおけるヨーロッパ民法の継受と現地化」・台湾大学)
各種審議会委員等	司法試験審査委員・司法試験予備試験審査委員, 相続法制検討ワーキングチーム委員(法務省), 戸籍制度研究会座長(法務省), 科学研究費委員会専門委員, 文化審議会著作権分科会専門委員(法制・基本問題小委員会専門委員), 自賠責保険・共済紛争処理機構紛争処理委員会委員

2015年度

各種審議会委員等	法務省法制審議会民法(相続関係)部会委員 法務省戸籍制度に関する研究会委員(座長) 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構紛争処理委員 文化庁文化審議会専門委員 神戸市情報公開審査会委員 神戸市消費者委員会委員 神戸市消費者苦情処理審査会委員
----------	--

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014年度・2015年度

司法試験審査委員・司法試験予備試験審査委員については、民法の研究・教育に携わってきたことをふまえてのものである。相続法制検討ワーキングチーム委員(法務省), 戸籍制度研究会座長(法務省)については、特に、家族法を中心とする研究を行ってきたことをふまえてのものである。また、文化審議会著作権分科会専門委員(法制・基本問題小委員会専門委員), 損害賠償法自賠責保険・共済紛争処理機構紛争処理委員会委員は、特に、不法行為法を中心とする研究を行ってきたことをふまえてのものである。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

栗栖 薫子(国際関係論・教授)

I 今期の活動の総括と今後の展望

産前産後休の時期を含み、また0歳～1歳児の養育期にあたりと同時に、義親の介護も行っていった。教育ならびに校務については可能な限りの時間と体力を割いたが、目立った研究業績などをあげる余裕は皆無であった。

今後は徐々にはとはいえ、より多くの時間を研究に費やすことができると期待している。2016年度以降の研究としては、日本のグローバル・ガバナンス分野への関与について英語論文を執筆済みであり（査読通過し、Routledgeより近刊）、関連するテーマで日本語の共著書についても執筆中である。今期の研究をもとに科研費を取得した、防災減災分野における企業を含めたパートナーシップについての研究も、さらに深めていく予定である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
公民（中学校教科書）	共著	日本文教出版	2016年2月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
日本における海外災害救助政策の展開	共著（楠綾子との共著）	国際防災協力体制構築の検討——アジアを中心に	ひょうご震災記念21世紀研究機構研究調査本部：2-16	2014年3月
新興国の台頭と国際秩序の変化（1）	単著	社会科 navi	Vol.8：22-23	2014年10月
新興国の台頭と国際秩序の変化（2）	単著	社会科 navi	Vol.9：20-21	2015年1月
ジェノサイドと保護する責任	単著	社会科 navi	Vol.11：20-21	2015年10月
国際社会の主体となりはじめた国際機関	単著	社会科 navi	Vol.12：22-23	2016年1月
“ <u>Why do Companies Join the United Nations Global Compact? The Case of Japanese Signatories</u> ”	共著（with Satoshi Miura）	In K. Tsutsui and A. Lim, eds., <i>Corporate Social Responsibility in a Globalizing World</i>	Cambridge University Press: 286-320	2015
“ <u>Does the Concept of Human Security Generate Additional Value? An Analysis of Japanese Stakeholder Perceptions</u> ”	単著	JICA-RI Working Paper	No.122: 1-45	March, 2016

*論文名下線は査読あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

■2014年度は、出産のため産前産後休暇を取得していた時期があり、十分な研究活動を行うことは不可能であったものの、主に二つのテーマについて国際共同研究を通じた成果を

生み出し、英文での公刊（査読あり）を行った。

■2014年度は、ミシガン大学 Kiyoteru Tsutsui 氏を中心とした研究グループとの共同研究を継続中であった。その成果は、2015年に、Satoshi Miura との共著 “Why do Companies Join the United Nations Global Compact? The Case of Japanese Signatories,” in K. Tsutsui and A. Lim, eds., *Corporate Social Responsibility in a Globalizing World*, Cambridge University Press: 286-320 として出版された。

さらに、ここで行った、企業 CSR を題材にしたグローバル・ガバナンスのマイクロベース研究を基盤として、2014年度中に、科研費・挑戦的萌芽「災害リスクのマルチレベル・ガバナンス—人間の安全保障と企業の社会的責任からの接近」（2015-2016年度）に応募し、新しい研究プロジェクトの始動へと発展させた。

■2014年度は、JICA 研究所ならびに ASEAN Institute of Strategic and International Studies 主催の国際共同研究（Human Security in Practice: East Asian Experiences、13か国が参加）を継続し、論文を執筆した。

■2011年公刊論文、Kaoru Kurusu (trans. R. Kersten) , “Japan as an Active Agent for Global Norms: The Political Dynamism Behind the Acceptance and Promotion of ‘Human Security’,” *Asia Pacific Review* 18-2, 2011: 115-137 が、2014年度中に、フロリダ大学などの海外の大学・大学院のシラバス（アジア政治、安全保障論など）において、required reading として指定された。

2015年度

■2014年度に引き続き、子供が0歳、1歳であったため、国内外の出張を伴うような招待講演、研究報告などは引き受けられなかった。

■上述の通り、Cambridge University Press からの共著書が出版された。

■上述の通り、JICA 研究所より、査読付き論文 “Does the Concept of Human Security Generate Additional Value? An Analysis of Japanese Stakeholder Perceptions”が公刊された。

さらに同論文の改訂版は、2016年度には Ebook の一部として出版されることになった（近刊）。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際関係論特殊講義	2
	学外企画特殊講義	2
学部	国際関係論 I	4
	国際関係論演習	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際関係論特殊講義	2
学部	現代政治入門	0.53
	国際関係論演習	2
	国際関係論 I	4

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	9
博士課程後期課程	4

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	8
博士課程後期課程	2

〔FD 活動への参加〕

授業評価等の結果やコメントへの積極的な対応を行った。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

■ 大学院科目「国際関係論特殊講義」ならびに「国際変動論」（国際協力研究科）においては、定性的な社会科学の研究の方法論について授業を行った。通常は、前期開催科目であるが、2014 年度は、産休のため、やむをえず後期開催とした。そのため、いくつかの問題が生じた。すなわち、前期においてすでにいくつかの方法論の授業が開催され、結果として重複する内容を講義することになったこと、学生のうち一部は定性的な研究自体にもはや関心を持たなくなっていたことである。開講時期については、前期が妥当であると実感した。これをうけ、2015 年度については、試験的に内容を変更し、国際的なジャーナルに掲載された評価の高い論文を読むことで、リサーチデザインを考えるという形にした。

■ 学部の一年生対象の 4 単位授業「国際関係論 I」は、2010 年度に初めて担当したが、その際の授業評価では教員は熱心で内容も高いが、授業の進行が速すぎて理解ができない、という厳しいものであった。そのため、講義内容を大幅に変更し（内容を大幅に削減し懇切丁寧に解説）、パワーポイントやハンドアウトのバランスを考慮した。その結果、授業評価では大幅な改善がみられ、履修価値に関する項目も良い評価を受け、最も関心をもった講義であったという記述評価もあった。210 人という大教室での授業であり、また法律学ではなく、国際関係を扱うため法学部において必ずしも多くの学生が関心を本来的に持っているとは思えないが、にもかかわらず授業評価が改善したことで、改善努力が功を奏したと思っている。パワーポイントの切り替えがまだ速すぎる、ハンドアウトがわかりにくいという意見もあるので、さらに改善を考えている。

2015 年度

■ 国際関係論 I は、200 名以上の大教室であり、担当して以来、講義内容をいかに理解してもらおうかについて苦慮してきた。授業アンケートによれば進行速度やパワーポイントの切り替えが早いという指摘があり、それを参考に授業で扱う範囲を抜本的に削減しより詳しい説明をするなど、毎年改善を行ってきた結果、数年前と比べてかなり授業評価が高くなった。

■ 大学院科目「国際関係論特殊講義」ならびに「国際変動論」（国際協力研究科）においては、2015 年度については、試験的に内容を変更し、International Organization 誌など国際的なジャーナルに掲載された評価の高い論文を読むことで、リサーチデザインを考えるという形にした。英語論文を毎回 1-2 本読んでいくスタイルをとり、学術研究に関心をもつ学生からの反応はよかったため、2016 年度も継続することとした。

■ 博士後期課程については、博士論文 1 本、単位取得論文 1 本が提出された。博士課程の

学生については、英文ジャーナルへの投稿、海外の学会での報告を奨励し、International Studies Association 年次大会などでの報告がなされた。また博士前期課程で提出された修士論文についても、海外の学会での報告に向けて申請を行うよう指導した。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	International Studies Association、日本国際政治学会、国際安全保障学会、国連学会、人間の安全保障学会
学会等役員・編集委員	日本国際政治学会・理事（～2014年6月）、日本国際政治学会・企画研究委員会・副主任（～2014年6月）
研究会活動	IR 研究会の主催

2015 年度

所属学会	International Studies Association、日本国際政治学会、国際安全保障学会、国連学会、人間の安全保障学会
学会等役員・編集委員	人間の安全保障学会副会長
研究会活動	IR 研究会の主催
シンポジウム等の主催等	国際交流基金主催・国際シンポジウム「Toward a Secure Society: Challenges in Diversity and Inclusion」（2016年3月7日神戸クラウンプラザホテル）コーディネーター

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	東京大学大学院総合文化研究科非常勤講師（客員教授）
各種審議会委員等	奈良県国民保護協議会委員

2015 年度

学外教育活動	大阪大学法学部非常勤講師、東京大学大学院総合文化研究科非常勤講師（客員教授）
各種審議会委員等	奈良県国民保護協議会委員
啓蒙的活動	上記、社会科 navi への論文 2 本の執筆を行った（同雑誌は、学校教員や教育業界を対象として 1 万部以上発行）

〔国際交流活動〕

2014 年度

■企業の社会的責任（CSR）に関するミシガン大学ら、社会学・経営学の学際的な研究グループとの国際共同研究を進め、上述の成果を公刊した。

■JICA 研究所の国際共同研究（ASEAN の国際関係分野におけるシンクタンク連合体である ASEAN-ISIS との共同）”Human Security in Practice: East Asian Experiences”(2013-2015)において、他の ASEAN 諸国の研究者とともに日本側メンバーとして参加し、共同研究を実施した（成果は 2015 年度に公刊）。

2015 年度

■上記の国際交流基金主催・国際シンポジウム「Toward a Secure Society: Challenges in

Diversity and Inclusion」(2016年3月7日神戸クラウンプラザホテル) コーディネーターとして、日系アメリカ人の代表団と社会の安全の問題について市民と考えるための議題設定をし、シンポジウムを開催した。

■JSPS 外国人特別研究員として、Bashir Uddin 氏を受け入れ、アジア地域における人身売買に関する国際政治経済学的な共同研究を行った。

■上記の JICA 研究所、ASEAN-ISIS による国際共同研究に参加した。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

■妊娠中ならびに出産直後のため、十分な社会貢献活動を行う余裕がなかった。

2015 年度

■国際交流基金のシンポジウムは、安全保障研究なかでも治安・人権とのかかわりについて専門性を評価され、依頼を受けた。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

齋藤 彰 (国際取引法・教授)

I 今期の活動の総括と今後の展望

国際的な研究教育において多くの活動を行ってきた。研究活動においては、海外での研究報告や講演を積極的に行ってきた。

教育面では、大学院レベルでは、全ての講義を英語で提供する Kobe LL.M. (GMAP in Law) のコース立ち上げに関する教育プログラムの設定から教育・事務スタッフの構成に関して、さまざまな作業をこなし、2015年4月から GMAP in Law を無事に始動させることができた。また、学部レベルにおいては、国際的な学生交換を活性化するための ASEAN Plus 教育交換プロジェクト (特別経費) を同じく 2015年4月からスタートさせ、海外大学等との学生交換協定締結及びその活性化に向けた活動を行ってきた。それに関連して、2014年度から神戸大学六甲台キャンパスにおいて8月に1週間のサマープログラム (Kobe SALAD : Kobe Summer School of Asian Law and Dispute Management) を開始し、2015年度には2週間に拡大したプログラムを実施した。

また、模擬国際仲裁に参加する活動の指導を行い、2014年及び2015年に、模擬仲裁日本大会を六甲台キャンパスで実施するとともに、2015年度にはシドニー・エジンバラ・香港で行われた国際大会に神戸大学チーム (学部生・大学生を含む) を派遣することができた。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
-----	------	------	-------	------

<u>The New Rules of International Civil Jurisdiction in Japan: Changes and Continuities of the Case Law developed by the Supreme Court</u>	単著	Hanyang Journal of Law	Vol. 1, pp.35-65	2014 年
市場化社会における法律家の役割	単著	立命館法学	363・364号 242頁・271頁	2015年3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
<u>The New Rules of International Civil Jurisdiction in Japan : Changes and Continuities</u>	招待講演	Won Kwang Univ. & Han Yang Univ. International Conference The Diverse Versions of International Jurisdiction Clauses: From the EU and East Asian	School of Law, Wonkwang University	2014年6月
International Commercial Arbitration from a viewpoint of Far East Asia	パネリスト	Kobe University Summer School of Asian Law and Dispute Management 2014	神戸大学	2014年8月
Ordering International Business Transaction in Market Societies: or How Values are created by Business lawyers	招待講演	Kobe ASP Center Global Business Law Lecture Series	Otgontenger University	2014年9月
契約法の国際的調和と日本民法	招待講演	第1回：政治大学と神戸大学の法学分野における高度研究・教育連携推進ワークショップ	国立政治大学	2014年11月
<u>A Relational Theory of Public and Private Ordering</u>	研究報告	The UK-China Comparative Public Law Symposium 2015	山東大学法学院	2015年4月18日
日本法の Expert Witness としての視点から	パネリスト	国際商取引学会東部部会	八重洲田中ビル	2015年7月18日
国際商事仲裁と国際商事裁判:競争と協力のための関係理論に向けて	研究報告	国際商取引学会全国大会	日本大学法学部	2015年11月7日

<u>Mapping the Present Situation of International Dispute Settlement</u>	研究報告	UNCITRAL Emergence Conference 2015	University of Macau	2015年11月30日
--	------	------------------------------------	---------------------	-------------

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年

海外での研究報告や招待講演において充実した活動を行うことができたが、その反面として研究論文を執筆することに十分な時間が確保できなかった。

2015年

昨年度に比較して、研究活動により多くの時間を確保することができた。その結果として、国内及び国際学会で研究報告を行い、これらは何れも近く論文として公表することが余滴されている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際民事法特殊講義	2
LS	国際取引法	4
	ヨーロッパ法	0.27
	R&Wゼミ国際関係法私法系	2
学部	国際私法演習	4
	国際民事法Ⅱ	2
	Japanese Legal System	0.27
	ヨーロッパ国際私法Ⅰ	0.13
	ヨーロッパ国際私法Ⅱ	0.13

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	GMAP: Intro to Int'l Business Law	0.931
	GMAP: Int'l Bus Transaction 【コテージネット】	1
	GMAP: ADR in Asia 【コテージネット】	1
	GMAP: Lawasia Moot Workshop	2
	国際民事法特殊講義	2
	GMAP: Int'l Bus Litigation 【コテージネット】	0.5
LS	国際取引法	4
	アジア法A 【コテージネット】	1
学部	国際私法演習	4
	ヨーロッパ国際私法Ⅰ 【コテージネット】	0.5

グローバル仲裁実務 I	0.5
国際民事法 II	2
Japanese legal System I	0.399
ヨーロッパ国際法 II 【コーデイック】	0.5
模擬仲裁 II	2
グローバル仲裁実務 II	0.5

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	2
博士課程後期課程	1

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	8
博士課程後期課程	1

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

法学研究科で開催される法科大学院教育に関する FD の集会に参加した。また、特に海外から招いた教員による講義において、時間が許す限り出席して教授方法等を学ぶとともに、講義の水準や受講学生の反応等を観察することで、自分自身の講義の改善のために活用してきた。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

大学院における「国際民事法特殊講義」では、各大学院生の報告について全体での議論を行うとともに、研究を進展させる上で注意を要する点や一層の展開が望まれる点について指摘する方法を取り、大学院生諸君の主体的な関与を引き出すことができた。法科大学院における「国際取引法」では、講義を中心として要所要所で学生に対する質問を行う方法を取ってきた。学生による授業評価では、受講者の疑問点についてしっかりと説明したり、基礎的な概念から分かりやすく説明してきたことに対して評価を受けた。同僚による授業参観においてもこうした点において好評価を得ることができた。学部においては、模擬仲裁の国際大会に参加して英語で弁論を行うためのプロジェクト型の「国際私法演習（ゼミ）」を担当し、2015 年 3 月にはこのゼミを母体とした神戸大学チームとして香港での大会に 9 年連続して参加を果たすことができた。法学部の講義である「国際民事法 II」ではこの分野での最新の問題を取り上げるように努めてきたが、学部生には少し難しいとの意見があり、今後の改善を検討中である。

さらに、大学院及び学部での自分自身が担当する講義の他に、海外から招聘した教員と共同で行う講義や、多数の教員がチームとして実施する講義のオーガナイズを多数担当してきた。

2015 年度

法学部の国際私法演習（模擬仲裁国際大会参加プロジェクト）で日本・エジンバラ・上海・

香港の大会に参加し、法教育のグローバル化を推進することができた。参加学生から好評価を得た。その他、英語による法律学科目多数の開講に向けたコーディネートを行った。これら科目は何れも参加学生によるアンケートで高い評価を得ている。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	国際商取引学会、日本私法学会、国際私法学会、比較法学会、国際経済法学会、国際法協会日本支部、The Stair Society (スコットランド)、SLS (The Society of Legal Scholars, UK)、LAWASIA
学会等役員・編集委員	国際商取引学会会長
研究会活動	関西国際私法研究会会員
シンポジウム等の主催等	UNCITRAL Japan Seminar 2014・模擬仲裁日本国内大会 2015

2015 年度

所属学会	国際商取引学会、日本私法学会、国際私法学会、比較法学会、国際経済法学会、国際法協会日本支部、The Stair Society (スコットランド)、SLS (The Society of Legal Scholars, UK)、LAWASIA
学会等役員・編集委員	国際商取引学会 (会長・西部事務局長)
研究会活動	関西国際私法研究会会員、神戸 TCE 研究会 (会長)
シンポジウム等の主催等	Kobe SALAD (Kobe University Summer School of Asian Law and Dispute Management) 2015 オーガナイズ

〔社会における活動〕

2014 年度

招待講演	圓光大学校 (韓国)、Otgontenger University (モンゴル)
------	--

2015 年度

学外教育活動	模擬仲裁日本大会 (仲裁人役) ; Edinburgh Practice Moot (Arbitrator) ; Vis East International Commercial Arbitration Moot (Arbitrator)
招待講演	Public Lecture, UNCITRAL Asia Pacific Day (12 月 19 日 -)
各種審議会委員等	神戸家庭裁判所家事調停委員 神戸家庭裁判所参与員

〔国際交流活動〕

2014 年度

神戸大学国際推進機構副機構長及びアジア総合学術センター長として、神戸大学が主催する様々な学術的イベントの企画と実施とを担当してきた。2014 年度には、11 月に「日本研究リーダーズフォーラム」及び台湾国立政治大学法学院との共同ワークショップをオーガナイズした。さらに 12 月には「神戸大学グローバルリンクフォーラム 2015 in Malaysia」

のオーガナイズをマレーシアの2大学及び法律事務所の協力を得て行った。

法学研究科内部では、8月に社会科学系のサマープログラムである「Kobe Summer School of Asian Law and Dispute Management (Kobe SALAD 2014)」のオーガナイズを担当した。講師として海外（韓国・中国香港・ベトナム・マレーシア・USA）から講師を招聘し、日本・中国・韓国・ベトナムからの学生を受け入れた。

その他に、マレーシアの2大学（UKM・UTAR）との学術交流協定のコンタクトパーソンとして協定締結を実現した。さらにモンゴルのオトゴンテンガー大学法学部との教育プログラム共同開発に向けた交渉をスタートさせた。

個人としては、中国の大学で開催された2つの国際学会で報告を行うとともに、韓国・モンゴル・台湾において招待講演を担当した。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014年度

神戸家庭裁判所の家事調停委員として数件の事件を担当した。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

榎 素寛（商法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究活動については、2014年度及び2015年度は、主として2009年までの在外研究で得た研究の着想を進展させた期間であり、生命保険や空法の領域においても業績を公表し、概ね一連の研究を完成させた。これ以降の研究は、保険法を中心とした基礎理論の研究と、先端的な研究の双方に向かっている。

教育活動については、担当経験のある科目について従来の授業方針を継続しつつクオリティの向上に努めるとともに、研究者育成においても科目の特性に応じた適切な教育を行った。

このように、研究・教育の双方において、今期の活動は順調に進んだものと考えており、今後も、安定した実績を残せるよう、バランス良く研究・教育活動を進めていく予定である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
『商事法の新しい礎石——落合誠一先生古稀記念』	共編（飯田秀総、小塚 莊一郎、高橋美加、得津晶、星明男の各氏と）	有斐閣	2014年7月

損保総研コンメンタール（損害保険・傷害疾病保険）（第2版）	分担執筆	損害保険事業総合研究所	2014年7月
商法判例集（第6版）	分担執筆	有斐閣	2014年10月
法律学小辞典（第5版）	分担執筆	有斐閣	2016年3月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
会社関係者間の利害を調整するルールとは：会社法	共著	『エコノリーガル・スタディーズのすすめ—社会を見通す法学と経済学の複眼思考』	55-83頁	2014年3月
給付の調整における生命保険の位置づけ—同時多発テロ被害者救済基金が提起した問題	単著	『商事法の新しい礎石——落合誠一先生古稀記念』	707-745頁	2014年7月
手形の偽造と手形法8条の類推適用	単著	手形小切手判例百選（第7版）	36-37頁	2014年11月
告知義務違反の成否と診査医の過失	単著	保険事例研究会レポート	283号11-21頁	2014年12月
共済契約者が反社会的勢力に該当する場合における共済契約の公序良俗違反と錯誤	単著	平成26年度重要判例解説	117-118頁	2015年4月
錯誤・不実表示等	単著	債権法改正と保険実務	19-41頁	2016年2月

* 論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
債権法改正②	単独発表	保険業法に関する研究会	損保ジャパン本社	2014年10月
告知義務違反の成否・診査医の過失・因果関係不存特則	単独発表	保険事例研究会（大阪）	コンベンションルーム AP 大阪淀屋橋	2014年11月
航空機運航者の責任	単独発表	法の経済分析ワークショップ	東京大学社会科学研究所	2015年5月
巨大リスクと航空会社の責任に関する理論的考察	単独発表	日本空法学会	航空会館	2015年5月
保険法における任意規定と強行規定～法と経済学の観点から	単独	生保・金融法制研究会	AP 淀屋橋大阪	2016年1月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

本期間の研究活動は、大別して五点に分けられる。なお、本期間内に研究が完了し、公刊した論文の数は多くないが、多くは、2016年度に公刊されている。

第一に、従前から行っていた債権法改正と保険に関する研究であり、具体的には、錯誤に関する研究を行った。

第二に、巨大リスクの研究に関して、複数の給付の関係のうち、生命保険分野での研究を深め論文を公刊した。

第三に、巨大リスクに関する研究への評価を受け、2015年の日本空法学会における研究報告を依頼され、その関連の研究を行った本研究は、伝統的な空法の議論とは異なり、民事責任のありかたと保険の関係との考察。特にファーストパーティ保険とサードパーティ保険の棲み分けを論じたところに特徴がある。

第四に、保険法における任意規定と強行規定に関する研究を行っており、2016年度に公刊した。従来の日本の保険法研究において十分ではなかった法と経済学のアプローチから研究を行うものであり、同様の研究を継続する見込みである。

第五に、実務・経済学の観点を取り入れた保険法・保険制度の共同研究を開始した(2015年度)。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習商法 I	2
	1L 法解釈演習	0.53
	対話型演習民事法総合	0.13
学部	3・4年次演習	4
	商法 II	4

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（商法）	2
LS	対話型演習商法 I	2
	商取引法	4
	民事法総合	0.13
	ワークショップ企業内法務	0.2
学部	3・4年次演習	2
	法解釈基礎	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	1

〔FD 活動への参加〕

教育改善・意見交換会における報告、スタッフ・ランチョンセミナーへの資料提供、スタッフ・ランチョンセミナー及び教育改善・教員意見交換会への参加、教育改善 WT の活動など。

〔教育活動の自己評価〕

第一に、対話型演習商法 I (2014 年度・2015 年度とも) については負荷の重さ、喋りの早さ等、指摘すべき点のコメントは受けている。しかし、教科書に書かれていない(反映される前の)最新の裁判例の動向や、判例・学説の基本的な考え方、思考方法等の情報量を可能な限り多く吸収させるとともに、六法の使い方、学部生から法科大学院生への脱皮を図るための思考や道具の使い方のトレーニングの必要性などとのトレードオフを考慮した結果、現在のスタイルを選択し、かつ、マジョリティには評価を得ている。そのため、多少の負荷の軽減以外は、現在の教育方法の優位点を減殺することになるコメントへの対応は行わず、現在の授業の方針を維持しつつ、そのブラッシュアップに努めている。例年通り、アンケートの数字は法律基本科目の中でも高い数字を得ており、このような方針の選択が適切であると判断している。

第二に、商取引法(2015 年度)の教育は例年通りではあるが、配当学期が 3L 後期に移るとともに、司法試験の短答式試験科目から商法が外れたことから、相対的に例年よりも負担を軽減して授業展開を行った。本授業に対するアンケートは、例年通りであり、内容の明快さや、時間・負荷の観点から効率的な授業として高い評価を得ている点に変わりはない。

第三に、学部の商法 II (2014 年度)、法解釈基礎(2015 年度)については、以前の担当と基本的には同様であるが、法解釈基礎の履修者は前回担当時に比べ大幅に減少し、授業の運営を変えざるを得ず、想定したほどには成功しなかったとの懸念を抱いている。

第四に、3・4 年次演習(2014 年度・2015 年度)については、2013 年度以来の演習の履修者から 2 名、商法の研究者コースへの進学者を出し、法科大学院進学希望者のみならず、研究者志望の学生に向けた知的好奇心を刺激する教育ができたものと評価している。ただし、2015 年度の改正会社法を扱う演習内容は、もう少し基礎的な、異なる内容を選択すべきであったと考えている。

第五に、実定法特殊講義(2015 年度)における大学院生の教育については、本年度が初めてであることから試行錯誤を繰り返している。本年度はコーポレートファイナンスのテキストの輪読を行ったが、翌年度は、教育の困難なアウトプット型の授業に移行するなど、大学院生のニーズを見定めながら、授業内容を計画している。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本私法学会、日本海法学会
学会等役員・編集委員	日本私法学会・運営懇談会委員
研究会活動	神戸大学商事法研究会、英国海事法セミナー、海事法研究会、関西損害保険研究会、関西保険業法研究会、企業立法研究会、京都大学商法研究会、生保・金融法制研究会、法の経済分析ワークショップ、保険業法に関する研究会、保険事例研究会(大阪)

2015 年度

所属学会	日本私法学会、日本海法学会、日本空法学会
------	----------------------

学会等役員・編集委員	日本私法学会・運営懇談会委員
研究会活動	神戸大学商事法研究会、学際的保険研究会、関西損害保険研究会、京都大学商法研究会、生保・金融法制研究会、損害保険判例研究会、法の経済分析ワークショップ、保険業法に関する研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	神戸学院大学・客員教授 神戸松蔭女子大学・非常勤講師
--------	-------------------------------

2015 年度

学外教育活動	神戸松蔭女子大学・非常勤講師
--------	----------------

〔社会貢献活動の自己評価〕

前期間から引き続き、神戸学院大学法科大学院（2014 年度）及び神戸松蔭女子大学（2014 年度・2015 年度）において教育を行った。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

櫻庭 涼子（労働法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

雇用差別分野の研究を中心に、それに関連する個人情報保護等についての研究を進めることができた。今後も雇用差別法制の研究を深めていきたい。教育活動については、授業アンケートの記述欄の記載なども参考にして内容や方法の変更を試みることができた。今後も学生の力を伸ばすために何が出来るかを考えながらより良い授業を提供できるようにしたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
有期雇用法制ベーシックス	荒木尚志編 荒木尚志 ＝桑村裕美子＝原昌登 ＝池田悠＝櫻庭涼子著	有斐閣	2014 年 6 月
Protection of Employees' Personal Information and Privacy (Bulletin)	Roger Blanpain, Hiroya Nakakubo,	Kluwer Law Intl	2014 年 9 月

for Comparative Labour Relations)	Takashi Araki (eds.), Anthony Forsyth, Kungang Li, Benjamin Dabosville, Gregor Thusing, Ryoko Sakuraba, Sung-Wook Lee, Diego Alvarez Alonso, Shih-Hao Liu, Gillian Morris, Benjamin I. Sachs		
論点体系判例労働法 2	菅野和夫＝野川忍＝安西愈編	第一法規	2014年10月
論点体系判例労働法 1	菅野和夫＝野川忍＝安西愈編	第一法規	2015年2月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
労働判例研究 (Number 1233) キャリアコース・処遇体系に関する就業規則の不利益変更の効力：X銀行事件 [東京地裁平成 25.2.26 判決]	単著	ジュリスト	1471号 116-119頁	2014年9月
高齢者雇用をめぐる法政策：米国・EUの年齢差別禁止法から得られる示唆	単著	日本労働法学会誌	124号 46-54頁	2014年10月
評論・労使関係法 (第74回) 下請労働者の直接雇用化に関する請負元企業の団交応諾義務：日本電気硝子事件 (中労委決定平成 25年7月3日別中労時 1457号 31頁)	単著	中央労働時報	1185号 24-32頁	2015年1月
公正な待遇の確保	単著	ジュリスト	1476号 22-28頁	2015年2月
批判：ニヤクコーポレーション	単著	平成 26年度重要判例解説	241-242頁	2015年4月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
諸外国の高齢者雇用に関する法政策	単独発表	日本労働法学会	大阪大学	2014年5月
日本電気硝子事件 (中労委平成 25年7月3日決)	単独発表	神戸労働法研究会	神戸大学	2014年10月

定別冊中央労働時報 1457号31頁)				
ノーワーク・ノーワーク ペイの原則	単独発表	政治大学と神戸大 学の法学分野にお ける高度研究・教 育連携推進ワーク ショップ	台湾・台北 市・国立政治 大学	2014年11月
文献研究・労使紛争処理	単独発表	神戸労働法研究会	神戸大学	2015年1月
国・大阪労働局長（行政 文書不開示決定取消請 求）事件・大阪高判平成 24年11月29日労判 1065号5頁	単独発表	東京大学労働法研 究会	東京大学	2015年1月
ニヤクコーポレーション 事件（大分地判平成25 年12月10日労働判例 1090号44頁）	単独発表	神戸労働法研究会	神戸大学	2015年1月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

雇用差別に関する研究について、これまで研究を進めてきた年齢差別に関して学会報告を行うことができた。学会報告を活字化した論文は、短いものではあるが、年齢差別禁止法の中核となるものは何なのかという以前から有していた関心をまとめることができ、学会の議論の進展に貢献することができたと考えている。

そのほかにも、非正規雇用や個人情報保護など、雇用差別に関わる研究を進め、報告し、論文を著すことができた。さらに雇用差別法制についての研究を深めていきたい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	労働法Ⅱ	4
	ヨーロッパ法	0.27
学部	外国書講読	2
	労働法	4
	Japanese Legal System	0.27
全学	社会科学のフロンティア	0.13

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（労働法）	2
	労働法社会保障法政策論	2
LS	労働法Ⅰ	2
	ヨーロッパ法	0.27

	R&W ゼミ労働法	2
学部	外国書講読	2
	Japanese Legal System	0.27
	特別講義法経総合概論	0.27
全学	社会生活と法	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

2014年度

法科大学院の授業を参観したところ、当該授業では、事前に予習事項が明確に指定されているようであり、そのためか受講生が十分に準備して臨んでいる様子であった。そのため次の学期の自分の担当の授業では、予習事項を明確に示すことを心がけるようにした。

ランチョン・セミナーでは、会社法に関する法の変遷につきご専門の先生の講義を聴くことができ、米国法の影響が強いことなど他分野についての勉強になる大変貴重な機会であった。

2015年度

法科大学院の教育改善意見交換会（面接制度実施に係るもの）において実際に行った面接において感じた課題につき意見を提出した。

〔教育活動の自己評価〕

2014年度

LS労働法Ⅱでは、自由記述欄をみると、重要判決の比較などについて特に好評だったようであり、アンケートの点数も比較的高いものであった。今後も同様の授業方法を継続していきたい。

Japanese Legal System は、学部生向けの英語の授業であり、日本の長時間労働、女性と雇用など、日本特有の、学生の関心の高い事項を扱うことで、学生間に活発な議論を交わすことができた。

2015年度

LSの「ヨーロッパ法」では2コマを担当しているが、授業アンケートの自由記述欄において、労働法選択者でない受講生にとっても分かりやすい授業にしてほしいという要望が出ていた。そこで、2015年度は、労働法の用語をできるだけ詳しく解説しながら授業を行うなどいくつかの変更を試みた。その結果、2015年度の授業については授業アンケートにおいてそうした要望は書かれておらず、受講生の授業中の様子を見ていても授業内容を十分に理解している様子が窺えた。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	日本労働法学会、国際労働法社会保障法学会
研究会活動	東京大学労働法研究会、神戸労働法研究会、関西労働法研究会、国際労働法社会保障法学会

2015年度

所属学会	日本労働法学会、国際労働法社会保障法学会
------	----------------------

研究会活動	東京大学労働法研究会、神戸労働法研究会、関西労働法研究会、国際労働法社会保障法学会
-------	---

〔社会における活動〕

2014年度

学外教育活動	海星高校出前授業、神戸大学公開講座講師
各種審議会委員等	「多様な正社員」の普及・拡大のための有識者懇談会委員（2014年7月まで）、個別労働紛争解決研修講師、労働法基礎講座講師（エル・おおさか労働関係講座）

2015年度

各種審議会委員等	大阪労働大学講座講師、個別労働紛争解決研修講師
----------	-------------------------

〔国際交流活動〕

2014年度

前記の通り、東京セミナーという労働法の国際セミナーでの招待講演のレポートをもとに、日本の個人情報保護に関する論文を英文で執筆し、発表することができた。アジア・英米法系諸国・ヨーロッパ諸国の労働法の研究者と議論することで、ネットワークづくりにもつながった。

また、台湾の国立政治大学での研究報告を行った。これは、台湾政治大学の労働法研究者と同一テーマでの報告を行ったものである。両国法の比較や討議に参加することで、神戸大学と台湾政治大学との研究面での交流に貢献することができたと考えている。

2014年度は2回イギリスに出張し、イギリスの研究者と雇用差別法制を中心に議論・意見交換を行った。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014年度

厚生労働省における有識者懇談会では、正社員の多様化という新しいテーマについて、どのような法的な問題が生じるかについての議論に参加した。

2015年度

大阪労働大学講座講師を務めた。この講座は、企業の実務に携わる方々等に対して労働法の基礎から知識を習得してもらうためのものであるが、実務上どのようなことが重要なこととして意識されているのかを知る貴重な機会にもなった。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

志谷 匡史（商法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

会社法の研究については、通説・判例に従うという消極的な態度に終始するのではなく、実務への影響を考慮に入れた、よりバランスのとれた解釈、さらには立法論を展開することを目標に研究に取り組んだ。その成果は、プロ・スポーツのガバナンスや上場会社株主総会の考察に反映できたといえる。もっとも、金融商品取引法の研究においては、教科書の改訂やコンメンタールの分担執筆の形で成果を公表できたにとどまり、目標とする建設的な解釈論の展開にまでは踏み込みが十分とはいえない。今後の研鑽を期するところである。これらの研究成果を踏まえて、2015年度には、公法分野の同僚の協力を得て、従来の会社法研究の枠を超えるテーマで競争的資金(科学研究費・基盤研究(C))を獲得することができた。

教育面では、法科大学院および大学院博士課程の学生に対する研究成果の還元はある程度達成されていると思われるが、学部学生に対する還元を意識した取組みを引き続き強化したいと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態 (共著者等)	出版機関名	発行年月
基礎から学べる会社法第3版	共著 (近藤光男ら)	弘文堂	2014年9月
金融商品取引法コンメンタール第2巻	共著 (飯田秀総ら)	商事法務	2014年9月
基礎から学べる金融商品取引法第3版	共著 (近藤光男ら)	弘文堂	2015年2月
基礎から学べる会社法第4版	共著 (共著者: 近藤光男・石田眞得・釜田薫子)	弘文堂	2016年3月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
プロサッカークラブにおける内部紛争と会社法 (その1)	単著	書齋の窓	633号 28-32頁	2014年5月
プロサッカークラブにおける内部紛争と会社法 (その2)	単著	書齋の窓	634号 20-24頁	2014年7月
シャルレ株主代表訴訟事件第一審判決の検討	単著	商事法務	2061号 4-13頁	2015年3月
企業経営と株価	単著	商事法務	2076号 19-30頁	2015年8月
コーポレート・ガバナンス改革と株主総会-「2015年版株主総会白書」を読んで-	単著	商事法務	2084号 4-12頁	2015年12月
平成26年会社法改正-親子会社関係 (2)-	単著	日本取引所金融商品取引法研究	4号 95-119頁	2016年1月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
平成 26 年会社法改正-親子会社関係 (2)	単独発表	金融商品取引法研究会	大阪市・大阪取引所	2015 年 6 月
企業経営と株主	単独発表	大阪商工会議所法律懇話会	大阪市・大阪商工会議所本部	2015 年 10 月
企業経営と株価	単独発表	日本私法学会シンポジウム	京都市・立命館大学	2015 年 10 月
会社法の諸論点-コーポレートガバナンスに関連して-	単独発表	兵庫県司法書士会研修	神戸市・兵庫県司法書士会館	2015 年 10 月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

2014 年度

共著である「基礎から学べる会社法第 3 版」および「基礎から学べる金融商品取引法第 3 版」はいずれも法改正に基づく改訂であるが、大学教育における需要が高く、今回も発行者の要請により増刷がなされた。

書齋の窓に掲載した 2 本の論稿は、2012 年度に研究代表者として獲得した科学研究費補助金・基盤研究 (C) (課題名「プロ・スポーツ団体の多様性と各団体構成員の権利関係についての重層的考察」) の研究成果の一部である。研究分担者である井上典之教授とともに同誌に「スポーツ法と EU 法」名で連載することにより、研究成果を広く社会に還元することができた。

2015 年度

今年度の研究活動の特徴は、論文発表と研究報告の連動性が高まったことである。すなわち、「企業経営と株価」は原稿を商事法務誌上に発表するとともに日本私法学会シンポジウムにおいて報告し、それに対して質疑が行なわれた (討議の内容は日本私法学会誌「私法」78 号 62 頁以下に掲載されている)。また、平成 26 年会社法改正のうち親子会社に係る代表訴訟制度の改革について報告を行うとともに研究会誌に報告・質疑内容を公表することができた。単に自説を明らかにすることだけであれば自己満足の域を出ない恐れがあるが、自説を学会の批判に晒すことによって精緻な理論構成に向けた考察をより深める機会を得たと言える。研究の幅が広がったと自覚できた。

さらに、これらの研究の成果が世に問われたことを契機に、研究者および実務家両者の注目度の高い株主総会白書の執筆を依頼されることとなり、また、実務家を対象とする研究報告の機会を 2 度 (大阪商工会議所および兵庫県司法書士会) 与えられた。このようにして理論を実務に還元し同時にフィードバックさせることができたといえる。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	金商法特殊講義	2
LS	金融商品取引法	2
	対話型演習商法Ⅱ	2

学部	商法演習	4
----	------	---

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	商法特殊講義	2
LS	対話型演習商法Ⅰ	2
	対話型演習商法Ⅱ	4
	対話型演習民事法総合	0.13
学部	応用演習（商法）	2
	商法演習	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目

〔担当した研究指導〕

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	2

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

・スタッフランチョンセミナー（2015 年 2 月 20 日）近藤光男教授「会社経営者の責任と会社法研究者の責任」

2015 年度

前期および後期いずれにおいても LS 第 2 学年生を対象とした面接を分担担当するとともに、これらの成果について検証する会議に参加し、自己の意見を語る機会を得た。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

大学院博士課程の授業については、スライドを利用した視角に訴える授業手法が学生諸君の好評価を得ることができた。この手法は、学部の演習でも実施しており、同様に好評を得たことは授業アンケートで確認することができた。

一方で法科大学院については、相変わらず、授業アンケートの結果が、前期（金商法）が比較的良いのに対して、後期の授業（対演商法Ⅱ）についての学生諸君の評価が比較的辛い。授業レジュメに Q&A 方式の採用など改善努力を怠っていないわけではないが、アンケートに付された学生諸君の声を授業に活かしていく作業に甘いところがあるようだ。同僚の授業を参観して得た知見をふまえた一層の努力を要するところである。

2015 年度

LS の授業については授業アンケートの批判点を検討し、それを授業改善に生かすべく引き続き努力した。具体的には対話型演習商法の授業に Q&A を導入し、それを解くことを通じて学生の基礎的な解釈適用能力を伸ばすことを図った。もっとも、前期は比較的良好なアンケート意見を得ることができたが、後期の授業に関しては Q&A と判例の検討との間のバランスに再検討の余地があることが判明した。これを次年度の改善項目として取り組んでいる。

学部については応用演習の授業アンケートに、事例問題を解く時間をしっかりとってほ

しい旨の意見が見られた。授業の性格からみて傾聴すべき意見であると判断されるので、次年度の授業改善のポイントとした。

大学院生を3名指導している。うち1名（外国人留学生）は今年度が前期課程最終年度にあたり、修士論文の指導に多くの時間を費やした。その成果は論文として提出され、当該学生は修士号の最終試験に合格することを得た。次年度に後期課程に進学する予定である。また、指導している後期課程院生のうち1名（外国人留学生）は、次年度半ばに博士論文を提出する予定であり、現在その脱稿に向けて鋭意指導をしている。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	日本私法学会
研究会活動	神戸大学商事法研究会、京都大学商法研究会、日本取引所グループ・金融商品取引法研究会

2015年度

所属学会	日本私法学会
------	--------

〔社会における活動〕

2014年度

招待講演	①大阪商工会議所・法律懇話会「インサイダー取引規制に関する最近の動向」（2014.7.10） ②大阪商工会議所・法律懇話会「株式制度に係る平成26年会社法改正」（2014.12.16）
各種審議会委員等	大阪商工会議所・企業法制委員会委員

〔国際交流活動〕

2014年度

- ①イギリス・フランス（2014.11.2～2014.11.10）
- ②台湾（2015.3.19～2015.3.22）

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014年度

商法学および金商法学の研究成果を基礎に、2件の招待講演をこなすことができた。

また、海外の研究機関や施設を訪問し、意見交換および資料収集を行い、研究成果に反映させるとともに、次の研究テーマの思索にも活かす機会となった。

2015年度

研究活動の欄で記述したように今年度は日本私法学会の商法シンポジウムで報告者に選考され、報告と質疑討論の場に参画する機会を得た。同学会が日本の私法系学会の頂点にあること、かつ、今年度のテーマが会社法・金商法双方の視点から株式市場のあり方・機能に切り込んだ先端的な研究領域であったことをふまえて、研究者としての見識が厳しく問われた。その期待に多少なりとも答えることができたのではないかと自負している。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

品田 裕（政治過程論・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

この2年間の主な研究関心は、従来から引き続き、選挙制度の考察、選挙管理の実態解明および政治家の活動・政策の記述にあった。また、制度や有権者の意識に関する理解を前提とした上で、近年の現実の政治的な動きに関して、政治家や有権者の動きを応用的にとらえようとした。

選挙制度については、従来通り、衆参両院の都道府県間の定数是正問題を中心に検討した。同時に、科学研究費（基盤研究B『都道府県議会選挙区改定の総合的研究—その原因と影響の解明—』代表者：品田裕）に基づく研究会を組織し、都道府県議会の定数問題について共同研究を行った。選挙管理に関しては、14年度には、科学研究費（基盤研究A『選挙ガバナンスの比較研究』代表者：大西裕）、15年度には科学研究費（基盤研究A「積極的投票権保障の展開と効果に関する研究」代表者：大西裕）による共同研究に参加し、全国の市区町村選挙管理委員会や有権者を対象に行った調査の分析を行った。また、各地の選挙管理委員会事務局へのインタビューや資料収集にも継続して取り組んだ。

政治家の活動・政策に関しては、公約データなど、従来からのデータ作成・整備・加工の作業を継続して行ったが、この2年間の進展はきわめて小さかった。他方、技術の発展や環境の整備などが進んでおり、従来の方法や態勢を見直す時期が来ているのかもしれないと感じている。データの供給は右手を中心に継続的に行った。また、この期間には、制度についての議論を現実政治に適応するなど、応用的な考察を行った。特に同僚との議論や調査旅行から新たな研究のきっかけをえることができた。学会活動としては、日本選挙学会の2015年度研究大会の企画委員長を担当したほか、日本選挙学会、日本政治学会で理事として活動した。

今後は、以下の項目について、方法に十分留意しつつ、研究を進めたい。(1)選挙制度、(2)選挙管理委員会の組織や活動、(3)選挙公約、(4)有権者の政治意識、特に政党支持の類型、(5)選挙区レベルを中心とする議員の選好・行動、(6)データの作成と蓄積の方法。

教育については、15年度前期までは、研究科長の職にあったため、各学期に学部・大学院の少人数授業のみを担当し、15年度後期から大教室での講義にも復帰した。この間、大学院生に対しては、各自のそれぞれの背景に留意しつつ指導することに努めた。今後は、より体系的・実質的な教育態勢の確立に努めるとともに、新しい方法を取り入れるなどの個々の授業でもさまざまな試みを考えていきたい。

管理運営業務に関しては、2015年9月まで研究科長を務めた。その後、2016年1月より副学長として戦略情報・組織連携を担当した。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
「選挙に関する世論調査報告書」	監修	大阪市	2015年9月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告 (1)	共著	選挙時報	63 巻 10 号 1-13 頁	2014 年 10 月
「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告 (2)	共著	選挙時報	63 巻 11 号 27-42 頁	2014 年 11 月
「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告 (3)	共著	選挙時報	63 巻 12 巻 31-43 頁	2014 年 12 月
「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告 (4)	共著	選挙時報	64 巻 1 号 4-15 頁	2015 年 1 月
「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告 (5)	共著	選挙時報	64 巻 2 号 47-62 頁	2015 年 2 月
〈上西議員の除名〉離党した比例選出議員は辞職すべき？	単独	THE PAGE 2015 年 4 月 16 日(木) Yahoo!ニュース 19 時 10 分配信		2015 年 4 月
「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告 (6)	共著	選挙時報	64 巻 4 号 28-37 頁	2015 年 4 月
離党した比例選出議員を辞職させて良いのか？	単独	THE PAGE 2015 年 5 月 9 日(土) Yahoo!ニュース 12 時 0 分配信		2015 年 5 月
大阪都構想の否決は高齢者のせい？選挙における世代間対立をどうみるか	単独	THE PAGE 2015 年 5 月 27 日 (水)Yahoo!ニュース 16 時 31 分配信		2015 年 5 月
「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告 (7)	共著	選挙時報	64 巻 5 号 22-33 頁	2015 年 5 月
「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告 (8)	共著	選挙時報	64 巻 6 号 18-27 頁	2015 年 6 月
「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告 (9)	共著	選挙時報	64 巻 7 号 16-23 頁	2015 年 7 月
「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」についての報告 (10・完)	共著	選挙時報	64 巻 8 号 10-21 頁	2015 年 8 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
非サーベイ系データベースの作成・利用・公開について	単独	日本選挙学会	早稲田大学	2014年5月
一票の較差と衆議院の選挙区割り	単独	先導的人社事業 「リスク社会におけるメディアの発達と公共性の構造転換」研究会	神戸大学	2015年3月
日本の選挙制度の課題	単独	関西行政学研究会	神戸大学	2015年12月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

ここ2年間で、従来から取り組んできた選挙公約データ作成などを引き続き行ったが、諸般の事情から、そのペースがかなり落ちてしまった。他方、技術の発展や環境の整備などが進んでおり、以前には現実的ではなかった方法が可能になりつつあると思われる。その意味では、引き続き公約データの整備を進めると共に、従来の方法や態勢を見直すことも今後は検討したい。また、公約データを中心に、データ供給の要望が主に若手からあったので、今期間も支援を行った。

また、以前に構築した、選挙管理に関する市区町村選挙管理委員会事務局および有権者の全国調査のデータ分析を、まず基礎的なレベルで明らかにすることにも取り組んだ。この作業は主に博士課程後期課程の大学院生と共に行ったが、非常に教育的効果があったと考える。しかし、それだけでなく、若い研究者の間で最近増加している共著について大いに可能性を感じることができた。これらの独自のデータについては、引き続き丁寧な分析を行い、成果を出していきたい。

この2年の研究上の一つの特徴としては、今まで行ってきた議論を、現実政治の動向やさまざまな課題に適用しようとしたことである。大阪市の調査データに関する記述に加え、多く報道がなされた事例についての考察を行った。これらはさまざまな機会に発信したが、その活動は制度についての分析に還元されつつあるように思う。もう一つの特徴は、ちょうどその逆で、総務省や各地の選挙管理委員会との交流を通じ現場の実態に接し、あるいは比較政治や地域研究の専門家から各国の制度の詳細を教えて頂き、選挙制度や選挙管理についての活きた要素を学べたことである。これらの要素を取り組みつつ、選挙制度に関する従来の研究成果をまとめていきたいと考える。

今後は、実験やインタビューなどについても、方法論上の関心を広くもちながら、選挙制度・選挙公約についての研究を中心に学術的な活動をしていきたいと考える。

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	政治過程論特殊講義	2
学部	社会分析基礎	2

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	政治過程論特殊講義	2
学部	政治文化論	4
	社会分析基礎演習	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	5
博士課程後期課程	2

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	4
博士課程後期課程	2

〔FD活動への参加〕

年4回～5回、専門を共通にする学内教員と授業方法等に関し、また随時、ランチョンセミナーへの参加や「パブリックコミュニケーションセンター」関連の教員と授業の内容・方法等について、話し合いを行っている。

〔教育活動の自己評価〕

2014年度には、大学院および学部少人数授業を、例年通り、担当した。「社会分析基礎演習」（学部2年次配当）を担当するにあたり、学生の分析力・プレゼンテーション力が高まるようクラス運営を工夫した。2015年度はこれらに加え、学部「政治文化論」を講義した。

業評価アンケートについては、結果は、ほぼ想定の範囲内であったが、今後は、学生が内容に関心をもち、意義をより認めるように努めた。また、授業の際の話す速さについて指摘される傾向があるので、要点についてはゆっくりと繰り返し話すように努めた。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	日本政治学会、日本選挙学会、日本比較政治学会
学会等役員・編集委員	日本選挙学会企画委員長
研究会活動	先導的人社事業「リスク社会におけるメディアの発達と公共性の構造転換」研究会、関西行政学研究会、「都道府県議会選挙区改定の総合的研究」研究会、「選挙ガバナンスの比較研究」研究会

2015年度

所属学会	日本政治学会、日本選挙学会、日本比較政治学会
学会等役員・編集委員	日本政治学会理事、日本選挙学会理事、同企画委員長
研究会活動	関西行政学研究会、先導的人社事業「リスク社会におけるメデ

	「イアの発達と公共性の構造転換」研究会、「積極的投票権保障の展開と効果に関する研究」研究会、「都道府県議会選挙区改定の総合的研究」研究会
--	--

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	同志社大学
招待講演	東京六甲クラブ（2015 年 1 月 22 日）
各種審議会委員等	総務省「外国選挙制度研究会」委員、総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会」委員、大阪市明るい選挙推進協議会会長

2015 年度

学外教育活動	大阪市立大学、同志社大学、京都女子大学
招待講演	「近年の選挙に関する諸問題 ―投票率と投票環境の向上について―」（鳥取県、2015 年 5 月） 「投票率とその向上に関する諸問題 ―若年層の低投票率について考える―」（全国市区選挙管理委員会連合会関東支部役員会、2015 年 9 月） 「投票率とその向上に関する諸問題 ―若年層の低投票率について考える―」（神戸市、2015 年 10 月） 「現在の選挙制度の課題と展望 ―投票環境の向上と若年層対応について―」（兵庫県、2016 年 1 月） 「現在の選挙制度の課題と展望 ―投票環境の向上・若年層―」（佐賀県、2016 年 2 月）
各種審議会委員等	総務省 外国選挙制度に関する研究会への参加 同 投票環境の向上方策等に関する研究会委員 兵庫県明るい選挙推進協議会委員 大阪市明るい選挙推進協議会会長

〔国際交流活動〕

2015 年度に台湾へ調査研究のため出張した。

〔社会貢献活動の自己評価〕

以上のように、研究の成果・履歴を生かし社会貢献活動（教育的貢献も含め）を行った。上記の他、選挙制度・投票行動に関する研究成果に基づき、『週刊ダイヤモンド』、朝日新聞等で報道された。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

2014 年度 学長選考会議副議長、次期ビジョン検討 WG 委員

2015 年度 学長選考会議副議長（9 月まで）、副学長（1 月より）、戦略本部会議委員（～9 月、1 月～）

渋谷 謙次郎（ロシア法・教授）

I 今季の活動の総括と今後の展望

研究面では、一般読者向けにロシア法の歴史と現状（とりわけ立憲主義の側面から）を解説する著書の公刊の機会を得たほか、ロシアのクリミア編入問題等についても講演する機会を得た。また翻訳を通して、ドイツ語やロシア語でも日本の法文化や日本のロシア・東欧法研究の歴史について紹介する機会を得た。いずれも自分の研究の中では意義深いものであった。

今後の展望としては、現在継続中の科研基盤研究（C）『『自決権』を通じたロシアの国家戦略：その法的基盤と言説』（2015年～）の研究成果を何らかの形でまとめて公表する予定である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
Kenjiro Shibuya, Die japanische Forschung zum Recht in Osteuropa (Übersetzt von Yasuhiro Okuda und Marc Dernauer), Yasuhiro Okuda, Martin Schauer, <i>Geschichtliche Wurzeln und Reformen in mittel- und osteuropäischen Privatrechtsordnungen.</i>	論文集の中の1章を担当（執筆頁、135-144頁）	Manzsche Verlags (Wien)	2014年4月
Сибуя Кендзи́ро. Дискуссион о правовой культуре Японии и правовая культура России (перевод, М.В. Яковлева).. <i>Конституционное право и правовая культура Японии и России.</i>	論文集の中の1章を執筆（執筆頁、76-93頁）	モスクワ大学法学部、憲法・地方自治法講座	2014年9月
渋谷謙次郎「日本における東欧法研究」、奥田安弘、マルティン・シャウアー編『中東欧地域における私法の根源と近年の変革』	論文集の中の1章を担当（執筆頁、179-190頁）	中央大学出版部	2014年11月
法を通してみたロシア国家：ロシアは法治国家なのか	単著	ウェッジ	2015年9月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
プーチンの「法治国家」とクリミア問題（単独）	単著	法律時報	86巻5号1-3頁	2014年5月
学界回顧：ロシア・東欧	単著	法律時報	86巻13号	2014年12月

法（単独）			302-305 頁	
ロシア・東欧法	単著	法律時報	87 巻 13 号 305-307 頁	2015 年 12 月

* 論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
パシュカーニス法理論の再検討	単独発表	比較法学会第 77 回学術総会・部会報告	立命館大学朱雀キャンパス	2014 年 6 月
プーチン法治国家の現状：いわゆる同性愛宣伝禁止法からクリミア問題まで	単独発表	「社会体制と法」2014 年度研究会総会	立命館大学朱雀キャンパス	2014 年 6 月
クリミア問題と自決権のイデオロギー	単独発表	社会体制と法研究会総会	東京大学東洋文化研究所	2015 年 6 月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014 年

著書のうちロシア語文献は、2013 年 9 月 24 日にモスクワ大学法学部・憲法・地方自治法講座で行なわれた学術会議「憲法と日露法文化」における招待講演「日本の法文化論争とロシア法文化論」（ロシア語）の日本語原稿が、学術会議の論文集としてロシア語に翻訳されたものである。

また著書のうちドイツ語文献は、日本における東欧法研究の実状についてドイツ語圏の読者に知らせたいという編者の依頼にもとづき執筆し、ドイツ語に翻訳されたものである。さらに、そのドイツ語著書が日本語に翻訳され、マルティン・シャウアー編『中東欧地域における私法の根源と近年の変革』として中央大学出版部より公刊された。

いずれの場合でも、ドイツ語圏あるいはロシア語圏の一部の研究者に当方の研究の一端を（翻訳という形を通してであれ）公表することができたのは、自分にとっては、従来になかった成果であると考えている。

また、論文のうち「プーチンの『法治国家』とクリミア問題」や研究報告「プーチン法治国家の現状：いわゆる同性愛宣伝禁止法からクリミア問題まで」は、科研基盤研究 (C) 『『自決権』を通じたロシアの国家戦略：その法的基盤と言説』（2015 年～）の構想につながった研究成果である

2015 年度

上記著書および研究報告は、科研費基盤 C 「自決権」を通じたロシアの国家戦略：その法的基盤と言説（代表：渋谷謙次郎）の研究成果の一部である。また上記著書については、地方紙および全国紙において書評、紹介される機会を得た。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	法文化	2

	ヨーロッパ法	0.13
学部	ロシア法	4
	社会科学原理	2

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	ロシア法特殊講義	2
LS	法文化	2
	ヨーロッパ法	0.133
学部	社会科学原理	2
	3・4 年次演習	2
全学	国家と法	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程後期課程	1

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程後期課程	1

〔FD 活動への参加〕

ランチョンセミナーに参加した。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

学部：ロシア法および社会学原理については、授業アンケートにおける種々の意見、とりわけ講義のねらいや全体における見取り図をより理解したいという要望を受けて、講義レジュメの編集方法を改善し、各章ごとのねらいや課題をわかりやすくした結果、前年度よりも若干、評価は改善したと思われる。

大学院では、留学から帰国した後期課程の学生に、学会での報告を実施させるとともに、博士論文作成に向けた基礎文献の購読や学術振興会の特別研究員の申請のための指導などを行った。

2015 年度

学部講義では、レジュメ配布の効率化の要望のため、BEEF を通じたレジュメ集・資料集の配信に切り替えた結果、関連資料の充実化に役立ったと思われるが、さらに履修者からの質問への対応やテーマごとの議論について、BEEF をどのように活用するかについてなお改善の余地があると思われる。演習科目では、単に個別テーマについて履修者に報告・発表の機会を設けるのみならず、互いに通読、相互批評し合うためのゼミ論文集の発行を目指し、実現し、ゼミ生同士の切磋琢磨に寄与したと思われる。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	比較法学会
学会等役員・編集委員	理事
研究会活動	「社会体制と法」研究会事務局・企画担当
シンポジウム等の主催等	「社会体制と法」研究会・年次総会（2014年6月、立命館大学）の企画・運営

2015 年度

所属学会	比較法学会
学会等役員・編集委員	比較法学会理事・企画委員
研究会活動	「社会体制と法」研究会運営委員・編集委員

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	東京大学法学部非常勤講師（ロシア・旧ソ連法を担当）、東北大学非常勤講師（ロシア・東欧法を担当）
--------	---

2015 年度

学外教育活動	東京大学法学部、ロシア・旧ソ連法（冬学期）
招待講演	ひょうご講座 2015「2010年代のグローバル政治・経済の混迷をめぐって」、渋谷謙次郎「ロシア：クリミア問題をめぐって」、（2015年11月10日、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構、神戸市中央区）

〔国際交流活動〕

2014 年度

前述著書の刊行に際して、ロシアの編者およびドイツ語の翻訳者等と意見交換をした。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

研究の成果は、本学以外では、東京大学法学部のロシア・旧ソ連法（秋学期）、東北大学でのロシア・東欧法（夏季集中講義）で還元した。

2015 年度

学外では講演を通じて近時のロシアの動向（ウクライナ問題への対応やクリミア編入問題等）について、一般市民にも知ってもらい議論する機会を得た。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

島並 良（知的財産法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

今期2年間のうち、ちょうど半ばに当たる2014年8月から2015年8月までの13ヶ月間、米国NY州のフォーダム大学で在外研究に従事する機会を得た。年齢的に研究生の後半にさしかかった身としては、在米生活の間に新しい視点を獲得できたことは幸いであった。今後はその成果を深めると共に、論文・書籍にまとめて発表していきたい。

神戸大学での授業については、渡航前の2014年度前期と、帰国後の2015年後期にまとめて実施した。また、2016年4月に発足し私も本拠を移すことになる（法学研究科教授は兼務となる）新たな組織、大学院科学技術イノベーション研究科の設立に向けて事務作業にあたった。今後は、法科大学院を始めとする法学研究科・法学部での教育に加えて、新研究科で理系人材に対する知財法教育にも従事することで、視野を広げていきたいと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
特許法入門	共著	有斐閣	2014年12月
「契約としての特許制度－特許の本質をめぐる省察」、小泉直樹・田村善之編『はばたき－21世紀の知的財産法（中山信弘先生古稀記念）』	共著	弘文堂	2015年6月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
イノベーション・コンテンツ大国を目指す日本が実現すべきクラウド時代の著作権制度	共著	g-SPHERE	4号14頁	2014年9月
私的複製制度の理論的基礎（1）	単著	著作権研究	40号〔2013年度版〕1頁	2015年1月
「特許権の均等侵害と著作権の間接侵害」	単著	法学教室	426号30-34頁	2016年3月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
クラウド時代の著作権制度	対談	Google 知財部会合	Google Japan 本社	2014年7月
Patent as Contract	単独発表	招聘研究者研究報告会	フォーダム大学ロースクール	2015年7月

<u>特許と公共的利益 (public interest)</u>	単独発表	JETRO IPG セミ ナー	JETRO NY オ フィス	2015 年 7 月
<u>特許制度の契約的構成</u>	単独発表	知財高裁研究会	知的財産高等 裁判所	2015 年 9 月
<u>TPP and copyright law in Japan</u>	単独発表	韓国著作権学会国 際ワークショップ	慶尚大学校	2015 年 11 月
<u>実用品と著作権法</u>	単独発表	知的財産法特別講 演会	大阪弁護士会 館	2016 年 1 月
<u>特許査定に対する行政不 服審査と無効確認</u>	単独発表	比較法センター知 的財産法判例研究 会	大阪倶楽部	2016 年 1 月
<u>日本における標準必須特 許を巡る議論動向</u>	単独発表	上海交通大・神戸 大共同シンポジウ ム、兼・公正取引 委員会公開セミナ ー	神戸大学	2016 年 2 月
<u>契約としての特許制度</u>	単独発表	若手海外派遣報告 会	神戸大学	2016 年 2 月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014 度

前著『著作権法入門』は幸い、日本の法科大学院で最も採用数の多い著作権法の教科書として増刷・改訂を重ねているが、その姉妹版として、同じ共著者 3 名で『特許法入門』を刊行した。

論文「私的複製制度の理論的基礎」は、著作権の制限規定の解釈運用に消費者等の利益を考慮することをおそらく日本で初めて正面から提唱したものであるが、学界のみならず実務家に一定の評価を受けて、著作権情報センターにおいて招待講演を行った。また、Google Japan から依頼を受けて行った対談も、この論文が契機となり声がかかったものである。新たな視点から、知財法と消費者法の橋渡しができたものと自負している。

2014 年 8 月から 2015 年 8 月まで、米国 NY 州のフォーダム大学で在外研究に従事する機会を得た。

2015 年度

米国での在外研究の成果を、米国滞在中に 2 回、帰国後に 2 回、報告する機会を得た。このうち帰国後の 1 回は、全国の知的財産訴訟関係裁判官・調査官が一堂に会する研究会においてなされた講演であり、その様子は知財高裁のウェブサイトでも紹介された。

また、大阪弁護士会館での講演は、同弁護士会所属の知的財産法実務委員会の会員弁護士等を聴衆として、中山信弘東京大学名誉教授と共に行ったものであり（講演内容は別、講演後に二人での討論あり）、一定の評価を得たために翌 2016 年度においても（別テーマを題材に）開催されることとなった。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
---------	---------	-----

院	知的財産法特殊講義	2
LS	特許法	4
学部	知的財産法演習	2
	法経総合概論（知財法）	0.27

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	知的財産法特殊講義	2
LS	著作権法	2
学部	知的財産法演習（3・4年次ゼミ）	2
	特別講義基礎法政論	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	6
博士課程後期課程	3

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	2
博士課程後期課程	1

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

在外研究及びその準備のため、特になし。

2015 年度

法科大学院の教育改善意見交換会に参加した。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

指導教員として指導をしている大学院生のうち、2014 年度内に修士号を 4 名が、博士号を 3 名が取得した。このうち、修士号 4 名、博士号 2 名については 8 月の渡米後はメール等を通じて指導し、最終口頭審査は年度末に一時帰国をして担当した。指導人数においても、また指導方法においても、かなりの労力を注いだものである。

法科大学院、学部も含め、授業アンケートのコメントは概ね良好であった。特に学部の知財法演習は、模擬裁判という新たな形式（神戸大の授業では、少なくともこの 10 年間実施されてこなかった）をとっており教員の負担も大きい、アンケートによると学生の満足度はかなり高く、嬉しく思っている。学生の調査・発信能力の開発に一定の役割を果たしたと自負しているが、このゼミの出身者が神戸大学法科大学院に進学し、その後、知財法の研究者を目指すに至ったことも、その表れであると考えている。

2015 年度

3・4 年次ゼミでは、従来から学生を裁判官、原告、被告の役に分けて模擬裁判形式を採

用してきたが、授業アンケートも踏まえて、当年度においては実際に裁判官役に判決を言い渡して貰い訴訟の勝敗を決する方式に改め、好評を得た。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本工業所有権法学会、著作権法学会
学会等役員・編集委員	日本工業所有権法学会常任理事
研究会活動	・7月まで日本で東京大学著作権等研究会、比較法センター判例研究会等に参加 ・8月から米国（フォーダム大）で知的財産法センター研究会、客員研究員研究会（毎週開催）、情報法研究会等に参加

2015 年度

所属学会	日本工業所有権法学会、著作権法学会
学会等役員・編集委員	日本工業所有権法学会常任理事
研究会活動	比較法センター知的財産法判例研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	神戸大学附属中等学校にて模擬講義担当（神大 day）
招待講演	河合塾にて法学特別講演会担当
各種審議会委員等	著作権情報センター図書選定委員会委員

2015 年度

招待講演	知的財産高等裁判所、大阪弁護士会の研究会でいずれも招待講演を実施した（研究活動の項でも記載）。
各種審議会委員等	1. 独立行政法人日本学術振興会 特別研究員等審査会専門委員及び国際事業委員会書面審査員・書面評価員 2. 神戸市オープンデータ推進会議委員

〔国際交流活動〕

2014 年度

8月からフォーダム大学にて在外研究に従事した。その間、毎週のように開催される上記研究会に参加し、英語での報告・討議に加わっている。日本国内での単発のイベントではなく、外国でのこうした継続的な国際交流活動の機会を得たことを感謝している。

2015 年度

8月まで同上。帰国後（2016年2月）には、在米時に知り合った米国人弁護士を日本に招聘し、大阪弁護士会館で講演会を開催した（司会を担当）。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

河合塾と附属学校で法学の入門講義を担当すると共に、その機を活かして神戸大法学部の宣伝を大に行った。前者の受講者の一人から、その後、神戸大学法学部に入学した旨の連絡を受けた。

また、職務発明制度の改正に関与している審議会委員からの相談を受けたり、現在係属中の大型国際知財訴訟（2件）に関して代理人から相談を受けたりすることを通じて、立法や実務に関与する貴重な機会を得た。

さらに、ツイッターやフェイスブック等の SNS を通じて、専門の知財法や所属する神戸大学について社会に情報を積極的に提供している。これも、現代日本社会において大学教員に期待される役割の一つであると考えている。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

2014 年度、2015 年度

上巻に記載のほか、特定の委員会名称はないが、2016 年 4 月に発足し私も移籍することになる新たな研究科（科学技術イノベーション研究科）の設立・認可に向けた準備作業に従事した。とりわけ、法学系新教員の招聘に多くの労力を割いた。

島村 健（環境法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2014 年後半と 2015 年前半、アメリカで在外研究を行ったことは貴重な経験であった。今後の教育・研究活動に活かしてゆきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
行政不服審査実務研究会編『行政不服審査の実務』	共著	第一法規	2015 年 4 月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
「有害廃棄物対策」	共著（鶴田順）	高橋信隆＝亙理格＝北村喜宣編『環境保全の法と理論』畠山武道先生古稀記念 第 29 章	552-567 頁	2014 年 4 月
「注目裁判例研究—2013 年後期 環境 土壌汚染と不作為の不法行為」	単著	民事判例	VIII（2013 年後期）118-121 頁	2014 年 4 月
「環境影響評価」	単著	高木光＝宇賀克也	252-253 頁	2014 年 9 月

		編『ジュリスト増刊 行政法の争点』		
「気候変動防止政策としての製品規制－紹介：EU エコデザイン指令とドイツの実施法－」	単著	季刊環境研究	176号 120-131頁	2014年12月
「環境法における団体訴訟」	単著	論究ジュリスト	12号 119-130頁	2015年2月
国家作用と原因者による費用負担	単著	法律時報	88巻 2号 16-22頁	2016年2月

*論文名下線は査読あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度後半と2015年度前半に、アメリカで在外研究の機会をいただいた。今後、エネルギーと環境にかかわる法分野について、教育・研究活動を展開してゆきたい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	環境法演習	2
LS	環境法Ⅱ	2
	R&Wゼミ環境法	2
学部	社会分析基礎	2
	Japanese Legal System	0.27

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	環境法Ⅰ	2
	R&Wゼミ環境法	2
学部	環境法	2
全学	環境学入門	0.13

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程後期課程	1

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程後期課程	1

〔FD 活動への参加〕

法科大学院教育改善意見交換会に参加した。

〔教育活動の自己評価〕

学部の環境法の講義は、2 単位というかぎられた時間で、何を講義すべきか引き続き悩んでいる。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	環境法政策学会、農業法学会
学会等役員・編集委員	農業法学会理事

2015 年度

所属学会	環境法政策学会、農業法学会
学会等役員・編集委員	農業法学会理事

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	関西学院大学法学部 非常勤講師（地方自治法） 関西学院大学法科大学院 非常勤講師（環境政策と法） 明石市公務員研修（行政法 初級）
各種審議会委員等	三田市情報公開・個人情報審査会（会長）

2015 年度

学外教育活動	京都大学法科大学院非常勤講師（2015 年度後期）「環境政策と法」を担当 大阪大学法学部非常勤講師（2015 年度後期）「行政法 4」を担当
各種審議会委員等	株式会社三菱総合研究所 「適正な資源循環に向けた廃棄物等の輸出入規則に関する検討会」委員 高砂市「環境審議会」委員 三田市「情報公開・個人情報審査会」会長

〔国際交流活動〕

2014 年 8 月～2015 年 8 月 カリフォルニア大学バークレイ校客員研究員

〔社会貢献活動の自己評価〕

2015 年度は、はじめて行政法 4（国家補償法）を講義する機会を得て（大阪大学法学部）、教育活動の幅を広げることができたと思っている。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

嶋矢 貴之（刑事法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

この2か年度については、かなり充実した研究成果を残すことができ、かつそれらの成果が2016年度以降の研究活動へと発展的に結実しているといえる。なお、2015年度から教授に昇任した。

研究については、従来の主たる研究テーマである共犯、賄賂について、それらをベースにした成果を公表するとともに、幾つか小稿をものしていた強盗罪について、恐喝罪との比較という切り口から、比較的大部な論文を執筆することができた。この研究関心から、暴行脅迫を伴う犯罪全般に研究を広げ、科学研究費補助金を獲得するとともに、性犯罪について、成果を順次公表している（下記のほか、2016年度に2本）。また、研究の方法としても、立法・判例・解釈論の歴史的経緯を総合しながら分析を行う手法について習得に努め、なお不十分ながら、一定の成果をあげうるレベルに達することができた。また、そのような基本研究に加え、裁判員裁判や性犯罪立法など、現在性のあるテーマについても新たに取り組むことができたのは、今後の研究に向けた資産といえる。引き続き、着実に成果を上げていきたい。

教育については、新たに法科大学院の未修者教育に授業・教育支援の両方を通じて深くコミットすることとなった。自己の教育内容・方法について工夫をするとともに、支援内容の充実にもつとめた。そのスタートアッププログラムとして、加算プログラムにおいて「優れた取組」として採択されている。法科大学院のカリキュラム改革実施のサポート等の教育改善業務にも携わった。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
法律学小辞典〔第5版〕：項目の共同ないし単独執筆（94項目）	分担執筆（編集代表高橋和之ほか）	有斐閣	2016年3月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
過失の共同正犯	単著	刑法判例百選Ⅰ総論〔第7版〕（別冊ジュリスト220号）	162-163頁	2014年8月
暴行後の領得意思	単著	刑法判例百選Ⅱ各論〔第7版〕（別冊ジュリスト221号）	84-85頁	2014年8月
北海道開発庁長官が北海	単著	論究ジュリスト	11号237-242	2014年11月

道開発局湾港部長に働き掛ける行為について、賄賂罪における職務（密接）関連が認められた事例			頁	
強盗罪と恐喝罪の区別—恐喝罪の研究による強盗罪要件の再構成	単著	高山佳奈子ほか編・山口厚先生献呈論文集	263-364 頁	2014 年 11 月
共犯論	単著	法学教室	418 号 16-21 頁	2015 年 7 月
旧刑法期における性犯罪規定の立法・判例・解釈論	単著	刑事法ジャーナル	45 号 129-148 頁	2015 年 8 月
特集 裁判員裁判と刑法理論 正当防衛・共犯について	単著	刑法雑誌	55 巻 2 号 319-332 頁	2016 年 2 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
裁判員裁判と刑法理論 「正当防衛・共犯について」	共同発表（オーガナイザー 橋爪隆ほか）	日本刑法学会第 93 回大会 共同研究分科会 I	専修大学	2015 年 5 月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014 年度

論文「強盗罪と恐喝罪の区別—恐喝罪の研究による強盗罪要件の再構成」は、強盗罪について重ねてきた研究を拡大し、1 年以上かけて明治初期から辿り大量の判例を読み込んで 10 万字程度の論文として新たな知見を示したものである。同論文は、法律時報 88 巻 4 号（2016）の書評（生田勝義教授による）において、取り上げられた。また、公表後、論文・教科書等で、すでに少なくとも 13 回引用されており、学界に一定の影響を与えたものと思われる。また、2014 年度に、この研究を基礎にして、科学研究費基盤研究（C）「『暴行・脅迫による』重大犯罪—手段規定の横断的研究」を申請し、2015 年度から 2018 年度までの期間の研究として採択され、さらなる発展的研究を行っている。

上記の他、研究蓄積がある分野の判例評釈 3 本、注釈書（注釈刑法）の続編の分担執筆担当部分 3 編（各 12000 字程度）を脱稿し（2016 年度公刊）、准教授最後の年に蓄積していた成果を幅広く形にすることができた。

2015 年度

2015 年度から、前掲強盗罪の論文の成果を基礎に、それを発展させるべく、科学研究費基盤研究（C）「暴行脅迫による重大犯罪—手段規定の横断的研究」を取得し研究を開始した。その成果として、現在立法が進行している性犯罪について、旧刑法期の立法・判例・解釈論を調査検討した論文を執筆し、進行中の立法の一資料となりうる有意義な成果を公表できた。また、その成果を発展させて、次年度にあたる 2016 年 5 月には学会ワークショップにおいて性犯罪処罰について共同研究の一員として報告をし、それに関連する論文 2 本を執筆する予定である（2016 年度公刊）。

また、新たに社会的関心の高い裁判員裁判に関する研究に着手した。2015 年度に学会の

共同研究分科会において正当防衛と共犯を素材として、裁判員裁判に至る裁判所の対応やその後の運用における実情・課題について研究報告を行った。その成果は、刑法雑誌に論文として掲載されている。さらに、この成果を発展・アップデートして2016年度には、分担者を務める基盤研究(A)「私人による法実現」(研究代表者：窪田充見)において、共同研究をオーガナイズの上、報告を行った。

以上の通り、複数の研究が順調に進行し、社会的な意義のあるテーマについて確実に研究成果をあげ、次の成果にもつながるといふ順調なサイクルをこなすことができた。

それ以外には、法律学小辞典の改訂に加わり、また、法学教室の「新時代の刑法」特集において、研究蓄積のある共犯論について、最新の学説判例の状況を整理した論稿を掲載した。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	刑事学	2
	刑事実体法Ⅱ	2
	実務刑事法総合	0.13
	法解釈基礎演習	0.67
学部	一年次演習	2
	実定法入門	0.8
	応用刑法	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	刑事実体法Ⅰ	4
	法解釈基礎演習Ⅰ	0.53
	刑事実体法Ⅱ	2
	刑事学	2
	実務刑事法総合	0.13
学部	応用刑法	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

2014年度

学部授業参観を1回行った。ランチョンセミナーにもほぼすべて参加した。

法科大学院教育改善意見交換会には、教育改善WT幹事として、未修者教育のカリキュラム改革案の方向性、実施済みの既修者教育のカリキュラム改革の検証について、議題を設定し、準備作業を行い、司会として議事進行を行った(年間2回)。司法試験の合格結果を受けて、同僚教員の助力を得て司法試験結果の分析を行い、司法試験結果報告会の実施、専攻会議での分析結果の報告を責任者として行った。

法科大学院の未修者教育については、未修者の教育プログラムを策定し、それを加算プログラムとして申請し、2014年度中の試行実施を率領し、2015年度に向けてその内容の再検討を行った。

刑事法教員として、法科大学院既修者教育のカリキュラム改革を受けて、実務家教員（検察官）と共同して、演習授業の実施について同僚刑事法教員と協力しつつ、複数回の打ち合わせの上、実施した。

2015 年度

LS 教育改善 WT の幹事として、2 回教育改善意見交換会を企画し、実施した。司法試験結果を分析し、教務委員会に改善点を報告した。未修者スタートアップ・コーディネーターとして、法科大学院未修者教育の支援業務を行い、その見直し・調整、及び授業担当者との連携・情報共有を、年間を通じて行った。ランチョンセミナーにも複数回参加した。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

従来から担当している刑事学、1 年次演習については内容を整理して実施し、アンケート結果は良好であり、大幅に改善すべき点は特にない。

新たに担当した授業については、2015 年度以降に改善を実施する予定であるが、アンケート結果は良好であった。また、法科大学院の実務刑事法総合においては、実務家教員と密度の濃い共同教育を開始し、今後の継続実施のための覚書を作成し取り交わした。実施内容への学生からの評価は良好であった。学部の応用刑法においては、法科大学院進学を見据えた教育を行い、3 年次の学生を除く進学希望者 4 名は、全員京都大学または神戸大学の法科大学院へ進学した。

以上のほか、未修者の教育プログラムの試行を担当し、勉強情報提供会の準備・実施、法解釈基礎の担当、夏季集中学習ゼミの準備・実施、中間カウンセリング・法律文書作成会の依頼・情報収集と共有を行うとともに、学期末のフォローアップカウンセリング（全員の面談・年間 2 回）を準備し、すべてに立ち会い、面談を進行し、アドバイスをするとともに、面談結果の報告を専攻会議で行った。前記のとおり、未修者の進級状況は改善するとともに、本プログラムに対する学生からのアンケート結果は良好であった。

2015 年度

いずれの授業についても、授業アンケートについては問題のない評価を得ており、今後もそれを継続したい。

法科大学院においては、実務刑事法総合において、検察実務家教員と共同で演習問題を作成する作業を行い、複数回会議の上、授業も共同で実施した。その点についての、アンケートでも好評であった。学部の応用刑法において、法科大学院入試を見据えた教育を行い、進学希望者 6 名（うち 2 名は 3 年生）は、全員京都大学または神戸大学の法科大学院へ進学した。

以上のほか、未修者の教育プログラムの実施を担当し、勉強情報提供会の準備・実施、法解釈基礎の担当、夏季集中学習ゼミの準備・実施、中間カウンセリング・法律文書作成会の依頼・情報収集と共有を行うとともに、学期末のフォローアップカウンセリングを準備し、面談を進行し、アドバイスをするとともに、面談結果の報告を専攻会議で行った。未修者の進級状況は改善するとともに、本プログラムに対する学生からのアンケート結果は良好であった。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本刑法学会
研究会活動	刑事判例研究会（東京大学）、判例刑事法研究会（神戸大学）、大阪刑事実務研究会（大阪地裁）

2015 年度

所属学会	日本刑法学会
研究会活動	刑事判例研究会（東京大学）、判例刑事法研究会（神戸大学）、大阪刑事実務研究会（大阪地裁）

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	神戸松陰女子大学（非常勤講師）
各種審議会委員等	共通到達度確認試験（仮称）の試行試験実施・刑法 WG 委員

2015 年度

学外教育活動	神戸松陰女子大学（非常勤講師）
各種審議会委員等	東京大学大学院法学政治学研究科 第 2 回共通到達度確認試験試行試験刑法試験委員

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

刑事法の知見を活かして、非常勤講師を行った。刑事法教育、特に未修者教育の全国的な改善のための「共通到達度確認試験（仮称）」の試行試験実施につき、文部科学省の委託事業の中で、刑法分野の WG 委員として加わり、各種検討・準備作業を行った。

2015 年度

裁判員裁判に関する研究成果を生かして、非常勤講師として「市民のための裁判員裁判」の非常勤講師を行っている。また、刑法一般に関する研究成果を基礎にして、2014 年度に引き続き共通到達度確認試験の試験委員として作問出題を担当した。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

関根 由紀（社会保障法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

今期においては、研究面ではベーシックインカムを含む最低所得保障に関する共同研究（Y. Vanderborght 教授・ルーヴァン大学 Hoover chair）からより広い日欧の福祉政策の比較研究を行う準備を、同僚の飯田文雄教授、手嶋豊教授と共に進めた。同時に興津征雄准教授（当時）のグローバル法研究会に加わり、2015 年 7 月に「国家と国境」をテーマとする仏独の研究者を招いた学際的シンポジウムを開催し、グローバル化する社会における社会保障、社会福祉の法と政策を、移民労働、超国家的法秩序の形成、国家財政の面から分析する研究ネットワークの形成をし、今後のグローバル法研究の準備を進めた。

教育の面では、通常担当している講義、演習のほか、2014年から開始し、EUへの留学を必修要件とし、学部から修士への一環教育プログラムとして国際的に活躍できる人材を養成することを目的とした、EUエキスパート人材養成プログラムに携わり、欧州内協定校の開拓、および学生交流協定の交渉、締結などを行うほか、教育プログラムの運営を行った。国際公務員出身の自分としては、このような教育業務には非常に興味があり、また人的ネットワークを活用して一定程度、貢献できるため、今後ますますこの業務を発展させていけることを期待している。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態 (共著者等)	出版機関名	発行年月
“A Comparative Look at the Feasibility of Basic Income in the Japanese Welfare State” in <i>Basic Income in Japan - Prospects for a Radical Idea in a Transforming Welfare State</i> , section 1.2. (pp.15-34)	共著 (Y. Vanderborght, T. Yamamori 編・著)	Palgrave Macmillan	2014年10月
『論点体系・判例労働法 4』第Ⅲ章 (労働紛争解決) 第4節 (国際的労働関係)	共著 (菅野和夫＝安西愈＝野川忍編著)	第一法規	2015年2月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
「EU 主要国における社会保障制度改革の動向」	単著	論究ジュリスト	11号 (2014年秋号) 81-88頁	2014年11月
「投資に関する団交拒否、経費援助・便宜供与の廃止、会社分割後の団体交渉、懲戒処分が不利益取扱・支配介入にあたるかー昭和ホールディングス事件 (東京都労委決定平成二四・一〇・一六) について」	単著	中央労働時報	1183号 4-10頁	2014年11月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
「遺族補償給付等不支給処分取消請求事件・大田労基署長事件」 (東京地26.1.22)	単独報告	東京大学労働判例研究会	東京大学	2015年2月20日

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

2014年度は、2013年度より参加していた最低所得保障に関する日欧比較研究プロジェクトの成果物として Palgrave Mcmillan 社より著書が出版された。自分はその中の一論文を共同執筆したのみであるが、これをきっかけに Y. Vanderborght 教授とは、大学相互間で講義をし、相互に招へいし合い、その後、より広く共同研究を行う機会を得るきっかけとなった。また、兵庫県地方労働委員会の公益委員としての業務を契機として集团的労使関係、労使紛争に関係する短い論文を発表した。

2015年度

2015年度は、教育面で授業負担、上述の EU エキスパート人材養成プログラム運営負担等が、過渡期で一時的に多くなっており、また研究関心を最低所得保障、最低賃金から、グローバル化と社会保障、外国人の社会保障、移民労働へと移す変換期でもあったこと、年度中期に大規模な国際シンポジウムの開催に時間を割いたこと、また年度内に執筆した共著論文の出版が延期となり、2016年度に入ってしまったことから、残念ながら成果の発表は非常に少なかった。しかし2015年7月開催のシンポジウム（「国家と国境」）は新たな研究関心に深く関わる内容であり、研究者ネットワークの形成の面からも2016年度以後の研究関心の準備期間として有意義であった。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	労働法社会保障法政策論特殊講義	2
	社会保障法特殊講義	2
LS	社会保障法	2
	ヨーロッパ法	0.4
学部	社会保障法	2
	社会保障法演習	2
	外書講読（仏）	2
	Japanese Legal System	0.27
	法経連携総合概論	0.27
	プログラム講義 Public Law in France and the US. A Comparative Analysis	1
	プログラム講義 EU の社会政策	1
全学共通	男女共同参画とジェンダー	0.13

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（社会保障法）	2
	看護政策論（学内非常勤・保健学科）	2
LS	社会保障法	2

	ヨーロッパ法	0.4
学部	一年次演習	2
	Public Law in France and the US (コーディネーター)	1
	法経総合概論	0.27
	社会保障法	2
	社会保障法演習	2
	外書講読 (仏書)	2
	Japanese Legal System	0.27

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程後期課程	1

〔FD活動への参加〕

2014年度中、スタッフランチョンセミナー、授業参観を行い、授業改善に役立てているほか、法科大学院の教育改善意見交換会に参加し、中間アンケートの実施により授業改善に取り組み、学生から好評を得ている。

2015年度中、引き続き、ランチョンセミナー、授業参観、LS教育改善意見交換会に参加したほか、2L生の個別面談を行い、中間アンケートの実施による授業改善に取り組み、学生から好評を得ている。

〔教育活動の自己評価〕

2014年度

教育活動に関しては、2013年度より学部の少人数科目(3・4年次演習)を開講して2年目となり、人数も大幅に増加したが、これまで主として担当していた大学院生(特に社会人)を対象とした少人数科目と異なり、知識・経験の浅い学生に、社会保障に関わる法的、あるいは社会的問題について考えさせ、議論させるに当たり、様々な工夫を行った。その中で、社会保険労務士、年金事務所、地方自治体の福祉行政官等、外部からの講師をお招きし、講演をしていただくことで、法制度と実情の関係について考える機会を設けたことは有益であった。

また同様に学部の社会保障法講義においても海外からの講師や、実務家による講演を行い、社会保障の分野において多角的な視点から授業を行い有益であった。授業アンケートでも外部講師の講演は好評であった。

法科大学院においては、毎年中間アンケートにより学生の要望を把握し、選択科目・応用科目であることを考慮し、復習を中心としつつ、学生の負担を少なくしつつ講義中になるべく多くの情報を伝えるよう心がけた。

2015年度

2015年度は神戸大学法学部、経済学部、国際文化学部が連携して実施するEUエキスパ

ート人材養成プログラムが開始して2年目となり、プログラム第1期生がEU内協定校に留学する最初の年となった。法学部における当プログラムの協力教員として、本年度はプログラムを念頭に入れ、1年次演習、仏書講読の授業では特に欧州をはじめとする海外への関心を高め、留学への関心を高めることを視野に入れた授業を行った。またその流れで、3・4年次演習においては移民労働者をテーマの一つとして取り上げ、グローバル化社会における社会法、社会政策について考える内容とした。

ロースクール社会保障法においては、近年問題となっている非正規労働者への被用者保険の適用などを中心的なテーマとする制度説明をし、主要判例および近年注目される判例を取り上げた。授業アンケートにおいてはよい評価を受けている。

オムニバスで数回授業を担当しているLSヨーロッパ法、保健学科「看護政策論」、**Japanese Legal System** においては短期間でも学生と距離の近い授業となるよう、講義形式であっても対話的要素を取り入れる工夫をしている。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	社会保障法学会
研究会活動	神戸労働法研究会

2015年度

所属学会	社会保障法学会
研究会活動	神戸労働法研究会
シンポジウム等の主催等	日仏独大学シンポジウム「国家と国境」States and Borders

〔社会における活動〕

2014年度

各種審議会委員等	兵庫県地域年金事業運営調整会議委員長 近畿地方交通審議会神戸船員部会公益委員 兵庫県労働委員会公益委員
----------	---

2015年度

学外教育活動	神戸松蔭女子学院大学・非常勤講師
各種審議会委員等	兵庫県障害福祉審議会委員 兵庫県44期県労働委員会公益委員 大阪地方労働審議会委員 兵庫県地域年金事業運営調整会議委員長 兵庫県障害福祉審議会委員 近畿地方交通審議会神戸船員部会公益委員

〔国際交流活動〕

2014年度

2014年度中、日欧連携教育府実務家教員として欧州協定校との学生交流開始に向けた準備として多数の欧州協定校に出張し(ベルギー・サンルイ大学、ベルギー・リエージュ大学、ポーランド・ヤゲヴォ大学、フランス・パリ第2大学、フランス・パリ第10大学)、学生交流に関する具体的な打合せを行い、2015年以後、相互に相当数の学生交流が行われている。このほか、日欧連携教育府の招へい教員として、ベルギー、フランスから教員を3名招へい

し、神戸大学において講義を行っていただいた結果、3名の教員との共同研究（2015年度での国際シンポジウム開催）につながった。

2015年度

2015年度中は、ニューカレドニア大学（ニューカレドニア）、およびケント大学（イギリス）との学術交流・学生交換のための協定締結に向けた具体的交渉を行い、それぞれ2016年2月（ケント大学）、及び3月（ニューカレドニア大学）に署名された。

また2015年7月6日～8日の3日間にわたり、日仏独三大学シンポジウム「国家と国境」を、パリ西・ナンテールラデファンス大学（仏）およびオスナブリュック大学（独）から招いた研究者（12名）および本学の研究者（9名）の参加の下、主催し、その論文を2015年度 Kobe University Law Review（2016年7月刊行）にて発表した。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014年度

2013年度に続き、地域年金事業運営調整会議において、公的年金制度の事業（主として市民に対し、公的年金に関する正しい情報の伝達、広報活動）に関する議論を通じて、年金制度の維持に不可欠である市民の制度理解に関する新たな視点・知見を得るとともに、自ら貢献できることを大変有意義と考えている。

労働委員会公益委員の立場からは、労使紛争に直に触れ、解決に努めるという活動内容から、実社会における労働関係、社会保障機能等に触れ、解決に導くことの社会貢献をすることと同時に多くの実際的知見を得ることに役立っている。

2015年度

2015年度には、引き続き兵庫県障害福祉事業、および年金事業に係る有識者会議の委員としての活動を行い、地域社会における社会保障行政に関わる機会を得ている。また兵庫県労働委員会の公益委員も引き続き3期目に入り、兵庫県内における集団的労使紛争の解決に関わっている。これらに加え、2015年度から新たに大阪地方労働審議会の委員となり、大阪府の労働行政に参画している。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

泉水 文雄（経済法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究においては、「市場における経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究」科学研究補助金の基盤研究(A)（2012年～2015年、研究代表者）の最後の2年となり、学際的研究を行い、研究会、ワークショップ、国際シンポジウム等を開催した。そのほか、経済学研究科の柳川隆教授を研究代表者とする科学研究補助金の基盤研究(B)の研究（2012年～2015年）、公正取引委員会競争政策研究センターの共同研究等に参加している。

書籍としては、共同編集を改訂し、『実務に効く公正取引審決判例精選』を出版し、共編著の『独占禁止法（第5版）』、『ベーシック経済法—独占禁止法入門—（第4版）』、『経済法

(LEGAL QUEST) (第2版)』等を出版した。

そのほか、独占禁止法の国際適用など論文欄掲載の論文および審判決例の研究を行った。また、月刊誌「法学教室」において、2015年4月から2年間の予定で「経済法入門」の連載を開始した。

このほか、内閣府「独占禁止法審査手続きについての懇談会」委員、公正取引委員会独占禁止法懇話会委員、独立行政法人大学評価学位授与機構法科大学院認証評価専門委員のほか、3つの地方公共団体等の組織において入札監視委員の仕事を行った。

教育においては、法科大学院での教育のほか、研究者コースの大学院の授業を行った。この間、個人的にもそれなりの研究成果と教育はできたと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態 (共著者等)	出版機関名	発行年月
ベーシック経済法—独占禁止法入門— (第4版)	共著 (泉水文雄、川浜昇、瀬領慎吾、和久井理子著)	有斐閣	2014年6月
実務に効く公正取引審判決例精選	共編 (泉水文雄、長澤哲也編)	有斐閣	2014年7月
法政策学の試み第16集	監修 (泉水文雄、角松生史)	信山社	2015年1月
独占禁止法 (第5版)	共編著 (金井貴嗣、川浜昇、泉水文雄編著)	弘文堂	2015年3月
経済法 (LEGAL QUEST) (第2版)	共著、泉水文雄、土佐和生、宮井雅明、林秀弥	有斐閣	2015年4月
法政策学の試み第17集	監修、泉水文雄、角松生史	信山社	2016年1月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
経済法判例・審判決例の動き	単著	平成25年度重要判例解説 (ジュリスト)	1466号246-251頁	2014年4月
物理的妨害による取引妨害と差止請求—神鉄タクシー事件判決	単著	公正取引	763号61-69頁	2014年5月
EUにおける支配的事業者の価格設定と競争法—マージンスクイーズ、不当廉売、バンドルド・ディスカウント	単著	Nextcom	19号24-33頁	2014年8月
市場における競争と消費者保護	単著	消費者法ニュース	101号7-9頁	2014年10月
文献紹介 土田和博 (編)	単著	日本国際経済法学	23号253-256	2014年10月

著)『独占禁止法の国際的執行：グローバル時代の域外適用のあり方』(日本評論社、2012年、vii +399 頁)		会年報	頁	
諸外国における優越的地位の濫用規制等分析	共著	公正取引委員会競争政策研究センターウェブサイト http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.files/cr-0214.pdf	1-197 頁	2014 年 12 月
国内競争法の国際適用とそれに伴う問題の理論的及び比較法的研究	単著	Annual Report of the Murata Science Foundation	Vol.28, at 721-729	2014 年 12 月
物理的妨害による取引妨害と独禁法 24 条による差止めを認めた判決—神鉄タクシー事件控訴審判決 (大阪高判平成 26 年 10 月 31 日 (平成 23 年 (ワ) 第 3452 号))	単著	公正取引	772 号 40-50 頁	2015 年 2 月
諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析 (上)	単著	公正取引	773 号 40-46 頁	2015 年 2 月
諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析 (下)	単著	公正取引	774 号 24-32 頁	2015 年 3 月
独占禁止法審査手続の論点—独禁法からの分析	単著	ジュリスト	1478 号 37-43 頁	2015 年 3 月
経済法入門 第 1 回 序章 はじめに	単著	法学教室	415 号 113-120 頁	2015 年 3 月
経済法入門 第 2 回 第 1 章企業結合(1)	単著	法学教室	416 号 110-117 頁	2015 年 4 月
経済法入門 第 3 回 第 1 章企業結合(2)一定の取引分野	単著	法学教室	417 号 103-110 頁	2015 年 5 月
経済法入門 第 4 回 第 1 章企業結合(3)競争の実質的制限	単著	法学教室	4418 号 121-128 頁	2015 年 6 月
経済法入門 第 5 回 第 1 章企業結合(4)垂直・混合型、問題解消措置、手続	単著	法学教室	419 号 133-140 頁	2015 年 7 月
独禁法 24 条に基づき作	単著	私法判例リマーク	51 号	2015 年 7 月

為を求める訴えが適法とされた事例		ス（法律時報別冊）	2015[下] 84-87 頁	
経済法入門 第6回 第2章 不当な取引制限(1) ハードコア・カルテル(1) 価格カルテル等	単著	法学教室	420号 133-141 頁	2015年 8月
経済法入門 第7回 第2章 不当な取引制限(2) ハードコア・カルテル(2) その他の価格カルテル等	単著	法学教室	4421号 126-133 頁	2015年 9月
非ハードコアカルテルの違法性評価の在り方	共著、泉水文雄、宮井雅明、齊藤高広、井畑陽平、遠藤光共著)	公正取引委員会競争政策研究センター共同研究 CR 02-15	1-142 頁	2015年 10月
経済法入門 第8回 第2章 不当な取引制限(3) 入札談合	単著	法学教室	422号 112-120 頁	2015年 10月
テレビ用ブラウン管国際カルテル事件—審判審決平成27年5月22日（平成22年（判）第2号ないし第5号）	単著	NBL	1062号 61-69 頁	2015年 11月
経済法入門 第9回 第2章 不当な取引制限(4) 非ハードコア・カルテル	単著	法学教室	423号 105-112 頁	2015年 11月
経済法入門 第10回 第2章 不当な取引制限(5) エンフォースメント 4	単著	法学教室	24号 130-137 頁	2015年 12月
独禁法における課徴金制度の機能、問題点、法改正のあり方	単著	国民経済雑誌	213 巻 1 号 1-20 頁	2016年 1月
経済法入門 第11回 第3章 事業者団体	単著	法学教室	425号 137-144 頁	2016年 1月
非ハードコアカルテルの違法性評価の在り方	単著	公正取引	784号 35-43 頁	2016年 2月
経済法入門 第12回 第5章 私的独占	単著	法学教室	426号 127-135 頁	2016年 2月
経済法入門 第13回 第5章 不公正な取引方法(1) 全体像、共同の取引拒絶	単著	法学教室	427号 111-120 頁	2016年 3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
戦時・戦後における『経済法』——比較法的観点から	コメンテーター	法制史学会ミニシンポジウム	専修大学神田キャンパス2号館302教室	2014年6月
公正な市場と消費者法～消費者保護は市場の発展を阻害するのか?～	パネリスト	日本弁護士連合会「消費者法の課題と展望」Ⅷ 競争法シンポジウム	大阪弁護士会館1001、1002号室	2014年6月
うっかり誤表示にも高額 の課徴金リスク～不当表示の防止に向けて求められる企業対応とは～	研究報告	日本CSR普及協会近畿支部シンポジウム	大阪弁護士会館2階ホール	2014年12月
諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析	研究報告	公正取引委員会競争政策研究センター公開講座	イイノホール&カンファレンスセンターRoomB1+2	2015年2月
課徴金制度の機能、問題点、法改正のあり方	単独発表	関西経済法研究会	公正取引委員会近畿中国四国支部	2015年6月
ブラウン管事件審判判決をめぐる問題	単独発表	競争法フォーラム研究会(カルテル研究部会)	東京弁護士会館10階1006会議室	2015年12月
ブラウン管事件審判判決への疑問—独占禁法の域外適用と課徴金をめぐって	単独発表	独占禁止法審判決研究会	神戸大学社会科学系フロンティア館304号室	2016年2月
The Extra-territorial Application of Competition Laws in Japan and the Calculation of Administrative Surcharge regarding Enterprises engaging both in Domestic and Export Business	単独発表	International Symposium on Standards, SEPs and Competition Laws	International Conference Hall, College of Law, National Taiwan University	2016年3月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

「市場における経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究」科学研究補助金の基盤研究(A)(2012年～2015年)の研究代表者として学際的研究を行い、研究会、ワークショップ等を開催した。なお、この研究は「経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討」(2009年～2011年、研究代表者)に続くものである。そのほか、経済学研究科の柳川隆教授を研究代表者とする科学研究補助金の基盤研究(B)の研究(2012年～2015年)、公正取引委員会競争政策研究センターの共同研究に客員研究員として参加し、経済産業研究所の共同研究にも参加した。

書籍としては、『独占禁止法』は第5版を、『ベーシック経済法—独占禁止法入門—』は第

4版を発行することができた。いずれも改訂を続けており、研究者だけでなく、実務家からも高い評価をいただいている。『実務に効く公正取引審決判例精選』という実務家向けの書籍を、独占禁止法分野で高い評価を得ている弁護士である長澤哲也氏と共編で出版することができた。

研究業績欄にあるように、この1年間、それなりの数の著書、論文を公表することができた。

「戦時・戦後における『経済法』——比較法的観点から（コメンテータ）」（法制史学会ミニシンポジウム）については、公正取引委員会、国会図書館、米国公文書館、財務省、国立公文書館に保存されている独占禁止法の成立過程に至る資料を網羅的に調査した研究から関心を持っていただき、法制史学会ミニシンポジウムのコメンテータとして招待を受け、報告した。

2015年度

「市場における経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究」科学研究補助金の基盤研究（A）（2012年～2015年）の研究代表者として学際的研究を行い、最終年度の研究として、研究会、国際ワークショップ等を開催した。なお、この研究は「経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討」（2009年～2011年、研究代表者）に続くものである。

そのほか、経済学研究科の柳川隆教授を研究代表者とする科学研究補助金の基盤研究（B）の研究（2012年～2015年）、公正取引委員会競争政策研究センターの共同研究に客員研究員として参加し、経済産業研究所の共同研究にも参加した。

書籍としては、経済法（LEGAL QUEST）（第2版）等を発行することができた。

研究業績欄にあるように、この1年間、それなりの数の著書、論文を公表することができた。上記科学研究費の成果として「独禁法における課徴金制度の機能、問題点、法改正のあり方」を国民経済雑誌に掲載した。月刊誌「法学教室」に24回の予定で連載を開始し、12回分を公表した。これは、これまでに法科大学院の授業のために行った様々な教育上の工夫の成果を公表する場として、研究としても教育としても重要な場となっている。また、ブラウン管カルテル事件審決・判決について、NBLで審決等を批判する論文を公表した。これに対しては、研究者、実務家から注目され、実務家向けの研究会等に招待され講演を行った。さらに、このテーマについては、国立台湾大学で開催されたカンファレンスに招待され、発表を行った。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	経済法特殊講義	2
LS	経済法Ⅰ	4
	経済法Ⅱ	2
学部	特別講義法経総合概論Ⅰ	0.27
全学	社会生活と法	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	経済法特殊講義	2

LS	経済法 I	4
	経済法 II	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	6
博士課程後期課程	4

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	2

〔FD 活動への参加〕

法科大学院の FD 活動、とくに教育改善教員懇談会に参加した。

〔教育活動の自己評価〕

教育においては、法科大学院での教育、研究者コースの大学院の授業を担当した。

法科大学院の経済法 I では、手作りのレジュメを配布し、『ケースブック独占禁止法』および『独占禁止法』を用いて授業を行った。授業に臨んでは、あらかじめ配布したレジュメと『ケースブック独占禁止法』を読み、審判決等に関する設問等を考えてくることを求めた。授業アンケートではほとんどの項目において高い評価を得ることができた。配布するレジュメについてはとくに高い評価であった。ただし、法科大学院の経済法に係るアンケートにおいて、文字や読みにくい等の指摘があり、できるだけ大きな文字で明確に書くように務めた。

法科大学院での教育のほか、研究者コースの大学院の授業を行った。研究者コースの大学院の授業は少人数で例年通り外国人留学生であった。今年度は、博士後期課程で博士論文の作成をしている学生が 2 名いたので、毎回、博士論文について、進捗状況を報告させ、その期間内に書かれた論文のパートについてコメントを行う形態で指導を行った。この 2 名は、平成 28 年 3 月に博士（法学）の学位を取得した。

島並教授の海外出張に伴い、前期においては、島並教授の指導院生の指導を担当した（研究内容面は島並教授がメール等で行うため、ほとんどは生活面（奨学金申請、授業料免除等）での指導）。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本経済法学会、日本国際経済法学会、日本私法学会
学会等役員・編集委員	日本経済法学会理事、同運営委員、同常務理事（庶務担当） 日本国際経済法学会理事、同常務理事（会計担当） 神戸大学法政策研究会が発行する雑誌『法政策学の試み』の監修者
研究会活動	関西経済法研究会、関西米国 EC 競争法判例研究会、大阪弁護

	士会独禁法実務研究会（顧問）などに参加
--	---------------------

2015 年度

所属学会	日本経済法学会、日本国際経済法学会、日本私法学会
学会等役員・編集委員	日本経済法学会理事、同運営委員、同常務理事（庶務担当） 日本国際経済法学会理事、同常務理事（会計担当） 神戸大学法政策研究会が発行する雑誌『法政策学の試み』の監修者
研究会活動	関西経済法研究会、関西米国 EC 競争法判例研究会、大阪弁護士会独禁法実務研究会（顧問）などに参加

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	JICA 発展途上国競争法研修、ベトナム競争法研修
各種審議会委員等	公正取引委員会独占禁止法懇話会委員 内閣府「独占禁止法審査手続きについての懇談会」委員 公正取引委員会・競争政策研究センター客員研究員 経済産業省「国際カルテル研究会」委員 経済産業研究所「グローバル化・イノベーションと競争政策」研究会委員 独立行政法人日本学術会議科学研究費委員会専門委員 独立行政法人大学評価学位授与機構法科大学院認証評価専門委員 兵庫県入札監視委員会委員（委員長） 尼崎市入札調査委員会委員（委員長） 本州四国連絡高速道路橋株式会社入札監視委員会委員 兵庫県弁護士会懲戒委員会予備委員 兵庫県司法書士会綱紀調査委員会予備委員、懲戒委員会処分量定小委員会参与 一般社団法人電力系統利用協議会中立会員、ルール監視委員会委員、紛争解決パネル候補

2015 年度

学外教育活動	JICA 競争法発展途上国研修講師 JICA モンゴル競争法研修講師 JICA モンゴル裁判官研修講師
招待講演	Competition Laws in Japan and the Calculation of Administrative Surcharge regarding Enterprises engaging both in Domestic and Export Business（研究報告欄掲載）
各種審議会委員等	公正取引委員会 独占禁止法懇話会委員 公正取引委員会 独占禁止法研究会会員 公正取引委員会 競争政策研究センター客員研究員 経済産業研究所「グローバル化・イノベーションと競争政策」研究会委員 独立行政法人大学評価学位授与機構 法科大学院認証評価専門委員 兵庫県 入札監視委員会委員（委員長）

	尼崎市 入札調査委員会委員（委員長） 本州四国連絡高速道路橋株式会社 入札監視委員会委員 兵庫県司法書士会 綱紀調査委員会予備委員、懲戒委員会処 分量定小委員会参与 電力広域的運営推進機関・紛争解決パネル候補者
--	---

〔国際交流活動〕

2014 年度

「研究報告」に掲載のように、国立台湾大学の”International Symposium on Standards, SEPs and Competition Laws”カンファレンスに出席し、報告を行った。

「独占禁止法と知的財産法の交錯—日中比較の観点から—」シンポジウム（平成 28 年 2 月、国際協力研究科大会議室に）において、司会・コーディネータを担当した。

経済学研究科の柳川教授を研究代表者とする科学研究費補助金（基盤 B）による研究として、2014 年 12 月に、1 週間欧州訪問し、エネルギー産業の法規制に関して、ACER（スロバニア）、連邦カルテル庁（ドイツ）、連邦ネットワーク庁（ドイツ）、T-Power（ベルギー）を訪問し、意見交換、情報収集を行った。

2015 年度

日本国際経済法学会第 26 回「セッション(II) 国際カルテルと東アジア競争法の域外適用」（小樽商科大学 213 教室、2016 年 10 月 16 日）において、”The Extra-territorial Application of Competition Law in Japan” というテーマで報告をした。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

経済法、独占禁止法という専門分野の関係から、公正取引委員会、同競争政策研究センター、経済産業省、経済産業研究所の研究会に参加し、研究や発言等を行った。とりわけ、平成 28 年 2 月からは、公正取引委員会の独占禁止研究会の委員として、課徴金制度の改正に関する審議に参加している。また、独立行政法人大学評価学位授与機構法科大学院認証評価専門委員（年次報告部会）として、法科大学院の評価を行った。さらに、地方自治体等の入札監視委員会において入札の状況等を定期的に審査し、専門的知見に基づく発言を行った。そのほか、弁護士会に係る研究会等および JICA における研修講師等を担当した。これらは、専門分野について実務との架橋を図ることにより研究をさらに進めることができたし、研究により得た知見を実務や社会に活かす機会とすることができた。今後ともこのような活動を積極的に行って行きたい。

2015 年度

本年度も、公正取引委員会、同競争政策研究センター、経済産業省、経済産業研究所の研究会に参加し、研究や発言等を行った。また、地方自治体等の入札監視委員会において入札の状況等を定期的に審査し、専門的知見に基づく発言を行った。そのほか、弁護士会に係る研究会等および JICA における研修講師等を担当した。2014 年度と同じな内容は省略した。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

高橋 裕（法社会学・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究面では、前号のファカルティ・レポート本欄で記した「一定の見通し」のもと、日本の法社会学史、とりわけ川島武宜の活動を稠密に把握するという作業に比較的多くのエネルギーを費やすこととした。ただしそれは結局は迂路でなく、日本の法と社会のありかた自体を考えるための重要かつ直接的な基盤になっている。次期には、より現代的な問題にも目を配りつつ、しかしまた、法と社会への視点の歴史的把握も継続しながら、より大きな視角のもとで研究を進めることを期す。教育面では、法社会学教育との関係ではそうした歴史的視角を盛り込んだ内容を構成したことが、今期の一定の成果であった。また、法経連携専門教育がおおむね安定巡航の状態に達したと、安堵の念とともに記したい。多くの法学研究科・経済学研究科の同僚諸氏のご協力・ご高配のおかげである。しかしまた、法経連携教育の運営面での可能な限りの負担軽減に向けた努力をしていくことが、いっそうの安定巡航を可能にするためにも、今期以降の課題となろう。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
「法学と経済学の複眼思考複眼思考——エコノミー・スタディーズの目指すもの——」[柳川隆と共著]	共著	書齋の窓	633号 33-40頁	2014年5月
Hiroshi Takahashi “Toward an Understanding of the “Japanese” Way of Dispute Resolution: How is it Different from the West?”	単著	D. Vanoverbeke/ J. Maesschalck/ St. Parmentier/ D. Nelken [eds.], <i>The Changing Role of Law in Japan: Empirical Studies in Culture, Society and Policy Making</i> (Edward Elger)	95-110頁	2014年7月
「川島武宜の戦後——1945～1950年」	単著	和田仁孝・櫻村志郎・阿部昌樹・船越資晶（編）『法の観察——法と社会の批判的再構築に向けて』（法律文化社）	19-52頁	2014年7月

「弁護士役務の地域特性」	単著	佐藤岩夫・濱野亮 (編)『変動期の日本の弁護士』(日本評論社)	106-126 頁	2015 年 2 月
「戦後日本における法解釈学と法社会学—川島武宜と来栖三郎における事実と法」	単著	法と社会研究	1 号 33-63 頁	2015 年 12 月
川島武宜の転換—1951～1955 年」	単著	大島和夫・榎澤能生・佐藤岩夫・白藤博行・吉村良一 (編)『広渡清吾先生古稀記念論文集 民主主義法学と研究者の使命』(日本評論社)	37-55 頁	2015 年 12 月
ロジャー・コトレル 「「生きる法」からグローバル・リーガルプラリズムへ—欧米法社会学の—世紀とその伝統の再検討」	単独翻訳	法と社会研究	1 号 161-184 頁	2015 年 12 月
「時間と言葉—医療メディエーションと和田仁孝の紛争過程論」	単著	西田英一・山本顕治 (編)『振舞いとしての法—知と臨床の法社会学』(法律文化社)	275-279 頁	2016 年 2 月
「川島武宜—その初期の活動」	単著	小野博司・出口雄一・松本尚子 (編)『戦時体制と法学者—1931～1952—』(国際書院)	283-294 頁	2016 年 3 月
「法廷の暑い夏」	単著	阿部昌樹・和田仁孝 (編)『新入生のためのリーガル・トピック 50』(法律文化社)	10-13 頁	2016 年 3 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
「法文化論と川島武宜の法社会学」	招待	第 17 回法文化学会研究大会	北陸大学	2014 年 11 月
Hiroshi Takahashi "Econo-Legal Education: the	単独発表	Kobe University Global-Link Forum 2014	Kuala Lumpur Convention	2014 年 12 月

Experience of Kobe University"			Centre(マレーシア)	
「エコリーガル・スタディーズの知的課題—法の領域に即しつつ—」	単独発表	Econo-Legal Studies Workshop in Shanghai	上海交通大学法学院(中華人民共和国)	2015年3月
「弁護士への市民のイメージ」	単独発表	2015年度日本法社会学会学術大会 [ミニ・シンポジウム「司法改革後の専門職・依頼人関係の変動と課題」中の報告]	首都大学東京	2015年5月
"Socio-Legal Outlook on Operation of State Legal System"	単独発表	Tri-National University Meeting: "States and Borders"	神戸大学	2015年7月
「M. ヴェーバーの社会学における法の定位—その法概念論を手がかりに」	単独発表	比較歴史社会学研究会 第1回研究会	早稲田大学	2015年9月
"Econo-Legal Education: the Experience of Kobe University"	単独発表	The 6th Kobe University Brussels European Centre Symposium	Thon Hotel EU Brussels	2015年10月
「「法律家の伝記」をめぐるいくつかの論点」	単独発表	戦時法研究会	慶應義塾大学	2016年3月
「法解釈学者と戦後日本社会—川島武宜の活動を手がかりに」	単独発表	科学研究費補助金・基盤研究(A)「私人の権利行使を通じた法の実現」研究会	神戸大学	2016年3月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

川島武宜の活動の精査を軸とした一連の研究業績を公表しえたことは、おそらくそのアプローチがあまり類例をみないものである（日本の法社会学においてはほぼ皆無であるように思われる）ことと相俟って、今期の自己目標の或る程度の達成と評したい。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	ADR論	2
学部	法社会学概論	4

	3・4年次演習	4
	法経連携基礎演習	2
	修了研究（3年）	0.5
	修了研究（4年）	0.5
	法経総合概論	0.27
	社会問題自主研究	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	法社会学特殊講義	2
LS	ADR論	2
学部	応用法社会学	2
	3・4年次演習	4
	特別講義法経連携基礎演習	2
	特別講義修了研究	0.5
	特別講義法経総合概論	0.27
	特別講義法経連携国際ワークショップ	0.25
	社会問題自主研究	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	1

〔FD活動への参加〕

2014年度

ランチョンセミナーに適宜出席するとともに、法経連携関連科目を多数の法学研究科・経済学研究科教員と通年・合同で行なうことを通じ、学際的教育の方法を合議のもと不断に検討している。

2015年度

ランチョンセミナーへの出席、および法経連携関連科目の合同実施については2014年度と同様であり、また、2015年4月開催のランチョンセミナーでは、玉田教授・斎藤教授・関根教授とともにGEEPLSにかかる説明を担当した。

〔教育活動の自己評価〕

2014年度

学際的教育の実施を積極的に行うとともに、法社会学演習についてインターカレッジの合同発表会を実施するなどして、法学研究科内・神戸大学内にとどまらない授業の展開を積極的に図っている。

2015年度

大学院向けの「法社会学特殊講義」では、実定法専攻者も受講生に含まれていたことから、法社会学の古典的基本文献をその実定法学的位置づけにも配慮しながら検討することとし、また、学部向けの「応用法社会学」では、比較的受講者数が少なかったことから、積極的なディスカッションを取り入れる形式を採用するなどし、これまでの授業アンケート等の内容を踏まえた工夫を試みた。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本法社会学会、民主主義科学者協会法律部会、仲裁 ADR 法学会、日米法学会
学会等役員・編集委員	日本法社会学会理事・同学術大会運営委員、仲裁 ADR 法学会理事
研究会活動	法経連携関連研究会（ELS ワークショップ）の法学研究科側の管理・統括

2015 年度

所属学会	日本法社会学会、民主主義科学者協会法律部会、仲裁 ADR 法学会、日米法学会
学会等役員・編集委員	日本法社会学会理事・同学術大会運営委員・同 2016 年度学術大会企画委員、仲裁 ADR 法学会理事
研究会活動	法経連携関連研究会（ELS ワークショップ）の法学研究科側の管理・統括／比較歴史社会学研究会関西事務局
シンポジウム等の主催等	Socio-Legal Studies Workshop in Kobe の開催コーディネーター（Roger Cotterrell ロンドン大学教授を迎えてのワークショップ。2015 年 4 月 11 日、於神戸大学）／法経連携国際シンポジウム Promise and Management of Interdisciplinary Research of Economics and Law を上海交通大学と開催（2016 年 1 月 25 日、於神戸大学。柳川教授・角松教授と共同でコーディネーター）。

〔社会における活動〕

2015 年度

学外教育活動	附属中等教育学校生徒（5 年生）1 名の卒業論文執筆に向けた個別指導を 2015 年 7 月から 2016 年 3 月にかけて行なった。
各種審議会委員等	法務省法務総合研究所からの依頼に基づき、東ティモール民主共和国司法省に対する法整備支援の一環として、2015 年 12 月に同国ディリにおいて調停法制定に向けたセミナーを実施した。

〔国際交流活動〕

2014 年度

法経連携関連で、ベルギー・K Uルーヴェン（特に Leuven Centre for Global Governance Studies）、中国・上海交通大学（上出 Econo-Legal Studies Workshop in Shanghai）、マレーシア・マレーシア国立大学（上出 Kobe University Global-Link Forum 2014）等との間で交流・交渉を積極的に行なった。また、裁判研究の関連で台湾の司法関係者との、弁護士

研究の関連でイングランドの実務家・研究者との、それぞれ学術交流を行なった。

2015 年度

引き続き法経連携関連での交流が多かった（上出 Symposium "States and Borders"における報告／上出 The 6th Kobe University Brussels European Centre Symposium における報告／ESL（法経連携）ワークショップとして、『エコノリーガル・スタディーズのすすめ』中国語訳翻訳に向けた検討会開催（2016 年度中に中国語版刊行予定）／上海交通大学との間で法経連携にむけた共同研究の取り組みを検討し、上出法経連携国際シンポジウムをコーディネート）が、その他にも、上出 Socio-Legal Studies Workshop in Kobe のコーディネート／Kobe Salad 2015 におけるレクチャー ("ADR in Japan from a Viewpoint of Legal Sociology: 'Japanese' Way of Dispute Resolution?") 担当、および上出東ティモールにおける調停法セミナー担当などを行ない、活発に国際交流活動を実施し得た。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度・2015 年度

前期に引き続き日本法社会学会・仲裁 ADR 法学会をはじめとする学会活動を通じて、学界全体の活動状況に視野を広げる機会を与えられたのは幸甚であった。また、前期には時間を割けなかった国際交流活動にも今期は積極的に参画でき、より汎世界的視野で自己の研究・教育のあり方を反省する機会を得た。そのような反省をさらに研究・教育に活かしようかどうかが、次期に問われることになる。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

上巻に記載。

瀧澤 栄治（ローマ法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

引き続き、ローマ法の概説書であるドイツ語文献の翻訳作業を行った。新 21 版が刊行され、修正部分への対応を行っているところである。また、既存の学習教材がほとんどないため、法科大学院および学部ゼミのための教材作成に力を入れた。

今後も、翻訳作業を続け、共訳という形になるが、出版に向けて、努力したい。また、毎年、手直しをしている教材についても、形を整え、何らかの形で公刊したいと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究活動の自己評価〕

翻訳作業については、着実に成果を収めている。また、教材についてもかなり充実した内容のものになった。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	西洋法史特殊講義	2
LS	ヨーロッパ法	0.27
	法思想	2
学部	西洋法史演習	4
	西洋法史	4

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	西洋法史特殊講義	2
LS	ヨーロッパ法	0.266
	法思想	2
学部	西洋法史演習	4
	西洋法史	4
	1年次演習	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	1

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	1

〔FD活動への参加〕

2014年度

率直なところFD活動には十分な時間を割けなかった。

2015年度

同様に、FD活動には十分な時間を割けなかった。

〔教育活動の自己評価〕

2014年度

特に、法科大学院の講義のために作成した教材については充実した内容のもののできたと思っている。

2015年度

学部ゼミにおいて英語文献を講読しているが、補助教材なしでは理解が困難であるため、その作成に時間を割いた。教材作成により、より高度な内容でのゼミを行うことができた。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2015 年度

所属学会	法制史学会、九州法学会
------	-------------

〔社会における活動〕

2015 年度

各種審議会委員等	独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会専門委員
----------	---------------------------

〔社会貢献活動の自己評価〕

科学研究費委員会委員として仕事をした。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

多湖 淳（対外政策論・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

国際政治学分野（特に安全保障問題）における日本から世界への知的発信に力点を置き、英語による研究と生産、刊行を推進してきた。その関連で、課題設定による先導的人文社会科学推進事業の PI（代表研究者）の立場を活かし、新しい研究手法（実験）の活用と共同研究のパートナーとの国際共著に注力した 2 年間であった。今後はそれら国際共著論文の正式刊行と、外部資金を継続的に呼び込むことが課題である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
Predicting The Future In Science, Economics, And Politics.	"Forecasting Nuclear Weapons Proliferation: A Hazard Model" [with J. David Singer].	London: Edward Elger Publishing	2014 年 9 月
政治学の第一歩	共著	有斐閣	2015 年 10 月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
<u>"Winning over Foreign Domestic Support for Use of Force: Power of Diplomatic and Operational Multilateralism" [with Maki Ikeda].</u>	共著	International Relations of the Asia-Pacific.	14(2): 303-324	2014年4月
<u>"Too Many Problems at Home to Help You: Domestic Disincentives for Military Coalition Participation"</u>	単著	International Area Studies Review.	14(3): 262-278	2014年6月
<u>An 'A' for Effort: Experimental Evidence on UN Security Council Engagement and Support for US Military Action in Japan</u>	共著	British Journal of Political Science.	45(2): 391-410	2015年4月
<u>Political Leadership Changes and the Withdrawal from Military Coalition Operations, 1946-2001</u>	共著	International Studies Perspectives.	16(4):463-483	2015年11月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
<u>"Population Dynamics of Escalation: A Survey Experiment from Japan-China Territorial Dispute." [with Graeme A.M. Davies, Robert Johns and Maki Ikeda].</u>	共著	KUBEC Meeting for the Scientific IR Studies in Brussels, June 2014	ブリュッセル	2014年6月
<u>To Denounce, or Not To Denounce: Survey Experiment on Diplomatic Quarrels</u>	共著	American Political Science Association - Annual Meeting	サンフランシスコ	2015年9月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

2014年度

International Relations of the Asia-Pacific.に掲載された論文は、科学研究費・若手研究 A の成果である。なお、日本学術振興会・課題設定による先導的人文社会科学研究推進事業・グローバル展開プログラム「政治と外交の対外情報発信に関する国際共同研究」PI (研究代表者) に就任し、若手研究者の国際共同研究を積極的に推進した。

2015 年度

課題設定による先導的人文社会科学推進事業の PI として国際共同研究チームをけん引した。また、海外のジャーナルの編集委員・編集顧問団として研究活動に参画した。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	地域ジャーナリズム	1
	政治学方法論特殊講義Ⅲ	2
学部	一年次演習	2
	現代政治入門	0.67
	社会分析基礎	2
	対外政策論	4

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	地域ジャーナリズム	1
	現代政治特殊講義Ⅰ	2
学部	1 年次演習	2
	3・4 年次演習	2
	対外政策論	4

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	7

〔FD 活動への参加〕

授業参観制度などの機会を活用し、政治学分野の他の教員の授業方法について研究し、自らの授業の在り方を再検討し、改善を加えた。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

前年の授業評価アンケートを受け、対外政策論のレポート課題の相互評価方法の改善を行った。また、社会分析基礎におけるインタラクティブな授業回数の追加を行った。他の教員の優れた教育方法を自らの授業に活かし、また、学生のニーズにこたえて臨機応変に授業を改良する努力を行っている。

2015 年度

2014 年に引き続き、授業評価アンケートを受け、対外政策論のレポート課題の相互評価方法の改善を行った。また、一年次演習でもインタラクティブな授業回数の追加を行った。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本国際政治学会、アメリカ政治学会、アメリカ国際関係学会、欧州政治学会、Peace Science Society (International)
学会等役員・編集委員	International Relations of the Asia-Pacific 副編集長 International Area Studies Review 編集委員会メンバー Political Science and Research Method 編集委員会メンバー Michael Nicholson Centre for Conflict and Cooperation, Department of Government, University of Essex 外部評議員
シンポジウム等の主催等	KUBEC Meeting for the Scientific IR Studies in Brussels, June 2014 主催

2015 年度

所属学会	日本国際政治学会、アメリカ政治学会、アメリカ国際関係学会、欧州政治学会、Peace Science Society (International)
学会等役員・編集委員	日本国際政治学会英文雑誌編集委員会委員・副編集委員長
シンポジウム等の主催等	神戸桜ミーティング (2016 年 3 月)

〔社会における活動〕

2015 年度

学外教育活動	陸上自衛隊オピニオンリーダー
--------	----------------

〔国際交流活動〕

2014 年度

エセックス大学、アムステルダム大学などの研究者と共同研究を実施。

2015 年度

エセックス大学、エクセター大学、ライス大学、アムステルダム大学などの研究者と共同研究を実施。

学部学生 2 名を、六甲台後援会の支援を受けた上で、英国の Conflict Society Meeting に引率し、共同研究発表するといった国際展開を実施。

〔社会貢献活動の自己評価〕

国際共著論文の執筆、高いインパクトファクターの論文生産を目指し、国際共同研究集会の主宰を行ってきた。このほか、学会の英文誌編集委員から同副委員長に就任し、日本の国際政治学の海外発信を牽引する役割を担うべく活動している。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

2014 年度

国際提携委員ではなかったものの、エセックス大学とのダブルディグリー協定につき、交渉と調整などを増島教授とともに実施した。

2015 年度

神戸大学・米州交流室副室長

玉田 大 (国際法・教授)

I 今期の活動の総括と今後の展望

【研究】2014 年度後半～2015 年度は、大学行政及び GMAP 運営に労力を割かれたため、腰を落ち着いた研究はできていない。そこで研究方針を転換し、「英語・発信・交流」に注力した。部分的には成功したが、今後は「量」より「質」を重視した研究を心掛けたい。

【教育】2015 年 4 月から大学院教務委員長と GMAP in Law コースのディレクター（運営責任者）を兼務しており、適切な研究・教育時間を確保するのは困難であった。海外招聘に注力し、集中講義、シンポジウム、セミナーを多数開催した。院生指導も増えているが、個々の院生指導に割く時間の確保が課題である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態 (共著者等)	出版機関名	発行年月
国際裁判と現代国際法の展開	分担執筆	三省堂	2014 年 8 月
コンサイス条約集 (第 2 版)	編修担当	三省堂	2015 年 4 月
The Role of the State in Investor-State Arbitration	分担執筆	Brill/Nijhoff	2015 年
“L'être situé”, Effectiveness and Purposes of International Law: Essays in Honour of Professor Ryuichi Ida	分担執筆	Brill/Nijhoff	2015 年
Responsibilities of the Non-State Actor in Armed Conflict and the Market Place: Theoretical Considerations and Empirical Findings	分担執筆	Brill/Nijhoff	2015 年

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
FTA・TPP における紛争解決の課題	単著	国際商取引学会年報	16 号 186-195 頁	2014 年 5 月
Impact of Trans-Pacific Partnership Agreement and Investor-State Dispute Settlement on Vietnam and Japan	単著	神戸法学雑誌	64 巻 1 号 1-16 頁	2014 年 6 月

国際投資仲裁における仮保全措置手続—制度欠陥と仲裁補完—	単著	『国際裁判と現代国際法の展開』	114-142 頁	2014 年 8 月
刑事司法共助に関する特定問題事件（判決・2008 年 6 月 4 日）	単著	国際法外交雑誌	113 巻 3 号 133-149 頁	2014 年 11 月
Foreword: Kobe Seminar on International Law 2014, “Regulation of Cross-Border Economic Crime”, 21 October 2014.	単著	Kobe University Law Review	No.48, pp.81-82.	2014 年
<u>Host States as Claimants: Corruption Allegations</u>	単著	Shaheeza Lalani and Rodrigo Polanco Lazo (eds.), The Role of the State in Investor-State Arbitration (Brill/Nijhoff)	No.3, pp.103-122	2014 年 12 月
Kokusaiho ni okeru Kenketsu-Hoju no Hori (Book Review)	単著	Japanese Yearbook of International Law	Vol.57, pp.455-457	2015 年 3 月
国際知財紛争の解決方法：ISDS の利用可能性	単著	一般財団法人知的財産研究所『国際知財制度研究会』報告書（平成 26 年度）	66-72 頁	2015 年 3 月
投資仲裁の適用法規—delocalisation と localisation の相克—	単著	国際商取引学会年報	17 号 134-145 頁	2015 年 5 月
<u>Investor's Responsibility toward Host-States? Regulation of Corruption in Investor-State Arbitration</u>	単著	Responsibilities of the Non-State Actor in Armed Conflict and the Market Place	203-216 頁	2015 年 6 月
On the Way to Definitive Settlement of Dispute: Lessons from the Whaling Case	単著	Australian Year Book of International Law	Vol.32, pp.113-123.	2015 年 6 月
Provisional Measures in Investor-State Dispute Settlement: Reappearance of <i>Community of Investment Interests?</i>	単著	“L'être situé”, Effectiveness and Purposes of International Law	144-164 頁	2015 年 8 月

自由権規約—人権の国際的保障	単著	法学教室	422号121-127頁	2015年11月
<u>Discriminatory Application of Competition Law and International Investment Agreements</u>	単著	RIETI Discussion Paper Series	15-E-125, pp.1-20	2015年11月
アマドゥ・サディオ・ディアロ事件（先決的抗弁判決・2007年5月24日）	単著	国際法外交雑誌	114号4巻74-87頁	2016年1月
Web解説 TPP 協定 9 投資 ver.1	単著	RIETI Web解説 TPP 協定	1-12頁	2016年3月
TPP 投資章の分析 — ISDS による知財紛争解決の道筋—	単著	一般財団法人知的財産研究所『国際知財制度研究会』報告書（平成27年度）平成27年度版	37-48頁	2016年3月
TPP 投資章と ISDS の濫用防止（集中連載「ルールで読み解く TPP の争点～実像と今後～」②）	単著	国際商事法務	44号3巻401-408頁	2016年3月
<u>Enerugi Toshi Chusai: Zitsurei-Kenkyu - ISDS no Zissai [Energy Investment Arbitration: Analysis of the Practice - The Reality of ISDS]. edited by Akira Kotera and Kozo Kawai. Tokyo: Yuhikaku, 2013. pp.246.</u>	単著	Japanese Yearbook of International Law	58号414-416頁	2016年3月

* 論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
国際司法裁判所 南極海における捕鯨事件（2014年3月31日判決）—手続法上の論点—	単独発表	国際法研究会（京都大学）	京都大学総合研究2号館（法科大学院棟）	2014年5月10日
Unfavourable but unavoidable procedures: Procedural aspects of the Whaling case	単独発表	Kobe University Centre for International Law, “Whaling in the Antarctic: the ICJ Judgment and its	Kobe University, Graduate School of Law.	2014年5月31日

		Implications”		
<u>Anti-Corruption Mechanism in Investor-State Arbitration: Possibility of Networked Governance by Arbitrators</u>	单独发表	Fifth International Four Societies Conference, “Experts, Networks and International Law”	ANU, Canberra, Australia	2014年7月2日
<u>Legal Interests of Parties and Third Parties before the ICJ: Contributions by Australia, New Zealand and Japan</u>	单独发表	<u>22nd Annual Conference of the Australian and New Zealand Society of International Law: “Towards International Peace through International Law”</u>	ANU, Canberra, Australia.	2014年7月3日
<u>‘Case Law’ of the International Court of Justice: Procedural Fairness or Judicial Law-Making?</u>	单独发表	Workshop by University of Surrey, University of Hull, IAS (Institute of Advanced Studies) and BIICL (British Institute of International and Comparative Law), “Procedural Fairness in International Courts and Tribunals”	University of Surrey, the U.K.	2014年9月19日
<u>Fight against Corruption and Fraud in Investor-State Dispute Settlement</u>	单独发表	Kobe Seminar on International Law 2014: “Regulation of Cross-Border Economic Crime”, co-organised by Kobe University Graduate School of Law and Istituto Italiano di Cultura di Osaka	Kobe University	2014年10月21日
<u>ISDS from a Viewpoint of Public International</u>	单独发表	Academy for International	Doshisha University	2014年10月25日

Law: Function of International Public Policy (<i>Ordre Public</i>)		Business Transactions (AIBT), Annual Conference 2014, UNCITRAL Japan Seminar 2014: “The Development of Investor State Dispute Settlement from a viewpoint of Asia”		
Impacts of ISDS in the Coming Mega FTA Generation: from a Japanese Viewpoint	単独発表	Kobe Seminar on International Investment Law 2014: “Impacts of ISDS in the Forthcoming Mega FTA Generation: Crossing Viewpoints of China, Japan and Korea”	Kobe University	2014年10月27日
Discrimination in Application of Competition Law and International Investment Agreements	単独発表	International Symposium, “Legal Discipline over State-Owned Enterprises in Asian Countries by Competition Law and International Economic Law”, supported by the Japan Society for the Promotion of Science (JSPS) and the Graduate School of International Development, Nagoya University	Nagoya University	2015年1月16日
国際知財紛争の解決方法—ISDSの利用可能性—	単独発表	国際知財制度研究会（各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査委員会）	経済産業省	2015年1月23日
中国独禁法問題—投資仲裁による規制可能性につ	単独発表	RIETI 国有企業（SOE）規制の国	経済産業省	2015年2月20日

いて		際経済法研究会		
Concluding Remarks	単独発表	Kobe University Graduate School of Law (STP and GMAPs), Kobe University Symposium on Space Law: “Legal Development in UNCOPUOS and Space Business”.	Kobe University	2015年3月18日
Comments on the Presentation by Professor Roger Cotterrell	単独発表	Kobe and QMUL Seminar on International Law 2015 “International Economic Law and Transnational Law: A Socio-Legal Perspective”, by Professor Roger Cotterrell	神戸大学	2015年4月
Concluding Remarks of the Symposium	単独発表	Kobe and QMUL (Queen Mary, University of London) Symposium on International Law 2015: “Diversity of Transnational Criminal Justice”.	神戸大学	2015年4月
<u>International Law-Making by Arbitrators: Binding Force of Provisional Measures in ICSID</u>	単独発表	23rd Annual Conference of the Australian and New Zealand Society of International Law: “International Law-Making at a Crossroads: Participants, Processes and Principles”.	Victoria University of Wellington, NZ	2015年7月
Investment Protection in Trans-Pacific Partnership Agreement (TPP)	単独発表	Tri-national University Meeting (Kobe University, Paris Ouest-Nanterre-	神戸大学	2015年7月

		La Defense University, Osnabrück University)		
<u>Possibility to Regulate the Application of Competition Law under International Economic Law</u>	単独発表	Joint Asian International Economic Law Conference, organised by Asia WTO Research Network (AWRN), Asia IEL Network (AIELN) and IEL Interest Group of the Australia and New Zealand Society of International Law (ANZSIL-IELIG)	Sofitel Nusa Dua, Bali, Indonesia	2015年7月
Discriminatory Application of Competition Law and International Investment Agreements	単独発表	RIETI 国有企業 (SOE) 規制の国際経済法研究会	経済産業省別館	2015年7月
Comment on four presentations in Session 1	単独発表	The FDI Moot Asia-Pacific Regional Rounds, KCAB and SNU Asia-Pacific Law Institute, Seminar on Investor-State Dispute Settlement,	Seoul Global Centre, Seoul, Korea	2015年8月
Present Situation of Extraterritorial Application of Competition Law: From a Viewpoint of Public International Law	単独発表	Zhejiang Sci-Tech University, Zhejiang Law Society, Zhejiang Law Society Competition Law Association and Zhejiang Golden Express Law Firm, International Symposium on “Extraterritorial Experiences and Chinese Style of Enforcement of Antimonopoly	Hangzhou Hai Hua Man Long Resort Hotel	2015年9月

		Law”		
Export Control and Investment Regulation	単独発表	INGEER (International Group of Experts on Export Regulations), Inaugural International Symposium organised by Kobe University and IDEST-Universite Paris-Sud	神戸大学	2015年11月
<u>Ultra Vires judgment of the ICJ: Legal Exclusion and its Problems</u>	単独発表	The New Zealand Centre for Public Law and International Law Association (New Zealand Branch), Symposium	Victoria Univ. of Wellington, NZ	2015年12月
TPP 投資章の分析— ISDS による知財紛争解決の道筋—	単独発表	国際知財制度研究会 (各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査委員会)	経済産業省本館	2016年1月
TPP の国際法的分析	共同発表 (小林友彦・濱本正太郎)	国際法研究会	京都大学	2016年1月
Investment Chapter of TPP from a Japanese Viewpoint	単独発表	2nd Kobe Seminar on International Investment Law 2016	神戸大学	2016年1月
フィリピン対中国事件 (国連海洋法条約附属書 VII 仲裁裁判所、管轄権及び受理可能性判決、2015年10月29日)	単独発表	国際法研究会	京都大学	2016年2月
Impacts of the Philippines v. China Award on Similar Disputes	単独発表	HCMCUL Seminar on International Law	Ho Chi Minh City University of Law, Viet Nam	2016年3月
How to Read the Philippines v. China Award?: Possibility of Settlement of South China Sea Dispute	単独発表	UEL Seminar on International Law: "Current Issues of International Law Surrounding	Viet Nam National University- HCM UEL	2016年3月

		Vietnam"		
How to Interpret TPP?: Impacts of ISDS on the Contracting Parties	単独発表	UEL Seminar on International Law: "Current Issues of International Law Surrounding Vietnam"	Viet Nam National University- HCM UEL	2016年3月
フィリピン対中国事件 (国連海洋法条約附属書VII 仲裁裁判所、管轄権及び受理可能性判決、2015年10月29日)	単独発表	東アジア国際法秩序研究協議会	アルカディア市ヶ谷 (私学会館)	2016年3月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

2014年度

2014年5月に神戸大学において ICJ 捕鯨事件に関する国際シンポジウムを開催した (Kobe University Centre for International Law, "Whaling in the Antarctic: the ICJ Judgment and its Implications")。このシンポジウムにおいて、諸外国から著名な国際法学者・実務家 (外務省の担当者、国際捕鯨委員会の日本政府代表) を招聘し、幅広い議論を行った。本シンポジウムは、本学に所属していた坂元茂樹教授の科研費基盤 A「国際法の訴訟化への理論的・実践的対応」の一環として実施された。

2015年度

ICJ 捕鯨事件の判例評釈を Australian Year Book of International Law に寄稿できた (執筆依頼あり)。著名で国際的な国際法年鑑の1つであり、インパクトは大きい。また、国際法の最新テーマ (TPP、南シナ海仲裁など) について適時に報告・執筆を行った。

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際法特殊講義	2
	国際法政策論特殊講義	2
学部	国際法Ⅲ	2
	国際法演習	2
	Japanese Legal System	0.27
全学共通	神戸大学の研究最前線	0.13

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	Introduction to International Business Law (GMAP in Law)	0.93
	国際法特殊講義	2

学部	国際機構法	2
	国際法演習	4
	模擬仲裁 I	1
	国際法Ⅲ	2
	Japanese Legal System	0.27
	外国書講読（英語）	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	2
博士課程後期課程	1

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	4
博士課程後期課程	1

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

- ・模擬商事仲裁のアフタームートで模擬仲裁の弁論仲裁人役を務めた。
- ・「グローバル人材育成プロジェクト」において英語授業実施のための指導を依頼し（講師：Keith Carpenter 氏）、英語授業方法や改善点を教わった。
- ・2014 年 8 月 18-22 日：Kobe SALAD 2014（Kobe University Summer School of Asian Law and Dispute Management）の講義に出席し、講義方法について意見交換。
- ・2014 年 8 月 21～23 日：韓国高麗大学で国際模擬投資仲裁（FDI Moot）に参加し、仲裁人や海外研究者との間で学生弁論者への質問形式やコメント方法について意見交換。
- ・2014 年 11 月 2 日：国際法模擬裁判（ジェサップ国際法模擬裁判）に裁判官役として参加。
- ・2015 年 2 月 12 日：ANJeL（The Australian Network for Japanese Law）の Ritsumeikan Symposium に参加し、GMAP in Law コースの宣伝と意見交換。

2015 年度

- ・2015 年 4 月 15 日：スタッフ・ランチョンセミナーで「GEEPLS」を説明。
- ・GMAP 招聘教員との間で、所属学生の講義理解度や英語能力について毎回詳細に意見の交換を行った。Keith Carpenter 教授・James Claxton 教授とカリキュラムの協議。
- ・2015 年 8 月：国際模擬投資仲裁大会（FDI Moot）に仲裁人役として参加。
- ・2015 年 8 月：Kobe SALAD 2015（Kobe University Summer School of Asian Law and Dispute Management）に参加。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

- ・「授業アンケート」で黒板記載の明確化が求められたため、この点に注意して板書を行うようにしている。
- ・国際模擬投資仲裁への参加：2014 年度に神戸大学法学部から初めて国際模擬投資仲裁（FDI Moot）に参加した。国際法演習（3, 4 年次）に参加した学部生 4 名（サポーター

2名)による参加チームを形成し、2014年8月21～23日に開催されたアジア予選(韓国ソウル)に参加。英語弁論で求められる高度の語学力と即応力につき、学生の自覚と勉強意欲を引き出すことに成功したと思われる。

- ・GMAP in Law コースの設立準備作業に従事。2014年11月頃から本格化し、2015年3月にかけて大変多岐にわたる準備作業に従事した。

2015年度

- ・授業アンケートは概ね例年通りの評価であった。講義の進度に関しては、学生の理解度を勘案してややスピードを落とし、時事問題を最初に話すようにした。
- ・GMAP in Law コースが2015年度から開始され、講師の海外からの招聘やカリキュラム作成に尽力した。
- ・国際セミナーにおいて若手研究者・院生を対象とした Call for Papers を発して報告者を募集した(応募数は20程度)。院生に英語発表の場を与え、国際発信能力を鍛えると同時に、国際交流の練習をさせている。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

[学界における活動]

2014年度

所属学会	国際法学会、世界法学会、アジア国際法学会日本協会、国際法協会日本支部
学会等役員・編集委員	国際法学会エキスパートコメント委員会委員、アジア国際法学会研究委員会委員、アジア国際法学会研究者実務家勉強会幹事
研究会活動	国際法研究会(京都大学)、関西国際機構研究会、国際司法裁判所判例研究会、EUIJ 関西・法サブグループ(ヨーロッパ統合研究会、外務省国際法研究会、国際知財制度研究会)
シンポジウム等の主催等	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年5月31日、6月1日: International Symposium “Whaling in the Antarctic: the ICJ Judgment and its Implications”. ・2014年10月21日: Kobe Seminar on International Law 2014: “Regulation of Cross-Border Economic Crime” ・2014年10月27日: Kobe Seminar on International Investment Law 2014: “Impacts of ISDS in the Forthcoming Mega FTA Generation: Crossing Viewpoints of China, Japan and Korea” ・2015年3月18日: Kobe University Symposium on Space Law: “Legal Development in UNCOPUOS and Space Business”

2015年度

所属学会	国際法学会、世界法学会、アジア国際法学会日本協会、国際法協会日本支部
学会等役員・編集委員	国際法学会(エキスパート・コメント委員会幹事)、アジア国際法学会(研究者実務家勉強会委員)
研究会活動	国際法研究会(京都大学)、関西国際機構研究会、国際司法裁判所判例研究会、EUIJ 関西・法サブグループ(ヨーロッパ統合研究会、外務省国際法研究会)

シンポジウム等の主催等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 April 2015: Kobe and QM Seminar on International Law, “International Economic Law and Transnational Law: A Socio-Legal Perspective”. Speaker: Roger Cotterrell (Anniversary Professor of Legal Theory, Queen Mary University of London, UK.) ・ 10 April 2015: Kobe and QM Symposium on International Law, “Diversity of Transnational Criminal Justice” ・ 29 June 2015: Kobe Seminar on International Law 2015, “How to implement the ICJ Judgment in Italy? Reaction to the Immunity Case by the Italian Court”. Commentator: Professor Luca Mezzetti (Bologna University) ・ 24-28 August 2015: Kobe SALAD 2015 Part 2 (Kobe University Summer School of Asian Law and Dispute Management) ・ 26 August 2015: Space Law Symposium: “Legal Issues on Space Business under International Cooperation” ・ 26-27 November 2015: INGEER Symposium 2015 (The International Group of Experts on Export Regulations), “Theory and Practice of Export Control: Balancing International Security and International Economic Relations” ・ 29 January 2016: 2nd Kobe Seminar on International Investment Law, “Asian challenges to international investment law: Viewing from internal and comparative perspectives”
-------------	---

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014 年 8 月 21～23 日：国際模擬投資仲裁（FDI Moot）アジア・太平洋地域予選に仲裁人として参加。 ・ 2014 年 8 月 27 日：大阪府立岸和田高校にて出張講義（「総合的な学習の時間」夏の講演会：GLHS 教育活動支援事業）。 ・ 2014 年 11 月 2 日：国際法模擬裁判（ジェサップ国際法模擬裁判）に裁判官役として参加。 ・ 2014 年 12 月 19 日：日本財団の帰国報告会において講演（「研究者の人脈形成とは？英国在外研究の成果報告」）。 ・ 2014 年 12 月 20 日：国際法模擬裁判大会（Jessup Moot Court Competition）に裁判官として参加。 ・ 2015 年 2 月 4 日：ベトナム国家大学ホーチミン校（経済法律大学 UEL）にて「TPP and ISDS: Impacts on Vietnam and Japan」と題する招待講義。
各種審議会委員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省国際法局国際課国際法研究会委員（2013 年 10 月～） ・ 独立行政法人経済産業研究所（RIETI）「現代国際通商・投資システムの総合的研究（II 期）研究会（国有企業（SOE）規制の国際経済法研究会）」委員（2013 年 10 月～2014 年 3 月）

	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省通商政策局通商機構部・国際知財制度研究会、委員（2014年9月～2015年2月）
--	--

2015年度

学外教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年8月19-20日：FDI Moot（国際模擬投資仲裁大会）に参加（仲裁人役）。 ・2015年12月：Griffith University, Graduate Research Schoolに提出された Mr. Mojtaba Dani の博士論文の書面審査 ・2016年1月18日：神戸市シルバーカレッジで講義
招待講演	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年8月18日：ソウル投資法セミナーで講演
各種審議会委員等	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省国際法局国際課、国際法研究会、会員 ・独立行政法人経済産業研究所（RIETI）、現代国際通商・投資システムの総合的研究（第II期）研究会（国有企業（SOE）規制の国際経済法研究会）、委員 ・独立行政法人経済産業研究所（RIETI）、現代国際通商・投資システムの総合的研究（第III期）「公的支援の競争中立性をめぐる国際経済法」研究会、委員 ・一般財団法人アジア平和貢献センター、東アジア国際法秩序研究協議会、委員 ・一般財団法人知的財産研究所、平成27年度各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査委員会、委員 ・経済産業省産業構造審議会通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置調査小委員会、臨時委員

〔国際交流活動〕

2014年度

- ・2014年4～6月：英国ロンドン大学クインメアリー校の Malgosia Fitzmaurise 教授を招聘し、国際シンポジウムを開催（2014年5月30日～6月1日）。
- ・2014年6月20日：「NATO加盟国国会議員会議」（NATO Parliamentary Assembly）の神戸大学来訪に対応。
- ・2014年8月18～22日：神戸大学社会科学系サマープログラム Kobe SALAD 2014（Kobe University Summer School of Asian Law and Dispute Management）に参加・講義担当。
- ・2014年8月21～23日：韓国高麗大学において国際模擬投資仲裁（FDI Moot）に仲裁人として参加。研究者・実務家・政府関係者と交流。韓国商事仲裁院（KCAB）訪問。
- ・2014年9月22日：英国ロンドン大学クインメアリー校法科大学院長（Valsamis Mitsilegas氏）と面談。協定締結に合意（2016年に締結済）。
- ・2014年10月13～24日：イタリア・ヴェネチア・カ・フォスカリ大学からサラ・デ・ヴィド（Sara de Vido）助教（Assistant Professor）を招聘した。
- ・2014年10月21日：神戸大学国際法セミナー「越境経済犯罪の規制」を開催。在大阪イタリア総領事（Mr. Marco Lombardi）、Sara de Vido（Ca'Foscari ヴェネチア大学助教）、Monique Costi（Visiting Scholar, Victoria University of Wellington）他を招聘。
- ・2014年11月17～18日：「第2回 アジア主要大学日本研究リーダーズフォーラムー日本における西歐的文化・価値観の内化ー」（淡路夢舞台国際会議場、神戸大学百周年記念館）に参加。協定交渉や留学生進学等について参加者と意見交換。
- ・2015年2月2日～9日：ヴェトナムとマレーシアを訪問。GMAP in Law のインターンシップおよび招聘教員に関連する打ち合わせ。訪問先は LCT Lawyers 法律事務所（ホー

チミン市)、JLPW Vinh An Legal 法律事務所 (ホーチミン市)、ベトナム国家大学ホーチミン校 (UEL) (ホーチミン市)、JLPW 法律事務所 (クアラルンプール)、マレーシア国民大学 (UKM) (クアラルンプール)。

- ・2015年2月12日: ANJeL (The Australian Network for Japanese Law) の Ritsumeikan Symposium に参加し、GMAP in Law コースの報告。
- ・2015年2月24日: Seminar of Space Law を開催。香港大学 Yun Zhao (趙雲) 教授を招聘。
- ・2015年3月18日: Legal Development in UNCOPUOS and Space Business と題するシンポジウムを開催。Philippe Achilleas 教授 (パリ第11大学) や趙雲 (香港大学) と大学間協力関係について協議。
- ・2015年3月20~28日: 英国ダンディ大学を訪問。Peter McEleavy 教授等と意見交換。

2015年度

- ・GMAP in Law の招聘教員と各種協議。
- ・2015年4月8~11日: ロンドン大学クインメアリ校から法学研究科長含む5人招聘。
- ・2015年5月18日: 台湾・中原大学からの表敬訪問に対応。
- ・2015年5月21~24日: インドネシア・バンドンにおいて宇宙法模擬裁判に参加。
- ・2015年7月6~8日: KUPES 主催の3大学シンポジウムに参加。
- ・2015年8月5~16日: スイス・ローザンヌ大学 (国際経済法コース) を訪問。
- ・2015年8月19~20日: 韓国ソウルの国際模擬投資仲裁大会 (FDI Moot) に参加。
- ・2015年8月24~28日: サマースクール (Kobe SALAD) を開催・参加。
- ・2015年9月23~25日: 浙江大学を訪問。
- ・2015年11月12日: コデリッチ氏 (Johnson&Johnson 社内弁護士) を招聘。
- ・2015年11月26-27日: フランスから多くの招聘者を呼び、国際シンポジウムを開催 (INGEER Symposium on Theory and Practice of Export Control : Balancing International Security and International Economic Relations)。フィリップ・アキレアス教授 (パリ第11大学) 等と協定交渉。
- ・2015年12月10日: インドネシア大学法学部の表敬訪問に対応。
- ・2016年1月29日: 国際投資法セミナーを開催。
- ・2016年3月23-29日: UEL (ベトナム経済法科大学)、ホーチミン市法科大学、Vinh An 法律事務所を訪問。

[社会貢献活動の自己評価]

2014年度

- ・従来からの国際司法裁判所 (ICJ) 研究の成果として、各種の国際シンポジウム・セミナーの開催や海外研究者の招聘が可能となった。
- ・最近の国際投資法研究の成果として、各種の国際シンポジウム・セミナーの開催が可能となっている。加えて、海外の研究者との交流に際しても多くの利点があり、教員招聘活動に活かされている。特に、東南アジア諸国の大学・法律事務所との関係構築にあたっては、国際投資法の知識が大いに役立っている。

2015年度

- ・研究内容を国際交流・社会貢献に結び付けることに成功している。国際裁判法 (捕鯨事件、南シナ海) と国際投資法 (TPP、日中韓投資協定) は社会的なニーズが強く、国際交流、海外招聘講演、シンポジウム開催等に直結している。また、政府系機関での委員活動を通じて社会貢献を行っている。

V 管理運営活動等の内容

[学内各種委員等]

2014年度

- ・GMAP in Law コースの設置準備

2015年度

- ・GMAP in Law コース運営担当

手嶋 豊（民法、医事法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

今期は、研究・教育・社会活動等についてそれぞれ、研究に関しては国際的視野からの検討の必要性がより大きくなったこと、教育に関しては学部・法科大学院両者について求められている状況が変化しつつあること、社会活動についても経験のない業務や役職の責務の増大等により、以前よりも、人的・物的・地理的範囲がより拡大し、扱う対象も増えて、非常に多忙であった。そうした中で、一応の成果を残して来てはいると考えているが、なお改善を必要とすべき点が、特に教育に関して少なからずあるものと自覚している。

次期も、今期同様に多忙な状況が続くものと推測されるが、今期の活動で得られた人的ネットワークを十分に活用し、それらを梃子として、今期中には必ずしも成果として現わすことのできなかつた事項について、有効な成果として公表することができるように努める。また教育についての課題の改善を実効性あるものとして、適切に対応していきたいと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

[研究成果]

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
医事法入門（第四版）	単著	有斐閣	2015年4月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
塩野隆史著『薬害過失と因果関係の法理』（文献紹介）	単著	自由と正義	65巻6月号 11頁	2014年6月
医療機関に要求される医療水準の判断（判例解説）	単著	民法判例百選Ⅱ債権 [第七版]	164-165頁	2015年1月
生存の相当程度の可能性（判例解説）	単著	民法判例百選Ⅱ債権 [第七版]	172-173頁	2015年1月
医療をめぐる法制度の概	単著	現代消費者法	26号4-11頁	2015年3月

要と患者・消費者概念の交錯				
不法行為法は「不運な死」にどのように向き合うのか	単著	別冊 NBL	155号 253-263頁	2015年10月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
ランチョンセッション「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に含まれる諸問題（鈴木利廣と共同報告）	共同報告	日本医事法学会	中央大学	2014年11月30日
ワークショップ医事法の基本原理	共同発表（高井裕之、野崎亜紀子、松宮孝明）	日本医事法学会	北海道大学	2015年10月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

当該年度の成果として、医事法分野についての著書を改訂する作業を実施することに重点を置き、公表した。同書は、前の改訂作業からそれほど長期の間隔を置いているわけではないにもかかわらず、変化の激しい領域であるために、その補充及び点検すべき範囲は非常に広範にわたり、思いのほか時間を要することとなった。医事法領域の現状を簡潔に示すという作業の意義は大きいと考え、今後も可能な限り高い優先順位で続けてゆくことが必要と考えている。

2015年度

当該年度の成果として、私法学会シンポジウム準備会及び医事法学会ワークショップのための準備の2点において、これまでの共同研究についての総括的な色彩のある研究成果をまとめることができ、比較的実績をあげることができたと評価している。また、医事法の国際化に関する研究を開始し、諸外国の研究者との意見交換や資料収集を実施することができ、これらは、それ以後の研究の基礎作業として重要なものとして位置づけることができた。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	民法基礎Ⅱ	4
学部	民法Ⅳ	4
	民法Ⅴ	2

	実定法入門	0.67
--	-------	------

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（民法）・民法特殊講義	2
LS	対話型演習契約法Ⅰ・不法行為法	4
	民法基礎Ⅲ	5
学部	応用民法	2
	民法演習	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程後期課程	1（後期休学）

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	1

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

教育改善意見交換会へ出席し、状況の理解に努めた。

2015 年度

前年度に引き続き、教育改善意見交換会へ出席した。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

当該年度は、学部講義担当が複数あったが、これらの授業は、法科大学院と異なって多人数への講義であるために、学生の理解の度合いを図りながら授業を進めるという方法に、より多くの配慮が必要であった。しかしながら、科目に含まれる情報の多さに比して、効率的かつ精選した形でこれらを伝えることができたかどうかについては、受講学生の自習程度に依拠するところもあり、当該科目の興味を鼓舞するための改善がなお必要であった。また、教育機材の有効な使用法についてもなお改善の余地があった。

2015 年度

当該年度は、法科大学院科目が中心で、学部科目については演習科目であったため、前年度の講義中心の担当とは異なる対応が必要であった。少人数教育の場合は、全体として受講生の意識・学習意欲が高いと考えられ、提供する授業内容が、受講生の意欲を削ぐようなものにならないように相応の配慮が求められていた。授業ではこうした点を考慮して教材等に工夫を加えた。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本私法学会、日本医事法学会、日本生命倫理学会、日本法社会学会
学会等役員・編集委員	日本医事法学会理事、同編集幹事
シンポジウム等の主催等	日韓比較「医療と法」学会、2014.8.23、関西学院大学

2015 年度

所属学会	日本私法学会、日本医事法学会、日本生命倫理学会、日本法社会学会
学会等役員・編集委員	日本私法学会理事、日本医事法学会理事・編集幹事

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	京都女子大学、大阪市立大学、山口大学各非常勤講師
招待講演	日弁連夏期消費者セミナー「美容医療と消費者被害」 2014.7.12、愛知県弁護士会
各種審議会委員等	法務省 平成 26 年度司法試験考査委員

2015 年度

各種審議会委員等	法務省 平成 27 年度司法試験考査委員 神戸市企画調整局指定管理者選定評価委員会委員 独立行政法人日本学術振興会 科学研究費委員会専門委員
----------	--

〔国際交流活動〕

2014 年度

オックスフォード大学（イギリス）を訪問し、高齢化社会における法律問題に関して、主に医事法の観点から多くの著作を公にしている同大学の研究者と、面談・意見交換を行った。

2015 年度

コペンハーゲン大学（デンマーク）・ハーヴァード大学（アメリカ）を訪問し、当該大学の研究者と医事法の国際化に関して、面談・意見交換を行った。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

求められている活動内容が社会的に極めて重要な学外業務であり、非常に多くの労力を費やすこととなった。業務執行として求められた内容については、適切に行えたと評価している。

2015 年度

前年度に引き続き、求められている活動内容が社会的に極めて重要な学外業務であり、やはり非常に多大な労力を費やした。求められた業務執行は、適切に行うことができたとは評価している。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

2015 年度

医学部保健学科倫理委員会委員

中川 丈久（行政法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2014 年度から 2015 年度にかけての時期は、平成 16 年行訴法改正を機縁として考えはじめた問題（抗告訴訟と当事者訴訟の統合的把握の可能性）について、最終的な結論を得て、三部作（理論的検討、最高裁判例、学説史）を完成させることができた、非常に生産的であった。

ほかに、「行政法的手法とは何か」や「行政調査」といった基本問題も取り上げ、行政法の全分野における論文作成にさらに一步近付いた。

今後は、これまでの論文作成をふまえて、行政法についてより明快な全体像を示す体系書の執筆を目指したい。

授業、学内業務、社会的活動は、従前と変わらず積極的に行っている。なお、2015 年 10 月より研究科長・法学部長を拝命している。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
『岩波講座・現代法の動態第 2 巻—法の実現手法』	共著（「行政法における法の実現」111-154 頁部分を担当）	岩波書店	2014 年 11 月
『行政手続と行政救済（現代行政法講座 2）』	共著（（岡田正則ほか編）「行政訴訟の諸類型と相互関係」, 71 頁-95 頁を執筆	日本評論社	2015 年 7 月
『行政法の実務』	共著（行政訴訟実務研究会編）141 頁-192 頁, 1061 頁-1080 頁を執筆	第一法規	2016 年 3 月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
「消費者裁判手続特例法の理論と課題」（座談会）	共著（座談会）	論究ジュリスト	9 号 138-166 頁	2014 年 8 月
行政指導の概念と法的統	単著	高木光・宇賀克也	46-47 頁	2014 年 9 月

制		編『行政法の争点 (新・法律学の争点シリーズ 8)』 (ジュリスト増刊)		
情報公開・個人情報開示 制度における権利濫用について	単著	季刊情報公開個人情報保護	55号 15-19頁	2014年12月
平成26年改正景品表示 法の評価と課題——行政 法の見地から——	単著	公正取引	770号 14-22 頁	2014年12月
商品先物取引法における 不招請勧誘禁止の例外に ついて——行政法の見地 から——	単著	現代消費者法	26号 49-51頁	2015年3月
独禁法審査手続(行政調 査)の論点——行政法か らの分析	単著	ジュリスト	1478号 21-29 頁	2015年4月
行政訴訟の基本構造 (1)	単著	民商法雑誌	150巻1号 1- 62頁	2015年4月
行政訴訟の基本構造 (2・完)	単著	民商法雑誌	150巻2号 171-208頁	2015年6月
商品先物取引法における 不招請勧誘禁止の例外に ついて——行政法の見地 から——	単著	消費者法ニュース	103号 10-12 頁	2015年6月
抗告訴訟と当事者訴訟の 概念小史——学説史の素 描——	単著	行政法研究	9号 1-50頁	2015年7月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
情報公開・個人情報開示 制度における権利濫用に ついて	単独(基調講 演)	情報公開交流フォ ーラム	如水会館	2014年8月
商品先物取引法・新施行 規則第102条の2の問題 点	単独(基調講 演)	第74回先物商品 取引被害研究会	KPP八重洲ビ ル(東京都)	2015年11月
行政と適格消費者団体の 協働のあり方	単独(基調講 演)	熊本弁護士会・ NPO法人消費者支 援ネットくまもと 主催「消費者被害 の根絶を目指して ～行政と適格消費 者団体の協働のあ	メルパルク熊 本(熊本市)	2016年1月 23日

		り方～」		
「国民の権利を守る特定行政書士の役割」および「特定行政書士の実務」	単独（基調講演）	広島行政書士会主催「行政書士記念日講演会」	広島クリスタルプラザ（広島市）	2016年2月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

岩波講座に参加して「行政法的手法」の全体像を示す論稿を公表することができたのは、自分にとってひとつの達成であった。

2015年度

「行政訴訟の基本構造（1）（2・完）」「行政訴訟の諸類型と相互関係」「抗告訴訟と当事者訴訟の概念小史」により、行政訴訟の最重要問題のひとつ（抗告訴訟と当事者訴訟の関係）について結論を得た。10年以上かかった問題に決着を付けた。またこれらの著作について最高裁内部の講演に招待された（2016年度）。

このほか、「商品先物取引法における不招請勧誘禁止の例外について——行政法の見地から——」は、2014年度に発表した同テーマの論稿が評価されて、基調講演に招待されたものである。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	行政法特殊講義	2
LS	対話型演習行政法Ⅰ	2
	対話型演習行政法Ⅱ	2
	ワークショップ企業内法務	1
	公法系訴訟実務基礎	2
学部	応用演習行政法	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	行政法特殊講義	2
LS	対話型演習行政法Ⅰ	2
	公法系訴訟実務基礎	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程後期課程	7

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程後期課程	3

〔FD 活動への参加〕

2015 年度

ランチョンセミナー，法科大学院教育改善会議に参加。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

法科大学院では引き続き独自教材の改訂を続けている。

2015 年度

法科大学院では引き続き独自教材の改訂を続けている。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本公法学会、日米法学会、関西アメリカ公法学会
学会等役員・編集委員	日米法学会理事
研究会活動	行政判例研究会、関西公法学会など

2015 年度

所属学会	日本公法学会、日米法学会、関西アメリカ公法学会、消費者法学会
学会等役員・編集委員	日米法学会理事および「アメリカ法」編集委員、消費者法学会理事、民商法雑誌編集委員
研究会活動	行政判例研究会、関西行政法学会など。

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	松蔭女子大学
招待講演	参議院における参考人（景表法改正について：2014年5月23日）、日本弁護士連合会における講演（アメリカにおける消費者被害行政について：2015年2月3日、アメリカにおける弁護士依頼人秘匿特権について：2015年3月13日）
各種審議会委員等	内閣府・情報公開個人情報保護委員会委員 消費者庁・消費者安全調査委員会委員 財務省・関税不服審査会委員 人事院・国家公務員試験委員 内閣府・独占禁止法審査手続についての懇談会委員 消防庁・予防消防のあり方検討会委員 兵庫県・情報公開審査会会長 兵庫県・本人確認情報保護審議会会長 兵庫県・土地収用事業認定審議会委員

	神戸市・開発審査会委員 神戸市・個人情報保護審議会委員 神戸市・消費生活会議委員 豊中市・情報公開個人情報保護審査会委員など。
--	--

2015 年度

学外教育活動	松蔭女子学院大学（2015 年度前期まで）
各種審議会委員等	総務省・情報公開個人情報保護審査会委員 消費者庁：消費者安全調査委員会（「消費者事故調」）委員 財務省：関税等不服審査会委員 経済産業省：輸出入取引審議会委員 人事院：国家公務員試験（総合職）考査委員 消防庁 火災予防の実効性向上作業チームの委員 兵庫県情報公開・個人情報保護審査会会長 兵庫県本人確認情報保護審議会会長 神戸市個人情報保護審議会委員 神戸市消費生活会議委員 神戸市消防局指定管理者選定評価委員会委員 豊中市情報公開・個人情報保護審査会委員 豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会委員

〔国際交流活動〕

2014 年度

アメリカにおける消費者保護行政調査（2014 年 9 月、ワシントンDCおよびニューヨーク）。

2015 年度

イギリスにおける EU 食品規制シンポジウム参加等（2015 年 8 月、バーミンガム・ロンドン）。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

行政法に関する研究結果を生かすことができた活動として、内閣府における独占禁止法の審査手続の改善に関する懇談会がある。また、情報公開・個人情報保護制度に関する不服申立てを審議する各種の委員会、および、事故情報を分析して関係官庁に法制度の見直しを求める消費者安全調査委員会それぞれの委員としての活動は、いずれも、行政法の研究成果を社会に確実に還元する場である。

2015 年度

各種審議会委員は、すべて行政法の見地に基づく企画ないし執行を行うものであるため、研究成果を生かしたものである。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

2014 年度

副研究科長

2015 年度

前期：副研究科長，後期：法学研究科長・法学部長

中西 正（民事手続法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

今期は、これまでの倒産実体法研究のまとめの感があった。民事手続法における相殺期待の保護上・中・下で、若干のテーマは残っているが、研究はほぼ目的を達成し、既に体系書と論文集の執筆に着手した。次のテーマは、再生型倒産処理の基本構造の問題（「D.I.P.制度と再生管財人」を参照）で、あと10年この問題に取り組むことを以て、研究者としてのキャリアを全うしたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
会社法コンメンタール第13巻	共著（松下淳一ほか）	商事法務	2014年7月
新基本法コンメンタール・破産法	共著（山本克己ほか）	日本評論社	2014年9月
破産法体系【第2巻】	共著（竹下守夫ほか）	青林書院	2015年2月
倒産法概説【第2版補訂版】	共著（山本和彦ほか）	弘文堂	2015年3月
新基本法コンメンタール・民事再生法	山本克己ほか	日本評論社	2015年10月
会社法コンメンタール・20・雑則[2]	森本滋ほか	商事法務	2016年3月
倒産法演習ノート・第3版	山本和彦ほか	弘文堂	2016年3月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
民事再生法上の相殺禁止と投資信託解約金支払債務との相殺—最高裁第一小廷平成26年6月5日判決の検討	単著	銀行法務 21	775号 30-37頁	2014年8月
再生型の私的整理と法的倒産処理の連続性	単著	銀行法務 21	778号 26-27頁	2014年10月
『支払停止』の意義？	単著	銀行法務 21	780号 60-61頁	2014年12月
破産法における『債権者	単著	伊藤眞先生古稀記	973-998頁	2015年2月

平等原則』の検討		念論文集『民事手続の現代的使命』		
D.I.P.制度と再生管財人	単著	民事訴訟雑誌	61号 108-116頁	2015年3月
民事手続法における相殺期待の保護・上	単著	NBL	1046号 35-47頁	2015年3月
民事手続法における相殺期待の保護・中	単著	NBL	1047号 37-46頁	2015年4月
民事手続法における相殺期待の保護・下	単著	NBL	1048号 50-56頁	2015年4月
実務に必要な最近の倒産法重要判例10選	単著	日弁連研修叢書	2015年度 377-413頁	2015年8月
全国倒産処理弁護士ネットワーク「シンポジウム・破産手続における放棄に関わる諸問題」	共著	事業再生と債権管理	151号 18-52頁	2016年1月
私的整理と相殺	単著	事業再生と債権管理	151号 131-137頁	2016年1月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
倒産手続の担い手—その役割と考え方	個別報告	第84回日本民事訴訟法学会シンポジウム	九州大学	2014年5月17日
平成26年度近畿弁護士連合会夏期研修会「実務に必要な最近の倒産法重要判例10選」	招待講演	近畿弁護士連合会招待講演	大阪弁護士会館大ホール	2014年7月30日
中小企業の再生と弁護士の役割	総括発言	全国倒産処理弁護士ネットワーク全国大会	仙台国際センター	2014年10月25日
全国倒産処理弁護士ネットワーク「シンポジウム・破産手続における放棄に関わる諸問題」	総括発言	全国倒産処理弁護士ネットワーク・第14回大会	ソラリア西鉄ホテル(福岡)	2015年11月
大阪弁護士会＝東京弁護士会＝第一東京弁護士会＝第二東京弁護士会ほか「シンポジウム・相殺をめぐる民法改正と倒産手続」	総括発言	金融法務事情 2036号 6-31頁	大阪弁護士会館・大ホール	2016年2月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

2015年度

掲載されたものは既に前年度に行った研究成果で、今年度の研究は、主として金融機関が主導する私的整理についてであった。これは、事業再生と債権管理 152 号に掲載されたが、2016 年 4 月刊行であるため、今年度の業績に反映されていない。私の見解（「倒産手続の担い手—その役割と考え方」を参照）は当初は強い反発を受けたが、その後、東京地裁がスカイマークエアラインの民事再生処理で同様のアプローチを採用し、さらに、事業再生と債権管理 152 号（2016 年 4 月）の「私的整理と民事再生の境界」で当初の理論を更に拡張した見解を提示したが、一部の反発を除き、基本的な支持を得ることができたと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	倒産法	4
	対話型演習民事法総合	0.13
学部	続・民事訴訟法	2
	民事執行・保全法	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	倒産法 I	4
	倒産法 II	2
学部	続・民事訴訟法	2
	民事執行・保全法	2
	民事訴訟法演習	2
全学	法と社会	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

必ずしも十分に参加できなかったため、今後はこの点を改めたい。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

昨年度、学生の 1 人より、「講義で喋る際、テニオハが明確でないため、理解しづらい」という批判を頂いた。

そこで、本年度は、こうした点にも注意して、喋るように心がけている。

2015 年度

授業のスキルは、幾分上達したように思われる。

Ⅳ 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本民事訴訟法学会
研究会活動	事業再生実務家協会・理事
シンポジウム等の主催等	事業再生実務家協会主催のシンポジウム・研究会に出席している。

2015 年度

所属学会	日本民事訴訟法学会
研究会活動	事業再生実務家協会・理事

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	大阪倒産実務交流会、名古屋倒産法研究会、倒産・再生法実務研究会（東京）等で、実務家との交流や論文指導を行っている。
--------	---

〔国際交流活動〕

2014 年度

2015 年 2 月 10～15 日に Brooklyn Law School において、アメリカ合衆国における倒産処理実務の実態調査を行った。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

立法、訴訟、事業再生・倒産処理の実務のあり方につき、特定の実務家だけでなく、弁護士会、その他国家機関から相談を受けることが増えた。今後も、社会的貢献を続けて行こうと考えている。

2015 年度

弁護士の皆さんと重要な問題につき研究チームを作り、研究し、発表するという活動を以て、社会に貢献していると考えている。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

中野 俊一郎（国際私法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

今期は、実務法律専攻長の仕事に多くの時間と労力を割かざるを得ず、研究活動面では最低限のことしかできなかった。次期に向けては、遅れている論文集の刊行を目指して、ネジを巻き直す所存である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
民事手続法の現代的機能	共著（石川明・三木浩一ほか）	信山社	2014年12月
国際私法	共著（木棚照一ほか）	成文堂	2016年3月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
新・国際商事仲裁関係判例紹介 83	共著（阮柏挺）	JCA ジャーナル	61巻5号 88-89頁	2014年5月
仲裁合意の分離独立性について	単著	仲裁とADR	9号 12-18頁	2014年5月
新・国際商事仲裁関係判例紹介 87	共著（阮柏挺）	JCA ジャーナル	61巻9号 84-85頁	2014年9月
故意の虚偽認知者による渉外的な認知無効請求	単著	戸籍時報	720号 35-41頁	2014年12月
新・国際商事仲裁関係判例紹介 91	共著（阮柏挺）	JCA ジャーナル	62巻1号 80-81頁	2015年1月
差止命令の国際裁判管轄と民訴法 118条1号	単著	判例時報	672号 20-24頁	2015年2月
新・国際商事仲裁関係判例紹介 95	共著（阮柏挺）	JCA ジャーナル	62巻5号 80-81頁	2015年5月
梶田幸雄報告コメント	単著	国際商取引学会年報	17号 12-14頁	2015年5月
タイ裁判所を指定する国際的専属管轄合意の有効性	単著	ジュリスト増刊（平成26年度重要判例解説）	1479号 302-302頁	2015年5月
Treatment of Foreign Law in Japan	単著	CCLP Publications	13号 90-99頁	2015年5月
新・国際商事仲裁関係判例紹介 99	共著（阮柏挺）	JCA ジャーナル	62巻9号 76-77頁	2015年9月
国際親族・相続法における当事者自治の原則	単著	神戸法学雑誌	65巻2号 1-54頁	2015年9月
新・国際商事仲裁関係判例紹介 103	共著（阮柏挺）	JCA ジャーナル	63巻1号 42-43頁	2016年1月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
梶田幸雄報告「国際投資仲裁判断の中国における	単独	国際商取引学会	同志社大学	2014年10月26日

「執行問題」に対するコメント				
----------------	--	--	--	--

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

前述した理由から、満足すべき成果は達成できなかったものの、そのようななか、仲裁合意の分離独立性、親族・相続法上の当事者自治原則、外国法不明の場合の処理につき一定の成果を出せたことは、いくばくかの慰めとなっている。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際民事法演習	2
LS	国際私法・国際民事訴訟法	4
	R&Wゼミ国際関係法 I	2
学部	国際民事法 I	2
	一年次演習	2
	Japanese Legal System I	0.13

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際民事法特殊講義	2
	Japanese Legal System	0.125
LS	国際私法・国際民事訴訟法	4
	R&Wゼミ国際民事法 I	2
学部	1年次演習	2
	国際民事法 I	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	2

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1

〔FD活動への参加〕

授業の相互参観、ランチョン・セミナー、教育改善意見交換会に積極的に参加し、教育手法の改善に努めているほか、授業アンケートの際に得られた学生からの意見については、可

能な限り、次年度の講義において対応するようにした。

〔教育活動の自己評価〕

学部・大学院・法科大学院とも、学生からの評価は概ね良好であり、大きく変えるべきところはないと考えているが、十分な予習をせずに講義に臨む学生が少なくないようにも見受けられ、この点について何らかの策を講じうるか検討中である。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	国際私法学会、仲裁 ADR 法学会、国際法学会、国際商取引学会、民事訴訟法学会、International Law Association、International Association of Procedural Law
学会等役員・編集委員	国際私法学会理事・研究企画委員長、仲裁 ADR 法学会常務理事・雑誌編集委員、国際法学会評議員・国際交流委員
研究会活動	国際家事事件判例研究会・会長、関西国際私法研究会、日韓国際民事訴訟法共同研究会、国際民事執行・保全法研究会

2015 年度

所属学会	国際私法学会、仲裁 ADR 法学会、国際法学会、国際商取引学会、民事訴訟法学会、International Law Association、International Association of Procedural Law
学会等役員・編集委員	国際私法学会理事・研究企画委員長、仲裁 ADR 法学会理事・雑誌編集委員、国際法学会評議員・国際交流委員
研究会活動	国際家事事件判例研究会・会長、関西国際私法研究会、日韓国際民事訴訟法共同研究会、国際民事執行・保全法研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	関西学院大学法科大学院「国際私法」「国際民事手続法」 神戸市外国語大学「国際私法 1」「国際私法 2」
招待講演	漢陽大学・神戸大学共催サマースクール（Kobe University Summer School of Asian Law and Dispute Management: Kobe SALAD 2014）にて講演「New Rules of International Civil Jurisdiction in Japan」（2014 年 8 月 19 日）
各種審議会委員等	神戸家庭裁判所調停委員 神戸家庭裁判所参与員 日本学術振興会・特別研究員等審査会専門委員、国際事業委員会書面審査員・書面評価員 凌霜会理事 日本商事仲裁協会・手続諮問委員会委員

2015 年度

学外教育活動	国際私法・国際民事手続法（関西学院大学法科大学院）
各種審議会委員等	・神戸家庭裁判所調停委員、参与員

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学術振興会・特別研究員等審査会専門委員、国際事業委員会書面審査委員 ・凌霜会理事 ・日本商事仲裁協会・手続諮問委員会委員 ・文部科学省・共通到達度確認試験推進ワーキング・グループ委員
--	---

〔社会貢献活動の自己評価〕

自分としては満足している。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

八田 卓也（民事手続法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2014年度は学内の委員の活動が大半を占めた。2015年度は活動の軸を学内の委員から研究・教育に移転する過程に重点を置いた。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
株主総会開催・決議に関する仮処分	単著	神作裕之＝中島弘雅＝松下淳一＝阿多博文＝高山崇彦編『会社裁判にかかる理論の到達点』（商事法務）	33-60 頁	2014年5月
消費者裁判手続特例法の当事者適格の観点からの分析	単著	千葉恵美子＝長谷部由起子＝鈴木將文編『集団的消費者利益の実現と法の役割』（商事法務）	381-410 頁	2014年5月
破産法 24 条～28 条	単著	山本克己ほか編『新基本法コンメンタール破産法』（日本評論社）	63-72 頁	2014年10月

第三者に対する手続保障の瑕疵を理由とした再審の訴え	単著	金融法務事情	2005号 66-74 頁	2014年 11月
破産債権	単著	小川秀樹＝松下淳 一編『破産法体系 第2巻』（青林書 院）	5-27 頁	2015年 2月
独立当事者参加訴訟における民事訴訟法四〇条準用の立法論的合理性に関する覚書	単著	伊藤眞先生古稀記念『民事手続の現代的使命』（有斐閣）	483-508 頁	2015年 2月
民事再生法 26 条～32 条	単著	山本克己他編『新 基本法コンメンタ ール民事再生法』	65-77 頁	2015年 9月
不利益変更の禁止（2） ——一部請求と相殺の抗弁 （最判平成 6.11.22）	単著	高橋宏志＝高田裕 成＝畑瑞穂編『民 事訴訟法判例百選 （第 5 版）』	236-237 頁	2015年 11月
原告側固有必要的共同訴訟において提訴に同調しない者がいる場合の扱いについて	単著	民事訴訟雑誌	62号 93-103 頁	2016年 3月

* 論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
「原告側固有必要的共同訴訟において提訴に同調しない者がいる場合の扱いについて」	単独発表	日本民事訴訟法学会	明治大学（東京都千代田区）	2015年 5月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014 年度に公表した業績のほとんどはそれ以前に執筆したものである。2013 年～2014 年の活動の重点を学内の委員に置いたため、2015 年度に公表した業績が少なくなっている。

内容的には、両年度ともに研究の軸を①当事者論、②既判力論の 2 点に置いた。①の成果として「第三者に対する手続保障の瑕疵を理由とした再審の訴え」、「独立当事者参加訴訟における民事訴訟法四〇条準用の立法論的合理性に関する覚書」、「原告側固有必要的共同訴訟において提訴に同調しない者がいる場合の扱いについて」があり、②の成果として「不利益変更の禁止（2）——一部請求と相殺の抗弁（最判平成 6.11.22）」がある。

研究のアイデアが枯渇しつつあるので、何とかしなければと思っている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
---------	---------	-----

LS	対話型演習民事訴訟法	4
	対話型演習民事法総合	0.13
学部	ドイツ語外国書講読	2
	倒産法	2
	3・4年次演習	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	外国書講読	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

2014年度は、LSの教育改善意見交換会に出席する等した。2015年度はあまりFD活動には参加することができなかった。

〔教育活動の自己評価〕

2014年度

授業アンケートにおいて語尾が聞き取りづらいとの指摘があったので、語尾をきちんと発言するように心がけた。

2015年度

学生にとって理解しやすい内容の授業ができるように心掛けた。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	日本民事訴訟法学会、私法学会
------	----------------

2015年度

所属学会	日本民事訴訟法学会、私法学会
学会等役員・編集委員	日本民事訴訟法学会理事

〔国際交流活動〕

2014年度はとりたてて国際交流活動には従事していない。2015年度には1月末にドイツ・ケルンを訪れ、短期の在外研究活動に従事し、現地の研究者と意見交換をする等した。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014年度・2015年度ともに社会貢献という意味では十分な活動ができなかった。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

馬場 健一（法社会学・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究面においては、以前から手がけていた、司法統計（最高裁判所から情報提供された、公刊されていない情報も含む）にもとづく裁判利用・司法利用の全国及び地方ごとの差異、時代ごとの変動等の分析を継続、発展させ、これまでの研究成果と接続しつつ、とりあえず一本論考にまとめ公表するとともに、二回の学会報告を行った。これは前回のファカルティレポートで示した柱のうち、「社会的にも関心の高い弁護士人口増と裁判利用増、弁護士利用増等との関連について、新しい切り口（本人訴訟率・弁護士訴訟率の規定要因との関係等）で司法統計を用いた研究」「地裁、簡裁の双方につき、計量的・統計的分析を行い、時期的には近年と高度成長期の比較を行い、また戦後通時的な傾向を検討し、さらに全国レベルのみならず、地域ごとの変化や差異、その背景要因等を探索的に検討し、実証的・理論的知見をえると共に、それにもとづいた政策的・実践的提言をも示していきたい」と述べたものに相当するものの端緒として位置づけられる。さらに引き続き多面的な分析を続けているところであり、今後の展望としては、科研費補助金を受けることができたため、各地の実態調査、特にこれまできちんと論じられることのなかった沖縄の司法利用の調査を遂行するとともに、各地の訴訟率の差異を説明する新しい理論枠組を構築することを検討していきたい。

教育活動については、講義科目では以前から引き続きプレゼンテーションソフトを活用した視聴覚に訴えるダイナミックな講義形態を全面的に導入し、また新しく映像資料やインターネット上の資料等を補助教材として活用する講義形式を導入し、受講生の関心を引き付け、教育効果の挙がる方法を模索した。IT 活用による学習支援システムも積極的に利用し、大講義でありながら、小テストを頻繁に実施したり、双方向的コミュニケーションを可能にするような新しい授業方法をも模索してきた。2015 年度には、全学共通授業科目（「社会生活と法」）をはじめ担当し、上記方法を取り入れつつ、他学部向けのあるべき法学入門教育に月模索を続けた、幸いにも受講生からは高い評価をいただき、「神戸大学 2015 年度後期全学共通教育ベストティーチャー賞」を受賞することができた。法科大学院の講義でも引き続き、実際の訴訟資料を用い訴訟戦略や裁判官としての判断を考えさせるなど、受講生の興味を引き、実用的な意義も感じさせる実践的講義をも続けており、概ね好評である。

今後も、自らの研究の蓄積と展望をも踏まえつつ、学生のニーズや関心にも応えることとするよう引き続き努めていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
新入生のためのリーガル・トピックス 50	共著（阿部昌樹・和田仁孝編）	法律文化社	2016 年 3 月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
本人訴訟の規定要因—	単著	『法の観察』和田	315-334 頁	2014 年 6 月

『弁護士の地域分布と本人訴訟率』再考一		仁孝・檉村志郎・阿部昌樹・船越資晶編		
---------------------	--	--------------------	--	--

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
本人訴訟の規定要因一『弁護士の地域分布と本人訴訟率』再考一	個別報告	日本法社会学会学術大会	大阪大学	2014年6月
各地の地方裁判所/簡易裁判所の訴訟率の規定要因について一本人訴訟率を中心に一	個別報告	日本法社会学会学術大会	東京首都大学	2015年5月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

2014年度

上記論文と研究報告は、平成27年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)(基盤研究(C)(一般))「裁判・弁護士利用率の変遷の規定要因(国内各地の比較研究を中心に)」の獲得につながった成果である。

2015年度

日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)基盤研究(C)獲得(2015-2017年度まで) 2015年度90万円
「裁判・弁護士利用率の変遷の規定要因(国内各地の比較研究を中心に)」

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	現代司法論	2
学部	法社会学入門	2
	3・4年次演習	4

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	現代司法論	2
学部	法社会学入門	2
	3・4年次演習	4
	基礎法政論	2
全学	社会生活と法	2

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

学部及び法科大学院の相互授業参観を行い、スタッフランチョンセミナーにもほぼ毎回参加して意見交換を行った。学生からの授業評価アンケートを受け、視角教材等の活用法や資料配布のあり方などを再考し改善に努めた。

2015 年度

FD 活動の一環として、同様にスタッフランチョンセミナーに参加した。授業参観にも引き続き参加した。学生からの授業評価アンケートを受け、引き続き授業改善に努めた。

全学共通授業科目「法と政治」教育部会長として、当教育部会の授業実施に責任を持つとともに、その評価の全体状況を点検した。また 3 名の外部評価委員を委嘱し、その参加のもとで部会からの自己評価委員や陪席者、オブザーバーを含めて「外部評価委員会」を実施（2016 年 2 月 22 日）し、外部評価を受けるとともに、「外部評価報告書」をまとめた。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

「法社会学入門」においては、200 人ほどの大講義であったが、マークシートを採用することで、ほぼ毎回課題を出し、授業中に小テストを行い、採点して成績評価の基礎の一部として用いるなど、思い切った授業の改善・転換講義方式を試みた。教員相互の参観で他の講義を参観し、参観レポートを書き、自己の講義に対する、反省・改善材料とした。また受講生からの授業アンケート結果を踏まえ、教育改善・工夫につき検討をした。先のマークシートによる転換講義方式については、一部の受講生から、毎回の小テストは大変だったので困るとの意見も出たが、他方で、積極的に取り組むことができ良かったとの意見も多かった。

2015 年度

「法社会学概論」では、翌年のクォーター制導入をにらみ、2 種類の異なる講義内容を同時並行で行い、実質 2 単位の講義を 2 つ行う試みを行った。学生からは週二回の連続講義ではついていくのが大変である場合が多いが、このような別の内容の並列講義であれば、理解と関心の維持がしやすい等と概ね公表であった。概ね好評であった。「現代社会と法」は、他学部生に法学の入門的講義を行う神戸大でははじめての経験であり、必ずしも関心も学習意欲も高くない受講生を相手に、いかに興味を惹きつけるかに苦心した。「映像から見る法と社会」と題して、映画やアニメなど映像資料を駆使しながらそれらを法学的視野から分析しつつ、基礎的かつ教養として求められる法学の知識や見方を紹介した。上述のとおり幸いにも受講生からは高い評価をいただき、「神戸大学 2015 年度後期全学共通教育ベストティーチャー賞」を受賞することができた。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2015 年度

所属学会	日本法社会学会
学会等役員・編集委員	日本法社会学会（理事・編集委員）
研究会活動	日本法社会学会関西研究支部メンバー

2015 年度

所属学会	日本法社会学会
学会等役員・編集委員	日本法社会学会（理事・編集委員）
研究会活動	日本法社会学会関西研究支部メンバー

〔社会における活動〕

2015 年度

学外教育活動	神戸女学院大学非常勤講師 京都女子大学非常勤講師 体験講義・法律学（神戸大学法学部オープンキャンパス）
--------	---

2015 年度

学外教育活動	神戸女学院大学非常勤講師 京都女子大学非常勤講師
--------	-----------------------------

〔国際交流活動〕

2015 年度

ロジャー・コットレル教授（Queen Mary University of London）ワークショップ参加（4月11日（土）13:30 - 16:00 神戸大学）。

「第4回東アジア法社会学会議」（8月3日～7日 早稲田大学）参加。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

近隣の自治体の教育情報の情報公開につき、自己の過去の社会活動・研究活動に基づき、法に基づき適切になされるよう過去に引き続き求めており、成果を上げている。

2015 年度

近隣の自治体の教育情報の情報公開につき、自己の過去の社会活動・研究活動に基づき、法に基づき適切になされるよう過去に引き続き求めており、公開範囲の拡大を求める各地の情報公開審査会の答申が出、その結果に従う公開が行われるなど、成果を上げている。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

2015 年度

全学共通授業科目「法と政治」教育部会長

渕 圭吾（租税法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2015年4月に本研究科に赴任したため、今回の総括の対象となるのは2015年度の1年間である。この1年間においては、研究面では、赴任以前から進めていた憲法や土地利用法に関する研究の成果を公表するとともに、依頼された原稿・研究会報告を通じてこれまで十分に勉強できていなかった事項について考察を進め、さらに、同僚から得た様々な研究上の刺激を咀嚼しようと努めた。教育面では、法学部での租税法（2単位）の授業のための講義ノートを新たに書き下ろしたほか、社会分析基礎の授業のための準備に時間を割いた。総じて、新たな環境において有意義な研究・教育活動を行うことができた。

今後は、これまでの研究成果の取りまとめを行うことに加えて、公法学一般、さらには法学一般に射程が及ぶようなテーマについて論文を書いていきたい。教育面では、大学院の授業を充実させることと合わせて、法学部・法科大学院の租税法の授業内容を一層洗練させたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
租税法概説〔第2版〕	共編著	有斐閣	2015年4月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
未処理欠損金額の利用に関する法人税法132条の2の適用—ヤフー事件（東京高判平成26年11月5日）	単著	ジュリスト	1479号217-218頁	2015年4月
Steven L. Schwarcz, The Use and Abuse of Special-Purpose Entities in Public Finance（学界展望・財政法）	単著	国家学会雑誌	28巻3=4号410-412頁	2015年4月
日産事件と子会社株式に関するキャピタル・ロス計上のタイミング（東京高判平成26年6月12日）	単著	ジュリスト	1483号31-36頁	2015年8月
財産権保障と租税法に関する考察：アメリカ法を素材として	単著	神戸法学雑誌	65巻2号55-99頁	2015年9月
国際租税法におけるOECDの役割とその位置づけ	単著	日本国際経済法学会年報	24号15-36頁	2015年11月

学界回顧 租税法	単著	法律時報	87巻13号 48-53頁	2015年12月
アメリカ合衆国の土地利用法 (Land Use) (上)	単著	神戸法学雑誌	65巻3号81-172頁	2015年12月
日本の納税者番号制度	単著	日税研論集	67号33-65頁	2016年1月
「働く意欲」と「税最大化」の矛盾を解決」(気鋭の経済論点)	単著(ただし、広岡延隆記者が構成)	日経ビジネス	1828号89頁	2016年2月
アメリカ合衆国における地方自治体の解散とカウンティの役割について: ミシェル・ウィルド・アンダーソンによる研究の紹介	単著	21世紀地方自治制度についての調査研究会報告書(平成27年度)	75-88頁	2016年3月
アメリカ合衆国の土地利用法 (Land Use) (下)	単著	神戸法学雑誌	65巻4号 173-296頁	2016年3月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
コンフィデンシャルティ (confidentiality) という考え方について	単独報告	トラスト未来フォーラム金融取引と課税研究会	トラスト未来フォーラム会議室	2015年4月23日
租税法における性質決定の諸問題	単独報告	講演会「性質決定研究の現在」	香川大学法学部	2015年8月27日
財産権保障と租税立法に関する考察	単独報告	神戸大学大学院法学研究科ランチョンセミナー	神戸大学六甲台キャンパス第2学舎大会議室	2015年10月6日
「租税法律主義」と「遡及立法」	単独報告	「租税法律主義」準備研究会	東京大学法学部203号室	2015年10月24日
財産権保障と租税立法に関する考察	単独報告	神戸大学公法研究会	神戸大学六甲台キャンパス第4学舎会議室	2015年10月28日
アメリカ合衆国における地方自治体の解散とカウンティの役割について: ミシェル・ウィルド・アンダーソンによる研究の紹介	単独報告	平成27年度21世紀地方自治制度研究会	自治総合センター大会議室	2015年12月10日
憲法の財産権保障と租税の関係について	単独報告	税務大学校税務研究会	新大阪丸ビル別館4階会議室	2016年3月3日

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2015 年度

「神戸法学雑誌」という伝統ある媒体に「財産権保障と租税立法に関する考察」及び「アメリカ合衆国の土地利用法（上・下）」を公表することができた。これらは、今後の狭義の租税法の範囲にとどまらない研究のための、礎石となるものでもある。「日本の納税者番号制度」はコンフィデンシャルティ（confidentiality）の概念を基軸として個人情報保護やプライバシーの問題に切り込んでいくという研究構想の最初の研究成果である。どの程度蓄積ができたかはともかくとして、公表した研究成果の質・量に関して言えば、概ね満足のいくものである。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	租税法Ⅱ	4
	租税法Ⅰ	2
学部	社会分析基礎	2
	Japanese Legal SystemⅡ	0.13
	租税法	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

2015 年度

ランチョンセミナーでの報告・参加，授業参観の実施。

〔教育活動の自己評価〕

2015 年度

前任校においては法学部の租税法の授業は 4 単位で行われていたため、2 単位の授業に対応するために、新たに講義ノートを作成した。その際、外国における議論をできるだけ参照し、学生たちが日本の制度を覚えて事足りるとしないように配慮した。試験の結果を見る限り、その試みは概ね成功したようである。これに対して、社会分析基礎では、Martin Loughlin, *Sword and Scales* を教材として法と政治の関係について学生とともに勉強しようとしたが、私の実力不足もあり、残念ながら不首尾に終わった。法科大学院の授業においては、これまで同様に『ケースブック租税法』を利用し、司法試験の選択科目「租税法」で出題される範囲をもれなくカバーすることに努めた。ただ、実際に「租税法」を選択科目として司法試験を受験するものの数は少ないため、今後法科大学院において租税法の授業をどのように位置づけるべきか、考えていく必要があると感じた。

Ⅳ 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2015 年度

所属学会	租税法学会，日本公法学会，信託法学会，日米法学会
学会等役員・編集委員	租税法学会理事・事務局担当理事
研究会活動	租税法研究会（東京大学），租税判例研究会

〔社会における活動〕

2015 年度

招待講演	AOTCA シンポジウムモデレーター（2015 年 10 月）
各種審議会委員等	関税等不服審査会

〔国際交流活動〕

2015 年度

2015 年 5 月に関西を訪れていたライデン大学のケイス・ファンラート (Kees van Raad) と大阪にて意見交換をする機会があった。もっとも、彼から示唆を受けたヨーロッパ租税法の勉強は、まだ萌芽的段階にとどまっており、今後の腰を据えた努力が必要である。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2015 年度

私の公表した論文に関連する事項について、公務員や弁護士等から私的かつ個別に意見を求められることがあり、適宜対応している。研究成果の公表を通じて一定程度の社会貢献が行えているということではないかと考えている。学術的意義の乏しい各種会議への参加は、今後もできるだけ控えたい。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

増島 建（国際関係論・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究面での課題は現代国際政治における先進国・途上国関係の分析であるが、開発分野（開発援助）及び事例（OECD, EU, フランスなど）の双方において研究の進展がみられたが、成果の出版についてはさらなる改善が必要であると感じている。教育面では英語による講義を展開する必要が出てきたため、この面でのスキルアップが課題となっている。国際交流などを含む社会貢献活動においては、海外の研究ネットワークへの参加が求められるようになってきており、海外での学会活動や教育活動に参加する努力を行ってきたが、さらに充実させる必要性を痛感している。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
『開発援助アジェンダの政治化』	単著	晃洋書房	2017 年 3 月
“EU-Japan Relations”, in Sage Handbook on European Foreign	単著	Sage	2015 年 7 月

Policy 2 vols)			
----------------	--	--	--

〔研究活動の自己評価〕

ここ数年の研究活動は(1) 1990年代以降の先進国・途上国関係の変化を認識・実践において分析すること、(2) 世界の地域主義を特に外部アクターによる支援に注目して比較研究すること、(3) EUやメンバー国の対外関係の研究、を主要な課題としてきた。このうち(1)については、ようやく単行本としての刊行に道筋をつけることができた。(2)については海外の研究者との交流を深めることができたが、研究プロジェクトとしてまとめるには至っていない。(3)については、日本・EU関係についての研究レビューがSage Handbook 所収で刊行された。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際関係論特殊研究	2
学部	国際関係論Ⅱ	4
	社会問題自主研究	1
	国際関係論演習	4
	グローバル政治学Ⅴ(コーディネート)	(2)
	グローバル政治学Ⅵ(コーディネート)	(2)
	EU基礎論(1回担当)	0.13

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際関係論特殊講義	2
学部	国際関係論Ⅱ	4
	プログラム講義ASPⅠ(コーディネート)	0.5
	プログラム講義ASPⅡ(コーディネート)	0.5
	グローバル政治学Ⅷ(コーディネート)	0.5
	グローバル政治学Ⅸ(コーディネート)	0.5
	社会問題自主研究	1
	国際政治応用研究	2
	国際関係論演習	4
全学	EU論基礎	0.13

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	3

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	3

〔FD 活動への参加〕

教員相互の啓発を目的としたランチョンセミナーに参加した。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

「国際関係論Ⅱ」では受講者が例年より多かったため、対応に苦慮したが、引き続き毎回独自に出欠をとり、学生に作業をしてもらった。その中で適宜授業に対する要望、感想等を聞くなどした。人数に合わせて授業方法の改善が必要になったと感じたが、十分に新しい授業方式を導入するにはいたらなかった。今後の改善を期したい。「国際関係論演習」では、引き続き他大学のゼミとの合同ゼミを活発に行った（関西国際関係論合同ゼミ、京都の3大学との合同ゼミ、九州大学との合同ゼミ）。「グローバル政治学」のコーディネーターとして、2科目を編成し、海外から4人の学者・実務家を招聘した。学生の参加も少数だが安定してきており、ユニークな講義を構成することができたと考えている。

2015 年度

国際関係論Ⅱでは引き続き受講生が多かったが、随時授業内アンケートを行うとともに、学生に作業を課して双方向的な授業の展開を可能な限り行った。国際関係論演習では関西国際関係論合同ゼミ、京都の3大学との合同ゼミ、九州大学との合同ゼミを行うとともに、国際文化学部の安岡ゼミとの合同ゼミも実施した。近年の留学生（特に日本語をまったく解さない）の増加や、海外との提携協定のために必要な英語科目を増大させるという目的のために、大学院国際関係論特殊講義では英語で授業を行った。留学生たちとの時事国際問題をめぐる議論は楽しく有益であった。日欧のコンソーシアムにより EU からの支援を受けた学生派遣プログラム（EU-JAMM）による法学研究科とヤゲヴォ大学からのダブルディグリープログラムがスタートして、最初の留学生2人を受け入れ指導した。極めて優秀な学生たちであり、他の学生にも好影響を与えるところがあった。ASP（アセアンプラス）やグローバル政治学といったプログラム講義をコーディネートし、海外からの優れた研究者による講義を学生に提供することにも努めた。研究者のアテンドは手間暇がかかるが、今日不可欠である海外の研究者との交流にも資するところがあった。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本政治学会、比較政治学会、日本国際政治学会、日仏政治学会、日本 EU 学会、国際開発学会、日本平和学会、Association for the Study of Modern and Contemporary France
学会等役員・編集委員	日仏政治学会理事
研究会活動	EUIJ 関西政治サブグループ代表
シンポジウム等の主催等	EUIJ 関西主催国際ワークショップ「EU 開発協力ー日本と EU の協力は可能か？」（2014 年 10 月 25 日於神戸大学）コーディネーター、司会

2015 年度

所属学会	日本政治学会、比較政治学会、日本国際政治学会、日仏政治学会、日本 EU 学会、国際開発学会、日本平和学会、 Association for the Study of Modern and Contemporary France
学会等役員・編集委員	日仏政治学会理事
研究会活動	EUIJ 関西政治サブグループ代表

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	同志社大学政策学部非常勤講師、フランス国立パリ第二大学客員教授
各種審議会委員等	フランス社会科学高等研究院・日仏財団審査委員

2015 年度

各種審議会委員等	独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会専門委員
----------	---------------------------

〔国際交流活動〕

2014 年度

国際提携委員長として新たな海外大学との提携を模索した。主として中南米、東南アジア、ヨーロッパ各地域の大学関係者と面談、交渉を行った。また国連、アフリカ開発銀行、米州開発銀行、WTO、EU、OECD、外務省関係者と協力関係（インターンシップなど）構築のための交渉を行った。

2015 年度

国際提携委員長として引き続き海外の大学との提携交渉を行った。

〔社会貢献活動の自己評価〕

社会貢献活動全般に力を入れる国際交流の比重の増加は、研究・教育分野におけると同様に近年顕著であり、EUIJ 関西立ち上げ時におけるアウトリーチ活動での様々な経験が役にたっている。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

丸山 英二（英米法、医事法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

この期間における研究活動は、主に、臨床研究、遺伝医学、生殖補助医療、個人情報保護、臓器移植、終末期医療など医療・医学に関する法律・生命倫理問題を対象・内容とするものであった。具体的内容は下記の通りであるが、時間的能力的制約が年ごとに厳しくなっており、この先いかほどの研究成果を挙げられるかはなほだ心許ないが、あきらめず努力を積み

重ねていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
患者・家族へのがん告知をどう行うか [法律家の立場から]	単著	消化器の臨床	17巻3号 214-218頁	2014年6月
出生前診断と選択的中絶——法的観点から	単著	法政論叢	50巻2号 262-277頁	2014年7月
包括的同意をめぐる法的・倫理的・社会的課題	単著	医薬ジャーナル	50巻8号63-67頁	2014年8月
出生前診断と法	単著	甲斐克則編『生殖医療と医事法 (医事法講座第5巻)』(信山社)	119-143頁	2014年8月
生殖医療における法的問題点	単著	産婦人科の実際	63巻11号 51-59頁	2014年10月
成年後見人の医療同意権に関する若干の考察	単著	実践成年後見	54号5-14頁	2015年1月
アメリカにおける臓器移植	単著	甲斐克則編『臓器移植と医事法 (医事法講座第6巻)』	125-146頁	2015年9月
脳死臓器移植	単著	前田正一・氏家良人編『救急・集中治療における臨床倫理』	139-153頁	2016年2月
宗教上の理由による輸血拒否	単著	前田正一・氏家良人編『救急・集中治療における臨床倫理』	55-69頁	2016年2月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
終末期医療と法	単独発表	東海大学法律学院 醫事法研究中心・ 醫事法學術研討會 系列(7) 『社會變遷與醫療 法制發展』國際學 術研討會	東海大学・台 湾台中市	2014年5月
出生前診断における法的	単独発表	「医療と法」関西	大阪大学中之	2014年8月

倫理的問題		フォーラム第30 回研究会	島センター	
出生前診断における法的 倫理的問題	単独発表	道東医療倫理研究 会	釧路市観光国 際交流センタ ー	2014年8月
終末期医療と生命倫理	単独発表	第1回釧路国際生 命倫理サマースク ール	釧路市観光国 際交流センタ ー	2014年8月
<u>Informed Consent in Research in Japan: A Case for Broad Consent</u>	単独発表	20th World Congress on Medical Law	Bali Nusa Dua Convention Center, Indonesia	2014年8月
小児医療と生命倫理と法	単独発表	第30回日本小児 外科学会秋期シン ポジウム「小児外 科と倫理」	兵庫県立淡路 夢舞台国際会 議場	2014年11月
倫理指針改定について— —法律家の立場から	単独発表	第4回 JSCTR- KRP Joint 臨床研 究セミナー	九州大学 コ ラボ・ステー ションII	2014年12月
医療過誤と法律	単独発表	滋賀県病院協会平 成26年度院長・ 事務長合同研修会	琵琶湖ホテル	2015年1月
治療不同意への対応に関 する法的考察	単独発表	第50回医学系大 学倫理委員会連絡 会議シンポジウム 「治療不同意への 対応」	名古屋市・ホ テル ルブラ 王山	2015年2月
事前指示（リビング・ウ ィル等）とその取扱い	単独発表	日本集中治療医学 会 平成27年第2回 教育講座:集中治療 と臨床倫理	東京医科歯科 大学病院	2015年3月
診療関連死の院内事故調 査に関する法改正と新制 度——医療機関に対して 何が求められるようにな ったか	単独発表	医療事故・紛争対 応研究会第9回 年次カンファレンス	パシフィコ横 浜	2015年3月
出生前診断の法律問題	単独発表	第9回日本小児科 学会倫理委員会公 開フォーラム	東京医科歯科 大学 M&D タ ワー	2015年3月
人を対象とする医学系研 究に関する倫理指針	単独発表	神戸大学医学部附 属病院第14回臨 床研究推進セミナ ー	神戸大学医学 部	2015年3月
脳死臓器移植	単独発表	日本集中治療医学	東京医科歯科	2015年4月

		会 平成 27 年春第 4 回教育講座:集中治療と臨床倫理	大学・東京都	
新しい診療関連死調査制度：立法化の経緯と新制度の要点	単独発表	医療事故・紛争対応研究会 北海道・東北セミナー2015	北海道自治労働会館・札幌市	2015 年 5 月
新統合指針の概要と倫理委員会の役割	単独発表	平成 27 年度札幌医科大学学術振興助成事業 北海道地区医学・医療系大学倫理委員合同研修会	札幌医科大学・札幌市	2015 年 6 月
医療における小児の意思—臓器移植に関連して	単独発表	日本小児救急医学会脳死判定セミナー	大宮ソニックシティ市民ホール・さいたま市	2015 年 6 月
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針	単独発表	臨床研究の倫理性確保と被験者保護のための研修会	札幌医科大学・札幌市	2015 年 8 月
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針	単独発表	第 2 回釧路国際生命倫理サマースクール	釧路市観光国際交流センター・釧路市	2015 年 8 月
<u>Japanese Guidelines for End - of - Life Medical Care</u>	単独発表	21st World Congress for Medical Law	Hotel Vila Gale, Coimbra, Portugal	2015 年 8 月
新しい医療事故調査制度：立法化の経緯と新制度の要点	単独発表	神戸大学医学部附属病院医療の質・安全講座	神戸大学医学部附属病院・神戸市	2015 年 10 月
事前指示（リビング・ウィル等）とその取扱い	単独発表	日本集中治療医学会 2015 年秋：第 2 回教育講座 集中治療と臨床倫理	東京医科歯科大学・東京都	2015 年 10 月
シンポジウム「生殖補助医療と医事法」企画の趣旨と背景	単独発表	第 45 回日本医事法学会総会	北海道大学医学部・札幌市	2015 年 11 月
脳死臓器移植	単独発表	日本集中治療医学会 2015 年秋：第 4 回教育講座 集中治療と臨床倫理	東京医科歯科大学・東京都	2015 年 12 月
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の策定について	単独発表	第 52 回医学系大学倫理委員会連絡会議学術会議	京都国際会館・京都市	2016 年 1 月
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針	単独発表	医薬基盤・健康・栄養研究所 平成 27 年度コンプライアンス研修	医薬基盤研究所・茨木市	2016 年 3 月

医と倫理と法	単独発表	神戸国際医療交流財団 2015年度第2回医工連携人材育成セミナー	伊藤忠メディアカルプラザ・神戸市	2016年3月
--------	------	----------------------------------	------------------	---------

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

自らの関心のままに研究対象が広がるとともに、仕事量も依頼されるままに増加したため、個々の仕事にあてる時間が不足しがちになってきている。初心に帰り、丹念に仕事をしよう心懸けたい。

最近、原稿を無理に書くようにし向けてくれる編集者、講演で話すように半ば強制してくれる人・団体、講演会や研究会のようところで過ちを指摘してくれる人、新しい内容の授業をするよう求めてくる大学、など、周囲の方々のおかげで、自分の自由意思ではとてもやろうとは思わないこと、できるとは思えないことをさせられ、結果的には、不十分なものであるが、なにがしかの成果が残り、また、何よりも得がたい体験・経験を積ませて戴いている。このことに思いを致し、あらためて感謝したい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	英米法特殊講義	2
LS	アメリカ法	4
学部	英米法	4
	英米法演習	4
	基礎法政論	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	英米法特殊講義	2
LS	アメリカ法	4
学部	英米法	4
	英米法演習	2
	英米法演習	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程後期課程	1

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数

博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	1

〔教育活動の自己評価〕

アメリカ法に関しては、英文資料をさほどためらうことなく処理できる能力の涵養を目指して授業を行ったが、英文資料の取扱いにてこずり、また、受講生の講義の準備に費やすことのできる時間も限られているので、どのようなあり方がよいのか暗中模索の状態にある。とりあえずは、教材・資料からあまり離れることなく、わかりやすい授業を提供に努めたい。

授業アンケートにおける指摘に関しては、アメリカ法に関して、授業の展開の方向を予告することに努力し、併せて、契約法の比率を高めることに努めている。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	日本医事法学会、日本生命倫理学会、日米法学会、比較法学会、法と精神医療学会、日本移植学会、日本遺伝カウンセリング学会、日本脳死・脳蘇生学会
学会等役員・編集委員	日本医事法学会（理事）、日本生命倫理学会（理事・編集委員）、日米法学会（評議員・編集委員）、比較法学会（理事）
研究会活動	研究倫理指針のあり方研究会を2013年5月～2015年1月まで開催した。
シンポジウム等の主催等	第45回日本医事法学会総会シンポジウム「生殖補助医療」（2015年10月）の企画に参画している。

2015年度

所属学会	日本医事法学会、日本生命倫理学会、日米法学会、比較法学会、法と精神医療学会、日本移植学会、日本遺伝カウンセリング学会、日本脳死・脳蘇生学会
学会等役員・編集委員	日本医事法学会（理事）、日本生命倫理学会（理事・編集委員）、日米法学会（評議員・編集委員）、比較法学会（理事）
研究会活動	関西医事法研究会
シンポジウム等の主催等	2015年10月の日本医事法学会総会シンポジウム「生殖補助医療と医事法」の取りまとめを行った。

〔社会における活動〕

2014年度

学外教育活動	千葉大学医学部 非常勤講師
各種審議会委員等	※期間を明記したもの以外は、全期間にわたって委員を務めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省科学技術・学術審議会専門委員（～2015年2月） ・厚生労働省厚生科学審議会専門委員（～2014年7月）、同臨時委員（2014年7月～） ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構「医療情報データベ

	<p>「一スの利活用に関する有識者会議」委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市保健医療審議会委員 ・神戸市立医療センター中央市民病院倫理委員会委員，同生体肝移植症例検討委員会委員 ・兵庫県立こども病院倫理委員会委員 ・兵庫県精神医療審査会委員 ・兵庫県災害医療センター倫理委員会委員 ・(独) 国立成育医療研究センターヒト ES 細胞研究倫理審査委員会委員 ・(独) 医薬基盤研究所運営評議会委員，同研究倫理審査委員会委員（～2015年3月） ・(公財) 先端医療振興財団生命倫理審議会委員，同治験審査委員会委員・医薬品等臨床研究審査委員会委員，同臨床研究情報センター倫理委員会委員 ・(公財) 放射線影響研究所被爆二世臨床調査科学倫理委員会委員 ・(公社) 日本臓器移植ネットワーク中央評価委員会委員，同西日本支部地域評価委員会委員 ・シスメックス(株) 中央研究所研究倫理審査委員会委員 ・日本人類遺伝学会倫理審議委員会委員 ・日本疫学会倫理審査委員会(西日本) 委員 ・日本小児科学会倫理委員会委員 ・日本学術振興会ゲノムテクノロジー第164委員会 ELSI 分科会委員 ・医学系大学倫理委員会連絡会議理事 ・(一社) JISART 倫理委員会委員 ・日本医学会臨床部会運営委員会「遺伝子・健康・社会」検討委員会「母体血を用いた出生前遺伝学的検査の施設認定・登録部会」委員 ・日本精神神経学会利益相反委員会委員 ・(医療法人社団) 神戸国際フロンティアメディカルセンター倫理審査委員会委員(2014年11月～) ・(株) ヘリオス研究倫理審査委員会委員(2014年11月～)
--	--

2015年度

学外教育活動	<p>兵庫県立大学大学院生命理学研究科 非常勤講師 千葉大学医学部 非常勤講師 愛媛大学医学部 非常勤講師</p>
各種審議会委員等	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省厚生科学審議会臨時委員〔がん登録部会〕，同医療情報データベースの運営等に関する検討会構成員 ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構「医療情報データベースの利活用に関する有識者会議」委員 ・国立研究開発法人国立成育医療研究センターヒト ES 細胞研究倫理審査委員会委員 ・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営評議会委員，同研究倫理審査委員会医薬基盤分科会委員 ・兵庫県健康づくり審議会専門委員 ・兵庫県精神保健医療体制検討委員会委員

	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県精神医療審査会委員 ・兵庫県立こども病院倫理委員会委員 ・兵庫県災害医療センター倫理委員会委員 ・兵庫県立健康生活科学研究所健康科学研究センター倫理審査委員会委員 ・神戸市保健医療審議会委員 ・神戸市立医療センター中央市民病院倫理委員会委員 ・日本医学会臨床部会運営委員会「遺伝子・健康・社会」検討委員会「母体血を用いた出生前遺伝学的検査の施設認定・登録部会」委員 ・(一社) 日本疫学会倫理審査委員会(西日本) 委員 ・(公財) 日本臓器移植ネットワーク 中央評価委員会委員 ・(公財) 放射線影響研究所被爆二世臨床調査科学倫理委員会委員 ・(公財) 先端医療振興財団生命倫理審議会委員、同治験審査委員会委員、同医薬品等臨床研究審査委員会委員、同再生医療審査委員会委員、同臨床研究情報センター倫理委員会委員 ・東京大学医科学研究所オーダーメイド医療の実現化プログラム(第3期) ELSI 検討小委員会委員 ・東京医科歯科大学特定認定再生医療等委員会委員 ・医療社団法人神戸国際フロンティアメディカルセンター倫理委員会委員、同生体肝移植体制強化委員会委員 ・(一社) JISART 倫理委員会委員 ・(株) ヘリオス研究倫理審査委員会委員 ・田辺三菱製薬(株) ヒト ES 細胞研究倫理審査委員会委員 ・シスメックス(株) 研究倫理審査委員会委員
--	--

〔国際交流活動〕

2015 年度

2015 年 8 月に、Hotel Vila Gale, Coimbra, Portugal で開催された世界医事法会議に参加し、Japanese Guidelines for End - of - Life Medical Care の報告をした。

〔社会貢献活動の自己評価〕

外部の各種委員を務めるに際しては、法律および生命倫理の有識者としてできるかぎりの寄与をするように努めているが、なかなか思うようにはしていない。他方、それらの会合に参加することによって、他では得がたい経験をさせていただいている。改めて感謝の意を表したい。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

簗原 俊洋 (日米関係史・教授)

I 今期の活動の総括と今後の展望

今期は待望の単著（三冊目）の刊行に始まり、国際共同研究プロジェクトの返書も出版され、大変成果が多かった。また連載も任せられ、次に繋がる機会も多く得た。国際共同研究プロジェクトも新たに二つ発足し、さらには『日米関係史』の英訳プロジェクトも本格的に動き出したため当面は大変忙しい日々が続くのはと思う。従って、今後の展望はかつてない多岐の領域において忙殺され、充実した研究生活を送れるのではと考える。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
The Decade of the Great War : Japan and the Wider World in the 1910s	共編著（Evan Dawley and Tze-ki Hon）	Brill	2014年5月
仮想戦争の終わり 角川インターネット講座 13	分担執筆（土屋 大洋 監修）	角川学芸出版	2014年12月
5章 日露戦争の時代	共著（下斗米・五百旗 頭）	東京大学出版 会	2015年9月
近代日本政治外交史事例集	共編（奈良岡）	ミネルヴァ書 房	2016年1月
アメリカの排日運動と日米関係	単著	朝日新聞出版	2016年2月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
Review of Peter Mauch, Sailor Diplomat: Nomura Kichisaburo and the Japanese American War	単著	Asian Studies Review	38巻2号 203-304頁	2014年5月
メディア解析：各紙「お決まり」の米大統領訪日報道 多面的・重層的な国際政治情報の提供を	単著	自由民主	2603号6頁	2014年5月
未来志向の日米関係を創るために。	単著	潮	664号60-65 頁	2014年6月
メディア解析：成熟した議論で国民を啓発できる質の高い新聞の存在が肝要・不可欠	単著	自由民主	2613号6頁	2014年8月
メディア解析：ソフト・パワーで日本の存在力を強化 発信力ある質の高い英字新聞の発行を	単著	自由民主	2621号6頁	2014年10月
メディア解析：努力怠り	単著	自由民主	2627号6頁	2014年11月

「お馴染み」に安住するメディア 「潜在的知日派」の発信力で世論の啓蒙を				
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (一) 西進するアメリカと海の向こうの日本	単著	究	44号 32-35頁	2014年 11月
大学間連携研究組織中間報告(2013年度) 戦間期における東アジア国際秩序の変容	単著	大阪産業大学産業研究所所報	37号 101-105頁	2014年 12月
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (二) 来港以前に日米の架け橋となった日本人たち:音吉とマクドナルド	単著	究	45号 32-35頁	2014年 12月
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (三) 日本開国へと動き出したアメリカの思惑	単著	究	46号 32-35頁	2015年 1月
米中間選挙とオバマ政権のゆくえ。	単著	潮	671号 102-108号	2015年 1月
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (四) 日本開国への足踏み:オーリックの挫折とペリーの挑戦	単著	究	47号 32-35頁	2015年 2月
2014年米中間選挙 (上) オバマ政権の現状と苦悩「目に見える結果が政治の全て」	単著	自由民主	2636号 6頁	2015年 2月
2014年米中間選挙 (中) 選挙結果の分析と検証「変化を創出した米中間選挙」	単著	自由民主	2637号 5頁	2015年 2月
2014年米中間選挙 (下) 今後の日米関係と次期大統領選「見えにくい共和党勝利のシナリオ」	単著	自由民主	2638号 6頁	2015年 2月

人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ(五) 日本開国のドラマ (1) : 栄光を手にしたペリー	単著	究	48号 32-35頁	2015年3月
リーダーとしてのケネディ大統領:その評価と功績	単著	「JFK—その生涯と遺産」展	12-13頁	2015年3月
日米関係戦後70年④ 「関係維持へ 人的交流を」	単著	読売新聞	22331号 7頁	2015年4月
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (六) 日本開国のドラマ (2) 視覚の威嚇に賭けるペリー	単著	究	49号 28-31頁	2015年4月
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (七) 日本開国のドラマ (3) : 苦境に直面するペリー	単著	究	50号 28-31頁	2015年5月
メディア解析「国際情勢の情報が減った日本のメディア 世界の時流を把握し意義を正確に伝えよ」	単著	自由民主	2650号 6頁	2015年5月
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (八) 日本開国のドラマ (4) : 日米和親条約と二国間関係の幕開け	単著	究	51号 32-35頁	2015年6月
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (九) 通商外国の実現へ向けて (1) : ペリーの意志を継いだハリス初代駐日公使	単著	究	52号 32-35頁	2015年7月
メディア解析「世論形成を果たす役割が大きい新聞 若い世代を惹き付ける紙面づくりを」	単著	自由民主	2658号 6頁	2015年7月
日米関係の未来を開く視	単著	潮	678号 60-65	2015年8月

座			頁	
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (十) 通商外国の実現へ向けて (2):日本の「真の幸福」を願ったハリス	単著	究	53号 32-35頁	2015年8月
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (一一) 初期友好の時代 (1)「通商開国」の達成と迫るアメリカ国内の危機	単著	究	54号 32-35頁	2015年9月
メディア解析:「日本より厳しい欧米の報道倫理 日経のFT買収を機に変化を期待」	単著	自由民主	2666号 6頁	2015年9月
Koshiro, Yukiko, Imperial Eclipse: Japan's Strategic Thinking about Continental Asia before August 1945, Cornell UP, 2013.	単著	Japanese Studies	35巻 3号 383-385頁	2015年9月
戦後七〇年を迎えた東アジア情勢—パワーシフトの時代を日本はどう生き抜くか—	単著	ディフェンス	52号 44-51頁	2015年10月
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (一二) 初期友好の時代 (2) 揺れる幕府と試練に遭遇する日米関係	単著	究	55号 32-35頁	2015年10月
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (一三) 初期友好の時代 (3) 揺らぐ日本と揺らがない日米関係	単著	究	56号 32-35頁	2015年11月
2016年・米大統領選挙 「第2回 勝者に全ての選挙人票が与えられる特異な制度」	単著	自由民主	2675号 6頁	2015年11月
2016年・米大統領選挙 「第1回 事実上スター	単著	自由民主	2674号 6頁	2015年11月

トした、世界注視の政治イベント」				
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (一四) 初期友好の時代 (4) 太平洋で日米と日布を繋いだ人々たち	単著	究	57号 32-35頁	2015年12月
2016年・米大統領選挙「第3回 国家ビジョンが異なる両党による激しい政治論争」	単著	自由民主	2676号 6頁	2015年12月
総力大特集 メディアに正義はあるか「国際情勢の報道が極端に少なすぎる」	単著	WILL	244-253頁	2016年1月
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (一五) 初期友好の時代 (5) 宣教師による人的交流と万延元年の遣米使節団	単著	究	58号 32-35頁	2016年1月
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (一六) 新時代の日米関係 (1) 遣米使節団後に待ち受けていた日米両国の動乱	単著	究	59号 32-35頁	2016年2月
巻頭随筆—一冊の本「難民・移民問題に揺れる欧州—日本はどのように対処すべきか？」	単著	一冊の本	21巻 2号 2-5頁	2016年2月
人と人が繋げた日米関係:『不思議の日米関係史』へのオマージュ (一七) 新時代の日米関係 (2) 近代国家としての日本の船出	単著	究	60号 30-33頁	2016年3月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
Quo Vadis Nippon?: Japan and the Future of East Asia.	単独発表	日韓関係フォーラム	蔚山大学 (韓国)	2014年11月

日米関係の文脈からの沖縄基地問題（セミナー報告）	パネル発表	平和安全保障研究所・沖縄セミナー	沖縄県立博物館	2015年3月
グローバルリーダーとしてのケネディ大統領：その成果と評価（シンポ報告）	パネル発表	国立国会図書館特別記念シンポ	一橋会館（東京）	2015年3月
To Fight or Not to Fight: The Role of Intelligence in Japan's Decision for Pearl Harbor.	単独発表	German Institute of Japan	東京	2015年4月
Quo Vadis East Asia: The Lessons of the Past and the Future of the Region in a Period of Power Transition.	単独発表	2nd East Asia Social Science International Symposium	蔚山大学	2015年10月
Geostrategic Shift in East Asia: Towards a Pax Sinica and an Emergence of a New Regional Order?	単独発表	International Institute for Strategic Studies	シンガポール	2015年11月
The Era of Pax Sinica?: Assessing the Regional Power shift and The Emerging New Order.	単独発表	Think Know Viet Now (TKVN-Strategic Think Tank)	ハノイ	2016年3月
International Politics in Transition: The Rise of China and Changing Dynamics of East Asia.	単独発表	History Department Key Note Lecture	台北大学	2016年3月
Geopolitical Transformation of East Asia: Chinese Ambitions and Japan's reaction toward an Emergence of a new Regional Order.	単独発表	Center for Japanese Studies Special Seminar	ブリティッシュ・コロンビア大学	2016年3月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

従来からの『自由民主』での連載の他に、毎月掲載の新たな連載が『究』上で始まり（こちらは連載終了後に単著として出版）、研究活動の面からは大変充実した一年となった。個人的にもっとも達成感を得たのは、私を企画し、リーダーとしてまとめて総勢26名で行った日本と第一次世界大戦を考察した国際共同研究プロジェクトの完結であった。こちらは一冊の編著として刊行され、内外にて専門家の注目を浴びた。そのため、来年にはより安価なペーパーバック版の出版がこの度決まった。他方、研究報告についても、各方面から声をかけていただき、こちらも今まで以上に充実している。

2015年度

『自由民主』において年末の特別連載を任せられ、研究活動は現在の国際政治をも扱うようになったことを評価したい。くわえて、1919年のウィルソニアン・モーメントがアジアに与えた江影響・余波を考察する新たな国際研究プロジェクトが発足した。この他、政治外交史と経済史の融合を試みた新たな共同研究も本格的に始動し、国際会議も増えた。最後に、私を編集者とする『日米関係史』（有斐閣）の英訳プロジェクトが日本出版振興財団の援助を得て動きだし、二年後に刊行に向けていろいろと活動を行った。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	日本政治外交史特殊講義	2
	現代政治論演習	4
学部	日本政治外交史	4
	政治外交史演習	4
	特別講義国際ジャーナリズム	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	日本政治外交史特殊講義	2
学部	日本政治外交史	4
	政治外交史演習	2
	現代政治入門	0.27
	特別講義国際ジャーナリズムⅠ	1
	特別講義国際ジャーナリズムⅡ	1
	政治外交史演習	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	2
博士課程後期課程	10

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	7
博士課程後期課程	5

〔FD活動への参加〕

2014年度

日頃から講義の進め方について同僚及び他の学者と相談しており、良いと思われる手法は積極的に取り入れている。また、同僚からの講義参観のアンケートでのコメントについても、積極的に採用・実践している。

2015 年度

他の教員の講義にも参加し、効果的な講義方法について習得する努力を行っている。また、同僚とも適宜相談しつつ、良いと思われるティーチング・メソッドは早速導入している。くわえて、講義参観のアンケートでのコメントについても、前年度同様に活用している。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

パワーポイントのスライドもさらに磨きがかかり、くわえて講義内容もさらに充実させているので、教育活動についても自分としては評価したい。なお、次の課題としては来年度から導入されるクォータ制に対していかに対応していくかという問題であり、こちらはしばらく試行錯誤が続くのではと考えている。

2015 年度

パワーポイントのスライドのさらなる効果アップを図るとともに、話し方についても常に心がけた結果、例年以上に学生にとって分かり易い講義になったと思う。ゲストレクチャーも織り交ぜ、講義内容に幅を持たせてので、教育活動についても十分努力したと考える。他方、クォータ制についてはまだまだ慣れない点が多く、講義が 8 月中旬までであることが研究活動に支障を来している部分も否めない。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

この度、大変光栄だったのは日本アメリカ学会の評議員として選出されたことである。同学会からの期待を感じると共に、大きな責任感を感じる次第であるが、職務を全うしたいと考えている。

2015 年度

前年度に引き続いて、日本アメリカ学会の評議員として活動している。その他、海外の大学における研究報告の機会が飛躍的に増えたのを評価したい。

〔学会における活動〕

2014 年度

所属学会	日本国際政治学会、日本国際安全保障学会、日本アメリカ学会 Association of Asian Studies (米国)、Society for Historians of American Foreign Relations (米国)、British Association for Japanese Studies (英国)、British International History Group (英国)
学会等役員・編集委員	アメリカ学会評議委員
研究会活動	関西政治史研究会、関西アジア太平洋安全保障フォーラム

2015 年度

所属学会	日本国際政治学会、日本国際安全保障学会、日本アメリカ学会 Association of Asian Studies (米国)、Society for
------	--

	Historians of American Foreign Relations (米国)、British Association for Japanese Studies (英国)、British International History Group (英国)
学会等役員・編集委員	アメリカ学会・評議員
研究会活動	日本政治外交史研究会
シンポジウム等の主催等	国際安全保障学会シンポジウム

〔社会における活動〕

2014年度

学外教育活動	九州大学、大阪大学、同志社大学、関西学院大学、神戸女学院大学
招待講演	国立公文書館
各種審議会委員等	国際交流基金審査委員、井植財団アジア太平洋賞審査委員

2015年度

学外教育活動	関西学院大学、神戸学院大学
招待講演	IISS Singapore、台北大学、ブリティッシュ・コロンビア大学
各種審議会委員等	アジア太平洋フォーラム研究委員会

〔国際交流活動〕

2014年度

海外の大学と連携をとり、積極的に交流活動を行っている。加えて、海外の研究者との共同研究が完結し、研究成果として編著を刊行することができた。

2015年度

新たな国際共同研究が始まった。その他、総理官邸国際広報室、外務省、国際交流基金を通じて海外で研究交流および報告する機会が飛躍的に増えた。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014年度

研究科内の評価でとりわけ低かったのが社会貢献活動であったため、こちらについては今後さらに努力したいと考えている。

2015年度

研究科内での評価が上がったのは評価したい。引き続き、様々な形で社会貢献活動を引き続き行う所存である。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

安井 宏樹（西洋政治史・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究面では、前期から進めていた戦後ドイツの統治機構に関する研究を公刊した他、戦後ドイツにおける要政党として政権形成に大きな影響を及ぼしてきた自由民主党（FDP）についての論文を公刊することができた。今後は、戦後ドイツの統治機構上の特徴が政策立案・立法過程・政党政治の態様に与える影響について研究を進めていきたい。

教育面では、アンケートやゼミの場での意見交換を通じて学生から出された要望や、授業参観の際に他の教員から寄せられた意見などを反映させてきたことによって、着実な改善が見られつつあるものと考えている。ただ、残念ながら、来期からのクォーター制導入に伴い、4単位科目が2単位科目2つに分割されるなど、授業のあり方が大幅に変えられてしまうため、これまでの蓄積の土台が大きく掘り崩されることになるが、一層の向上を目指していきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
現代ドイツ政治：統一後の20年	共著	ミネルヴァ書房	2014年11月
21世紀デモクラシーの課題：意思決定構造の比較分析	共著	吉田書店	2015年1月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
解釈改憲と「いつか来た道」	単著	生活経済政策	第229号2-2頁	2016年2月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
コメント：村井良太『政党内閣制の展開と崩壊：一九二七～三六年』（有斐閣, 2014年）	口頭発表	日本政治外交史研究会	関西学院会館（西宮）	2014年7月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

共著を担当した『現代ドイツの政治：統一後の20年』は、科学研究費補助金（若手研究（B）「議院内閣制化の分割政府の運営に関する研究」（研究代表者：安井宏樹、課題番号：23730137）・基盤研究（C）「半議院内閣制」の日独比較研究」（研究代表者：安井宏樹、課題番号：26380169）による成果の一部である。

また、同じく共著を担当した『21世紀デモクラシーの課題：意思決定構造の比較分析』は、科学研究費補助金（基盤研究（A）「21世紀型統治システムへの転換—主要国の政治意

思決定構造の比較研究―」(研究代表者:佐々木毅教授(学習院大学)、課題番号:21243009))
による成果の一部である。

2015 年度

論文「解釈改憲と『いつか来た道』」は、生活経済政策研究所からの求めに応じて執筆したものである。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	西洋政治史特殊講義	2
学部	現代政治入門	0.67
	西洋政治史演習	4
	西洋政治史	4
	外書講読	2

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	西洋政治史特殊講義	2
学部	西洋政治史演習	4
	西洋政治史	4
	外国書講読（英書）	2
全学	総合科目 I 「EU 基礎論」	0.13

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	2

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

相互授業参観には必ず参加し、スタッフランチョンセミナーにはほとんど参加した。

2015 年度

本研究科僚友会主催のランチョン・スタッフセミナーに随時参加した他、他の教員の授業参観を行った。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

2014 年度前期に大学院で担当した「西洋政治史特殊講義」では、グローバル化が欧州各国の政党間競争のあり方に及ぼす影響について比較研究した研究書を講読した。同書の刊行後の政治動向を踏まえた質疑応答も活発に行われたことから、一定の教育効果は達成されたものと考えている。

2014年度前期には、学部「現代政治入門」をオムニバスで担当した。授業では、政治史研究そのものにつきまとう問題である、歴史研究と現実政治との社会的な関係や影響について講義した。また、期末試験を授業内試験の形で実施し、その次の授業で解説と講評を行った。試験の解説では、大学の法学部で一般的に求められる水準の答案に必要な事項・書式について説明し、入門科目としての責を果たせたものと考えている。

2014年度の学部「西洋政治史演習」は、第一次世界大戦についての文献を講読するという形で行った。授業アンケートでは、大戦についての理解が深まったとの意見が多く寄せられ、充実した演習であったと考えているが、履修者の一部から、受け身の姿勢になりがちであるとの声も寄せられた。

2014年度後期に学部で担当した「西洋政治史」では、授業アンケートで要望のあった「話すスピード」に配慮しながら授業を行った。その結果、授業アンケートでその点を評価する声が見られるようになったが、学期末近くになると授業進行の遅れが目立つようになり、その点について批判する声が増えるようになってしまった。

2014年度後期の「外国書講読（英書）」では、先進各国での政治的リーダーシップについての研究論文集を購読した。学期末のレポートには力作が多く、一定の教育効果はあったものと考えている。

2015年度

2015年度前期に大学院で担当した「西洋政治史特殊講義」では、比較政治研究における歴史的視点の重要性を強調した **Comparative Political Studies** の特集号を中心に、関連する研究論文を多数講読した。質疑応答も活発で、一定の教育効果は達成されたものと考えている。

2015年度前期に学部で担当した「外国書講読（英書）」では、英語で書かれたドイツ政治についての基本書を講読した。履修者に担当部分を指定し、レジュメの作成と報告を行わせるというスタイルで授業を進めたが、担当部分についてはかなりの努力が見られたものの、担当していない部分への取り組みが軽視されがちになってしまう傾向も見られたため、2016年度以降については、その場で指名して内容について答えさせるという方式への変更を検討している。

2015年度の学部「西洋政治史演習」は、前年度の演習履修者から寄せられた意見を考慮して、第二次世界大戦に関連したテーマについての自由研究を報告させるという形で行った。力のこもった報告が多く、充実した演習であったと考えている。

2015年度後期に学部で担当した「西洋政治史」の授業については、プレゼンテーションソフトで表示するスライドの進行が速いとの不満が授業アンケートで寄せられていたため、スライドで表示していたいくつかの図や画像を、授業時に配布するレジュメにも記載する等の対処を行った。

2015年度後期の全学共通授業科目「EU基礎論」では、EUの対外政策についての授業を担当した。履修者の少ない授業ではあったが、聴講姿勢は非常に熱心であり、少数精鋭の感があった。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	日本政治学会、日本比較政治学会
研究会活動	関西政治史研究会、東京大学政治史研究会、東京大学比較現代政治研究会、歴史政治学研究会

2015年度

所属学会	日本政治学会、日本比較政治学会
研究会活動	関西政治史研究会、東京大学政治史研究会、東京大学比較現代政治研究会、歴史政治学研究会

〔社会貢献活動の自己評価〕

2015 年度

ドイツの政治構造や原子力政策の背景などについて、(一般社団法人) 日本原子力産業協会からのインタビューを受け、その内容が同協会のウェブサイト (http://www.jaif.or.jp/norg_vol-03/) に掲載された他、パンフレットとして出版された。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

山田 誠一 (民法・教授)

I 今期の活動の総括と今後の展望

民法全般について教育・研究を行なうとともに、金融取引法、団体法・共同所有法、相続法、および、被災地借地借家法について、特に関心をもって、研究を行なった。今後も同様の研究を行なう予定である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態 (共著者等)	出版機関名	発行年月
民法判例集 総則・物権 [第2版]	共編著 (内田貴、大村敦志、森田宏樹)	有斐閣	2014年4月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
罹災都市借地借家臨時処理法とその廃止	単著	民法の未来 (野村豊弘先生古稀記念論文集)	515-542 頁	2014年4月
民法判例の動き	単著	ジュリスト	1466号 63-68 頁	2014年4月
担保法制の展望	共著 (座談会) 小林明彦、道垣内弘人、中辻雄一	金融法務事情	200-241 頁	2014年8月

	朗、山田誠一、山野目章夫、山本和彦			
遺産共有持分と他の共有持分が併存する共有物についての価格賠償の方法による共有物分割の判決（最高裁第二小法廷平成25年11月29日判決）	単著	金融判例研究（金融法務事情）	24号（2001号）75-78頁	2014年9月
権限のない者への預金の払戻し、および、権限のない者が行なう振込	単著	近時の預金等に係る取引を巡る諸問題	50-68頁	2015年1月
権利能力なき社団の成立要件	単著	民法判例百選Ⅰ総則・物権（第7版）	18-19頁	2015年1月
入会団体の総有権確認請求権	単著	民法判例百選Ⅰ総則・物権（第7版）	152-153頁	2015年1月
特別縁故者への遺産分割対象としての共有持分	単著	民法判例百選Ⅲ親族・相続	112-113頁	2015年2月
民法判例の動き	単著	ジュリスト	1479号61-66頁	2015年4月
債務者が有する投資信託受益権からの債権の回収	単著	金融法務事情	1479号61-66頁	2015年8月
具体的ケースを素材とした約款変更の検討	単著	金融取引における約款等をめぐる法的諸問題	63-78頁	2015年12月
遺言があった場合における相続預金の払戻し—遺留分減殺請求権との関係	単著	銀行取引と相続・資産継承を巡る諸問題	46-60頁	2016年3月

* 論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
債務者が有する投資信託受益権からの債権の回収	単独発表	金融法学会大会	京都大学（京都市左京区）	2015年10月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

被災地借地借家法の成立に伴い廃止された罹災都市借地借家臨時処理法、共有物分割、預金取引・振込取引、権利能力のない社団、入会団体、遺産分割、および、不法行為にもとづく損害賠償について、研究を行ない、その一部について、研究の成果を発表した。

なお、財産管理制度研究会（第2期）（2013年4月から2016年3月まで）において、共同研究を行なった（山本弘教授、八田卓也教授、青木哲教授、および、山田誠一で組織した）。

2015 年度

投資信託、約款の変更、および、相続預金について、研究を行ない、その一部について、研究の成果を発表した。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習物権責任財産法（2 クラス）	4
学部	民法Ⅲ	4
	3・4 年次演習	2
	応用民法	2

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	民法基礎Ⅱ	4
	対話型演習契約法Ⅱ（2 クラス）	4
学部	民法Ⅰ	4
	3・4 年次演習	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

法科大学院の対話型演習物権責任財産法（前期開講、3L 配当）について、同じく、前期開講で 3L 配当の科目を担当されている実務家教員（廣政教授、羽田教授）と、3 回の会合をもち、意見交換を行なった。また、同僚教員に、授業参観をしていただいた。さらに、法科大学院 FD 会合に出席した（2014 年 9 月 17 日、同年 12 月 10 日）。

2015 年度

LS におけるチューター依頼のための研究者教員と実務家教員による準備会合（2015 年 5 月）、および、FD 会合（同年 10 月）に出席・参加した。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

学部の民法Ⅲ（後期開講）は、債権各論を扱った。独自教材を作成し、学生に配付した。また、学部の 3・4 年次演習（前期開講）は、契約法をテーマとした。独自教材を作成し、学生に配付し、授業中、学生を指名して発言を求めるなどの方法で授業をした（双方向授業）。学部の応用民法（前期開講）は、民法全体から、重要問題、特に複数の領域に関わる問題をテーマとした。独自教材を作成し、学生に配付し、授業中、学生を指名して発言を求めるなどの方法で授業をした（双方向授業）。法科大学院（LS）の対話型演習物権責任財産法（前

期開講)は、物権法(担保物権を含む)、および、債権総論の一部を扱った。独自教材を作成し、学生に配布し、授業中、学生を指名して発言を求めるなどの方法で授業をした(双方向授業)。これらの授業では、作成する教材の改善を行なうなどして、いずれも良好な内容で行なわれた。

2015年度

学部の民法Ⅰ(後期開講)は、民法総則を扱った。独自教材を作成し、学生に配付した。また、学部の3・4年次演習(後期開講)は、金融取引法をテーマとした。独自教材を作成し、学生に配付し、授業中、学生を指名して発言を求めるなどの方法で授業をした(双方向授業)。法科大学院(LS)の対話型演習契約法Ⅱ(前期開講)は、債権総論の一部、および、債権各論の一部(契約、および、不当利得)を扱った。独自教材を作成し、学生に配布し、授業中、学生を指名して発言を求めるなどの方法で授業をした(双方向授業)。また、法科大学院(LS)の民法基礎Ⅱは、債権各論の一部(契約総論の一部を除く)、親族、および、相続を扱った。独自教材を作成し、学生に配付し、授業中、学生を指名して発言を求めるなどの方法で授業をした(双方向授業)。これらの学部、法科大学院のいずれの授業においても、民法の一部を改正する法律案(いわゆる債権法改正)が、2015年3月に国会に提出されたことを背景にして、同法律案を素材にして、現民法とともに、改正部分の基本的な考え方を明らかにする授業を行なった。なお、試験(学部(民法演習を除く)では、期末試験であり、法科大学院では、小テスト、および、期末試験である)では、事例問題を出题し、現民法で解決するか、改正法で解決するかを各学生に選択させ、その選択にもとづいて、解答させることとした。これらの授業では、作成する教材の改善を行なうなどして、いずれも良好な内容で行なわれた。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

[学界における活動]

2014年度

所属学会	日本私法学会、日仏法学会、金融法学会、信託法学会
学会等役員・編集委員	日仏法学会理事(全期間)、金融法学会常務理事(全期間)、信託法学会理事(全期間)
シンポジウム等の主催等	金融法学会大会シンポジウム(2014年10月、一橋講堂)における共同企画および共同司会

2015年度

所属学会	日本私法学会、日仏法学会、金融法学会、信託法学会
学会等役員・編集委員	日仏法学会理事(全期間)、金融法学会常務理事(全期間)、信託法学会(全期間)
シンポジウム等の主催等	金融法学会大会(2015年10月、京都大学)シンポジウム「投資信託をめぐる法的諸問題」における共同企画、共同司会、および、報告

[社会における活動]

2014年度

各種審議会委員等	兵庫県弁護士会懲戒委員(全期間)、神戸地方裁判所簡易裁判所判事推薦委員(全期間)、生命保険契約者保護機構運営委員会委員(全期間)
----------	--

2015 年度

学外教育活動	大阪弁護士会研修会講演「建物区分所有法、および、区分所有建物の管理組合に関する法律問題」（2015 年 10 月、大阪弁護士会館）
各種審議会委員等	地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会委員（経済産業省）（2015 年 10 月から 2016 年 3 月まで）、神戸地方裁判所簡易裁判所判事推薦委員（全期間）、生命保険契約者保護機構運営委員会委員（全期間）

〔国際交流活動〕

2014 年度

2015 中日信託法フォーラム（2015 年 3 月 16 日、北京・グランドハイアット北京）に参加し、日本における信託財産の独立性をテーマとした報告を行なった。その機会に、中国政法大学等の研究者との研究会合（2015 年 3 月 17 日、北京・中国政法大学）に参加し、日本における民法改正と中国における民法制定に関する意見交換をした。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

兵庫県弁護士会懲戒委員会、および、神戸地方裁判所簡易裁判所判事推薦委員会において、神戸地方裁判所の裁判官、神戸地方検察庁の検察官、および、兵庫県弁護士会の弁護士の方々とともに、社会貢献活動を行なった。

2015 年度

神戸地方裁判所簡易裁判所判事推薦委員会において、神戸地方裁判所の裁判官、神戸地方検察庁の検察官、および、兵庫県弁護士会の弁護士の方々とともに、社会貢献活動を行なった。また、大阪弁護士会における弁護士研修において、講演を行なった。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

山本 顯治（民法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2014-15 年度の研究活動においては、経済学における「契約理論（contract theory）」の知見を参照した契約法理論につき研究を進めた。2014 年度までの研究成果の一部は、編者となった二冊の研究書における学術論文、および、韓国全南大学校紀要における学術論文等の形で公表した。また、2015 年度一年間を研究サバティカルに当てることができ、有意義な時間を過ごすことができた。

今後は、情報の経済学・契約の経済学の知見を踏まえ、契約責任論・不法行為責任論の重要問題に関し論稿を公表したいと考えている。また、以前より続いている大学・学部を超えた学際研究ネットワークの中での研究活動を、今後とも継続して行いたいと考えている。

教育活動においては、本学博士課程（研究者コース）修了後に研究生として在籍した中国からの留学生を指導していたところ、当該学生は2014年度に課程博士号を取得し、2015年に中国の大学において民法専任講師として奉職することとなった。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
現代国家と市民社会の構造転換と法——学際的アプローチ	共同編集（角松生史＝山本顯治＝小田中直樹編）	日本評論社	2016年1月
振舞いとしての法——知と臨床の法社会学	共同編集（西田英一＝山本顯治編）	法律文化社	2016年2月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
死亡危急者遺言の方式	単著	民法判例百選Ⅲ	164-165頁	2015年2月
契約管理——プロセスとしての契約とガバナンス	単著	『現代国家と市民社会の構造転換と法——学際的アプローチ』	65-93頁	2016年1月
契約改訂合意の拘束力と公正感——覚え書き	単著	『振舞いとしての法——知と臨床の法社会学』	249-269頁	2016年3月
敷引特約の経済的合理性	単著	韓国全南大学校法学論叢	36巻1号 221-240頁	2016年3月
敷金40万円、敷引あり——敷引特約の経済的合理性	単著	『新入生のためのリーガル・トピック50』	76-77頁	2016年3月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
「契約管理」について	口頭発表	社会構築主義研究会	上智大学法学部	2014年4月26日

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014-15年度における研究活動は、いくつかの学術論文の公表という形で成果を見た。また、この間の研究活動については2014-2017年度にわたる科学研究費補助金・基盤研究（C）の助成を得ることができた。公表した学術論文の概要は以下の通りである。

(1)共編著『振舞いとしての法——知と臨床の法社会学』において公表した学術論文は、再交渉の結果成立した契約改訂合意の拘束力を巡る米国の議論を概観し、米国における「法と経済学」の立場から提唱されている近時の研究を検討した。また論文の後半では、契約当事者の公正感が契約の拘束力および「効率的契約違反論」に対して及ぼす影響につき考察した。

(2)共編著『現代国家と市民社会の構造転換と法—学際的アプローチ』において公表した学術論文は、「スルガ銀行 対 日本 IBM 事件」(東京高判平成 25 年 9 月 26 日金判 1428 号 16 頁)を題材に、プロジェクト管理手段としての関係的契約の役割、および、近時欧米において主張されている「契約管理義務 (contract management duty)」を取り上げ、スルガ銀行判決において示された「プロジェクト・マネジメント義務」との比較を試みた。

(3)韓国全南大学校紀要に公表した学術論文は、二つの最高裁判例(最判平成 23 年 3 月 24 日民集 65 卷 2 号 903 頁、最判平成 23 年 7 月 12 日裁判集民事 237 号 215 頁)を題材に、敷引特約の経済的合理性を、情報の非対称性・契約の不完備性と貸借人のリスク回避性向の観点から検討した。その上で、現在我が国の民法学に求められているのは、貸借借市場の現況を踏まえた貸借借市場政策と連動する貸借借政策法学の構築であることを論じた。

これらの論稿は、これまで進めてきた「市場法としての契約法」に関する研究を背景にしたものであるが、眼前に積み上げられたテーマは膨大である。今後はサバティカル期間中の研究を踏まえ、順次成果を公表してゆきたいと考えている。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習不法行為法・契約法 I	4
	対話型演習契約法 II	4
学部	民法演習	2
	一年次演習	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	3・4 年次演習	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

学内で開催された FD 活動に参加し、そこで得た知見をロースクールの授業に活用した。

2015 年度

サバティカル期間であり研究に専念した。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

博士後期課程(研究者コース)修了後の学生を二名、研究生として受け入れ、指導した。二名の内、一人は民法担当専任講師として 2015 年 4 月に我が国の大学に奉職し、もう一人も 2015 年より民法担当専任講師として中国の大学に奉職している。また、社会人院生(M2)の学生を指導した。

講義にあたっては、法科大学院・学部とも授業評価アンケートを参考に、例えば、板書をよりわかりやすくする等の工夫をなし、講義の一層の改善に努めた。もっとも、法科大学院においては受講生間の学力の差がますます顕著なものとなり、これにどのように対応するかという難しい課題が生じている。今後とも、レベルを落とさず、かつ、苦手意識を持っている学生にもその目を輝かせるような講義を目指して行きたいと思う。

2015年度

2015年度はサバティカルにより、教育負担が免除された。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	日本私法学会、法と経済学会、法哲学会、法社会学会、日米法学会、日独法学会、日本倫理学会
研究会活動	民法学のあゆみ研究会会員、科学研究費補助金・基盤研究(B)「公法学からの市民社会への学際的・構成主義的接近—リスク・ガバナンス・社会連帯」(研究代表：角松生史)研究分担者等

2015年度

所属学会	日本私法学会、法と経済学会、法哲学会、法社会学会、日米法学会、日独法学会、日本倫理学会
------	---

〔社会における活動〕

2014年度

各種審議会委員等	独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会専門委員
----------	---------------------------

〔社会貢献活動の自己評価〕

特筆すべき社会貢献活動は存しない。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

2015年度

2015年度はサバティカルにより、行政負担が免除された。

山本 弘 (民事手続法・教授)

I 今期の活動の総括と今後の展望

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態 (共著者等)	出版機関名	発行年月
-----	-------------	-------	------

弁論終結後の承継人に対する既判力の拡張に関する覚書	高橋宏志ほか編著『民事手続の現代的使命（伊藤眞先生古希祝賀論文集）』	有斐閣	2015年2月
当事者論の現代的課題	共著	法律文化社	2016年3月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
「反射効と共同訴訟」	単著	『民事訴訟法判例百選[第5版]』ジュリスト増刊 226号	190-191頁	2015年9月
「固有必要的共同訴訟の成否(1)－入会権確認の訴え」	単著	『民事訴訟法判例百選[第5版]』ジュリスト増刊 226号	204-205頁	2015年9月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
当事者論の現代的課題	共同報告	関西民事訴訟法研究会	エルおおさか	2015年2月
当事者論の現代的課題	共同報告	東京大学民事訴訟法研究会	東京大学大学院法学研究科	2015年4月
当事者論の現代的課題	共同報告	日本民事訴訟法学会	第85回日本民事訴訟法学会大会（明治大学）	2015年5月

* 報告名下線は選考あり

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	応用民事訴訟法A	2
	応用民事訴訟法B	2
	民事訴訟法	4
	裁判・行政の基本構造	0.53
学部	応用民事訴訟法	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	応用民事訴訟法A	2

	応用民事訴訟法B	2
	民事訴訟法	4
	法解釈基礎II	0.27
学部	応用民事訴訟法	2
	倒産法	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	民事訴訟法学会、日本私法学会、仲裁ADR法学会
シンポジウム等の主催等	民事訴訟法学会平成27年大会シンポジウムの企画・共同研究

2015年度

所属学会	民事訴訟法学会、日本私法学会、仲裁ADR法学会
------	-------------------------

〔社会における活動〕

2014年度

各種審議会委員等	法制審議会人事訴訟・家事事件国際裁判管轄法制部会委員、司法試験・司法試験予備試験考査委員、独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会専門委員、公益財団法人民事紛争処理基金研究助成選考委員会委員、同「倒産・再生法制研究奨励金」選考委員会委員
----------	---

2015年度

各種審議会委員等	法務省 司法試験考査委員（9月まで）、法制審議会人事訴訟家事事件国際裁判管轄法制部会委員（9月まで） 文部科学省 中央教育審議会専門委員（大学分科会法科大学院特別部会） 公益財団法人民事紛争処理基金 研究助成選考委員会選考委員、倒産・再生法制研究奨励金選考委員 兵庫県弁護士会 懲戒委員会委員
----------	---

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

行澤 一人（商法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

今期における研究活動においては、学会（商法）全体を意識して行う仕事に恵まれた。その一つは、2015年度の私法学会（商法）におけるシンポジウムの責任者・報告者を務めたことである。シンポジウム準備のために半年以上をかけて報告者による研究会合を重ねたほか、特に関西と関東においてそれぞれ学界をリードする研究者らの協力を得て、広く意見を聞き、また議論を交わす機会が与えられたのは、研究上の得難い刺激となった。もう一つは、「法律時報」が毎年12月号として発行する「学会回顧」（商法）記事のとりまとめを委嘱され、2014年度から開始することである。そこでは、商法分野全般にわたり一年間を通じて著された膨大な著書、論文などの研究業績を整理・取捨選択し、一定の評価と学界全体の動向を掴み出すという仕事が必要とされる。

大変ではあったが、優秀な若手研究者の協力を得つつ何とか仕事を完遂することで、学会全体に及ぶ研究関心・成果の広がりや最新の議論の展開を明確につかみ取ることができたのは、今後につながる大きな収穫であった。このような経験を踏まえて、今後とも学会全体の研究関心や成果に丁寧に目を配りつつ、学会に貢献し得るような仕事であれば、研究会への参加、コンメンタールや教科書類の執筆等、種類を問わず引き受けていきたいと考えている。

研究面における今後の展望としては、今期における研究成果を手掛かりに、コーポレート・ガバナンス分野に焦点を当てた研究を進めていきたいと考えている。とりわけ、とかく会社役員等の法的責任論に終始しがちなコーポレート・ガバナンス論において、最近の世界的動向であり、日本においても始動しつつある「ソフトローを活用したプリンシプルベースの規律」のあり方を正当に評価し、さらにこれを通じて実現されるべき「発見と対話」を基調とする自律的なコーポレート・ガバナンスとこれを可能にする法的枠組みについて可能性を探っていきたいと考えている。そのためには、研究領域を法学分野に限定せず、広く学際的研究を志向し、特に経営学の知見を学ぶための努力を継続していきたいと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
現代商法入門（第9版）	共著	有斐閣	2014年9月
正井章箝先生古稀記念祝賀 企業法の現代的課題	共著（上村達男・尾崎安央・鳥山恭一・黒沼悦郎・福島洋尚編著）	成文堂	2015年7月
アジア地域における会社情報提供制度の実情と課題	共著（アジア・太平洋会社情報提供制度研究会編）	商事法務	2016年1月
会社法コンメンタール 20巻	共著（森本滋・山本克己編）	商事法務	2016年3月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
学界回顧 2014「商法」	共著（釜田薫子・古川朋雄・永江亘）	法律時報	86巻13号 145-149頁	2014年12月
米国会社・証取法判例研究（No.328）事業リス	単著	旬刊商事法務	2056号50-55頁	2015年1月

クに対する取締役会の監視義務違反がないとされた事例[In re the Goldman Sachs Group, Inc., Shareholder Litigation., Civil Action No.5215-VCG, Court of Chancery of Delaware (Oct. 12, 2011)]				
判例解説「取締役の会社に対する任務懈怠に基づく損害賠償責任に関する遅延利息の利率及び損害賠償債務が履行遅滞となる時期」	単著	法学教室 別冊付録	判例セレクト 2014〔Ⅱ〕20頁	2015年3月
会社法・金商法における株式市場価格の意義と機能の探求 I 総論	単著	商事法務	2076号4-9頁	2015年8月
上場会社の募集株式の発行に係る有利発行規制と市場価格	単著	商事法務	2076号30-37頁	2015年8月
2015年学会回顧 商法	共著（釜田薫子・古川朋雄・永江亘）	法律時報	87巻13号 148-160頁	2015年12月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
事業リスクに対する取締役会の監視義務違反がないとされた事例	単独発表	米国会社商取引法判例研究会	神戸大学第四学舎5階共同研究室	2014年6月13日
米国会社証取法判例研究 In re ORCHARD ENTERPRISES, INC. STOCKHOLDER LITIGATION., 88 A.3d 1 (2014)	単独発表	神戸大学商事法研究会	神戸大学六甲台第四学舎五階共同研究室	2015年7月
会社法・金商法における株式市場価格の意義と機能の探求	共同発表（志谷匡史・黒沼悦郎・飯田秀総・砂川伸幸）	日本私法学会シンポジウム（商法）	立命館大学	2015年10月
平成27年金商法改正：上場企業の資金調達のパラダイム変革に向けた施策に伴う開示ガイドライン等の改	単独発表	金融商品取引法研究会	日本取引所大 阪証券取引所	2015年10月

正、内部統制報告書監査義務の免除、民事責任規定の見直しについて				
---------------------------------	--	--	--	--

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014 年度

当該年度における研究進展状況としては、平成 23-25 年度の科研（基盤 B）の研究成果をまとめる過程で、当該研究成果をベースに平成 27 年（本年度）度私法学会シンポジウム（商法）を主宰することが決まったため、当該年度における専門誌への投稿を控えたという経緯がある。当該研究成果は、私法学会シンポジウム（商法）の報告原稿として、平成 27 年 8 月の商事法務に掲載される予定である（平成 27 年 7 月 20 日時点で既に脱稿済み）。

2015 年度

平成 27 年度澤村正鹿学術奨励基金を得た成果として、同年私法学会シンポジウム（商法）の準備を万全に整えることができたこと、また、同シンポジウムに関連して報告論文を商事法務に掲載することに至ったこと、さらにこのような研究活動が 2016 年度社会科学研究所成（野村財団）の採択につながったことを特記したい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	商法特殊講義	2
LS	商取引法	4
	対話型演習商法Ⅱ	2
	対話型演習民事法総合	0.13
学部	法解釈基礎	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	商法特殊講義	2
LS	会社法	4
	企業内法務	0.25
学部	商法Ⅰ	4
	3・4 年次演習	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2014 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程後期課程	1

2015 年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	2

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

LS 教育改善意見交換会【2015 年 3 月 4 日（水）16 時～、第 2 学舎大会議室】参加。

2015 年度

2015 年度法科大学院 1L 担当者会議（2015 年 4 月 15 日開催）に参加した。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

当該年度は、特に博士過程後期に在籍する院生の修士論文を、その学術的価値に対応するものとして神戸法学雑誌に掲載させるべく、内容及び論文作法について緻密な指導を行った（同誌 65 巻 1 号（平成 27 年度 6 月）掲載済）。

2015 年度

これまでの数年間は大学院とロースクールでの授業が中心であったが、2015 年度に法学部の大講義（商法 I）を久しぶりに担当した。率直に言って法学部生の理解度等に適合的なペースというものが掴み辛く、難しさを感じた。アンケート結果については、比較的高い満足度が回答されたものの、主要な論点や判例の理解が進んだ反面体系が掴みにくかった等の意見が見受けられた。そこで、2016 年度の第一・第二クォータにおける商法 I A・B（会社法）では、体系的理解を促進するために紙媒体での「講義ノート」を印刷・製本し、事前に受講生に生協で買ってもらうことにした。授業においても、難解な判例の解説に時間を割く代わりに、骨太な制度理解に重点を置いた。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	私法学会、信託法学会
学会等役員・編集委員	私法学会運営懇談会委員
研究会活動	神戸大学商事法研究会、企業立法研究会、大阪証券取引所金融商品取引法研究会、アジア太平洋会社情報提供制度研究会

2015 年度

所属学会	私法学会、信託法学会
学会等役員・編集委員	私法学会理事
研究会活動	神戸大学商事法研究会、日本取引所（JPX）金融商品取引法研究会、京都大学商法研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	高大連携・関西大倉高校体験講義（2014 年 6 月 16 日）
各種審議会委員等	法務省 アジア・太平洋会社情報の提供制度研究会委員 法務省 平成 26 年度 司法試験考查委員（商法）

2015 年度

各種審議会委員等	法務省 平成 27 年司法試験考査員
----------	--------------------

〔国際交流活動〕

2014 年度

法務省・法務総合研究所 国際協力部／国際民商事法センター主催「アジア太平洋法制研究会・会社情報提供制度シンポジウム～コーポレートガバナンス改革の有効な手段として～」においてパネルディスカッションにてパネラー報告『ベトナム法における企業情報の開示に関する研究』

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

当該年度は、法務省総合研究所のプロジェクトとして、近藤光男・本学教授（当時）と共にベトナム法制に係る比較法研究と、その一環としてのベトナムと日本の法曹実務家・研究者間の相互交流に尽力した。

2015 年度

法務省・法務総合研究所国際協力部に置かれたアジア・太平洋会社情報提供制度研究会の研究成果として、「アジア地域における会社情報提供制度の実情と課題」を出版することができた。筆者個人は、特にベトナムにおける企業法、証券法の調査報告の執筆に携わった。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

米丸 恒治（行政法・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

今期は、概して、2014 年度においては、従来通りの調子で研究教育その他の活動を全般に行うことができた。いずれも、ほとんど、従来からの研究教育等活動の延長上で進めてきたものである。その成果も、ほとんどにおいて、従来からの研究教育等とほぼ同等の成果が上げられたものと評価しうる。

2015 年度は諸般の事情から、研究教育活動が停滞した。年度後期に体調を崩したことが主たる要因であるが、そのため、研究活動も停滞し、授業も交代してもらったなどの措置をとらざるをえないこととなった。健康管理が何よりも大切であることを実感したのが今期の最大の特記事項である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
先端研究を支えるエビデンスがない!?	単著	Law&Technology	64号60-61頁	2014年7月
意見書「大阪高等裁判所第11民事部提出 神戸地方裁判所平成25年(ワ)第12号(建物収去土地明渡等請求事件)、同平成25年(ワ)第14号(建物収去土地明渡等請求事件)、大阪高等裁判所平成26年(ネ)第1827号 建物収去土地明渡請求控訴事件「1審原告主張の損害賠償請求権についての消滅時効適用規定(意見書)」	単著	公刊物には未公開		2014年9月
「建築基準法」の適用	単著	法学教室	408号14-18頁	2014年9月
情報化社会における行政とその法環境	単著	行政法研究	6号1-23頁	2014年9月
行政文書の電子化と一元的管理保存に向けた動向と課題：ドイツの電子政府法・標準化動向等の紹介を中心に	単著	行政&情報システム	50巻5号56-60頁	2014年10月
次世代型電子署名認証法制に向けて	単独	凌霄	406号2頁分	2015年6月
【資料翻訳】「指令1999/93/ECの廃止ならびに域内市場における電子取引のための電子識別および信頼役務に関する2014年7月23日欧州議会および理事会規則第910/2014号(2014年8月28日EU官報L257/73頁)」	単独	(松本恒雄・多賀谷一 照編集代表『情報ネットワークの法律実務』)	7359-7386頁	2015年10月
電子訴訟に向けた検討課題—独、EU(eIDAS)等を参考に—	単独	日本弁護士連合会『第19回弁護士業務改革シンポジウム資料集』	292-299頁	2015年10月
項目解説・階層性原理、行政評価、国会審議活性化法、三条機関、実施	単独	高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典〔第5版〕』有		2016年3月

庁、政策評価、総務省、大臣政務官、特命担当大臣、独立行政法人、内閣府、PFI、副大臣、分担管理原則、本質性理論など		斐閣		
---	--	----	--	--

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
研究データとタイムスタンプ	単独	タイムビジネス協議会 フォーラム	セコム原宿本社ビル	2014年6月9日
電子訴訟に向けた検討課題—独、EU (eIDAS)等を参考に— (代読)	単独	日弁連業務改革シンポジウム	岡山市	2015年10月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

2014年度

この間研究を進めてきた、各種データ・文書の電子化、しかも証拠としての性格を長期間保持した長期保存の法制度と技術の組み合わせのテーマについて、実用化の段階に至り、また分野により必須の技術要素となっていること等に鑑みて研究を進めることができた。この間の研究は、研究と実務の架け橋として、重要であると自己評価している。

2015年度

前期は、欧州の新たな電子認証法制として制定された eIDAS 規則 (略称) の翻訳や紹介の作業をすることができた。研究対象自体は、これからのわが国の同様の分野においても参照されるべき重要なものであり、比較法研究の対象として、さらにその背景や影響等について研究を進めていく必要のあるものである。しかし、年度中途における体調不良から、実際には研究活動は停滞せざるを得なかったことは残念である。今後重要な教訓を残した。

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	行政法過程論特殊講義	2
LS	行政法基礎	3
学部	行政法演習	2
全学	法の世界	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	行政法政策論特殊講義	2
LS	行政法基礎	0.13
学部	行政法Ⅱ	4

外国書講読（独書）	0.13
-----------	------

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔担当した研究指導〕

2015年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1

〔教育活動の自己評価〕

2014年度

従来からの延長上で授業を維持することができた。特段に改善・工夫した点は特にないが、細かな改善は気づいた点についてはやっている。また全学向けの授業を担当したのも久しぶりで新鮮だったが、参加者との意識のギャップには改善すべき点もお互いに残ったと考えている。学部の専門演習は初めて担当したが、少数精鋭の参加者と興味深く楽しい演習ができた。

2015年度

大学院の授業は従来からの延長で、全体的に改善を重ねたのは前年度と同じだが、後期のLSの授業は体調不良のため授業の交代を余儀なくされた。健康管理に課題を残した。学部の害諸購読も同様である。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	日本公法学会、日本地方自治学会、日本医事法学会、法とコンピュータ学会、情報ネットワーク法学会、日本消費者学会
研究会活動	官僚制研究会、電子文書保存管理研究会等

2015年度

所属学会	日本公法学会、日本地方自治学会、日本医事法学会、法とコンピュータ学会、情報ネットワーク法学会、日本消費者学会
研究会活動	官僚制研究会、電子文書保存管理研究会等

〔社会における活動〕

2014年度

学外教育活動	甲南大学非常勤講師「法と情報」、名古屋経済大学大学院非常勤講師「情報法特殊研究」
各種審議会委員等	JIIMA 経済産業省委託調査研究特別調査委員、JIPDEC 情報産業化に関する委託研究調査ヒアリング委員

2015年度

各種審議会委員等	一般財団法人日本データ通信協会タイムビジネス信頼・安心認定制度諮問委員会委員、神戸市土地利用審査会委員
----------	---

〔社会貢献活動等の自己評価〕

この期間は、従来からの非常勤講師を継続するとともに、研究成果を活かした各種の学外

研究会の委員を勤めることができた。研究と実務の架け橋を少しでもすることができたことは意義があったと考えられる。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

Ronni Alexander (国際関係論・教授)

I 今期の活動の総括と今後の展望

総括：「安全・安心」を多面的にとりあげ、グアム島の軍事化や脱植民地化やポーポキ友情物語活動の実践を通して見えてきた課題を積極的に追及してきました。

展望：今後も「安全・安心」をテーマに、グアム島や東日本における研究を深めて行きながら、ジェンダー、エモーションなどの側面をより具体的に明らかにしていく予定です。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態 (共著者等)	出版機関名	発行年月
A journey into Women's Studies: Crossing Interdisciplinary Boundaries	共著 (Pande, Rekha)	Palgrave	2014年8月
「平和構築」(田代順子監修, 堀内美由紀・岩佐信也編集者 『ワークブック国際保健・看護基礎論』)	共著	ピラールプレス	2016年3月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
Earthquake Survivor Support Activities: Learning from the 'Popoki Friendship Story' Project	単著	Pacific Asia Inquiry: Multidisciplinary Perspectives in the Liberal Arts & Social Sciences	Volume 6, Fall 2015, pp.85-96	2015年2月
<u>Living with the fence: militarization and military spaces on Guahan/Guam</u>	単著	Gender, Place and Culture	Volume 23, 2016 - Issue 6	2015年9月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
“Art, therapy, and Recovery in Japan.”	パネル発表 (単・招待)	Risk vs. Resilience in Northeast Asia	ピッツバーグ大学 (米国)	2014年10月
大学でジェンダーを教えるということ	分科会発表 (単・招待)	日本平和学会 2014年度秋季研究大会	鹿児島大学	2014年11月
Alexander v. Yale and Sexual Harassment in Universities	基調講演 (単・招待)	Sexual Harassment Public Forum	グアム大学 (グアム島)	2014年11月
“What Color is Safety? Stories of living with disaster in Fukushima and northeast Japan.”	講演 (単・招待)	Special Lecture	南太平洋大学 (フィジー)	2015年1月
“Disjunctions of Biotechnology and Global Governance: Nuclear Power, Safety/Security and Fukushima”	パネル発表 (共・査読有)	International Studies Association Annual Convention 2015	ニューオーリンズ (米国)	2015年3月
“Popoki in the Pacific: Living with Climate Change in Micronesia and Fiji”	パネル発表 (単・招待)	災害セミナー	ピッツバーグ大学 (米国)	2015年2月
“Living and teaching in Japan” (Globalization: Female Academics At Home and Abroad.)	パネル発表 (単・査読有)	International Studies Association Annual Convention 2015	ニューオーリンズ (米国)	2015年3月
「ヒロシマをめぐるコンフリクト」ワークショップ	ワークショップ (共・特別委員会)	日本平和学会 2015年度春季研究大会	神奈川大学	2015年7月
「平和って、なに色？ポーパーキと一緒に平和を創造しましょう」	講演 (単・招待)	第12回・多文化共生のための国際理解教育・開発教育セミナー	JICA 関西 (神戸)	2015年8月
Popoki Friendship Story Project Activities in Otsuchi-cho,”	パネル発表 (単・招待)	JICA Knowledge Co-Creation Program on Comprehensive Disaster Management in the African Region Gender and Disaster in Japan	神戸大学保険学科	2015年10月
Disaster Preparedness as Peace Education?	研究発表・単招待	An Appreciation of peace education	同支社大学	2015年10月

Learning from the Popoki Friendship Story Project		and the peace educator Betty Reardon		
「平和でゆんたく～沖縄の平和を創る取り組みから沖縄平和学習マップを作ろう～」	ワークショップ (共・特別委員会)	日本平和学会 2015年度秋季研究集会	琉球大学	2015年11月
Thinking about Peace with the cat, Popoki	ワークショップ (単・招待)	Japan-Australia exchange	兵庫医療大学	2015年12月
災害支援を考える～岩手県大槌町における「ポキ友情物語活動」を事例に	パネル (単・招待)	UNESCO Education for All Seminar	高雄海洋大学 (台湾)	2015年12月
Critical Security Studies Methods Café	ワークショップ (共・招待)	International Studies Association Annual Convention 2016	アトランタ (米国)	2016年3月
Peace in the Pacific? Living Strategic Colonialism in the American Pacific	パネル (単・査読有)	ISA Annual Convention 2016	アトランタ (米国)	2016年3月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

研究発表は国内外で頻繁に行っており、高い評価を受けている。著書や論文はそれらの成果をまとめたものとして、少しずつ発表している。

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	社会問題自主講座	2
全学	ボランティアと社会貢献論	2
	男女共同参画とジェンダー	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	社会問題自主講座	2
全学	ボランティアと社会貢献論	2
	男女共同参画とジェンダー	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

[FD活動への参加]

国際協力研究科にて参加している。

〔教育活動の自己評価〕

法学部・法学研究科ではほとんど教育活動を行っていない。社会問題自主講座は毎年募集をかけているが、現在受講生はいない。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本平和学会、日本国際政治学会、女性戦争人権学会、 International Studies Association, Peace and Justice Studies Association
学会等役員・編集委員	日本平和学会監事、平和教育プロジェクト員

2015 年度

所属学会	日本平和学会、日本国際政治学会、女性戦争人権学会、 International Studies Association, Peace and Justice Studies Association
学会等役員・編集委員	日本平和学会理事、平和教育プロジェクト員

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	畿央大学、兵庫県立網干高校、神戸 YMCA、JICA 関西などで平和についての講演。JICA 集団研究（神戸大学）でジェンダーに関する講義。東北等で「ポーポキ友情物語」活動を継続。
招待講演	企業人権啓発セミナー（芦屋市）、「セクシュアルマイノリティを考えるワークショップ」（豊中市立第 14 中学校教職員研修）

2015 年度

学外教育活動	Center for Disaster Management, GSPIA, Pittsburgh University, University of Guam などで講演、講義、「ポーポキ友情物語」活動をパラオ、マーシャル諸島、フィジー、グアム、アメリカで行った。
招待講演	ピッツバーグ大学（米国）、南太平洋大学（フィジー）

〔国際交流活動〕

2014 年度の後期は半年のサバティカルをいただいて、約 30 年ぶりに南太平洋大学や島々に行き、充実した時間を過ごすことができた。また、2011 年 3 月 11 日以来の震災支援活動は評価され、各地で講演や活動を行うことができた。

〔社会貢献活動の自己評価〕

大学、学校や NGO などからの依頼をできる限り引き受けて、交流を深めている。また、2011 年 4 月に始めたポーポキ友情物語活動は継続しており、防災研究教育にも力を入れている。

V 管理運営活動等の内容
〔学内各種委員等〕

准教授

安藤 馨（法哲学・准教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

教育面では、昨期に引き続き、法学部に於いて法学・社会科学ではなく哲学をその専門分野とする教員としての特異な立場から為しうる（したがってまた法学部に於ける学部教育の本流のそれとは別用のものとしての）、学生にとって真に有益な教育とはどのようなものか、という問題を模索することとなった。学生に対しては、批判的・分析的な思考、法学・社会科学に対する科学哲学的な方法論的反省意識の涵養、に努めたつもりである。研究面では、今期はこれまでの研究履歴の中では異例に多彩な内容を持つものとなった。特に思想史研究を初めて公にしたこと、民法・刑法・憲法といった具体的な実定法と法哲学の交錯領域についての研究を初めて公にしたこと、は私としては満足すべき点であった。なお科研費にも関わる本来的な研究計画はこれまでの形而上学的関心から言語的（意味論的）関心へと予想通り遷移しつつある。早期に成果を公表できるよう努めたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
功利主義者の立法理論	単著	井上達夫編『立法学 のフロンティア 1 立法学の哲学的 再編』ナカニシ ヤ出版	76-102 頁	2014 年 7 月
統治と監視の幸福な関係 ベンタムの立憲主義を巡 るひとつの非歴史的随想	単著	深貝保則・戒能通 弘編『ジェレミ ー・ベンサムの挑 戦』ナカニシヤ出 版	310-331 頁	2015 年 2 月
権利と人権のあいだ：人 権の基礎（応答）	単著	法学教室	416 号 41-47 頁	2015 年 5 月
団体が、そして団体のみ が（提題）	単著	法学教室	417 号 54-61 頁	2015 年 6 月
集団的行為主体と集団的	単著	民商法雑誌	150 巻 4・5	2015 年 8 月

利益：その実在性を巡る 短い覚書			号 587-608 頁	
『規範と法命題』—行 方を訊ねて	単著	逞しきリベラリス トとその批判者た ち	3-33 頁	2015 年 8 月
平等の平等か、不平等の 平等か (応答)	単著	法学教室	420 号 41-48 頁	2015 年 9 月
法と危険と責任と (提 題)	単著	法学教室	421 号 54-62 頁	2015 年 10 月
正義・同一性・差異 (応 答)	単著	法学教室	424 号 60-69 頁	2016 年 1 月
最高ですか (提題)	単著	法学教室	425 号 69-79 頁	2016 年 2 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
<u>Pluralism about Reasons and Agent Units in Consequentialism: Why Actualism and Possibilism are not Incompatible.</u>	単独発表	The 13th Conference of International Society for Utilitarian Studies	Yokohama, Japan	2014 年 8 月
Ethics of Immigration	単独発表	Kobe Summer School Tri- National Meeting: State and Border	神戸大学	2015 年 7 月
応報主義と帰結主義の相 剋 (?)	単独発表	2015 年度日本法哲 学会学術大会	沖縄市町村自 治会館	2015 年 11 月
Ethics of State Control over Immigration	単独発表	International Conference on Catastrophes and Justice 2015: Migration and Catastrophes	立命館大学	2016 年 3 月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

2014 年度

1. 国際功利主義学会 (International Society of Utilitarian Studies: ISUS) に於いて研究報告を行った。
2. 立命館大学の「人口倫理 population ethics」に関するワークショップに於いて、人口倫理の難問についての非価値論的解決(non-axiological solution)について Gustaf Arrhenius (Stockholm University)教授と報告・討論を行った。
3. 本年度に於いて公刊された成果は残念ながら量的には乏しい。わずかに道徳的特殊主義について簡単な検討を加えたもの 1 篇と、ジェレミー・ベンタムの憲法理論・立憲主義構想について検討した論文 2 篇である。しかしながら、特に後者については、こ

の10年来関心を持って研究を進めながらも公刊してこなかった、ジェレミー・ベントラムについての思想史的研究であり、これまで専ら分析的方法に終始してきた私自身の研究履歴に於いては一定の画期を為した。とりあえずの精算を済ませた形であるが、思想史研究については今後も継続するつもりである。

2015年度

1. 著書『統治と功利』（単著）が2015年3月に増刷され4刷となった。
2. 日本法哲学会2015年度大会の学会統一テーマシンポジウムに於いて刑法の基礎としての応報概念と帰結主義の関係を巡る報告を行った。
3. 2015年度の研究活動のうち、公刊された成果は『法学教室』（有斐閣）に於いて大屋雄裕（慶應大学）と1年間担当した「法哲学と法哲学の対話」に集中している。隔月担当であったにも拘らずこの間の労力を専ら連載に充てることとなったため、そのほかの成果を公刊する機会に乏しかった憾みがある。しかしながら、民法・刑法・憲法という実定法上の基礎的諸概念に対して分析哲学的に検討を加えるという作業は、私の研究履歴の中では初の試みでもあり、研究内容としては裨益するところが極めて大きかった。なお、この連載については増補・単行本化の作業が進行しており2016年度中の公刊を予定している。
4. 同様に私のこれまでの研究の延長線上ではない新規な試みとして「移民の正義・移民の倫理 Ethics of Immigration」という分野に取り組んだ。日本人よりは北米大陸・欧州の研究者の関心を惹く主題でもあり、今年度は複数回に渡って英語でのセミナー・シンポジウム報告を行った。国境管理を正当化する議論に必要とされる国民の集団的自律の観念の問題を、集団の実在性や方法論的個人主義の形而上学的問題との関連に於いて取り扱うという私の方針は、既存の移民の規範理論には見られない少なからず新規なものである。
5. 他方で既存の科研費（基盤研究C）の研究テーマに関わる研究にも少なからぬ進展が見られた。メタ倫理学・メタ規範理論に関わる言語哲学的な技術的細部を本欄で詳述することはできないが、知覚と直接指示の問題を巡る分析哲学初期からのFregeとRusselの対立と、当該研究テーマとの関わりが予想外に明らかとなった。2016年度にはその成果を幾分かでも公刊できるよう努めたい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	現代の法哲学	2
	1年次演習	2
	外国書講読（英書）	2
全学	社会科学のフロンティア	0.13

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	現代の法哲学	2
	法哲学	4
	外国書講読（英書）	2
全学	社会科学のフロンティア	0.13

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

スタッフランチョンセミナーに参加し、他教員の講義を参観した。

2015 年度

スタッフランチョンセミナーに参加し、他教員の講義を参観した。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

授業内容について講義内容が難解すぎる旨のコメントが目立ったことは事実である。科目の性質上已むをえないところもあるのだとは思いつつながら、配布教材の改善や講義に於ける説明を丁寧にするなどの試みを行った（ただその反動として各回の進度に影響が出たことも否定できない）。この点はなお模索中である。

2015 年度

例年通り、教員の側の熱意や準備そのほかについては学生の側から一定以上の評価を受けているようである一方で、「他人に履修を勧めるか」という項目については、そこまで芳しくないところがあり、この点についてはなお改善をしていきたい（いわゆる単科目ではないということもあると思う）。また、担当科目が典型的な法学・政治学の科目ではないため、どうしても一般的な法学部生に対しての講義方針に課題を残しているようである。振り返ると、そうした法学部生の現状を念頭に置きつつ毎期ごとに説明が丁寧になっていく一方で、それがシラバス上での進度の遅延をもたらすことが免れ難いようであり、シラバスに沿った授業であったかどうかの点についての授業アンケートの結果はあまり芳しくないのを改善したい（もっともこれはシラバスに記載する講義内容を文面上大幅に削除すればよいのかもしれない）。2016 年度にはクォーター制の開始に伴い 2 単位科目週 2 回開講となることもあり、なお暫くは模索が続くこととなろう。現在講義ノートとして配布している教材を教科書とするために修補する作業を続けており、できれば 2016 年度から 2017 年度には公刊したい。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本法哲学会
学会等役員・編集委員	日本法哲学会企画委員
研究会活動	東京法哲学研究会・法理学研究会

2015 年度

所属学会	日本法哲学会
学会等役員・編集委員	大会企画委員（日本法哲学会）
研究会活動	東京法哲学研究会・法理学研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	大阪市立大学法学部 非常勤講師
--------	-----------------

2015 年度

研究者としての身分に於いて特記すべきものはない。

〔国際交流活動〕

2014 年度

不十分ながら、英語でのセミナー・シンポジウム報告などに定期的に取り組んだ。

2015 年度

なお不十分ながら、英語でのセミナー・シンポジウム報告などに定期的に取り組んだ。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

『法と哲学』誌（信山社）の創刊以来継続して投稿原稿査読を引き受けている。

2015 年度

『法と哲学』誌（信山社）の創刊以来継続して投稿原稿査読を引き受けている。また、東京大学に於ける指導教員であった井上達夫の還暦を記念して発刊された『逞しきリベラリストとその批判者たち』（ナカニシヤ）では、書籍の価格を下げるべく TeX

（LuaLaTeX）による書籍組版を自ら担当した（A5 版 328 頁の記念論文集の価格が 3000 円であるというのはある種の快挙である）。学術書出版の情勢は近年悪化の一途を辿っているが、印刷所で印刷裁断製本すればよい状態の PDF を研究者が自ら作成するという方策が普及することによって、既存の出版社が満たしていない（或いは今後満たし得なくなる）一定の種類の学術的ニーズが満たされるのではないかと思う。今回の個人的経験を何らかの形で公開して社会科学系のみならず人文系を含む他分野の研究者に利用してもらえるようにすることを考えている。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員会等〕

飯田 秀総（商法・准教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究面では、金融商品取引法と会社法を中心に研究した。最大の成果は、公開買付についての単行本の刊行である。また、M&A 契約について、研究者と実務家との共同研究を行い、契約法・契約理論の研究に着手した。

教育面では、講義ノートを絶えず改訂し、本質を伝える、論理を明示的に言語化することを心がけた。

今後は、研究の成果を講義に反映する、また、これまで研究してこなかった分野も研究することを目標とする。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
論点体系 金融商品取引法 1	分担執筆	第一法規	2014年7月
論点体系 金融商品取引法 2	分担執筆	第一法規	2014年7月
落合誠一先生古稀記念 商事法の新しい礎石	共同編集	有斐閣	2014年7月
金融商品取引法コンメンタール 2—業規制	分担執筆	商事法務	2014年9月
神田秀樹編『論点詳解平成26年改正会社法』	分担執筆	商事法務	2015年6月
公開買付規制の基礎理論	単著	商事法務	2015年10月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
デューデリジェンス・子会社による不動産取得と取締役の義務	単著	ジュリスト	1468号 98-101頁	2014年6月
金融商品取引法 21 条の 2 に基づく発行者の損害賠償責任（アーバンコーポレーション事件控訴審判決）	単著	商事法務	2038号 48-52頁	2014年7月
共同保有者・特別関係者の範囲	単著	落合誠一先生古稀記念『商事法の新しい礎石』（有斐閣）	901-927頁	2014年7月
Reappraising the Role of the Appraisal Remedy	共著（関口健一）	Enterprise Law (Zenichi Shishido ed., Edward Elgar Pub)	222-236頁	2014年10月
会計情報・株式市場価格・投資家像と金商法	単著	企業会計	67巻1号 79-80頁	2015年1月
取締役会の承認を受けた利益相反取引にかかる取締役の責任	単著	ジュリスト	1476号 96-99頁	2015年2月
特別支配株主の株式等売渡請求	単著	商事法務	2063号 29-39頁	2015年3月
継続開示義務者の範囲—アメリカ法を中心に—	単著	金融商品取引法研究会研究記録	第49号	2015年3月
企業買収における対象会社の取締役の義務—買収対価の適切性について—	単著	フィナンシャル・レビュー	121号 135-158頁	2015年3月
損害因果関係の立証とイベントスタディ	単著	商事法務	2068号 57-62頁	2015年5月
The Fiduciary Duties of Directors of the	単著	Public Policy Review	11巻3号	2015年7月

Companies Facing M&As in Delaware and Japan			485-503 頁	
MBO の頓挫と取締役の責任 (シャルレ株主代表訴訟)	単著	ビジネス法務	15 卷 7 号 56-61 頁	2015 年 7 月
(座談会) M&A 契約研究会 第 1 回 総論/契約の当事者/対価	共著 (飯田秀総 = 大石篤史 = 中山龍太郎 = 藤田友敬 = 星明男 = 松本真輔 = 野田昌毅)	論究ジュリスト	14 号 120-149 頁	2015 年 7 月
株式買取請求・取得価格決定事件における株式市場価格の機能	単著	商事法務	2076 号 38-48 頁	2015 年 8 月
株式移転比率の公正性と会社法四二九条一項の責任	単著	商事法務	2080 号 82-86 頁	2015 年 10 月
(座談会) M&A 契約研究会 第 2 回 表明・保証	共著 (飯田秀総 = 大石篤史 = 中山龍太郎 = 藤田友敬 = 星明男 = 松本真輔 = 関口健一)	論究ジュリスト	15 号 102-138 頁	2015 年 11 月
(座談会) M&A 契約研究会 第 3 回 クロージング/クロージングの前提条件	共著 ((飯田秀総 = 大石篤史 = 中山龍太郎 = 藤田友敬 = 星明男 = 松本真輔 = 倉橋雄作)	論究ジュリスト	16 号 104-136 頁	2016 年 2 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
損害因果関係の立証とイベントスタディ	単独発表	神戸大学商事法研究会	神戸大学	2014 年 4 月
取締役会の承認を受けた利益相反取引にかかる取締役の責任	単独発表	東京大学商法研究会	東京大学	2014 年 11 月
株式買取請求権の構造と買取価格算定の考慮要素	単独発表	日本銀行金融研究所セミナー	日本銀行金融研究所	2014 年 12 月
株式移転比率の公正性と会社法 429 条 1 項の責任	単独発表	京都大学商法研究会	京都大学	2015 年 1 月

継続開示義務者の範囲－ アメリカ法を中心に－	単独発表	日本証券経済研究 所・金融商品取引 法研究会	日本証券経済 研究所	2015年1月
株式買取請求・取得価格 決定事件における株式市 場価格の機能	単独発表	日本私法学会	立命館大学	2015年10月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

『論点体系 金融商品取引法』は、第一線の研究者・実務家が執筆に参画した注釈書であるが、2014年6月に発刊後、2014年8月と2015年8月の2回、増刷されている。

2015年度

「株式買取請求・取得価格決定事件における株式市場価格の機能」は私法学会シンポジウムの報告論文であり、科研費の助成を受けた研究の成果である。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	法学リサーチデザイン特殊講義 I	2
学部	商法 I	4
	1年次演習	2
	Japanese Legal System I	0.27
全学	社会科学のフロンティア	0.13

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	金融商品取引法	2
	ワークショップ企業内法務	0.13
	対話型演習民事法総合	0.27
学部	商法 II	4
	1年次演習	2
	Japanese Legal System I	0.27
全学	社会科学のフロンティア	0.13

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

2014年度

教育改善・教育意見交換会、スタッフランチョンセミナーに参加した。

2015年度

相互授業参観、教育改善・教員意見交換会への参加、スタッフランチョンセミナーへ参加

した

〔教育活動の自己評価〕

2014年度

授業参観および授業アンケート結果を踏まえて、授業の改善・工夫等について検討をした。

2015年度

授業参観および授業アンケート結果を踏まえて、授業の改善・工夫等について検討をした。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	日本私法学会、日本海法学会、法と経済学会
研究会活動	神戸大学商事法研究会、東京大学商法研究会、京都大学商法研究会、JPX 金融商品取引法研究会、日本証券経済研究所・金融商品取引法研究会

2015年度

所属学会	日本私法学会、日本海法学会、法と経済学会
研究会活動	神戸大学商事法研究会、企業立法研究会、東京大学商法研究会、京都大学商法研究会、大証金融商品取引法研究会

〔社会における活動〕

2015年度

学外教育活動	筑波大学非常勤講師（法と経済学）
各種審議会委員等	日本銀行金融研究所法律問題研究会メンバー 公益財団法人商事法務研究会会社法研究会委員

〔国際交流活動〕

2014年度

マレーシアで開催された KUGL で法経連携に関する講演を行った。

2015年度

Kobe LLM で Jeff Leong 氏の講義のコーディネーターを務めた。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014年度

マレーシアでの講演は、これまでの法と経済学・会社法に関する研究の成果が活かされた活動である。

2015年度

筑波大学での非常勤講師、および、公益財団法人商事法務研究会会社法研究会委員は、これまでの会社法に関する研究の成果・履歴が活かされた活動である。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

興津 征雄（行政法・准教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究面では、グローバル（行政）法研究をスタートさせ、いくつかの論文執筆といくつかの研究発表を行った。また、ニューヨーク大学での在外研究を契機として、英語による執筆・発表も行った。今後数年間は、グローバル（行政）法研究を個人研究・共同研究ともに研究の柱とするとともに、国際発信にも意を用いたい。

教育面では、法科大学院においても学部においても、すでに何度か同じ授業を担当しており、「よくいえば軌道に乗ってきた、悪くいえばマンネリ感が出てきた」という前号の記述を今期も援用せざるを得ない。今後は、講義ノートの内容を見直し、教科書執筆につなげていくことが目標である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
処分行政庁が、行政文書の一部非開示決定に対する異議申立てにつき棄却決定をした後、市長の交替及び市議会が非公開部分の公開を求める請願を採択したことを理由とし、公益に基づく裁量的開示処分として、非公開部分を公開する旨の決定をしたことは、行政行為の撤回等にあたり、かつ、その適法要件を欠き、行政庁の裁量権の範囲を逸脱して違法であるとされた事例（最新判例批評：横浜地判平成25・3・6判例時報2195号10頁）	単著	判例評論	665号146-151頁	2014年7月
書評 原田大樹著『公共制度設計の基礎理論』	単著	季刊行政管理研究	147号54-60頁	2014年9月
取消判決の効力	単著	高木光=宇賀克也編『行政法の争点	124-125頁	2014年9月

		(新・法律学の争点シリーズ』		
L'administration et son juge au Japon et en France: essai comparatif sur les pouvoirs et l'office du juge de la légalité administrative	単著	Pierre Brunet et al. (dir.), Rencontre franco-japonaise autour des transferts de concepts juridiques	79-95 頁	2014 年 9 月
条文解説 行政事件訴訟法第 32 条, 第 33 条 (取消判決等の効力)	単著	南博方 (原編著) / 高橋滋=市村陽典=山本隆司編 『条解 行政事件訴訟法』	646-698 頁	2014 年 12 月
競争秩序と事業者の利益—JASRAC 事件審決取消訴訟の原告適格論と独占禁法のエンフォースメント—	単著	民商法雑誌	150 巻 4・5 号 533-586 頁	2015 年 7 月 (奥付上は 2014 年 8 月)
行政訴訟の判決の効力と実現—取消判決の第三者効を中心に	単著	『現代行政法講座 II 行政手続と行政救済』	209-260 頁	2015 年 7 月
法学研究のグローバル化?	単著	凌霜	407 号 44-45 頁	2015 年 10 月
グローバル行政法とアカウンタビリティ—国家なき行政法ははたして, またいかにして可能か	単著	浅野有紀ほか編 『グローバル化と公法・私法関係の再編』	47-84 頁	2015 年 12 月
グローバル化社会と行政法—グローバル・ガバナンスへの日本の学説の対応	単著	法律時報	88 巻 2 号 79-85 頁	2016 年 2 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
グローバル行政法研究の理論的課題—行政法学の視点から—	単独発表	「環境条約の日本における国内実施に関する学際的研究」全体会合	甲南大学	2014 年 7 月
<u>The Normative Foundations for the Existence of Administrative Law in a Supranational Context</u>	単独発表	Global Fellows Forum	New York University School of Law	2014 年 10 月
<u>Accountability as a</u>	単独発表	Annual	University of	2015 年 3 月

<u>Normative Foundation for Global Administrative Law</u>		International Conference on Interdisciplinary Legal Studies	Oxford, St. Anne's College	
Accountability as a Key Concept for Global Administrative Law: A Good Governance Mantra or a Globalized Legal Principle?	単独発表	Tri-National University Meeting: "States and Borders"	神戸大学	2015年7月
Global (Administrative) Law and Japan: Between Statehood and Publicness	単独発表	Kobe SALAD (Summer School of Asian Law and Dispute Management), Part 2	神戸大学	2015年8月
グローバル法秩序における正統性	単独発表	「グローバル時代の国際法における国際行政法アプローチの今日的意義」研究会	明治大学	2015年10月
The Development of Global Administrative Law	単独発表	Kobe LL.M. (GMAP in Law) Special Lectures	香港大学, 香港中文大学, 汕頭大学, 厦門大学, 復旦大学, 上海交通大学	2016年3月
The Pluralization of Publicness in Global Administrative Law	単独発表	PPG Research Project International Workshop "A Reformulation of Public and Private Laws under the Globalization"	同志社大学	2016年3月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

『条解 行政事件訴訟法』は、第一線の研究者・実務家が執筆に参画したわが国随一の同法の注釈書であるが、取消判決の効力に関する32条・33条の注釈は、従来の版および類書では実務家（裁判官）が執筆することが多かったところ、興津征雄『違法是正と判決効』（2010年）をはじめとする判決効研究が高い評価を受け、同分野の専門家として特に執筆依頼があったものである。これらの研究は、科研費（若手研究（B））「処分性拡大論の理論的インパクト：紛争の成熟性・行為形式論・違法性の承継」の成果である。

「グローバル行政法研究の理論的課題——行政法学の視点から——」は、興津征雄「グローバル行政法とアカウントビリティ——国家なき行政法ははたして、またいかにして可能か——」社会科学研究65巻2号（2014年）が高い評価を受け、わが国の数少ないグロー

バル行政法の専門家として報告依頼があったものである。また、同報告の成果は、「書評 原田大樹著『公共制度設計の基礎理論』」に反映されている。これらの研究は、科研費（基盤研究（C））「超国家法秩序における行政法の存立基盤：グローバル行政法を見据えて」の成果である。

上記研究報告および書評、ならびに研究報告“The Normative Foundations for the Existence of Administrative Law in a Supranational Context”および“Accountability as a Normative Foundation for Global Administrative Law”などにおけるグローバル行政法研究の成果から派生した問題意識が、公益信託山田学術研究奨励基金奨励金「国家法秩序との対抗における自律的法秩序の可能性と限界—スポーツ紛争の司法審査対象性を手がかりとして」の獲得につながった。

2015 年度

すべての論文および研究報告は、科研基盤（C）「超国家法秩序における行政法の存立基盤：グローバル行政法を見据えて」（2014～2017 年度，研究代表者：興津），科研基盤（A）「私人の権利行使を通じた法の実現—法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」（2015～2019 年度，研究代表者：窪田充見教授），科研基盤（B）「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」（2015～2017 年度，研究代表者：山元一教授），および公益信託山田学術奨励基金奨励金「国家法秩序との対抗における自律的法秩序の可能性と限界—スポーツ紛争の司法審査対象性を手がかりとして」（2015 年度，研究代表者：興津）の研究成果である。

論文「競争秩序と事業者の利益」は、科研基盤（A）「集团的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」（2011～2014 年度，研究代表者：窪田充見教授）のワークショップで行った報告を元にしたものであり、同科研の研究成果でもある。

論文「グローバル化社会と行政法」は、グローバル行政法研究が高く評価されて、科研基盤（B）「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」に研究分担者として招請されたことに伴い執筆されたものである。

論文「グローバル行政法とアカウンタビリティ」は、初出論文（社会科学研究 65 巻 2 号，2014 年 3 月）が高く評価されて、単行本に再録された成果である。

研究報告「グローバル法秩序における正統性」は、グローバル行政法に関する研究が高く評価されて、招待講演に至った成果である。

研究報告「The Pluralization of Publicness in Global Administrative Law」は、グローバル行政法に関する研究が高く評価されて報告者として指名された成果である。

グローバル行政法研究が高く評価されて、科研基盤（B）「政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築」（2016～2019 年度，研究代表者：原田大樹教授）の研究分担者に加わることを招請され、今年度採択された。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対演行政法Ⅰ	2
	ヨーロッパ法	0.53
学部	行政法Ⅱ	4
	一年次演習	2

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習行政法Ⅱ	4
	行政法基礎	1.06
	法解釈基礎Ⅱ	0.27
学部	応用行政法	2
	社会分析基礎	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

2014年度

2014年度は後期から在外研究を予定していたため、担当授業を前期に固めることとなり、率直なところFD活動には十分な時間を割けなかった。

2015年度

法科大学院の教育改善意見交換会に参加した。2L生10人程度を対象に面談を行った。

〔教育活動の自己評価〕

2014年度

学部講義行政法Ⅱでは、例年に引き続きテークホーム式の間接テストを実施して成績評価に反映させた。学生の理解度把握と、復習のためのモチベーション確保のための方策としては、有効ではないかと考えている。

LSで対演行政法Ⅰを担当したのは2回目である。前回担当した2011年度には中川教授作成の教材の独特の構成をかみ砕いて学生に伝えることを旨としたが、今回は行政法の一般的な学説と対比しながら批判的に検討することに意を用いた。しかし、教育効果がどこまで上がったかは心許ない。

一年次演習では、最高裁判例を素材として、学生に自由な発想で議論させることを試みたが、学生からの発言が文章の意味の理解や事実の確認にとどまってしまう、学生を批判的に思考するレベルまで導くことができなかったのは反省点である。

授業アンケートは、どの科目についてもおおむね満足に行く水準を保っていると思われる。不遜な言い方かもしれないが、ここ数年の間に授業の方法に関して思いつく工夫はおおむね試みてしまっており（詳細は過去のFRを参照）、現状について大きく変更する必要は感じられない（もちろん、授業内容のバージョンアップや授業方法の微調整は毎年行っている）。また、LSの対演行政法に関しては、学生から寄せられる不満の大部分が中川教授作成の教材に関するものであり、同教授と綿密なコミュニケーションをとりながら授業を行ったものの、独力では如何ともしがたいものがあつた。

2015年度

対話型演習行政法Ⅱ（LS）：膨大な授業範囲を効率よくこなすために、教材のほかにポイントをとめたレジュメを配布して授業を行った。アンケート結果を見る限り、おおむね好評だったようなので、次年度以降もさらに改善を加えて継続したい。

行政法基礎・法解釈基礎Ⅱ（LS）：行政法基礎は旧カリキュラムの1単位分、法解釈基礎Ⅱは行政法の2回分を担当し、いずれも事例問題の分析の仕方、法律文書の作成方法を中心に授業を行った。複数の教員による共同開講であったため、アンケート結果は自分の担当部分にどの程度かわるのか判然としない。

応用行政法（学部）：行政法の重要判例を教材とし、基本的な知識や間違いやすいところの確認から出発して、判例の十分な理解に至るまで、対話型で授業を行った。アンケート結果を見る限り、おおむね成功したように思われるが、他方で、受講者の知識のバラつきもあり、勉強の進んでいる一部の学生には基礎的に過ぎる部分もあつたようである。受

講人数が約 30 人と少人数授業にしては多いこと、受講者が 3 年生と 4 年生にまたがっていることなどから、一朝一夕に改善することは容易ではないが、受講者の理解に合わせた授業ができるよう、いっそう工夫したい。

社会分析基礎 (学部) : 2 年生を対象とし、英語の教材を用いてグローバル・ガバナンスと法について考察した。2 年生にはややレベルが高すぎたかもしれない。受講人数が 2 人と少なかったため、授業アンケートの対象にはなっていない。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本公法学会、日仏法学会、Association française pour la recherche en droit administratif
研究会活動	行政判例研究会、フランス行政法研究会、関西行政法研究会、東京大学公法研究会・公法判例研究会、行政訴訟研究会、EU インスティテュート関西・法グループ研究会

2015 年度

所属学会	日本公法学会、日仏法学会、Association française pour la recherche en droit administratif、International Society of Public Law
学会等役員・編集委員	日本公法学会 2016 年度総会運営委員 (2015 年 12 月～)、神戸大学公法研究会幹事 (2015 年 10 月～2016 年 3 月)
研究会活動	神戸大学公法研究会、行政判例研究会、フランス行政法研究会、関西行政法研究会、東京大学公法研究会・公法判例研究会、行政訴訟研究会、EU インスティテュート関西・法グループ研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	体験講義・法律学 (神戸大学法学部オープンキャンパス 2014)
各種審議会委員等	神戸市情報公開審査会委員、明石市情報公開審査会・個人情報保護審議会委員

2015 年度

各種審議会委員等	明石市情報公開審査会委員・個人情報保護審議会委員、神戸市情報公開審査会委員
----------	---------------------------------------

〔国際交流活動〕

2014 年度

2014 年 8 月より 2015 年 7 月まで、ニューヨーク大学法科大学院において、グローバル・リサーチ・フェローとして、在外研究に従事 (神戸大学若手教員長期海外派遣制度による)。グローバル・リサーチ・フェローは、「大学の全学修課程における学問的実績が顕著であること (outstanding academic records at all levels of university training)」ならびに「研究計画の遂行および将来の専門的職業生活に対するコミットメントが明確に説明されていること (a demonstrated commitment to the advancement of their scholarly

project and their future professional life)」という観点から、「きわめて高度ではあるが、恣意的ではない (extremely high, but not arbitrary)」基準に基づいて選考されたものである (引用はいずれもニューヨーク大学ウェブサイトより)。

国際会議における研究報告については、IIを参照。

2015年度

2015年7月まではアメリカ・ニューヨーク大学において在外研究に従事しており、外国人研究者と積極的に交流した。

IIに記したとおり、英語による研究報告を積極的に行い、外国人研究者と意見交換をした。

2016年3月には、Kobe LL.M. (GMAP in Law)のプロモーション活動の一環として、香港および中国の計6大学を訪問し、英語で講演するとともに、現地の研究者と意見交換をし、学生と交流した。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014年度

神戸市および明石市において務めた情報公開または個人情報保護関係の委員には、行政法研究者としての情報公開・個人情報保護法制に関する知見が生かされている。

2015年度

明石市および神戸市の各委員は、特に行政法の専門家として委嘱され、行政法（情報公開法および行政個人情報保護法）の専門知識に基づく貢献を行っている。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員会等〕

小野 博司（日本法史・准教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

今期は、教育・研究活動ともに、一定程度順調に遂行することができた。

研究活動に関しては、共同研究の成果として書籍（小野博司＝出口雄一＝松本尚子編『戦時体制と法学者 1931～1952』、国際書院、2016年）を上梓することができた。また今期は、これまで取り組んできた大日本帝国期の行政救済法制に関する研究に加えて、新たに東アジアにおける近代法継受の方法に関する研究を開始した。後者は、前者で行なった外地の行政救済法制に関する研究、および前期から参加していた19世紀後半以降のドイツ法の継受に関する研究会での研究が契機となったものである。

教育活動については、最新の研究成果や自身の研究活動の進展と併せてレジュメに変更を加えるとともに、授業全体を通じて個々の知識よりも「現在に至る歴史の流れ」を意識させることに注意を払った。今後は研究をより一層進展させ、それをフィードバックさせることで教育活動のさらなる充実を目指したい。

Ⅱ 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
戦時体制と法学者 1931～1952	共編（小野博司＝出口雄一＝松本尚子）	国際書院	2016年3月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
満洲国の行政救済法制の性格に関する一試論—1937（康德4）年訴願手続法を中心に—	単著	神戸法学雑誌	64巻1号17-70頁	2014年6月
台湾弁護士協会（1931-1935）に関する予備的研究—基本情報の整理を中心に—	単著	神戸法学雑誌	64巻2号225-259頁	2014年9月
日本弁護士協会台湾支部の法制改革運動—1910年代前半の内地人弁護士の「人流與跨境」を中心に—	単著	「日本帝国與殖民地：人流與跨境」国際学術研究会会議資料	1-15頁	2014年10月
日本近代法史から東アジア近代法史へ—「日本」を例に—	単著	21世紀アジアにおける台湾法と日本法の協働に向けた対話	1-16頁	2014年11月
近代法の翻訳者たち（1）—山脇玄と守屋善兵衛—	単著	法政策研究	16集3-27頁	2015年2月
東アジア近代法史のための小論	単著	神戸法学年報	29号3-25頁	2015年10月
近代法の翻訳者たち（2）—制度取調局御用掛の研究—	単著	法政策研究	17集19-43頁	2016年2月
戦時日本における法治主義の解体	単著	共編（小野博司＝出口雄一＝松本尚子編『戦時体制と法学者 1931～1952』（国際書院）	29-40頁	2016年3月
美濃部達吉——1930年代以降の議政関係論	単著	共編（小野博司＝出口雄一＝松本尚子編『戦時体制と法学者 1931～1952』（国際書院）	167-178頁	2016年3月

矢部貞治——近衛新体制への期待と失望	単著	共編（小野博司＝出口雄一＝松本尚子編『戦時体制と法学者 1931～1952』（国際書院）	193-203 頁	2016 年 3 月
戦時下の行政訴訟	単著	共編（小野博司＝出口雄一＝松本尚子編『戦時体制と法学者 1931～1952』（国際書院）	233-240 頁	2016 年 3 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
日本弁護士協会台湾支部の法制改革運動—1910年代前半の内地人弁護士の「人流與跨境」を中心に—	単独発表	「日本帝国與殖民地：人流與跨境」国際学術研討会	中華民国・中央研究院臺灣史研究所	2014 年 10 月
日本近代法史から東アジア近代法史へ—「日本」を例に—	単独発表	21 世紀アジアにおける台湾法と日本法の協働に向けた対話	中華民国・国立政治大学	2014 年 11 月
近代法継受におけるドイツ留學生の役割—山脇玄を中心に—	単独発表	法制史学会近畿部会	同志社大学	2014 年 12 月
明治日本におけるマグナ・カルタ継受	単独発表	法制史学会第 67 回総会シンポジウム準備会	関西学院大学	2015 年 3 月
三阪佳弘著『近代日本の司法省と裁判官』を読んで	単独発表	大阪大学法史研究会	大阪大学	2015 年 3 月
ハイデルベルク もう一つのクライス	単独発表	アスコナ会	ホテル日航奈良	2015 年 3 月
近代法の継受とは何か？—「近代法の翻訳者」という見方—	単独発表	法政策研究会	神戸市勤労会館	2015 年 5 月
19 世紀後半日本におけるマグナ・カルタの継受	単独発表	法制史学会第 67 回総会	関西学院大学	2015 年 6 月
MINOBE Tatsukichi	単独発表	法制史学会東京部会第 256 回例会	早稲田大学	2015 年 6 月
東アジア近代法史について	単独発表	「20 世紀東アジア複合秩序の形成と日本」研究会	大阪大学	2015 年 9 月

近代法の翻訳者たち	単独発表	The 2nd East Asia Social Science Symposium	大韓民国・蔚山大学校	2015年10月
-----------	------	--	------------	----------

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

依頼される原稿や報告が前期よりも増加し、かつ、その他の業務の多忙であったため、1本の論文執筆にかけることができる時間が減少し、前期よりも生産量は増加し新たな知見を得る機会は増えた一方で、資料収集の徹底さの面などで納得できる論文を生産することが難しくなったように感じた。来期は初心に帰り、寡作でもよいので、十分に時間をかけた論文を発表したいと考えている。また、前期まで取り組んできた大日本帝国の行政救済法制に関する研究を纏めた単行書を上梓することも来期の大きな目標である。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	法学リサーチデザイン特殊講義Ⅱ	2
学部	日本法史	4
	1年次演習	2
全学	神戸大学の研究最前線	0.13

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	法学リサーチデザイン特殊講義Ⅱ	2
学部	日本法史	4
全学	神戸大学の研究最前線	0.13

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

法学部および法科大学院の授業参観、およびランチョンセミナーに参加した。

〔教育活動の自己評価〕

今期に担当した授業のアンケートでは、全般的に高い評価を得ることができた。特に、「日本法史」において高評価を得ることができたのは、着任以来目指してきた「法学学習に役立つ法史教育」を一定程度具体化し、提示することができたためであるとする。また、アンケートのコメントにおいて、授業中に登場する法学者に対するイメージを持ちやすくするために行った当該人物に関する「ゆかりの地」（生家や学んだ学校など）の写真による紹介が高く評価されたので、その点を充実させた。

Ⅳ 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014-2015年度

所属学会	法制史学会、法制史学会近畿部会
------	-----------------

研究会活動	戦時法研究会
シンポジウム等の主催等	ミヒャエル・ストライス氏（フランクフルト大学名誉教授）を招聘した、法制史学会東京部会と戦時法研究会共催のミニ・シンポジウムを開催し、英語で報告を行なった。

〔社会における活動〕

学外教育活動	<p>2014 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市立大学法学部非常勤講師 ・平成 26 年度神戸大学大学院法学研究科公開講座・ひょうご講座（「現代社会における家族の意味と役割—法の視点から—」）における講義（題名：「日本における家族像の変化」）。 ・夢ナビライブにおける講義（題名：「日本近代法を作った人—箕作麟祥伝—」） <p>2015 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西学院大学法学部非常勤講師 ・大阪薬科大学薬学部非常勤講師 ・岡山商科大学法学部非常勤講師
招待講演	<p>2014 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国・蔚山大学校における講演（題名：「東アジア近代法史覚書」）。 <p>2015 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸大学大学院法学研究科社会人コース修了者研究会（「法政策研究会」）における講演（題名：「近代法の継受とは何か？」）。

〔国際交流活動〕

2014 年度は、10 月に中華民国・中央研究院臺灣史研究所で開催された国際学術研討会において報告、11 月に中華民国・政治大学で開催された「第 1 回政治大学と神戸大学の法学分野における高度・教育連携推進ワークショップ」において報告を行なった。2015 年度は、6 月に早稲田大学で開催された法制史学会東京部会＝戦時法研究会共催ミニシンポジウムにおいて英語による報告を、10 月に韓国・蔚山大学校社会科学大学で開催された「The 2nd East Asia Social Science Symposium」において報告を行なった。外国出張は、中華民国に 5 回、大韓民国に 3 回行った。

V 管理運営活動等の内容
〔学内各種委員等〕

木下 昌彦（憲法・准教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2014年度と2015年度は、表現の自由と著作権をめぐる論文の執筆に大きな比重を置くものとなった。2016年以降は、表現の自由と著作権の対立をめぐる研究によって示唆を得た財産権論と表現の自由論それぞれについての基礎理論的研究に重点を置いて研究を進めたいと考えている。また、2014年度からは、法科大学院において対演憲法訴訟Ⅱを担当し、法学既修者に対する講義を初めて担当することになった。2016年以降は、法科大学院での教育成果をもとに教材の作成と出版にも力を入れていきたいと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
法概念としての所有権 (1)	単著	神戸法学雑誌	64巻2号1-45頁	2014年9月
著作権法の憲法適合的解釈に向けて－ハイスコアガール事件が突き付ける課題とその克服	単著	ジュリスト	1478号46-52頁	2015年3月
民主的実験としての地方分権－現代社会における統治機構の新たな展望	単著	佐々木弘通・宍戸常寿編『現代社会と憲法学』	171-193頁	2015年11月
著作者の権利と事前抑制の法理(上)－著作者の権利に基づく事前差止めがもたらす弊害と憲法法理によるその克服－	単著	NBL	1067号46-59頁	2016年2月
著作者の権利と事前抑制の法理(下)－著作者の権利に基づく事前差止めがもたらす弊害と憲法法理によるその克服－	単著	NBL	1068号42-51頁	2016年2月
10 猿払事件・11 堀越事件・12 世田谷事件	単著	大林秀介・大林啓吾編『判例アシスト憲法』	20-25頁	2016年3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
表現の自由としての他人の著作物の利用－著作権法の憲法適合的解釈に向けて－(招待講演)	口頭発表	北海道大学知的財産法研究会	北海道大学	2015年2月
著作権法の憲法適合的解釈に向けて－ハイスコアガール事件が突き付け	口頭発表	明治大学知的財産法政策研究所 (IPLPI) シンポ	明治大学	2015年3月

る課題とその克服－（基調講演）		ジウム 著作権・表現の自由・刑事罰		
著作権に基づく出版物の事前差止めと事前抑制の法理	口頭発表	知的財産権と憲法的価値研究会	明治大学	2015年12月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

本学の同僚である前田健准教授と共に執筆した『著作権法の憲法適合的解釈に向けて－ハイスコアガール事件が突き付ける課題とその克服』は憲法適合的解釈に基づき著作権法の解釈をおこなうという実践的解釈を試みたものであり、同論文は、『2015年学界展望』法律時報87号にて、憲法・知的財産法の両方の分野において取り上げられている。また、同論文に基づき、明治大学知的財産法政策研究所（IPLPI）シンポジウム「著作権・表現の自由・刑事罰」（2015年3月）において、基調講演を担当している。なお、2014年度には、神戸法学雑誌64巻において、論文「法概念としての所有権（1）」も公表している。同論文も、『2015年学界展望』法律時報87号にて要旨とともに取り上げられる成果となったが、現在、（2）以降を執筆予定であり、2017年度以降、続編の公表を目指したいと考えている。

2015年度

2015年度においても引き続き、表現の自由と著作権の対立と調整を論点として扱った論文を公表しており、特に、「著作者の権利と事前抑制の法理（上）－著作者の権利に基づく事前差止めがもたらす弊害と憲法法理によるその克服－」NBL1067・1068号（2016年）は、『2016年学界展望』法律時報88号において、憲法・知的財産法の両方の分野において取り上げられ、特に、憲法においては「事前抑制に関する研究として…必読である」との紹介がなされるなど、学会において一定の評価を得た研究であったと理解している。また、2014年度、2015年度の表現の自由と著作権の対立と調整を論じた論文を契機として、大阪弁護士会主催の憲法市民講座「表現の自由と著作権－パロディ・同人誌をめぐって」（2016年12月17日開催）での講演の招待を受けており、実務家にも注目された研究成果になったものと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習憲法訴訟Ⅱ×2クラス	4
学部	Japanese Legal System	0.27
	憲法Ⅰ	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習憲法訴訟Ⅱ	4
学部	Japanese Legal System	0.27

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

他科目の授業参観をおこない、法科大学院の教育改善意見交換会に積極的に参加、意見交換に加わった。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

法科大学院においては、対演憲法訴訟Ⅱを初めて担当し、問題演習を多く導入するなどした結果、学生からも高い評価を得ている。学部の憲法Ⅰについては、予習課題を予め配布したり、分かりやすい授業を心掛けるなど改善につとめ学生評価も向上したと考えている。

2015 年度

法科大学院においては、2014 年度に引き続き、対演憲法訴訟Ⅱを担当し、昨年度の授業内容の改善に努めた。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本公法学会、著作権法学会
研究会活動	The 3rd Comparative Constitutional Law Workshop for Young Scholars (2014.3.21, hitotsubashi University) において司会を勤めた。

2015 年度

所属学会	日本公法学会、著作権法学会
------	---------------

〔社会における活動〕

2014 年度

招待講演	伊丹市選挙啓発講演会
各種審議会委員等	三木市情報公開審査会委員、徳島県憲法課題研究会アドバイザー、21 世紀地方自治制度研究会研究員

2015 年度

各種審議会委員等	三木市情報公開審査会委員・三木市個人情報保護審査会委員、一般財団法人自治総合センター 平成 27 年度「21 世紀地方自治制度についての調査研究会」委員、全国知事会「憲法と地方自治研究会」委員
----------	--

〔国際交流活動〕

台湾、アメリカ、日本など、複数の国からの公法研究者が集まった研究会 The 3rd Comparative Constitutional Law Workshop for Young Scholars (2014.3.21, hitotsubashi University) において司会を担当、討議にも参加した。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

2012 年に公表した論文『自由・権力・参加』が一つの起点となり、徳島県憲法課題研究会アドバイザーを担当し、専門的意見を提示した。

2015 年度

2015 年度に公表した「民主的実験としての地方分権—現代社会における統治機構の新たな展望」佐々木弘通・宍戸常寿編『現代社会と憲法学』など、地方自治に関する継続的研究の成果により、全国知事会「憲法と地方自治研究会」委員、平成 27 年度「21 世紀地方自治制度についての調査研究会」委員など、地方自治に関する各委員を務め、専門的意見を提示した。

V 管理運営活動等の内容 〔学内各種委員会等〕

瀬戸口 祐基（民法・准教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2016 年 3 月に本学特命准教授に着任した。

研究活動としては、東京大学大学院法学政治学研究科在籍中（2016 年 2 月まで）に執筆した助教論文についての報告を、東京大学民法懇話会において行った。その内容は、フランス法上の議論を手掛かりとして、日本法の下での債権者の共同担保と債務者の法主体性との関係について検討するというものである。今後は、この研究について、さらなる検討を進めるとともに、研究成果の公表を行っていききたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕
（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
共同担保概念に見られる人的信用の仕組み—フランスにおける資産（patrimoine）概念をめぐる議論からの考察—	個別報告	東京大学民法懇話会	東京大学	2016 年 3 月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

今期は、主としてフランス法上の議論を検討することを通じて、日本法における債権者の共同担保と債務者の法主体性との関係についての研究を進めた。この研究は、2016 年 2 月に東京大学大学院法学政治学研究科に提出した助教論文「共同担保概念に見られる人的信用の仕組み—フランスにおける資産（patrimoine）概念をめぐる議論からの考察—」の内容をなすものでもあるところ、同論文について、東京大学民法懇話会において報告する機会に恵まれ、そこにおいては、様々な貴重な意見を得ることができた。今後は、そこで得られた知見を踏まえてさらなる検討を進めるとともに、研究成果の公表を行って

いきたいと考えている。なお、本研究は、2016年度より、研究課題「共同担保概念に見る人的信用の仕組みの研究——フランスの資産論を通じて——」（若手研究（B））として、科学研究費助成事業の採択課題となっており、今後も研究を安定的に続けていくことができる状況となっている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

Ⅳ 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2015年度

所属学会	日本私法学会
------	--------

Ⅴ 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員会等〕

田中 洋（民法・准教授）

Ⅰ 今期の活動の総括と今後の展望

研究面に関しては、2014年8月までオスナブリュック大学（ドイツ）のヨーロッパ法学研究所で在外研究に従事しており、その間に、同研究所において日本法に関する講演を行うという貴重な機会を得た。帰国後は、主としてわが国の民法（債権法）の改正の動向をフォローし、その検討を行ってきた。もっとも、その成果の公表は、未だ十分ではなく、民法改正の進捗状況に即して今後成果の公表を進めていきたいと考えている。他方で、これまで中心としてきた契約法から、不法行為法にも研究領域を広げることができた点は、一定の進歩があったように思われる。

教育面に関しては、はじめてLSの授業を担当することになった。対話型演習の科目については、事例問題をもとにした質疑応答形式での授業を行った。授業準備の負担はかなりのものであったが、この形式は、学生には概ね好評であったようであり、今後、対話型演習の授業を行う場合にも、基本的にはこの形式を踏襲するようにしたいと考えている。

全体的にみれば、今期の活動においては、研究面よりも教育面に多くの時間を割いていたように思われる。はじめて担当する授業が多かったこともあり、やむを得ないことではあるものの、今後は、できれば、研究面にも、もう少し時間がかけられるようにしたいと考えている。

Ⅱ 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
551条・570条・634条, 品確法94条・95条(瑕 疵担保責任と契約類型)	単著	法学教室	406号38-42 頁	2014年6月
貸與人修繕義務不履行と 賃借人の損害回避減少措 置	単著	民法判例百選II 債 権〔第7版〕	14-15頁	2015年1月
不法行為法の目的と過失 責任の原則	単著	現代不法行為法研 究会編『不法行為 法の立法的課題』 (別冊NBL155 号)	17-32頁	2015年10月
Das japanische Recht im Lichte der Europäisierung des Privatrechts	単著	Jahresheft der Internationalen Juristenvereini- gung Osnabrück (IJVO)	19号31-39頁	2015年12月
(翻訳)ウルリッヒ・マ グヌス「国際物品売買契 約条約(CISG)に関す る実務上の諸問題と判例 による指針の形成」	単著	川角由和＝中田邦 博＝潮見佳男＝松 岡久和編『ヨーロ ッパ私法の展望と 日本民法典の現代 化』(日本評論 社)	99-149頁	2016年3月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
Das japanische Recht im Lichte der Europäisierung des Privatrechts	単独発表	Internationale Juristenvereini- gung Osnabrück	European Legal Studies Institute (Osnabrück)	2014年6月
要綱仮案における履行障 害法の概観と検討	単独発表	神戸大学民法判例 研究会	神戸大学	2014年11月
不法行為法の目的と過失 責任の原則	単独発表	現代不法行為法研 究会	キャンパスプ ラザ京都	2015年5月

*報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

2014年度

2014年8月まで、オスナブリュック大学(ドイツ)のヨーロッパ法学研究所で在外研究中であった。その間に、同研究所で日本法に関する講演を行う機会を得た。ドイツ語で行うことになったのは初めての講演であり、準備にはかなりの時間を要したが、大変良い経験となった。

2015年度

現代不法行為法研究会において、不法行為法に関する研究報告をはじめで行うこととな

った。これまでは契約法を中心に研究を進めてきたが、研究領域を広げるよい機会となった。他方で、契約法の研究に関しては、主として民法（債権法）の改正法案の検討に従事した。もともと、公表した業績はまだ少なく、今後、さまざまな機会に研究成果を公表していきたい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	民法 I	4
	外国書講読	2

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	法解釈基礎 I	0.53
	対話型演習物権責任財産法	4
	対話型演習民事法総合	1.06
学部	実定法入門	0.67
	法経総合概論	0.27
	外国書講読	2
全学	男女共同参画とジェンダー	0.13

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

教員授業参観を行った。スタッフ・ランチョンセミナーに参加した。

2015 年度

教員授業参観を行った。スタッフ・ランチョンセミナーに参加した。法科大学院の教育改善意見交換会に参加した。2L 生 10 人程度を対象に個別面談を行った。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

学部の民法 I をはじめて担当した。この授業では、比較的詳細なレジュメを用意し、学生の予習・復習の便宜を図った。詳細なレジュメは、学生にとっては、とくに復習の際に役に立ったようである。

2015 年度

LS の授業をはじめて担当した。法解釈基礎 I では、1L 生を対象に、法的思考の基本的な方法を説明した。また、学生に実際に文書作成をさせ、その添削を行うことで、学生が実践的な法の解釈・適用の能力を身につけることができるように工夫した。

対話型演習物権・責任財産法では、実践的な問題解決の能力を養うために、具体的な事例問題をもとにして質疑応答の形式で行った。その際には、とくに要件事実論に配慮し、請求に関する当事者の主張・反論に即した検討を行うという方式を採用した。授業準備の負担はかなりのものであったが、この方式は、学生には概ね好評であったようであり、今後、対話

型演習の授業を行う場合にも、基本的にはこの方式を踏襲するようにしたいと考えている。もっとも、はじめての授業であったこともあり、また授業の中で多くの事項を取り扱おうとしたため、授業時間が不足気味であった。授業で取り扱う項目の取捨選択についても、今後工夫が必要であると考えている。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本私法学会
研究会活動	神戸大学民法判例研究会、京都大学民法研究会、関西若手研究者民事判例研究会、現代不法行為法研究会

2015 年度

所属学会	日本私法学会
研究会活動	神戸大学民法判例研究会、京都大学民法研究会、関西若手研究者民事判例研究会、現代不法行為法研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

各種審議会委員等	兵庫県弁護士会民法改正検討プロジェクトチーム助言者
----------	---------------------------

2015 年度

各種審議会委員等	兵庫県弁護士会民法改正検討プロジェクトチーム助言者
----------	---------------------------

〔国際交流活動〕

2012 年 9 月から 2014 年 8 月まで、オスナブリュック大学（ドイツ）のヨーロッパ法学研究所において、ヨーロッパ契約法の展開について在外研究に従事した。また、その間に、同研究所において日本法に関する講演を行った。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

兵庫県弁護士会民法改正検討プロジェクトチーム助言者に任用され、同チームによる民法（債権関係）改正法案の検討に携わった。

2015 年度

兵庫県弁護士会民法改正検討プロジェクトチーム助言者の活動として、前年度に引き続き、同チームによる民法（債権関係）改正法案の検討に携わった。さらには、兵庫県弁護士会民法改正検討プロジェクトチーム編『新旧対象逐条解説・民法（債権関係）改正法案』（新日本法規，2015 年）の原稿について、民法改正法案の研究をもとに助言を行い、編集協力者として同書の出版に携わった。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員会等〕

藤村 直史（議会研究、日本政治・准教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2014、2015年度は、全期間ハーバード大学で在外研究をする機会をいただいた。2002年に大学院に進学し、また2010年に神戸大学大学院法学研究科に採用されて以来、一定の年月が経った。そうした中で、2年もの間研究専念の期間をいただいたことは、研究を勉強しなおすことはもちろん、教育や研究者としての活動を見直す貴重な機会となった。

研究に関しては、これまでのテーマである議員行動や立法組織について取り組んだ。特に、国際的に高い評価を受けている政党研究誌である *Party Politics* に論文を掲載できたことは、研究成果を国際的に示すことができ、大きな喜びと自信となった。また、ハーバード大学で議会政治や計量分析の授業や、政治経済や比較政治のワークショップに出席することで、先端の研究に触れ、実質、方法ともに、学びなおすことができた。それと同時に、研究の早いペースでの発展とさらに競争的になることも実感した。今後は、学んだことをもとに英文査読誌に論文を投稿し、掲載へつなげると同時に、近年の研究から大きな枠組みにつながるような展望も見えてきているので、この点も発展させたい。

教育活動については、在外期間であったので、授業等は行っていない。ただ、ハーバード大学で自身が授業に出席することで、内容や形式について参考になる点が多くあったので、今後とりいれていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
<u>The Influence of Electoral Institutions on Legislative Representation: Evidence from Japan's Single Non-Transferable Vote and Single-Member District Systems</u>	単著	<i>Party Politics</i>	21 (2) pp.209-221	2015年2月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
<u>The Role of the Prime Minister in Legislation and Elections: Evidence from Japan</u>	単著	Southern Political Science Association	Caribe Hilton, San Juan, Puerto Rico	2016年1月
The Logic behind Party Unity	単著	Program on U.S.-Japan Relations Weatherhead	Harvard University, Cambridge,	2016年3月

		Center for International Affairs	MA	
--	--	----------------------------------	----	--

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014 年度

論文が掲載された *Party Politics* は、*impact factor* が 1.830 で、政治学の 161 誌中 20 位であり、本誌への採択率は低く、掲載されることは研究者として高い評価を得る。国際的に成果を報告できたと考える。

2015 年度

議員の委員会活動、政党の一体性、小選挙区・比例代表並立/併用制下での政党システムなどについて、あらたな研究を進めた。複数のワーキングペーパーを作成し、ワークショップや学会で報告した。

III 教育活動の内容と自己評価

〔FD 活動への参加〕

2014 年度

在外中につき、活動への参加なし。ただし、ハーバード大学の授業に出席することで、これまでの自身の教育活動を反省すると同時に、参考にすべき点を得た。

2015 年度

2015 年度は、2014 年度に引き続き、長期在外研究のため、神戸大学を離れていたため、FD 活動へは参加していない。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度

在外中につき、授業はしていない。ただし、ハーバード大学の授業に出席することで、これまでの自身の教育活動を反省すると同時に、参考にすべき点を得た。

2015 年度

2015 年度は、2014 年度に引き続き、長期在外研究のため、神戸大学を離れていたため、授業を担当していない。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本選挙学会、日本政治学会、日本比較政治学会
研究会活動	Harvard University Contemporary Japanese Politics Study Group, Harvard University Comparative Politics Workshop, Harvard University Political Economy Workshop に参加。

2015 年度

所属学会	日本選挙学会、日本政治学会、日本比較政治学会
学会等役員・編集委員	日本政治学会年報編集委員

研究会活動	Harvard University で研究報告 2 回
-------	------------------------------

〔社会における活動〕

2014 年度

招待講演	2015 年 7 月より隔月で、『Int'lecowk』において「論壇ナビ」を担当。
------	--

〔国際交流活動〕

2014 年度

ハーバード大学に客員研究員として滞在することで、学内外の研究者と交流した。

2015 年度

2015 年度は、2014 年度に引き続き、ハーバード大学で長期在外研究を行った。ハーバード大学の教員、ポスドク、院生と密に交流し、共同研究を行った。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

在外中のため、学外での非常勤講師やシンポジウムは実施していない。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

前田 健（知的財産法・准教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

今期は、2014 年に米国留学から帰国し、その成果を研究及び教育の成果に反映させることができた。特に著作権と表現の自由にかかる研究、特許法における進歩性判断についての実証分析、特許法について最高裁判決についての分析は、高い評価を受け各所での講演等にもつながった。研究成果を社会に届けることができたものと考えている。

また、2015 年度には研究成果を社会的に還元する活動にも注力し、文化庁の各種委員として、著作権法の立法政策形成に関与した。

これらの経験から得た経験や知見を研究に生かし、理論と現実の間の好循環を構築できることを目指したい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
進歩性要件の機能から見た裁判例の整理と実証分	単著	特許庁委託平成 24 年度産業財産権研	1-101 頁	2014 年 6 月

析		究推進事業(平成24～26年度)報告書		
FRAND 宣言された必須特許権の行使の制限とライセンス料相当額	単著	法学教室	407号 46-55頁	2014年8月
著作権法の憲法適合的解釈に向けて—ハイスコアガール事件が突き付ける課題とその克服	木下昌彦氏との共著	ジュリスト	1478号 46-52頁	2015年4月
訂正の再抗弁における適法な訂正請求等の要否	単著	平成26年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊)	1479号 274-275頁	2015年4月
特許権の本質と存続期間の延長登録	単著	神戸法学雑誌	65巻1号 1-44頁	2015年6月
裁判例に見る進歩性判断とあるべき判断手法	単著	飯村敏明先生退官記念論文集『現代知的財産法 - 実務と課題』	353-365頁	2015年7月
プロダクト・バイ・プロセス・クレームの有効性と訂正の可否—プラバスタチンナトリウム事件最高裁判決とその後の課題—	単著	A.I.P.P.I	60巻8号 706-724頁	2015年8月
知的財産法と集团的利益—標識法の場合—	単著	民商法雑誌	150巻6号 691-707頁	2015年9月
第7条の2(地域団体商標)	単著	金井重彦・鈴木将文・松嶋隆弘編『商標法コンメンタール』	236-252頁	2015年12月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
進歩性要件の機能から見た裁判例の整理と実証分析	単独発表	北海道大学知的財産法研究会	北海道大学	2014年12月
「知的財産権による公益の実現」	単独発表	集团的・合利益科 研総括シンポジウム 「利益の多様性と私人による法実現」	神戸大学	2015年1月
表現の自由としての他人の著作物の利用—著作権法の憲法適合的解釈に	共同発表(木下昌彦氏と)	北海道大学知的財産法研究会	北海道大学	2015年2月

向けてー				
著作権法の憲法適合的解釈に向けてーハイスコアガール事件が突き付ける課題とその克服ー	共同発表（木下昌彦氏と）	明治大学知的財産法政策研究所 (IPLPI)シンポジウム 著作権・表現の自由・刑事罰	明治大学	2015年3月
類似性と二次創作	単独発表	国際著作権法学会 (ALAI) JAPAN	早稲田大学	2015年12月
TPPによる要求内容と国内法による対応	単独発表	TPPと知的財産権侵害における損害賠償制度ー法定損害賠償・追加的損害賠償をめぐる検討を中心にー	明治大学	2015年12月
パネルディスカッション「しなやかな著作権制度に向けて」	共同発表（パネリスト）	シンポジウム しなやかな著作権制度に向けてー権利制限・利用許諾を中心にー	明治大学	2016年3月
PBPクレーム最高裁判決の意義と今後の課題	単独発表	知的財産法研究会	北海道大学	2016年3月

*報告名下線は選考あり

北上記研究報告は、いずれも招待されたもの。2015年3月の明治大学における報告は基調講演として実施。

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

論文「進歩性要件の機能から見た裁判例の整理と実証分析」は評価を得て、上記北大における招待講演に至っている。また、論文「著作権法の憲法適合的解釈に向けてーハイスコアガール事件が突き付ける課題とその克服」（木下昌彦氏との共著）ジュリスト 1478号 46-52頁の研究内容も評価され、上記北大および明大の招待講演に至ったものである。

平成26年度には、平成23年採択の若手B科研が終了したが、引き続いて、同じく若手B科研の採択に至った。新科研は前科研の成果をさらに発展させるものと位置付けて申請したものであるため、これは前科研の研究成果が評価を得ていることに基づくものと考えている。

2015年度

多数の研究成果を発表することができたが、いずれも平成26年度採択に係る科研費若手Bの成果の一部であり、順調に研究が進展しているといえる。

特に、PBPクレームに関する論稿（A.I.P.P.I60巻8号706-724頁）は、北海道大学での招待講演及び大阪で行った実務家向けへの講演会につながり、高い評価を受けているものと考えている。さらに、同論稿の提案するところに沿う形で、特許庁が実務の変更をするに至り、社会に対して一定の貢献ができたものと考えている。

また、2015年12月に明治大学で行った損害賠償に関する講演は、その後の2016年3月に閣議決定されるに至った著作権法改正案の理論的支柱を提供するものであり、その内容は、文化審議会著作権分科会の報告書にも反映されている。社会にとって有用性の高い研究成果を報告することができたと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	著作権法	2
	R&W ゼミ知的財産法	2
学部	知的財産法	2
	外国書講読	2

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	特許法	4
	R&W ゼミ知的財産法	2
	法学研究論文演習	2
学部	知的財産法	2
	Japanese Legal System II	0.1333
全学	社会科学のフロンティア	0.1333

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

2014年度

LS生との面談を実施。授業参観に参加した。

2015年度

LS生との面談を実施し、教育改善意見交換会にも参加した。授業参観に参加した。

〔教育活動の自己評価〕

2014年度

留学のから帰国した直後であったので、アメリカの大学の教育手法も参考にして授業のやり方に工夫を加えた。

2015年度

授業アンケートの結果を受けて、授業における資料の配布方法を工夫し、予習・復習が効果的に行えるような配慮を行った。

LS生で研究者志望（助教内定）の学生のリサーチペーパーの指導も行った。

Ⅳ 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	工業所有権法学会、著作権法学会
研究会活動	同志社大学知的財産法研究会、コンテンツビジネスロー研究会

2015 年度

所属学会	工業所有権法学会、著作権法学会
研究会活動	コンテンツと著作権法研究会、知的財産権と憲法的価値研究会、同志社大学知的財産法研究会、コンテンツビジネスロー研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	香川大学法学部非常勤講師（知的財産法 2 単位）
各種審議会委員等	文化庁委託事業「実演家の権利に関する法制度及び契約等に関する研究会」委員（2014 年 9 月～2015 年 3 月。「実演家の権利に関する法制度及び契約等に関する調査研究報告書」の分担執筆）

2015 年度

学外教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 香川大学・愛媛大学連合大学院法大学院非常勤講師（知的財産法 2 単位） ✓ 総合的な学習時間夏の講演会（岸和田高校、2015 年 8 月 26 日）
招待講演	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本知的財産仲裁センター「PBP クレームの最高裁判決後の審査・紛争対応実務について> ～今後の実務の方向性を探る～」基調講演、及びパネルディスカッション（2016 年 2 月 24 日）
各種審議会委員等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 専門委員 ✓ 文化審議会著作権分科会国際小委員会 専門委員 ✓ 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」 委員 ✓ 著作権政策の立案における社会・経済学的アプローチ等に関する調査研究（青山社中、文化庁委託事業）協力研究者 ✓ 文化庁・調査研究委託先選定に係る技術審査専門員

〔国際交流活動〕

2014 年度

2014 年 4 月～6 月 スタンフォード大学ロースクール客員研究員。

2014 年 7 月 IP Junior Researcher Workshop（言語:英語。場所:名古屋大学）にコメンテーターとして出席。

2015 年度

2015 年 6 月 IP Junior Researcher Workshop（早稲田大学とスタンフォード大学共催。場所:早稲田大学）へコメンテーターとして出席。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

米国での留学の成果を生かし、文化庁の調査研究において、米国法の知見を提供し、社

会に貢献することができた。

2015 年度

多数の審議会委員、招待講演をこなし、研究成果を社会に還元するように心がけた。また、逆に、そこで明らかになった実務上の課題について、解決の指針を与えることができるよう、研究に生かすこともしている。そのような、相互のフィードバックが一定程度成果として表れていることについては〔研究活動の自己評価〕にも記したとおりである。

特に、2015 年度から文化審議会の委員として著作権法改正について専門家の観点から関与している。重要な点として、TPP に対応した著作権法の改正及び著作権法制において長年の懸案事項である権利制限規定の改正についての議論にも関与した。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員会等〕

米倉 暢大（民法・准教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2015 年 10 月に本学准教授に着任した。

研究については、東京大学大学院法学政治学研究科在籍中（2012 年 4 月～2015 年 3 月）に執筆した助教論文についての手直しと関連分野の研究を行った。前者は差押えの実体法における効力を取り扱ったものである。今後は、助教論文を公表するとともに、助教論文で取り扱った問題と関連する問題へと考察対象を広げていきたい。

教育については、少人数の法学文献講読（独語）を担当した。今後は、学生が興味をもち、主体的な学修を行う授業となるよう工夫をしていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究活動の自己評価〕

対象年度においては、主として、東京大学大学院法学政治学研究科在籍中（2012 年 4 月～2015 年 3 月）に執筆した助教論文についての手直しと公表に向けた作業を行った。そのほか関連する問題について研究した。その成果を公表すべく努めていきたい。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	法学文献講読（独語）	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

- ・相互授業参観
- ・スタッフ・ランチョンセミナーへの参加

〔教育活動の自己評価〕

対象期間においては、法学文献講読（独語）を担当した。学生が主体的に学修する授業となるよう努めていきたい。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2015 年度

所属学会	私法学会
------	------

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

助教

大原 誠（助教）

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究に関しては、勤務計画問題（交代勤務制の職業において各員の勤務時間・作業内容を計画する問題）について、求解の高速化および現場で使い始め易くするために過去の計画から特徴量を抽出するアプローチに取り組んだ。今後は計画の評価に各従業員の視点を取り入れ、「働きやすい」勤務計画を立案できる手法を構築する予定である。また、都市交通についての研究に着手し、既存の交通網の再設計や交通弱者を対象とした交通機関の計画について、従来のタクシー車両配車で得られた知見なども利用しつつ進める予定である。

教育活動については、主に大学の新入生を対象に、PCの基礎的な知識、インターネットの効果的な利用方法や利用する上でのモラルなどについて解説した。今後のさらなる情報化に伴い、情報技術の重要性はさらに増すため体系的な知識を身につける必要があると考える。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
<u>Integer Programming Approach Based on Pattern for a Class of</u>	共著 (TAMAKI Hisashi)	Proceedings of Joint 7th International	pp.370-373	2014 年 12 月

<u>Staff Scheduling Problems</u>		Conference on Soft Computing and Intelligent Systems and 15th International Symposium on Advanced Intelligent Systems (SCIS-ISIS 2014)		
<u>Mathematical Programming Approach based on Column Generation for a Class of Staff Scheduling Problems</u>	共著 (TAMAKI Hisashi)	The 34th Chinese Control Conference and SICE Annual Conference 2015 (CCC&SICE2015)	pp. 329-334	2015年7月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
パターンに基づく勤務計画問題の列生成アプローチ	共同発表 (玉置 久、東 高信、藤原 寿光、山崎 雅史)	スケジューリング・シンポジウム 2014	富山市	2014年9月
パターンに基づく勤務計画問題の実行可能解生成アプローチ	共同発表 (岡田 健人、玉置 久)	平成 26 年電気学会電子・情報・システム部門大会	松江市	2014年9月
パターンに基づく勤務計画問題の列生成アプローチ	共同発表 (岡田 健人、玉置 久)	計測自動制御学会システム・情報部門 学術講演会 2014	岡山市	2014年11月
遺伝的機械学習による勤務計画問題の実行可能解生成アプローチ	共同発表 (玉置 久)	平成 27 年電気学会電子・情報・システム部門大会	長崎市	2015年8月
流し営業のタクシー車両に対する目標エリア決定アプローチ	共同発表 (玉置 久)	平成 27 年電気学会電子・情報・システム部門大会	長崎市	2015年8月
勤務計画問題の数理計画モデル -最適化と対話的パラメータ調整-	共同発表 (岡田 健人、玉置 久)	スケジューリング・シンポジウム 2015	渋谷区	2015年9月
遺伝的機械学習による勤務計画問題の実行可能解生成アプローチ	共同発表 (玉置 久)	計測自動制御学会システム・情報部門 学術講演会 2015	函館市	2015年11月
流しのタクシー車両配車のための目標エリア決定ルール獲得手法	共同発表 (玉置 久)	電気学会 システム研究会「都市とエージェント技術」	富山市	2016年3月28日

勤務計画問題における対話的パラメータ調整手法	共同発表 (岡田 健人、 玉置 久)	第 43 回知能システムシンポジウム	室蘭市	2016 年 3 月
------------------------	--------------------------	--------------------	-----	------------

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

平成 27 年電気学会電子・情報・システム部門大会で発表した「流し営業のタクシー車両に対する目標エリア決定アプローチ」は平成 27 年電気学会優秀論文発表賞を受賞した。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	情報基礎	1

* 院=大学院科目、LS=放火大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	情報基礎	1

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

スマートフォンが普及したためか PC の操作方法に不慣れな学生が増えているため、より初歩的な内容から情報技術の授業を進めている。さらに近年、迂闊な情報発信から問題が多く発生することを受けて倫理的な内容についても注力している。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	システム制御情報学会、日本リハビリテーション工学協会、電気学会、スケジューリング学会
学会等役員・編集委員	スケジューリング学会評議員
研究会活動	電気学会研究調査委員会（学習アルゴリズムの高度化を指向した機械学習技術共同研究委員会、省エネルギー都市の設計・評価に向けたマルチエージェント・シミュレーションと全体最適化技法共同研究委員会）

2015 年度

所属学会	システム制御情報学会、電気学会、スケジューリング学会
学会等役員・編集委員	スケジューリング学会評議員
研究会活動	電気学会研究調査委員会（エージェントと共創的な相互作用のモデル化に向けた機械学習技術共同研究委員会、省エネルギー都市の設計・評価に向けたマルチエージェント・シミュレーションと全体最適化技法共同研究委員会）

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	摂南大学理工学部・機械工学科／電気電子工学科・非常勤講師・情報リテラシー I／情報リテラシー II
--------	---

2015 年度

学外教育活動	摂南大学理工学部・機械工学科／電気電子工学科・非常勤講師・情報リテラシー I／情報リテラシー II
--------	---

〔社会貢献活動の自己評価〕

スケジュールリング学会では評議員として会長の諮問に応じて人事や事業計画などに意見を答申した。

電気学会では2つの研究調査委員会に所属し、それぞれの分野における先端技術の研究動向を調査し、また今後の動静について議論した。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

中尾 祐人（行政法・助教）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2015年10月に助教に就任し、2016年2月には下記の判例評釈の報告を行った。当該判例評釈については、2017年度中に学外の研究会である行政判例研究会にて報告を行い、その後に公表を行う予定である。また、当該判例評釈に関連し、国家賠償法一条における違法性に関する研究にも取り組んでいる。これについても、近いうちに報告公表を行う予定である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
判例評釈：東京地判平成26・12・8判例時報2259号25頁	単独発表	神戸大学公法研究会	神戸大学	2016年2月24日

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

研究活動を開始して未だ日が浅く、判例評釈の報告を一つ行ったのみであるため、研究成果について特記すべき事項はありません。

堀澤 明生（行政法・助教）

I 今期の活動の総括と今後の展望

行政主体の利益が裁判上いかなるものについて認められるかについての研究を行っている。アメリカにおけるパブリック・ニューサンスに着目した助教論文の公表を目指しているが、遅れており恥じ入るばかりである。その分、いくつかの研究会において同論文の内容の報告の機会を得ることができた。貴重な経験となった。2017年には必ず公表したい。なお、教育活動等は現在行っていない。

今後の展望はアメリカにおける私訴権とパブリック・ニューサンスとの関係について着目していきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
「一般と畜場設置許可取り消し処分の効力を停止する決定にもかかわらずと畜場での検査を行わない行政庁に対して一般と畜場法14条の「検査」を仮に義務付けた事例」	単著	自治研究	90巻6号 107-118頁	2014年6月
黙示の行政主体の訴権の擁護	単著	アメリカ法	1号83-89頁	2015年11月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
アメリカにおける州政府が原告となる Injunction の確立	単独発表	関西行政法研究会	大阪学院大学	2016年2月
アメリカ法における行政主体による民事的『公訴』の発生史	単独発表	北陸公法判例研究会	石川四高記念館	2016年1月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

判例評釈としては、東京地決平成24年10月23日の、と畜場法に基づく一般と畜場に

おけると畜検査の仮の義務付け決定という事案を評釈した。これは行政判例研究会の報告を公表したものであるが、自治研究という公法研究者において評価の高い雑誌に寄稿することが出来た。

2015 年度

行政主体が原告となって裁判所を用いる民事的エンフォースメントの可能性に着目して研究を行っている。アメリカ法は日米法学会によるアメリカ法研究者に広く読まれる雑誌であるが、研究領域に関係するアメリカの判例を広く概観する論文の書評論文である。提出した助教論文の報告として、いくつかの研究会で報告を行い、批判を得た。

政所 大輔（国際関係論・助教）

I 今期の活動の総括と今後の展望

今期（2014・2015 年度）は、いくつかの研究成果を公表することができたが、博士論文の執筆もあり十分な数には至らなかった。現在、査読を経て掲載が決定している論文が 2 本、近日中に投稿予定のものが 2 本、査読なしだが掲載が決定している論稿が 2 本ある。また、2017 年 4 月の国際学会（台湾）での報告が決まっている。今後は、研究成果の早期の公表を目指すとともに、国際学会での報告も積極的に行っていく予定である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
国際政治のモラル・アポリアー戦争／平和と揺らぐ倫理	共著（コラム担当）	ナカニシヤ出版	2014 年 6 月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
<u>How the United Nations Secretary-General Promotes International Norms: Persuasion, Collective Legitimation and the Responsibility to Protect</u>	単著	Global Responsibility to Protect	7 (1) pp.31-55	2015 年 5 月

* 論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
How International	ポスター	KUBEC IR	ブリュッセル	2014 年 6 月

Commissions Promote Normative Change: A Case of the ICISS		Research Seminar		
保護する責任—規範の形成と伝播、実施をめぐる国際政治プロセスの分析	単独発表	STP 研究会	神戸大学	2015 年 12 月
<u>Strategic Norm Creation: International Commissions and the Responsibility to Protect</u>	単独発表	International Studies Association, 2016 Annual Convention	Atlanta, US	2016 年 3 月
<u>Who Supports R2P and Why? Empirical Analysis of Norm Diffusion</u>	共同発表	International Studies Association, 2016 Annual Convention	Atlanta, US	2016 年 3 月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014 年度

2015 年 1 月に博士論文を神戸大学に提出し、同年 3 月に博士号を取得。

2014 年 8 月、査読付雑誌への掲載が決定（2015 年 6 月に公刊。“How the United Nations Secretary-General Promotes International Norms: Persuasion, Collective Legitimation, and the Responsibility to Protect,” *Global Responsibility to Protect*, 7-1 (2015), pp. 31-55.)

2015 年度

論文（How the United Nations Secretary-General Promotes International Norms: Persuasion Collective Legitimation and the Responsibility to Protect）が査読付きの国際雑誌（Global Responsibility to Protect）に掲載された。同雑誌は、Scimago Journal & Country Rank（SJR）の政治学・国際関係論分野で、2015 年に 404 雑誌中 47 位（SJR: 0,940）を記録している。

III 教育活動の内容と自己評価

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	国際政治学会、国際連合学会、人間の安全保障学会、国際安全保障学会
------	----------------------------------

2015 年度

所属学会	日本国際政治学会、日本国際連合学会、国際安全保障学会、人間の安全保障学会
------	--------------------------------------

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	近畿大学非常勤講師（前期）
--------	---------------

2015 年度

学外教育活動	<p>2015 年 8 月 28 日に神戸大学で開催された、神戸模擬安保理大会の実行委員長及び大会議長を務めた。</p> <p>2015 年度前期、近畿大学経営学部にて非常勤講師（「現代社会と政治」担当）を務めた。</p> <p>2015 年度後期、奈良県立大学地域創造学部にて非常勤講師（「国際関係論」担当）を務めた。</p>
--------	--

〔国際交流活動〕

2014 年度

米国ニューヨーク出張（2014 年 10 月 27 日～11 月 3 日）

2015 年 2 月 26、27 日にカンボジアのプノンペンで開催された国際会議「The Responsibility to Protect at 10: Progress, Challenges and Opportunities in the Asia Pacific」に招待され参加。

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

神戸大学社会科学系教育研究府・法学部主催の模擬国連安保理大会（2014 年 8 月 26 日）を補佐。

2015 年度

神戸大学社会科学系教育研究府・法学部主催の模擬国連安保理大会（2015 年 8 月 28 日）で議長を担当。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員会等〕

特命教授

Keith Carpenter（国際金融法、英米法・特命教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

I joined the Law Faculty with the aim of raising students' interest in and ability to study legal topics in English and the international aspects of law generally. My duties are primarily teaching and I currently do not have any capacity to do any significant research. The level of English ability among Japanese students generally is comparatively low which, I believe, is due to a combination of the way in which they have been taught at schools (heavy focus on grammar but not on productive communication skills) and the inherent differences between the Japanese and English languages. I have found it rewarding to experience that, given the right environment,

most students respond favorably to being taught in English. With the help of my Japanese colleagues we are developing optional English language courses which are attracting an increasing level of participation.

II 研究活動の内容と自己評価

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	Introduction to Legal English 1	2
	Advanced Legal English 1	2
	Introduction to Legal English 2	2
	Advanced Legal English 2	2
学部	Introduction to Common Law 1	2
	Introduction to Legal Skills and Communication ×2	2×2
	Introduction to Common Law 2	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

I have established Kobe University Law Faculty as a test centre for the TOLES (Test of Legal English Skills) international legal English examination. It is the only test centre in Japan.

I provide support to student mooted activities, including international mooted competitions.

I provide support to students at various levels and also to my academic colleagues in relation to a wide range of English and technical legal language needs.

〔教育活動の自己評価〕

I always carefully review the comments of students attending my courses. The students have a wide range of English ability and I aim to reach out to all levels. I make revisions to my course materials and structure of courses with the intention of increasing students' participation and confidence in dealing with a wide range of legal topics and to develop their critical skills.

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2015年度

所属学会.	Member of European Legal English Teachers Association
-------	---

〔社会における活動〕

2015年度

学外教育活動.	Introduction to Common Law intensive course at Shantou University, Guangdong, China
---------	---

V 管理運営活動等の内容
〔学内各種委員等〕

James Claxton (国際仲裁、国際投資法・特命教授)

I 今期の活動の総括と今後の展望

Since arriving in Kobe in June 2015, I have taught a wide variety of courses related to international arbitration, coached student teams for international mooted competitions, judged mooted competitions, given presentations at seminars and conferences, organized seminars and conferences, and negotiated exchange agreements with law faculties abroad. Details about these and other engagements follow below. In the future, I would like to perform more research and publish more.

II 研究活動の内容と自己評価
〔研究成果〕
(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
“Japan-Related International Arbitration”	Individual	Academy for International Business Transactions	Tokyo, Japan	July, 2015
“New Trends in International Commercial Arbitration in Asia”	Individual	Kobe SALAD	Kobe, Japan	August, 2015
“Transparency in Investor-State Dispute Settlement”	Individual	Kobe SALAD	Kobe, Japan	August, 2015
“Res Judicata in Investor-State Arbitration”	Individual	Kokusaiho Kenkyukai (Study Group on International Law)	Kyoto, Japan	November, 2015
“Counterclaims in Investor-State Arbitration”	Individual	Tokyo Study Group (Keio University)	Tokyo, Japan	November, 2015
“Cost-Effective and	Individual	Emergence	Macau, China	November,

Efficient International Arbitration”		Seminar (UNCITRAL), University of Macau		2015
“Transparency in Investor-State Dispute Settlement”	Individual	National University of Malaysia, Faculty of Law	Kuala Lumpur, Malaysia	January, 2016
“Transparency in Investor-State Dispute Settlement”	Individual	Kobe Seminar on International Investment Law 2016	Kobe, Japan	January, 2016
“Counterclaims in Investor-State Arbitration”	Individual	Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration International Investment Arbitration Conference	Kuala Lumpur, Malaysia	February, 2016
“Distinctive Features of Investor-State Arbitration”	Individual	Chinese University of Hong Kong, Faculty of Law	Hong Kong, China	March, 2016
“Distinctive Features of Investor-State Arbitration”	Individual	Fudan University Law School	Shanghai, China	March, 2016
“Distinctive Features of Investor-State Arbitration”	Individual	Hong Kong University, Faculty of Law	Hong Kong, China	March, 2016
“Distinctive Features of Investor-State Arbitration”	Individual	Jiao Tong University, KoGuan Law School	Shanghai, China	March, 2016
“Distinctive Features of Investor-State Arbitration”	Individual	Shantou University Law School	Shantou, China	March, 2016
“Distinctive Features of Investor-State Arbitration”	Individual	Xiamen University	Xiamen, China	March, 2016

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

I prepared a research proposal.

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
---------	---------	-----

院	GMAP: International Arbitration I (commercial)	2
	GMAP: International Arbitration II (investor-state)	2
	GMAP: International Arbitration Institutions in Asia (A)	1
学部	グローバル仲裁実務 I (Global Arbitration Practice I)	0.5
	グローバル仲裁実務 II (Global Arbitration Practice II)	0.5

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

I have attended lunches and dinners with faculty, given guest lectures in classes taught by other professors (Prof. Ono and Prof. Masujima), and given a lecture to undergraduate students promoting the GMAP in Law including the course of other professors.

〔教育活動の自己評価〕

I have received positive feedback from students on questionnaires. Based on my mid-term questionnaires, I have adjusted the classes and substance to better fit the students' interests.

大学院授業「Vis Moot Workshop」(1単位)では、学生への Moot の指導と、Moot が行なわれたエジンバラ、上海、香港への学生引率を行った。

学部「グローバル仲裁実務 I / II」も齋藤彰教授とともに担当した。特に「グローバル仲裁実務 II」は UNCITRAL Asia Pacific Day のプログラムともなっている。

その他、模擬仲裁日本大会の仲裁人やプレムートコンファレンスの講師を務めている。

また、SALAD で行う模擬仲裁のオーガナイズを全面的に担った。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2015 年度

シンポジウム等の主催等	I have assisted in organizing the Kobe Seminar on International Investment Law 2016, Kobe SALAD 2015, KOBE Salad 2016, Asian Arbitration Intuitions Seminar 2015, Asian Arbitration Intuitions Seminar 2016 as well as a variety of guest lectures.
-------------	---

〔社会における活動〕

2015 年度

学外教育活動	Please see above.
招待講演	Please see above.
各種審議会委員等	<ul style="list-style-type: none"> - Member, International Mediation Institution, Investor-State Mediator Task Force - Leader, ICC Task Force (Japan), "ICC Note to Parties and Arbitral Tribunals on the Conduct of the Arbitration"

〔国際交流活動〕

Please see above.

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

特命講師

Michela Riminucci (労働法、EU法、比較法・特命講師)

I 今期の活動の総括と今後の展望

I am quite satisfied with my academic activities in general of the 2014-2015 academic years. In the beginning, I had enough time to prepare my courses with the necessary care and I also had the chance to attend a Content and Language Integrated Learning (CLIL) course in order to develop my teaching method. Over the years, I was gradually involved in academic initiatives by Japanese and foreign colleagues, and I could build nice relationships with the students. I have however noticed that the time left for research (after education, administrative matters and events) is a lot more limited than I expected. I am therefore planning to write more and be more aware of chances to present or publish. At the same time, I would like to challenge myself by teaching more advanced courses and by organizing a small symposium.

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
<u><i>L'introduzione del diritto del lavoro in Giappone: profili storici e giuridici</i></u> [The Introduction of Labor Law in Japan: Historical and Legal Aspects]	Individual イタリア語	Atti del XXXIX convegno di studi sul Giappone [Proceedings of the 39 th Japanese Studies Conference]	Book chapter	2016
A New Path to Integration: Re-thinking Citizenship in the European Union	Individual 英語	Kobe University Law Review International Edition	49, pp. 209-218	2015
<u>Resilient Japan: Legal Adaptability and</u>	Individual 英語	<i>Biopolitica dell'immigrazione</i>	Book chapter	2014

<u>Migration</u>		[Bio-politics of Migration]		
------------------	--	-----------------------------	--	--

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
<u><i>L'introduzione del diritto del lavoro in Giappone: profili storici e giuridici</i></u> [The Introduction of Labor Law in Japan: Historical and Legal Aspects]	Individual イタリア語	39 th Conference of the Italian Association for Japanese Studies (AISTUGIA)	Catania (Italy)	September 2015
<u><i>Il licenziamento in Giappone: disciplina vigente e prospettive di riforma</i></u> (日本における解雇法とその改革の働き) [Dismissal in Japan: Current Regulation and Prospective Reforms]	Individual イタリア語と日本語	2 nd Conference of the Italo-Japanese Association for Comparative Law (AIGDC)	Tōkyō (Japan)	July 2015
A New Path to Integration: Re-thinking Citizenship in the European Union	Individual 英語	Tri-national University Meeting "States and Borders"	Kōbe (Japan)	July 2015
Human Trafficking: Legal Framework and Recent Developments	Individual 英語	Kobe Seminar on International Law	Kōbe (Japan)	October 2014
<u><i>La resilienza in Giappone</i></u> [Resilient Japan]	Individual イタリア語	Round-table on "Mondi immaginati. Il concetto di resilienza nella biopolitica" [Imagined Worlds: the Concept of Resilience in Bio-politics]	Napoli (Italy)	September 2014

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

I am quite satisfied with my research activities of the 2014-2015 academic years. However, I have noticed that the double blind peer-review process takes a lot more time than I expected, so I need to write more in order to publish at least two papers a year. In order to obtain a Japanese PhD, I have also enrolled in the doctoral program (Doctor of Laws) of the Graduate School of International Cooperation Studies (GSICS), Kobe University, starting from October 2015. I have not applied for any academic honor in these years and I am planning to wait until I accumulate more experience. However, I was informally nominated "best speaker" for my presentation entitled "Resilient Japan"

and I was asked to publish my paper as a book chapter.

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	Aspects of EU Law and Politics (Lecture)	2
	Aspects of EU Law and Politics (Seminar)	2
	日欧比較セミナー I	2
	日欧比較セミナー II	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	Aspects of EU Law and Politics (Lecture)	2
学部	Aspects of EU Law and Politics (Lecture)	2
	Aspects of EU Law and Politics (Seminar)	2
	日欧比較セミナー I	2
	日欧比較セミナー II	2
	日欧比較セミナー III	2
	Human Rights Law: Origins and Evolution (mainly taught by Prof. Luca Mezzetti of Bologna University)	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

- Class observation:
 - Japanese Legal System II
 - グローバル比較法 III
 - 労働法演習
 - 労働法 I
- “Content and Language Integrated Learning (CLIL): Principles and Best Practice Program” intensive course by ICTE-UQ (Institute of Continuing & TESOL Education, the University of Queensland) in Kobe University (September 2014)

〔教育活動の自己評価〕

I have been constantly reviewing the content of my courses, also in response to students' feedback, for example:

- I have prepared easier explanations for the most difficult parts;
- I have added Japanese translations when necessary;
- I have made the courses more dynamic (more videos and pictures);
- I have made the courses more interactive (more discussion in class);
- I have invited external experts when possible to get the students used to different teaching methods;
- I have added a specific support for paper-writing in English (pre-check before

- final submission of end-term papers);
- I have added more content on current topics that appear on the news;
 - I have coordinated more with my colleagues (in omnibus courses) in terms of general theme.

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	Italian Association for Japanese Studies (AISTUGIA)
研究会活動	神戸労働法研究会（傍聴） 日本労働法学会（傍聴）
シンポジウム等の主催等	21 October 2014: “Fight against Cross-Border Economic Crime” (Kobe Seminar on International Law) Main organizer: 玉田大教授（神戸大学大学院法学研究科教授）

2015 年度

所属学会	• talian Association for Japanese Studies (AISTUGIA) • talo-Japanese Association for Comparative Law (AIGDC)
研究会活動	神戸労働法研究会（傍聴）
シンポジウム等の主催等	• 8 February 2016: “Dismissal Regulation between Labour Law and Economics” (symposium at Milan University, Italy) Main organizer: Prof. Maria Teresa Carinci (Milan University) • 24 October 2015: 神戸労働法研究会国際シンポジウム「解雇の規制手法のあり方についての国際比較－解雇の金銭解決を中心に－」 Main organizer: 大内伸哉（神戸大学大学院法学研究科教授）

〔社会における活動〕

2014 年度

招待講演	• 19 September 2014: “L’immigrazione in Giappone” [Migration in Japan] (seminar at Ca' Foscari University, Venice, Italy) • 26 August 2014: “Decreasing Birthrate and Aging Population in the EU” (mini symposium for Tennoji Senior High School organized by the EU Institute in Japan, Kansai)
------	---

〔国際交流活動〕

I have supported Kobe University and especially its Faculty of Law/Graduate School of Law in signing new agreements with Italian universities (in particular, I initiated the agreements with Bologna University, Bocconi University, Milan University and Naples University). I have also entirely reviewed the Kobe University Jean Monnet Centre of Excellence 2015 application.

I have extensively advised and supported Kobe University students (especially the ones of the Kobe University Programme for European Studies, aka KUPES) who wanted to study in Europe and/or organize fieldworks in Italy. I have also advised and supported

Italian students coming to Kobe University.

I have cooperated with the main Italian institutions in Japan (Italian Embassy in Tōkyō, Italian Consulate General in Ōsaka, Italian Cultural Institute in Tōkyō and Ōsaka) in connection with KUPES events (EuropeFes, EU Lecture Series, etc.) in order to promote Kobe University activities.

In March 2016, for a research trip on legal technical cooperation (法整備支援) in connection with labor law, I travelled to Myanmar, where I interacted with local (Supreme Court, Yangon University, etc.) and foreign (Japan International Cooperation Agency, European Union Delegation to Myanmar, Italian Development Cooperation Agency, International Labour Organization, etc.) institutions together with a group of Japanese professors.

Finally, I have also contributed to the promotion of Kobe City and Japanese culture in general by translating into Italian, *inter alia*, Nagamu Nanaji's manga "Aruito. Moving Forward" (あるいとう), which takes place in Kobe.

〔社会貢献活動の自己評価〕

I have gradually joined the Japanese studies scholars' network in Italy (AISTUGIA) and the Italian law scholars' network in Japan (AIGDC), where I received precious advice (presentations and discussions during conferences; peer-reviewed writing). I am planning to join also the Japanese studies scholars' network in Europe by becoming a member of the European Association for Japanese Studies (EAJS). In the future, I would like to teach more also outside of Kobe University, if I have time, and to join at least one more Italian (maybe the Italian Association of Labour Law and Social Security/AIDLASS) and Japanese scholars' association (maybe the Japan Labor Law Association/日本労働法学会).

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

特命助教

板持 研吾 (特命助教・英米法)

I 今期の活動の総括と今後の展望

2016年3月に本学に加わることとなった。裏から言えば、2014年度・2015年度を対象とする「今期」のうち、私が本学に所属したのは当該期間の最後の一月に過ぎず、したがって今期の活動としては研究環境の整備に尽きた。

次期には、今期に整えた研究環境を活用して研究を進め、従来の研究成果をまとめつつ、私にとって初めてとなる教育活動に精一杯取り組みたいと思う。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究活動の自己評価〕

冒頭（Ⅰ）に記載した事情から、今期には研究成果を公表するには至らなかった。以下同じ理由から「該当なし」ないし「特になし」との記載が続くこととなる。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

Ⅳ 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2015 年度

所属学会	日米法学会、法制史学会、Association for Law, Property and Society
研究会活動	イギリス法研究会（早稲田大学・中村民雄教授主催）

Ⅴ 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

平成 27 年度末までに退職した教員

近藤 光男（商法・教授）

Ⅰ 今期の活動の総括と今後の展望

2014 年度においては、引き続きコーポレートガバナンスに関する研究や、金融商品取引法における民事責任の研究に力点を置くことになった。中でも、2014 年には会社法の改正が行われたことから、改正法の意義や問題点についての検討に多くの時間が費やされた。この研究の成果は、著書の改訂という形のみならず、講義内容の刷新等で教育面においても反映させることができた。

（なお、2015 年度については、2014 年度末にて退職したため不記載。以下同じ。）

Ⅱ 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
企業法の現在：青竹正一先生古稀記念	分担執筆	信山社	2014 年 4 月
会社法の仕組み（第 2 版）	単著	日本経済新聞	2014 年 7 月

		出版社	
最新株式会社法 (第7版)	単著	中央経済社	2014年7月
基礎から学べる会社法 (第3版)	共著	弘文堂	2014年9月
現代商法入門 (第9版)	編著	有斐閣	2014年11月

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
Say on Pay と取締役の責任	単著	旬刊商事法務	2049号52頁	2014年11月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
会社情報提供制度 (ベトナム・総括)	パネルディスカッション	第8回国際民商事法務シンポジウム	法務省法務総合研究所	2014年9月

*報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

アメリカの判例法の研究を含め、従来からのコーポレートガバナンスに関する研究は、さらに大きく進展させることができた。金融商品取引法の研究では、幅広く民事責任について研究を進めることができたが、公表できる論文にまとめるまでに至らなかった。

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	商法特殊講義	2
LS	対話型演習商法 I	2
	会社法	4
	民事法総合	0.13
学部	応用商法	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

[担当した研究指導]

2014年度

課程の別	研究・論文指導をおこなった大学院生の人数
博士課程前期課程	1
博士課程後期課程	2

[教育活動の自己評価]

会社法の領域では平成26年(2014年)の会社法改正が行われたことから、学生にその趣旨を紹介し、これらを教材に盛り込み、常に教材のアップデートにつとめた。またLS授業アンケートからは、対話型による講義では内容を十分に理解できない学生も見られたことから、所々で総括的な説明を入れることに心がけた。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本私法学会、日米法学会
研究会活動	金融商品取引法研究会（大阪証券取引所）、神戸大学商事法研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	大阪弁護士会会社法実務研究会顧問
招待講演	大阪商工会議所法律懇話会
各種審議会委員等	法務省法務総合研究所アジア 太平洋会社情報の提供制度研究会座長

〔国際交流活動〕

2014 年 9 月に法務省法務総合研究所において第 8 回国際民商事法務シンポジウム「会社法情報提供制度シンポジウム」が開催され、ベトナム法及び総括の討論・報告を行い、また、韓国、シンガポール、台湾、ベトナムの会社法研究者・実務家との交流を行った。

〔社会貢献活動の自己評価〕

会社法では実務の接点を重視すべきことから、弁護士会や商工会議所での活動を通じて有意義な知識や経験の交換を行うことができた。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

曾我 謙悟（行政学・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2015 年 3 月 31 日をもって神戸大学大学院法学研究科を退職し、同年 4 月 1 日以降は、京都大学大学院法学研究科教授に転じた。そのため、2014 年度の活動報告のみをここで行う。

2008 年 4 月 1 日からの 7 年間にわたる在籍期間においては、総じて、多くの大学院生の教育にかかわり、また競争的資金による教育プログラムのマネジメント業務にも携わってきた。しかし、2014 年度はそれらの「店仕舞い」を進めつつ、京都大学での非常勤講師を勤めることとなり、さらに 2015 年度の移籍後も、今後は逆に神戸大学の非常勤講師を担当した。このように、この 2 年度は移行期間の色合いが濃いものとなった。

研究と教育活動の本質的な部分が大学によって変わるはずもないが、とりわけ教育に関

しては、やはり大学による特徴が存在する。学部と大学院の双方における教育に関して、神戸大学法学研究科の取り組みは先駆的なものが多いことを、現在、改めて感じているところである。本学で学び、取得できたことを生かしながら、新しい職場でも行政学の研究・教育を一步ずつ進めていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態 (共著者等)	出版機関名	発行年月
アカウントビリティの政治学	分担執筆 (担当部分は57-82頁)	有斐閣	2015年3月

〔研究活動の自己評価〕

2014年度については、公表された著作・論文は共同研究の成果をまとめた一冊に寄せた一本に留まった。これは、2013年に単著の教科書である『行政学』(有斐閣)を公刊した後、次作となる学術書の執筆を進めていたためである(その後、2016年に『現代日本の官僚制』(東京大学出版会)として刊行されている)。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	比較政治学特殊講義	2
	政治学リサーチデザイン	2
学部	行政学演習	2
	行政学	4
	社会問題自主研究	2
	比較政治応用研究	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

2015年2月に、スタッフランチョンセミナーにおいて報告を行った。報告題目は、「行政をどのように捉えるのか：『行政学』に書いたこと・書かなかったこと」である。

〔教育活動の自己評価〕

授業アンケートにおいて、学部の4単位講義科目である「行政学」の評価が下がってしまった。教科書の公刊に伴い、これまで口頭で説明を加えていた事項は、教科書を読めば書いてあることになってしまった。そこで教科書に書かれていない発展的な事例や先端的なことなどを話すようにしたところ、内容のまとまりやわかりやすさに欠けると評価されたものと思われる。教科書の予復習をいかに促しつつ、それと講義内容を結びつけるのか、工夫が必要なところである。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	日本政治学会，日本行政学会，日本公共政策学会，日本比較政治学会
学会等役員・編集委員	日本政治学会 2015 年度大会企画委員会副委員長 雑誌『レヴュアアサン』書評委員会委員

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	京都大学・非常勤講師
各種審議会委員等	日本学術振興会 科学研究費委員会・成果公開部会・社会科学系小委員会 委員 (財) ひょうご震災記念 21 世紀研究機構「災害時の広域連携支援の役割の考察」研究会委員

〔社会貢献活動の自己評価〕

年齢的に期待される役割については，相応に引き受けていると考えている。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

蜂須賀 三紀雄（法曹実務・教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

2014 年度も前年度から引き続き，法務省からの派遣検察官教員として，法科大学院における刑事実務科目の授業を担当し，2L 前期ないし 3L 後期の各段階に応じて，捜査から公判に至るまでの刑事手続（実務）の理解習得，各種事案（実際の刑事事件をアレンジした事例研究素材）の処理を通じての事実認定及び法令適用の実践，法律文書作成の実践等の実務教育に従事した。

上記教員として 2 年目に入り法科大学院における教育にも慣れ，対話式の講義やオフィスアワー等に十分な時間を割いて積極的に学生とコミュニケーションを図ることができたことから，個々の学生のレベルを的確に把握するとともに，実務家の視点から見て不足している知識・視点等を各講義で手厚く補うように心掛けたところ，学生のアンケートにおいても多くの好意的な意見を得ることができ，一定の成果を得られたと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習刑事手続実務	2
	R&W ゼミ刑事実務	2
	対話型演習法曹倫理	0.13
	実務刑事法総合	2
	経済刑法	0.13

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

法学研究科ランチョンセミナー，相互授業参観に参加して交流を図った。

〔教育活動の自己評価〕

2014 年度においても，引き続き前期は 2L 生対象の「対話型演習刑事手続実務」（必修）を，後期は 3L 生対象の「実務刑事法総合」及び「R&W ゼミ刑事実務」をそれぞれ担当した。

また，部分的にはあるが，「対話型演習法曹倫理」及び「経済刑法」の授業も各 1 回担当した。

以上の各授業においては，常に実務家教員としての立場を意識し，将来実務法曹になる学生にとって引き続き役立つものであることを考えながら，具体的な事例教材を積極的に活用して授業を進めたことに関し，学生からも多くの好意的な意見を得ることができたことから，一定の成果を上げることができたと考えている。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

研究会活動	判例刑事法研究会（神戸大学）
-------	----------------

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	2014 年度 関西大学法科大学院客員教授（派遣検察官） 上記立場で，元裁判官教員及び弁護士教員と共に，刑事模擬裁判，刑事実務特殊講義及び法曹倫理の各授業を行った。
--------	---

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

神山 弘行（租税法・准教授）

I 今期の活動の総括と今後の展望

以下では、神戸大学大学院法学研究科の在籍期間である2014年度（2014年4月～2015年3月）の活動について記載をする。研究面では、主に立法政策論の観点から、研究対象として租税法分野（歳入分野）に加えて財政法分野（歳出面）も視野に入れつつ、公共経済学・行動経済学等の隣接社会科学の知見を参照する形で、世代間衡平の観点から、先進諸国が直面する巨額の財政赤字及び累積債務の問題に対する法的処方箋を引き続き探究した。今後は、研究成果を日本語だけでなく英語で積極的に発信することでより多くのフィードバックを得ることに努めたい。教育面では、法科大学院の租税法科目を中心に、学部等も担当した。新たな試みである Japanese Legal System での英語による講義提供にも積極的に参加した。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
法人・課税・リスク	単著	租税研究	776号 61-75 頁	2014年6月
「金融革命の進行」を振り返って：Fiction, Friction & Taxation	単著	金子宏=他編『租税法と市場』（有斐閣）	167-183頁	2014年7月
法人課税とリスク—法人課税改革案における課税ベースを題材に	単著	金子宏=他編『租税法と市場』（有斐閣）	321-339頁	2014年7月
年齢・主体・課税に関する研究ノート—教育資金贈与信託を出発点に一	単著	トラスト60研究叢書『金融取引と課税（3）』	141-157頁	2014年7月
<判例評釈>譲渡所得の要件と職務発明の「相当の対価」に関する和解金（大阪高裁平成24年4月26日判決）	単著	ジュリスト	1469号 120-123頁	2014年7月
<判例評釈>個人が法人から受けた債務免除益と所得税基本通達36-17（大阪地判平成24年2月28日）	単著	税研	178号 105-108頁	2014年11月
諸外国の年金制度（1）アメリカの年金制度	単著	信託	261号 140-158頁	2015年2月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）（主要なもののみ掲載）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
Intergenerational Equity and Fiscal	ポスター発表	9th Japanese-French Frontiers	京都ブライントンホテル	2015年1月

System		of Science Symposium		
Intergenerational Equity and Fiscal/Tax System	口頭発表	Sydney-Tokyo Tax Law Conference	東京大学	2015年2月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度は、JSPS 科学研究費・基盤（C）〔課題番号 26380037〕を新規獲得し「国家財政と危機対応～租税法・財政法の協働による世代間リスク分配の法システム探求」に関する研究を遂行した。2014年度の具体的な成果として、論文5本、判例評釈2本を公刊するとともに、英語での研究成果の対外的発表に積極的に取り組むことができた。研究の質的側面においては、「法と経済学」について、新古典派経済学と行動経済学の双方の観点から分析を進めることで、租税法に関する新たな理解の可能性を探究できた。研究分野についても、従来の研究の柱である金融課税に加えて、財政における世代間衡平の問題、法人課税の諸問題など、研究領域を本格的に拡大することができた。神戸大学大学院法学研究科における恵まれた研究環境及び研究支援体制の有り難さを実感した1年間でもあった。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	租税法Ⅱ	4
	租税法Ⅰ	2
学部	Japanese Legal System	0.27
	租税法	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

教育改善・教員意見交換会及びスタッフランチョンセミナー等のFD活動に積極的に参加することを通じて、FDへの理解を深めた。

〔教育活動の自己評価〕

過去の授業アンケート等を参考に、より効果的な学習が可能になるように、授業進度・構成及び予習内容や課題等の改善を試みた。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	租税法学会、公法学会
研究会活動	租税法研究会、租税判例研究会

〔社会における活動〕

2014年度

学外教育活動	財務省・財政経済理論研修（法と経済学）
--------	---------------------

〔国際交流活動〕

国際交流活動として、次の2点をあげることができる。第1は、2015年1月23日～25日に、日本学術振興会（JSPS）がフランスフランス国民教育・高等教育・研究省、外務・国際開発省、国立科学研究センターとの間で実施している「第9回日仏先端科学シンポジウム（JFFoS）」に参加研究者として参加し、自然科学の研究者や人文・社会科学の研究者とともに、各分野での報告に対する議論に参加するとともに“Intergenerational Equity and Fiscal System”と題するポスター報告を行った。第2に、2015年2月に東京大学とシドニー大学が中心となって開催された Sydney-Tokyo Tax Law Conference に参加し、“Intergenerational Equity and Fiscal/Tax System”と題する口頭報告を行うとともに、他の報告に対するコメンテーターを務めた。（上記研究報告の欄も参照）

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014年度の社会的貢献として、財務省財務総合政策研究所の上席客員研究員として、財務省若手職員等に対する「法と経済学」の財政経済理論研修を担当した。今後も、学外での講演・講義などを通じて研究成果を積極的に社会に還元していきたい。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

梶原 晶（政治過程論・専任講師）

I 今期の活動の総括と今後の展望

ここ二年の研究活動は、前半は博士学位論文の作成と提出に、後半は提出した博士学位論文公表に向けた準備に多くに時間を割いた。2014年度中には、博士論文につながる研究の一部を学会で報告した。同報告内容は修正の上で学会誌に特集論文として掲載されている。また海外の学会でも報告できた点も収穫である。2015年度には、博士論文の概要となる内容を国内の学会で報告した。また博士学位論文の書籍としての刊行を期して、内容の加筆と修正を行っている。ただし、2015年度中に書籍化の目途がつく段階まで至らなかった点は課題である。また研究内容の面では、日本の地方分権改革に関する研究を博士論文のテーマとしており、継続的に研究している。この他に、地方政府の組織編制や人材登用制度の分析に手を伸ばしている。また外部の研究會活動の一環として防災政策に関する研究も進めることができた。

教育面では、学内では日本政治概説、日本法概説の二つの大学院修士課程の留学生科目を担当した。裁判所見学や外部スピーカーを授業に招いてのワークショップを行ったほか、授業時レポートによる日本語添削などを行った。これらの工夫によって、受講生の関心と学習効果を高めることができたと考えている。

社会貢献の面でも、外部での非常勤講師としての出講のほか、自治体のシンクタンクでの研究会活動への参加など研究教育の成果を外部に発信する機会を持つことができた。今後も研究の成果を社会に還元できるように努めていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
「国会議員の政策選好としての地方分権改革」	単著・特集論文	選挙研究（日本選挙学会年報）	30巻2号91-104頁	2014年12月
「書評 和足憲明『地方財政赤字の実証分析：国際比較における日本の実態』」	単著	年報行政研究（日本行政学会年報）	50号126-128頁	2015年5月
「台湾における自治体間連携と災害時における復旧復興活動」	単著	ひょうご震災記念21世紀研究機構研究調査本部「災害時における広域連携支援の考察」研究調査報告書	103-112頁	2016年3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
「国会議員の政策選好としての地方分権改革」	学会報告	日本選挙学会	早稲田大学	2014年5月
<u>"Prefectural Pressure and the Amalgamation of Municipalities: Why Does the Rate at Which Municipalities Move towards Amalgamation Differ by Prefecture in Japan?"</u>	学会報告	The 23rd World Congress of International Political Science Association	カナダ、モントリオール	2014年7月
「地方財政とコミットメント問題 ―地方分権改革に関わる国会議員、地方政治家、官僚の行動―」	学会報告	日本行政学会	那覇市・沖縄県男女共同参画センター	2015年5月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

2014年度

研究成果の一部を国内と国外で一回ずつ学会報告を行うことができた。国内学会での報告内容は、修正の上で日本選挙学会の学会誌である『選挙学会』に依頼論文として特集に掲載された。また地方分権改革をテーマとした博士學位論文の執筆を行い、提出した。

2015年度

博士論文の内容をもとにした内容を日本行政学会にて報告した。また研究会の委員として参加している、ひょうご震災記念21世紀研究機構の研究プロジェクトにて防災政策の研究に従事し、研究成果として報告書を作成した。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	日本政治概説	2
	日本法概説	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	日本政治概説	2
	日本法概説	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔FD活動への参加〕

授業評価アンケートや上記授業で毎回実施しているレポートを通して、受講生の意見や要望を聞きながら、授業の進行方法や内容の改善を行った。

〔教育活動の自己評価〕

2014年度

「日本政治概説」、「日本法概説」の両授業共に2014年度が初めての担当であり、受講生にレポートを複数回課し、添削を実施した。このほかに、裁判所見学、弁護士や大学OB・OGをゲストスピーカーとして授業に招聘したワークショップを行うなどの工夫を行った。これらに対する受講生からの評判も良く、来年度も実施したいと考えている。

2015年度

二年目となった「日本政治概説」、「日本法概説」の授業で、前年度同様に受講する外国人学生に対してレポートを課して添削を行うことで日本語運用能力の向上を図った。また、法廷で裁判員裁判の傍聴を行ったほか、本学出身の弁護士を招聘したワークショップを再度行った。いずれも受講外国人学生の日本法・および日本政治に対する関心を高めることにつながった。

Ⅳ 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	日本政治学会、日本行政学会、日本選挙学会、日本公共政策学会、International Political Science Association
研究会活動	関西行政学研究会、関西政治経済学研究会、神戸大学政治学研究会、実証政治学研究会

2015年度

所属学会	日本政治学会、日本行政学会、日本選挙学会、日本公共政策学会、International Political Science Association
研究会活動	関西行政学研究会、関西政治経済学研究会（2015年度幹事）、神戸大学政治学研究会、実証政治学研究会

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	近畿大学・非常勤講師
各種審議会委員等	公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構「災害時の広域連携支援の役割の考察」研究会委員

2015 年度

学外教育活動	近畿大学・非常勤講師
各種審議会委員等	公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構「災害時の広域連携支援の役割の考察」研究会委員

〔社会貢献活動の自己評価〕

2014 年度

ひょうご震災記念 21 世紀研究機構にて開催されている「災害時の広域連携支援の役割の考察」研究会に委員として参加し、防災行政・災害からの復旧・復興政策の研究を行った。また非常勤講師として近畿大学経営学部で教養科目を担当し、同大学法学部で「公共政策 A」の授業を担当した。

2015 年度

ひょうご震災記念 21 世紀研究機構にて開催されている「災害時の広域連携支援の役割の考察」研究会に委員として参加し、防災行政・災害からの復旧・復興政策の研究を行った。また非常勤講師として近畿大学法学部にて「政治過程論」の講義を担当した。

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

奥野 哲也（民法・助教）

I 今期の活動の総括と今後の展望

取引的不法行為の分析を端緒とした、民法 709 条における要件の再構成。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究活動の自己評価〕

試論検討の段階で退職に至ったため、評価は差し控える。

海道 俊明 (行政法・助教)

I 今期の活動の総括と今後の展望

研究に関しては、いわゆる行政処分間の違法性の承継という問題点について、歴史的な分析を通して、根拠論・基準論に考察を加え、公表に至った（なお、本論文は4分割されており、(二)～(四)に関しては平成26年度以降の公表となっているが、(一)に関しては、平成25年度中の公表となっている）。教育に関しては、講義を受け持つおらず、行っていない。

今後の展望としては、アメリカにおける、制定法の行政解釈に対する敬讓的審査法理を打ち立てた Chevron 判決につき助教論文としてまとめたものを、公表に向けて加筆・修正を加えていく。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
違法性承継論の再考 (二)	単著	自治研究	90巻4号 102-124頁	2014年4月
違法性承継論の再考 (三)	単著	自治研究	90巻5号88- 117頁	2014年5月
違法性承継論の再考 (四)	単著	自治研究	90巻6号84- 98頁	2014年6月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
行政機関による制定法解釈と Chevron 法理	単独	助教論文報告会	神戸大学大学院法学研究科	2015年2月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

「違法性承継論の再考」として公表した論文は、これまで比較的多くの研究がなされてきた一方で、確立した学説が提示されてきたとは言い難い論点につき、再度、明治期まで遡って歴史的な分析を施し、その全体像を明らかにしようと試みたものである。本論文は、伝統ある総合月刊誌である「自治研究」に掲載して頂くことができた。また、公法研究 76 巻（2014 年）の学界展望においても紹介を受けた。

助教論文に関しては、なお公表に至っていないが、全体像は整理されたと考えている。引き続き公表へ向けて研究を継続する意向である。

III 教育活動の内容と自己評価

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	関西アメリカ公法学会
------	------------

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

Steve David Pickering (国際関係論・特命講師)

I 今期の活動の総括と今後の展望

During this period, I have been involved in several research collaborations with colleagues in Japan and other countries. Some of these collaborations are still on-going, with publictions close to submission. Thanks to my position at Kobe, I have been able to work on exciting collaborations with Atsushi Tago (Kobe), Seiki Tanaka (now Amsterdam), Kyohei Yamada (IUJ), Ismene Gizelis (Essex) and Henrik Urdal (PRIO).

In terms of teaching, I have had the opportunity to develop several new courses, on International Relations, the United Nations, Political Communication and Academic Writing.

By observing Kobe's teaching model, I aim to emulate this form of teaching in the UK and am currently applying for funding from the Daiwa Foundation to this end.

Future research will build on the new skills I developed as a result of collaborations in Atsushi Tago's CROP-IT project. Specifically, I will be conducting cross-national analysis of social media usage in Japan, China and Taiwan.

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
Economic activity in Peruvian Municipalities: Night light data as a development proxy	Single authored	Professional consultancy paper for <i>Deutsches Institut für Entwicklungspolitik</i>	-	2014.04
Divide and conquer: The impact of "political" maps on International Relations	Single authored	<i>Peace Economics, Peace Science and Public Policy</i>	20(3): 461-478	2014.08
The Political Economy of Inclusive Growth	Single authored	Professional consultancy paper for <i>Deutsches</i>	-	2014.10

		<i>Institut für Entwicklungspolitik</i>		
Introducing SpatiaGridBuilder: A new system for creating geo-coded datasets	Single authored	<i>Conflict Management and Peace Science</i>	33(4): 423-447	2015.07.20
The Geography of War: Avoiding the curse of high geo-politics	Chapter in book, edited by Jakobsen, Tor Georg.	<i>War: An introduction to theories and research on collective violence</i>	Vol. 2, Part 4, Chapter 15.	2015

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
Social media and social science; or, Research 2.0	Single author	University of Essex Workshop on Statistical Techniques in Social Sciences	University of Essex, UK	2014.09
Social media and social science; or, Research 2.0	Single author	PRIO-invited brownbag presentation	PRIO, Oslo, Norway	2014.09
Social media and social science; or, Research 2.0	Single author	Japan Association of International Relations annual conference	Fukuoka, Japan	2014.11

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の自己評価]

During the period, I was in receipt of funding from the Konosuke Matsushita Foundation, grant number 13-G40.

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2014 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	Model United Nations	2
	Model Diplomatic Communications	2
	International Relations Theory	2
	Academic Writing	2

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

2015 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	Model Diplomatic Theory	2

	Academic Writing	2
	Global Politics	1

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔FD 活動への参加〕

Regularly participated in lunch staff-student seminars.

〔教育活動の自己評価〕

Paid careful attention to student questionnaires and, using skills developed while working on my Associate Fellowship of the Higher Education Academy (UK), reflected on these comments to improve my teaching.

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014 年度

所属学会	- International Studies Association member - Associate Fellow, Higher Education Academy (UK)
学会等役員・編集委員	- Board member and account signatory, Conflict Research Society, UK
研究会活動	- Member of Prof. Tago's CROP-IT project - Collaborated with Seiki Tanaka (Syracuse) and Kyohei Yamada (IUJ) - Research fellow, Michael Nicholson Centre for Conflict and Cooperation

2015 年度

所属学会	- International Studies Association member - Associate Fellow, Higher Education Academy (UK)
学会等役員・編集委員	- Board member and account signatory, Conflict Research Society, UK - Collaborated with Seiki Tanaka (Syracuse) and Kyohei Yamada (IUJ) - Research fellow, Michael Nicholson Centre for Conflict and Cooperation
研究会活動	-Member of Prof. Tago's CROP-IT project

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	Ph.D. board member for Tominaga, Yasutaka, Osaka University
--------	---

2015 年度

学外教育活動	Ph.D. board member for Tominaga, Yasutaka, Osaka University
--------	---

〔国際交流活動〕

Maintained strong links with University of Essex, UK

〔社会貢献活動の自己評価〕

Attended many social activities outside of KU, such as with the Self Defense Forces, or numerous activities with students.

V 管理運営活動等の内容
〔学内各種委員等〕

矢内 勇生（政治経済学・特命講師）

I 今期の活動の総括と今後の展望

今期は、単独研究と国際共同研究を行い、学会等である程度の成果を報告することができた。今後は国際学術誌への掲載を目指すとともに、プロジェクト全体の成果をまとめて学術書を出版する予定である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
Economic Crises and Policy Regimes: The Dynamics of Policy Innovation and Paradigmatic Change	分担執筆	Edward Elgar	2014年5月

（論文）

論文名	執筆形態	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
Bicameralism vs. Parliamentary: Lessons from Japan's Twisted Diet	国際共著 (Michael F. Thies)	選挙研究	30巻2号 60-74頁	2014年12月
誰が、何を、いつ、どのよう に比較するか（粕谷祐子『比較政治学』ミネ ルヴァ書房、2014年の書評）	単著	レヴァイアサン	57巻 138-141頁	2015年10月

* 論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名	発表形態	発表会議名	開催場所	発表年月
Legislative Management in Divided	口頭発表・国際共著	日本選挙学会	早稲田大学	2014年5月

Parliaments	(Michael F. Thies)			
Redistributive Consequences of Economic Inequality and Electorates' Attitudes toward Inequality	口頭発表・単著	日本比較政治学会	東京大学	2014年6月
Reformation of Social Coalitions for Elections	口頭発表・単著	International Conference, "Growth, Crisis, Democracy: The Political Economy of Social Coalitions and Policy Regime Change."	European University Institute, Florence.	2014年11月
Lawmaking in the Divided Diet	口頭発表・国際共著 (Michael F. Thies)	国際シンポジウム「二院制の比較研究」	東京, アルカディア市谷	2015年3月
Reformation of Social Coalitions for Elections	口頭発表・単著	Annual Meeting of the Society for the Advancement of Socio-Economics	London School of Economics, London.	2015年7月
How Does Strong Bicameralism Affect the Content of Laws in Japan?	口頭発表・国際共著 (Michael F. Thies)	日本政治学会	千葉大学	2015年10月
Political Reformation of Social Coalitions for Elections	口頭発表・単著	Annual Meeting of the Southern Political Science Association	San Juan, Puerto Rico.	2016年1月
How Strong Bicameralism Constrains the Government's Agenda	口頭発表・国際共著 (Michael F. Thies)	Annual Meeting of the Southern Political Science Association	San Juan, Puerto Rico.	2016年1月
Teaching How Electoral Systems Change Political Outcome Using a Role-Playing Simulation Game	口頭発表・共著 (Shinsuke Nishino, Keisuke Tani, and Jaehyun Song)	Teaching and Learning Conference, American Political Science Association	Portland, Oregon.	2016年2月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の自己評価〕

科研費プロジェクトを中心に研究を進め、新たな知見を蓄積し、学会報告を通じてある程度の成果を発信することはできた。しかし、出版に至っていない研究結果が多数あるの

で、それらをできるだけ早く出版する必要がある。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2014年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	政治経済学Ⅰ	2
	政治学方法論Ⅰ	2
学部	プログラム講義政治経済学Ⅰ	2
	プログラム講義政治学方法論Ⅰ	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

2015年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	政治経済学Ⅰ	2
	政治経済学Ⅱ	2
	政治学方法論Ⅰ	2
	政治学方法論Ⅱ	2
学部	プログラム講義政治経済学Ⅰ	2
	プログラム講義政治経済学Ⅱ	2
	プログラム講義政治学方法論Ⅰ	2
	プログラム講義政治学方法論Ⅱ	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

教育活動にはかなり時間を割いた。特に政治学方法論では、詳細な資料と実習課題を用意するとともに、毎週宿題を課し、受講生にフィードバックを与えることにより、現代政治学で必須の分析スキルの基礎を習得させることに成功したと考える。

また、シチュエーションナルトレーニングプログラムの一環として大学院生と共同研究を行い、アメリカ政治学会の教育・学習会議で成果を発表することができた。国際学会での報告経験は、大学院生たちが今後国際的な舞台上で活躍するモチベーションを高めたと思う。

Ⅳ 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2014年度

所属学会	日本政治学会、日本選挙学会、日本比較政治学会、Southern Political Science Association
------	---

2015年度

所属学会	日本政治学会、日本選挙学会、日本比較政治学会、Society for the Advancement of Socio-Economics、Southern Political Science Association
------	--

〔社会における活動〕

2014 年度

学外教育活動	早稲田大学政治経済学部・非常勤講師 拓殖大学政経学部・非常勤講師
--------	-------------------------------------

〔社会における活動〕

2015 年度

学外教育活動	甲南大学法学部・非常勤講師
--------	---------------

〔国際交流活動〕

国際学会や海外で開催されたシンポジウムでの研究発表をいくつか行った。また、共同研究者である Michael F. Thies 氏（カリフォルニア大学ロサンゼルス校・准教授）を招聘し、特別講義を実施した。

〔社会貢献活動の自己評価〕

政治学方法論の資料をウェブ (<http://yukiyanai.com>) で公開した。政治学方法論、特に計量分析について日本語で学習できる資料はあまり充実しているとはいえないので、公開する意義は大きいと考える。私のウェブ資料を引用している出版物もあるので、最低限の貢献はできているだろう。

V 管理運営活動等の内容

Cheong Wei Sun（専攻・特命助教）

I 今期の活動の総括と今後の展望

I had joined Kobe University's law faculty in April 2015 as part of the teaching staff for the new GMAP in Law Masters' Programme / LL.M and have been fortunate enough to be exposed to many new experiences and to meet many new colleagues.

II 研究活動の内容と自己評価

III 教育活動の内容と自己評価

〔FD 活動への参加〕

Attended the Japanese Legal System classes (class observation), assisted Professor Saito's class by explaining about Mergers and Acquisitions to the students, attended the lecture (in English) on Uber and how it affects our current society, attended the international arbitration class (class observation). Taught the Kyoumu staff English especially business English to assist the staff when communicating with foreign

professors and students.

〔教育活動の自己評価〕

I found my tenure in Kobe University very valuable as a practicing lawyer who was invited over to teach. The education line as one can expect was totally different than practice, and I have discovered that I have learnt a lot from my teaching stint in Kobe University. I found that education today is so much more different from my time at university and Japanese universities have their own unique teaching style that differs from England and Malaysian universities. Not to mention how international the education sector is now. The number of students who seemed interested in international law, international business practices, and how other countries especially commonwealth countries practiced law was interesting, and I hope that there will be more of such students in the future.

Through the international arbitration moots, I have learned from the students that I had coached that their main concern laid with their English proficiency and the usage of case law for their arguments, which is common for common law jurisdictions. I unfortunately discovered this at the end of my tenure and had only manage to suggest to my fellow colleagues that more be done to assist the students in improving their English (which was actually already being undertaken by another colleague) and to perhaps form a class to teach the students, especially those interested in the international moot competitions on how to analyze and use case law in their arguments for such competitions.

Besides the moot competitions, I gave a workshop on Malaysia's corporate law which would hopefully be useful for students who wish to practice as lawyers in the international scene in the future. It was a good experience being able to teach and I tried to inject the usage of Japanese words where possible to explain difficult English words. Overall I hoped that the students were able to learn well with my teaching style and that they continue to strive to increase their knowledge and expand their horizons.

大学院授業「Law Asia Workshop」(1単位)ではMootが行なわれたオーストラリア、大学院授業「Vis Moot Workshop」(1単位)ではMootではMootが行なわれた上海、香港への学生引率を行った。

また、マレーシアへのインターンシップに関する作業を全面的に担った。

IV 社会貢献活動等の内容と自己評価

〔学界における活動〕

2015年度

シンポジウム等の主催等	Kobe Summer School of Asian Law and Dispute Management 2015 (“Kobe SALAD”)
-------------	--

〔国際交流活動〕

Supervising / Coaching the Kobe University's moot team for the international arbitration moot competitions (Law Asia Moot 2015 and Vis International Commercial Arbitration Moot 2015) in Shanghai, Sydney and Hong Kong.

V 管理運営活動等の内容

〔学内各種委員等〕

